

宜 議 第 5 0 7 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果にて（報告）

閉会中において、本委員会で案件の審査をいたしましたので、案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和 7 年 1 1 月 4 日	令和 7 年 1 1 月 4 日	認定第 1 号
令和 7 年 1 1 月 6 日	令和 7 年 1 1 月 6 日	認定第 1 号
令和 7 年 1 1 月 7 日	令和 7 年 1 1 月 7 日	認定第 1 号
令和 7 年 1 1 月 1 0 日	令和 7 年 1 1 月 1 0 日	認定第 1 号
会議日数 4 日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
認 定 第 1 号	令和7年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について	令 和 7 年 9 月 9 日	令 和 7 年 1 1 月 1 0 日	原案可決

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年11月4日（火） 1日目

午前10時04分 開会

午後 0時06分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（13名）

総務部次長	津波古 良幸
市民経済部次長	本 永 貴也
こども政策担当次長	浜 里 郁子
建設部次長	比 嘉 徹
基地政策部次長	宮 城 恵美
指導部次長	津 島 美智子
財政課長	比 嘉 隼也

企画部次長	玉 元 智
福祉担当次長	香 月 直子
健康推進部次長	米 須 之 訓
建設部参事兼建築課長	普 天 間 朝信
教育部次長	真 鳥 かおり
消防次長	島 袋 保

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第1号 令和7年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年11月4日（火）第1日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時04分）

【議題】

認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、当局より説明がありましたらお願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 議員の皆様、おはようございます。補足説明等は、特にございません。

○石川慶 委員長 本件に対する質疑を許します。では、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 主に資料要求、私の場合は1番から19番までの資料をお願いしたいと思ひましてやっているのですけれども、どうしましょう。読み上げて、この内容……。

○石川慶 委員長 これは一応質疑という形でやっていますので、資料要求したもので次長の答弁が要るもの、できないもの、1つずつちょっと確認していただけると助かりますので、そのようにお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 歳入の1款2項1目固定資産税になるのですけれども……

○石川慶 委員長 ページ数もお願いします。

○我如古盛英 委員 18ページです。2項の固定資産税、土地からの税額、それから納付実績、それからその実績については5年分を資料としていただきたい。

それから、もう一つ、歳入のほうですけれども、17款2項1目、50ページです。不動産売払収入というのがありまして、その一覧表を資料としていただきたいです。大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。ただいま我如古委員から要求のありました資料、18ページの固定資産税の課税の実績と収入の実績、過去5年分ということで、よろしかったでしょうか。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○総務部次長 それと、50ページの不動産売払収入の一覧、これは所在地と金額と単価、準備して提供いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その不動産売払収入ですけれども、この収入の場合は、ほとんど公共施設等の整備基金に繰り入れされていると思うのですけれども、そういうことになっているのですよね。この辺も分かりやすい資料があれば。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 それもつけた資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次に、歳出の2款1項1目、労働安全衛生管理委託料の内訳についてなのですけれども……

○石川慶 委員長 我如古委員、もしあれだったら1回交替して、確認して、その後質疑しましょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○石川慶 委員長 そのほうがいいですね。では、一旦切りましょうね。再度準備をお願いいたします。
では、質疑のある方、お願いします。プリ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくをお願いいたします。7ページになります。歳出、2款総務費、1項総務管理費の翌年度繰越しが2億8,900万円となっているのですけれども、これは人件費とか、委託料なのかというところで、内訳をお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えいたします。人件費等ではなくて、まちづくり事業のほうの繰越額がほとんどとなっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、2億8,900万円の繰越しは、まちづくりが全部、ほとんど。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。ただいま2億8,900万円のうち2億8,453万3,083円がまちづくり事業の繰越額となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 残りは何を。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。宜野湾市立グラウンド施設改修等整備事業で521万6,000円の2件となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。資料は大丈夫です。では、8ページに行きまして、8ページの土木費のところで、3項都市計画費の翌年度繰越額がおおよそ26億円なのですけれども、この事業名がたくさんあるのかなと思うので、答えられたら答えていただいて、たくさんだったら資料でお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この件に関しては都市計画費の繰越しに関する事業が8件ありますので、それを資料で提出したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。では、9ページをお願いいたします。9ページの10款教育費です。2項小学校費、ここ翌年度繰越しで3,900万円、かなり大きいと思うのですが、その理由というのは。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○**教育部次長** お答えいたします。10款2項の翌年度繰越額3,977万3,000円につきましては、嘉数小学校のトイレ改築事業の繰越額になってございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。ありがとうございます。

続いて、24ページです。24ページの11款1項1目地方交付税、その節は2です。特別交付税、この特別交付税というのは、災害等に使われていると思うのですが、その説明をお願いします。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** プリティ宮城ちえ議員の御質疑にお答えいたします。特別交付税のほうでございますが、災害等に対応するものという一面もありますが、そのほかに総務省令で様々な交付が定められておりまして、これは標準的な事務では捕捉ができないような財政需要に対して特別交付税を交付するというような形になってございまして、これがかなり多岐にわたるような内容になっております。

例えば消防団の報酬にどれぐらいかかっているのか、文化財の保護にどのぐらいかかっているのか。各団体でも、かなり違いがありますので、もしくは高齢者の施設の措置にどれぐらい費用を要しているか、そういった形で、もしくは県外では除雪のほうにどれぐらい費用がかかっているのか、もしくは災害にどれぐらいかかっているのか、こういった多岐にわたる項目を自治体のほうから総務省に報告をして、12月と3月にそれぞれ交付税、総務省のほうで算定して公開されるというような形になってございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** では、できましたら、多岐にわたって相当多いみたいですが、主な項目の資料をいただけますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、御質疑にお答えいたしますか。かなり多岐にわたって、主なというのが、こちらのほうで代表的な形でよろしいでしょうか。

○**プリティ宮城ちえ 委員** はい。

○**財政課長** こちらのほうで、ちょっとその項目については選定をさせていただきまして、資料のほうは提出してまいりたいと思います。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** よろしく願いいたします。続いて、29ページです。29ページの14款1項6目教育使用料、6節行政財産目的外使用料で、備考は行政財産目的外使用料、学校施設駐車使用料になります。これが令和5年度の決算と比べて増えているというところの理由というのが知りたいのですけれども、それと各学校でどのくらいの徴収金額になっているのか、そういう資料を出せますでしょうか。あと、何に使っているのかということの資料も要求したいと思いますが、どうでしょうか。

○**石川慶 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** お答えいたします。まず、各学校の収入状況の一覧、あとは何に充当されているかというもの、この資料を作成いたします。令和5年と令和6年の違いというか、増えている理由なのですけれども、令和5年6月1日から開始しておりますので、1か月分、期間が違うために増えています。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ありましたらお願いいたします。宮城克委員。

○宮城克 委員 つなぎではあるのですが、お願いします。3ページ、歳入、市税、市民税と固定資産税、軽自動車税、たばこ税から以下は不納欠損、収入未済はゼロになっていますが、この1、2、3、市民税、固定資産税、軽自動車税、これを昨年度の数字を入れ込んでみました。そうすると、まず不納欠損の総額で昨年度を相当上回っていると、ざっと500万円ぐらい。逆に収入未済のほう、市民税だと減だけれども、固定資産税も減、軽自動車税が増というところでの、この内容を説明できますか。例えば資料で出したほうがいいのか、答弁なのか、それはお任せします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 宮城克委員の御質疑にお答えいたします。市税収入ベースできますと、対前年度で、令和5年度と比較しますと、約7.8億円の収入の増になってございます。その主な理由でございますけれども、まず個人市民税については、令和6年度の税制改正において、令和6年度分の個人住民税における定額減税がございました。その影響で個人市民税は収入が1.3億円ほど減となっておりますけれども、固定資産税については、令和6年度が評価替えの年になっておりまして、評価替えの影響に伴って約3.8億円の増、またたばこ税についても、たばこの売上げ本数の増により4.8億円の増となっております。主な状況については説明したとおりです。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解です。今の説明を聞いてもあれなのですけれども、会派で勉強している部分もありますので、何かそれはいただけたらいいなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市税、個人市民税から固定資産税、たばこ税、軽自動車税の対前年度と収入の比較をして、その主な増減理由についての資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 お願いします。では、続きやりましょうね。決算書の74ページ、一般管理費のほうなのですが、一般管理費の備考欄の一番下のほう、車両賃借ということで、111万5,400円、車両の賃借料とあるのですけれども、公用車の数とか、そういったのを考えたときに、なかなかぱっとしないなというのがあるので、この内容を説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。この車両賃借料111万5,400円につきましては、市長車と副市長車のリース料となっております。

○宮城克 委員 ということは2台のみ。

○企画部次長 はい。

○宮城克 委員 では、ほかの職員が乗るようなものは。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 宮城克委員の御質疑にお答えいたします。決算書75ページでございますが、備考のほうで、3、秘書事務運営費と書かれておりまして、2,000万円余り。この中の内訳が下のほうに並べられている状況でございます。あくまでも秘書事務運営費の中で市長車、副市長車の賃借料が111万5,400円となっております、その他の事業に、それぞれの職員の公用車のほうは出されている状況でございますので、かなり多岐にわた

って、それぞれの事業にぶら下がっている状況でございます。決算書のほうの記載の仕方となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 財政課長、せっかくなので、こういった質疑することはないのですけれども、公用車、例えば市長、議長、副市長ありますけれども、公用車の賃借の状況、何台ぐらいあるのかなど。下の駐車場に止まっていますけれども、その辺というのが、どういう形で、どこからリースされていて、どのような扱いされているか分かるような資料をいただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。ちょっと各部にまたがっているものですから、企画のほうで取りまとめてお出ししたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。236ページ、観光費、はごろもレディの選出大会補助金、それからグリーンコミュニティ事業、ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業補助金ということなのですが、まずはごろもレディ選出大会、これは2年前ですね、毎年ではなくて、任期2年で、その都度だと思うのですけれども、あくまでも確認です。この予算は、やはり2年前で支出されているのか。

あと、グリーンコミュニティ事業の事業内容は、記憶するところでは、苗木とか、そういったものだったと思いますけれども、昨年からやり方というか、趣旨が変わったというのも聞いていますけれども、まず内容の再確認です。

それからあと、ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業というところで、サンゴの保全の部分だったと思うのですけれども、いま一度、新年度予算のときでもやったのですが、確認させてください。その事業内容と、その予算の流れ、どこからどこに、どう流れていって、その事業が行われているかというのを改めて確認したいので、この部分に関して資料でいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 おはようございます。宮城克委員の御質疑にお答えいたします。はごろもレディ選出大会補助金の支出の流れというか、根拠といいますか、支出状況、どういうものに使われているか。あとは、グリーンコミュニティ事業の事業内容、ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業の支出の流れというか、状況等について資料を提供したいと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 お願いします。ラスト1、115ページをお願いします。2款1項10目防災費です。その中で備考欄の4、市民防災事業の中での工事請負費1,100万円とあるのですけれども、まずこの工事請負費の中身、これは何の工事に対しての請負費になっているのか、確認させてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この工事費の内容ですけれども、防災備蓄倉庫の工事で、いこいの市民パークのほうに防災備蓄倉庫を設置しております。その分の工事の請負費となっております。

○宮城克 委員 了解です。オーケーです。以上です。

○石川慶 委員長 では、質疑ありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほどはすみませんでした。よろしく願いいたします。78ページの2款1項1目、労働安全衛生管理事業の委託料の内訳、実績について資料をいただきたい。それと同時に関連して、令和6年

度の退職者数と、それからその中には長期と短期とあると思いますが、分かりやすく言うと。退職者数ができたら資料提供をお願いします。令和6年度でいいです。大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料のほうを作成して提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次は、80ページの2款1項1目、市民生活事務運営費の、これは姉妹提携に関する資料だと思うのですが、一応その費用弁償等、特別旅費等の実績が分かる資料を提出していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。2款1項1目、80ページ、備考の20番、市民生活事務運営費の特別旅費につきましては、おっしゃったように岩国市との姉妹都市提携プラス横浜DeNAベイスターズの球団表敬も含めた金額になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そちら辺の内訳が分かるように、では。

○市民経済部次長 資料は了解しました。

○石川慶 委員長 資料は大丈夫ですね。

○市民経済部次長 はい。提出いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、115ページの、先ほど宮城克委員からもありましたけれども、私のほうは2款1項10目、防災諸費の地域防災事業の内訳と実績、下のほうに地域防災補助金とありますので、その補助金の内訳、23行政区全地域にあるのかなということであれですけれども、それと地域防災活動の組織がありますけれども、その団体数と、それからできたら会員の数も分かればよろしくお願ひしたいと思います。

それから、代表者がいらっしゃると思うのですが、その代表者も分かれば資料としていただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認をして提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次、116ページです。次のページですけれども、2款1項12目、宜野湾市地域公共交通推進事業の実績、それから進捗状況もお願いしたいと思います、資料を。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公共交通についての現時点の実績状況を資料として提出いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。次は142ページです。3款1項1目の住宅確保給付金事業についての実績をいただければと思うのですが、前の資料はありますので、令和6年度の実績。

○石川慶 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 我如古盛英委員の御質疑なのですが、決算書142ページ、備考欄17、住居確保給付金事業につきまして、実績の資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 同じく3款2項1目、ページは探せないのですけれども、当初予算にはあったのですけれども、母子・父子家庭等医療費助成事業の件について、ちょっとページは探せなくてすみませんけれども、これについても資料をいただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 164ページの備考欄、母子・父子家庭等医療費助成事業の医療費の支給実績ということで、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 今確認されたのですけれども、支給実績でよろしいですか。

○我如古盛英 委員 資料として、それとあと……

○石川慶 委員長 もう一回ちょっと。

(「マイク」という者あり)

○石川慶 委員長 マイクがあったらマイクを使ってもらいましょうか。こども部次長。

○こども部次長 3款2項1目、164ページの備考欄の2番、母子・父子家庭等医療費助成事業、こちらと次のページになるのですが、ごめんなさい。165ページ、母子父子家庭等医療費4,000万円余りのものがありますが、こちらの実績ということで、よろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○こども部次長 本年度に関しては、宜野湾市福祉保健の概要の5—5のほうに令和6年度の実績は載せておりますが、こちらの提出になりますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 我如古委員さん、大丈夫ですね。

○我如古盛英 委員 大丈夫です。あとは質疑で。

○こども部次長 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 222ページ、ちょっと飛びますけれども、4款1項3目、これは火葬場建設等検討調査事業の進捗状況を知りたいと思っているのですけれども、あれからいろいろな情報が、私たちには来ないので、資料としていただければと思います。よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 222ページ、4款1項3目、備考の6、火葬場建設等検討調査事業と備考の7、火葬場建設等検討調査事業の繰越しの部分については、資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 内容については、では資料をいただけるということで、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 次に、227ページの5款2項1目、備考3のシルバー人材センター事業です。事業の補助金と委託料の実績についてなのですけれども、シルバー人材センターさんからいつも陳情等が来ていて、その方向を知りたいと思いますので、ぜひ資料を提出していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。この資料の内容ですけれども、これは。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 シルバー人材センターの予算の中で、市として補助金を、あるいは委託料を出していると思うのですよね、いろいろな事業、清掃等。この5,491万円の内訳と、その中に全部入っていると思うのですけれども、その内訳が分かる資料をいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。補助金につきましては、この227ページの下段の項目の宜野湾市シルバー人材センター補助金ということで、1,637万円4,240円になっておりますのと、あとはちょっと上に戻っていただいて、修繕費の下です。公共施設管理業務委託料というのが、市の公共施設の中でシルバー人材センターさんに清掃とか、除草作業を依頼している金額の合計になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 シルバー人材センター事業の5,491万円というのは、その修繕費と宜野湾市シルバー人材センター補助金まで全部入れたら合計金額ということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 さようでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、公共施設維持管理費の内訳、それから補助金として一括にシルバー人材センターさんに補助しているということですから、その2点の5か年分の資料が分かる、委託料とそれから補助金の推移、その2点をお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。まず、公共施設管理業務委託料につきましては、庁内のいろいろな部署で委託をしていて、そこが何をしているのかということろまで、5年分必要ということになりますでしょうか。それでよろしいですか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 庁舎内だけの委託料になるのですか。概要に入ってしまうのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 庁舎内の、保育園とか、そういったところも含めてとなります。だから、資料がちょっと膨大になるのかなというふうにちょっと思うのですけれども、例年こちらにお出ししている資料としましては、この委託料のトータル、3年ないし5年分の推移とか、あとは補助金につきましても、こういった推移はおつくりすることはできると思います。

○我如古盛英 委員 それで大丈夫です。

○市民経済部次長 では、まとめた数字でよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。質疑でまたお伺いします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次は、259ページです。8款3項5目、公園施設管理運営事業の委託料の内訳についてお願いしたい。備考欄2の委託料です。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 8款3項5目公園費の備考欄2の公園施設管理運営事業の委託料について資料を提供したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次に、263ページ、かにくばる公園整備事業についてなのですけれども、補助金と、それから備考欄12と13の2つに分かれているのですけれども、その分かりやすい資料を、工事が進んでいるのかどうかを含めて資料をお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この事業に関しても資料を提出したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 同じく263ページの備考欄16のわかたけ公園水質改善事業についても分かりやすい資料を、工事が完了しているのでしょうか、お願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 工事は全て完了しております。これに関しても工事の資料ということで、提出したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それから、9款1項消防費の件なのですけれども、繰越明許で本年度に繰り越しされたところで、ページはないのです。消防自動車の購入事業費として、この決算の中にはないのですが、繰越明許にされているわけですから、今年度その事業を完了しているかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。決算書275ページのほうに翌年度繰越額として備品購入費のほうで1億5,510万円が記載されております。これにつきましては、救助工作車の購入となっております、令和6年度は間に合わなかったため、繰り越して、9月に納車されております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについて購入が済んでいるということであれば、いろいろな金額とか、消防車の規格等が、説明書があると思うのですけれども、資料をいただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。救助工作車購入に係る内訳、資料を提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次は、288ページです。10款1項3目の教員業務支援員等配置事業の実績についてお伺いしたいと思います。分かりやすい資料を提供していただければありがたいのですけれども、お願いいたします。備考欄の12です。例年どおりの支援事業になっているかどうか、人員が増えたのかどうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 我如古委員、288ページの備考欄12の教員業務支援員等配置事業の要求資料の内容、もう一回お願いできますか。

○石川慶 委員長 何の資料が欲しいか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 各学校に支援員を置いてあると思うのですけれども、その支援員の人数と、それから主な支援員の業務の内容、分かりやすい資料がありましたらお願いいたします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。備考欄12、教員業務支援員等配置事業の人数と業務の内容のほうの一覧

を資料としてお渡しします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今度は360ページです。10款6項1目フッ化物洗口推進事業の実施状況について、備考欄の5です。これについて令和6年度の予算での、その推進事業の実施状況と実績を資料としていただきたい。

それから、そのために職員配置があったかどうかについても、資料があればお願いします。

もう一つは、関連して市内の小中学校の児童の虫歯のない者の推移、いつも資料としていただいているのですけれども、令和5年度と令和6年度の資料があれば、資料としていただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。ちょっと確認させていただきたいのですけれども、フッ化物洗口の令和6年の実施状況、実施校と、あと回数……

○我如古盛英 委員 令和5年もあれば、令和5年と令和6年、以前のものは資料としていただいていますので。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和5年度、令和6年度の実施校と回数と、あとどんな実施をしているかという資料と、あと職員配置というのは、追加で配置したというか、学校にということですか。

○我如古盛英 委員 そうです。しているかどうか。

○指導部次長 このフッ化物洗口の実施に伴って職員配置があったかどうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○指導部次長 虫歯の状況なののですけれども、速報値が令和5年度しか、まだなかったかと思います。これはちょっと確認させていただいて、もしあれば令和5年度と令和6年度、提供してまいります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 関心ありますので、よろしくお願いします。それと、決算書の中のものにはないのですけれども、企画部財政課のほうにお願いがありまして、3点、本市の地方債の年度末の推移が分かる資料をいただけないでしょうか。いろいろな監査資料から全部集めてやればいいのですけれども、それと同時に積立金の年度末の推移、できたら5年分ずつお願いしたい。

それと、基金の残高調書、これは決算の基金の残高というのも資料としていただけるのでしょうか。3点お願いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。ちょっと確認させていただきたいのですが、年度末の残高の推移ということでございますが、推移ということであれば、何年度から何年度までのということ。

○我如古盛英 委員 できたら5年分で、年度末ですから、3月末の。

○財政課長 令和2年から令和6年と。

○我如古盛英 委員 はい。

○財政課長 こちらのほうは令和6年度の決算ベースということで、よろしいでしょうか、基金残高。

○我如古盛英 委員 これも5年分いただけないでしょうか。

- 財政課長 もう一点なのですけれども、積立金というのはどういう。
- 我如古盛英 委員 積立金は、いろいろあると思います。それも同じように……
- 財政課長 積立金の状況。
- 我如古盛英 委員 基金も含めてですよね、積立金は。監査委員の皆さんが出したもののなのですけれども、72ページ、積立金残高というのがあるではないですか。これは多分3月31日までの積立金の現在高だと思いますので、これの5年分というのでしょうか……
- 財政課長 こちらの該当ページの積立金現在高の令和2年から令和6年度まで。
- 我如古盛英 委員 その中には財政調整基金とか、基金もみんな入っているみたいですので、その総額でいいので。
- 財政課長 総額の推移ということで。
- 我如古盛英 委員 お願いします。委員長、以上です。
- 石川慶 委員長 福祉推進部次長。
- 福祉推進部次長 すみません。先ほど我如古委員から資料要求がありました決算書142ページの住居確保給付金なのなのですが、福祉保健の概要の3—1ページに実績が掲載されておりますので、そちらでよろしく願いいたします。
- 石川慶 委員長 我如古盛英委員。
- 我如古盛英 委員 事業としては進めているわけですよね。
- 福祉推進部次長 はい。
- 石川慶 委員長 大丈夫ですね。
- 我如古盛英 委員 分かりました。大丈夫です。
- 石川慶 委員長 では、替わりましょうね。プリティ宮城ちえ委員。
- プリティ宮城ちえ 委員 あと4点ほどよろしくお願いします。まず、40ページです。40ページの15款2項10目、防衛施設整備国庫補助金の9節、まちづくり支援事業で、このまちづくり支援事業がどういうものに使われたのかということと、それから収入未済額が3億円余りとなっている、そのことについてよろしくお願いいたします。
- 石川慶 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 お答えいたします。40ページ、15款2項10目防衛施設整備国庫補助金のまちづくり支援事業でございますが、現在、真栄原と普天間で行っております、普天間飛行場周辺まちづくり事業費に充当しております、3億3,700万円の収入未済額につきましては、繰り越しとなっております。令和7年度への繰越しです。
- 石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。
- プリティ宮城ちえ 委員 この事業、真栄原と普天間の事業に対しても、まだ事業が進んでいないところに対してということですか。
- 石川慶 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 お答えいたします。普天間と真栄原の事業費に充当されているものでございます。
- 石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。
- プリティ宮城ちえ 委員 承知しました。では、続きまして231ページの6款2項1目林業総務費、備考欄

2のほうで森林環境譲与税基金積立事業、これは積立てをそのまま続行していくのか、計画、使う予定というのがあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。決算書231ページ、6款2項1目、備考欄の森林環境譲与税基金積立事業につきましては、これは令和元年度から譲与税が入ってきていて、毎年積み立てていて、令和6年度の金額1,122万7,992万円でございます。その間使ったものとか、宜野湾市においては、例えば普天間の斜面地で、ちょっと木が生い茂っているところがあって、そこを伐採したり、あとは大謝名小学校の本棚を木材で作ったり、こういった感じで、収入と支出も含めて行っております。今後は宜野湾市の屋外劇場の陳列館の建具のほうも、そういったもので木材を使っていこうかなという計画をしております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 承知しました。そのほかにも使う、今説明があったものに使う予定という、ほかにもあるのですか。もしあったら資料を出してください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 実績につきましては、昨年度も横浜DeNAベイスターズのキャンプのときにベンチがないということだったので、ベンチを作ったり、木材で使えるものを作っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 実績を、今おっしゃったものを資料で出していただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 資料を提供します。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。3つ目です。263ページ、8款3項5目公園費の備考16、わかたけ公園水質改善事業のほうですが、先ほど出ていましたが、これはどういう水質改善の機械ですね、どういうものが使われているのか、ていーちが一公園と一緒になのか。メーカーの詳細を出していただけますでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 8款3項5目公園費の工事費に関して水質改善機器として、工法が若干違ったものを使っていますので、また施設の概要を資料として提供したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。どういう機器かを詳しく知りたいと思います。

では、続きまして360ページです。360ページ、10款6項1目保健体育総務費の備考5でフッ化物洗口推進事業ですが、令和5年度は37万円ほどだったのですが、113万円と3倍ほどになっていて、報償費と消耗品費というふうに出ているのですけれども、この詳細の資料を請求したいのですが、お願いできますでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。令和6年度の、この事業の内訳でよろしいでしょうか。ほぼ消耗品なのです。フッ化物洗口の液体のものと、あとかごとか、歯科医の報酬がメインになっています、この事業の予算は。令和5年度が少なかったのは、実施が後半に開始した、コロナで休止していたものが、大謝名小学校

が年度の途中から開始したものですから、少なかったのと、令和6年度は年度初めから開始したので、1年分ということになります。追加で、志真志小学校も実施が始まりましたので、その分で、この差がある状況になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 学校の児童の人数もありますし、変動はあると思うのですが、1校から2校への増加があるので、報償費、誰に対して幾ら払ったとか、どういうものを買って、その詳細の資料をいただけないか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 予算の内訳、令和5年度と令和6年度の比較ということで、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○指導部次長 提供いたします。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく願います。以上です。

○石川慶 委員長 では、一旦休憩したいと思います。再開は15分から、よろしく願います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時05分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き質疑を許します。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 まず、28ページのほうを確認する意味で願います。まず、14款1項5目土木使用料、この中の広場使用料というのがあるのですが、御説明もらえますか。どういったところの広場の意味を指しているのかをお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 28ページの広場使用料についてですが、門前広場、今、神宮前の広場部分が公園とは違って広場として活用している使用料になっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。理解できました。

あと、6番の行政財産目的外使用料、これも説明をもらえますか。どういったところを貸し出ししているのか、どういったところを貸したのか、あまり分からないものですから。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 こちらに関しては伊佐の愛誠園、市が管理している空き地がございます。これの駐車場としての使用料になっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解しました。ありがとうございます。このように行政財産目的外で協議の上、貸出しもできますということもあるということですね。理解しました。

あと、4番と5番についてお伺いします。住宅使用料、これが出ておりますが、市営住宅使用料滞納分、また市営住宅使用料現年度分、また収入未済額とか、結構あるのですが、多くの市民は市営住宅に入居した

いという方々も、どうしても家賃が、収入が低いために、地域のところの民間の住宅を借りるのができないので、市営住宅をぜひ利用したいという方々も多いので、こういうような滞納とか出ているので、市民の皆様も、またこれはおかしいのではないのというのが出てくる声があると思うのです。そういうのを併せて確認をします。市営住宅のほうは、今、宜野湾市は幾つあるのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 宜野湾市内の市営住宅につきましては、愛知市営住宅がございます。こちらが96戸、2つ目が伊利原市営住宅、こちらが246戸、合わせて342戸の市営住宅を管理運営しております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この中で、こういうような滞納とかが出てきております。こういう滞納に関しても、しっかり利用者に寄り添って協議をしながら使用料の回収に取り組んではいると思うのですが、ここ令和2年から令和6年までの5年分の資料の提供をお願いします。住宅使用料、そして駐車場使用料、どういったことがあるのか。できたら愛知市営と伊利原市営を分けて提示できたらありがたいのですけれども、これはまた資料をいただいて、その後にまたしっかり皆さんの取組をお伺いしたいと思いますので、資料の提供をお願いします。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 14款1項5目土木使用料の市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料のそれぞれ過去5か年分の愛知と伊利原の資料を提供いたします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。お願いいたします。

あと186ページ、児童措置費、ちょっとお伺いをしたいと思います。まず、備考の37、子育てのための施設等利用給付事業、認可外等があります。この中で返還金が結構大きいというふうに思います。これはどういったものですか。まず、子育てのための施設等利用給付事業を御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 186ページ、3款2項2目、備考欄の37、子育てのための施設等利用給付事業（認可外等）でございます。こちらは認可外保育施設等を利用した利用料を補助しております。

保育所のほうなのですけれども、償還払いを行っておりまして、一旦お支払いして、保護者のほうから実際償還払いという形で払い戻しをした場合や、施設のほうが代理で申請して、施設のほうで利用する場合がございます。こちらの返還金なのですけれども、令和5年度の実績の報告に基づいて出しているのですが、窓口に来る方が実際何人いるか、こちらのほうで把握はできないので、あらかじめ少し多めに取っている形になっておりまして、その分を次年度に清算して返還するような形になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。償還払い方式という形でやっていますということで、今理解をしました。特に利用者の数が読めないということかなとは思いますが、その中で、まず宜野湾市の認可外保育施設の一覧表とゼロ歳から5歳まで、これの受入れ人数枠の一覧が載っていますね、認可外の資料にいろいろと、その宜野湾市内の一覧表の資料の提供をお願いします。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 令和7年度の宜野湾市福祉保健の概要の6―5のほうに認可外保育施設の一覧表がござい

ます。こちらのほうは定員と施設名とかを載せておりますが、実際の人数ということで、よろしいでしょうか。令和6年度のものだけでよろしいでしょうか。

○伊波一男 委員 はい。

○こども部次長 資料を提供いたします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 そのまま続けたいと思います。次に、保育環境改善等事業（補助）1,576万1,000円、これに関して、また国庫補助金返還金1,324万4,000円がありますが、これの説明をお願いします。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 同じく186ページの備考欄38、保育環境改善等事業（補助）になります。令和6年度は安全対策事業として睡眠時の事故防止対策備品を購入しておりますが、令和5年度のほうはコロナの感染症対策という形で補助金を出しておりました。これが令和5年度の途中で5類に変わったものですから、そこら辺の補助金の使い方の制限が今までとはちょっと違う形になってきておりましたので、これを令和5年度の実績に合わせて今年度、令和6年度に返還していったという形になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解できました。ありがとうございます。そのまま続けてまいりたいと思います。

同じく結構返還金があるものですから、大変気になるものですから、その点もお聞きしたいと思います。まず、40番の子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）ってありますが、その下のほうに全く同じようにして返還金とあります。これは何ですか。活用がされなかったのか、活用して残りなのかも説明をお願いします。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 子育て世帯生活支援特別給付金のその他分になります。こちらは令和5年度の事業の精算金になりますが、返還金のものだけの事業費となっておりまして、令和5年度と同じように実績に基づきまして、令和6年度に返還していった形になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、令和6年度もこの事業があり、令和7年度もこの事業があるということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 こちらのほうは令和5年度までの事業になっておりまして、令和6年度、令和7年度は実施しておりません。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解しました。ありがとうございます。

では、そのまま下のほうに行きまして、187ページの備考45番、保育士就労促進支援事業260万円がございまして、この内容をお伺いします。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 187ページの備考欄45番、保育士就労促進支援事業になります。こちらは令和5年度より事業を開始いたしました。保育士の人材確保や職場継続を目的として、1年以上保育士として勤務していただく予定の方に10万円支給していく形になります。今年度、令和6年度は260万円ということで、26名の方に支

給している形になっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 26名掛ける10万円ということですが、令和7年度も同じように計上しているということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 令和7年度も実施しておりまして、令和7年度当初予算の金額が400万円余りだと記憶しているのですが、すみません。ちょっと今手元にいないので、後でまた御答弁させていただきます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 保育士就労促進支援事業は好評を得ているという形で、金額も令和7年度は上乗せをしているという方向性の今説明ということで、理解したいと思います。ありがとうございます。

次に、少し土木のほうに入りたいと思います。委員長、いいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○伊波一男 委員 ちょっと説明してもらいたいのがあって、259ページ、その中に備考の3番に野嵩第一公園整備事業（補助）というのがあります。そして、同じく4番に明）野嵩第一公園整備事業（補助）、2つ出てきます。後ろ側の260ページの4番、その御説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。8款3項5目、259ページの備考欄3と260ページの備考欄4は繰越明許の工事となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。野嵩第一公園の整備計画、スケジュール表みたいなものを出せないですか。なかなか進捗は徐々に徐々にしていただいていると思いますが、地域のほうからも、完成はいつなのかというお話もごさいます。

そして、今後の公園内の設備の取り組み方とかあるのかどうか。子どもさんが遊べるような大きな大変広い公園ですよ。大きな公園で、大変地域からも喜ばれていますけれども、なかなか外からの目隠しになっているような状態で、なかなか見えないところも多いのではないかなと思うのですが、その点も併せて、まずスケジュール表の資料の提供をお願い申し上げます。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 野嵩第一公園に関してのスケジュール表を提出していきたいと思います。

補足として、現在、公共投資交付金を活用した公園を今、野嵩第一公園と比屋良川公園、2公園の整備プラス安全安心の遊具施設整備の3事業の補助の割り振りを行っております。比屋良川公園を今年度は充用して物件補償の予算に一括しております。次年度以降、また予算の付け加えによって3公園の施設整備をやっていく形でのスケジュールとなっておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。ぜひ資料提供をお願いします。委員長、いいですか、続けて。

○石川慶 委員長 はい。

○伊波一男 委員 224ページ、資源ごみ収集事業とか、また特に4番、倉浜衛生施設組合処理負担金事業、

これについて、まず2市1町で行っていますので、これの他市の組合の皆さんの負担金、どうなっているかを、また資料として3年分、ですからこれは令和6年も今審査していますので、令和6年も合わせて令和4年から令和6年までの3年分程度の資料をお願いいたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。224ページ、4款2項1目、備考欄4の倉浜衛生施設組合処理負担金事業の2市1町の負担金の割合ですね、支出の状況、過去3年分提出いたします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 そして225ページ、備考の3番、倉浜衛生施設組合熱回収施設基幹的設備改造工事費負担金事業、これは負担金ですね。多分2市1町でやるのですが、これは令和6年度で終わっているのか。また、毎年これが継続していくのか。それとも、その前からあったのかを御説明もらえますか。資料として提供をお願いします。2市1町分を。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。225ページ、4款2項2目、備考欄3番目の倉浜衛生施設組合熱回収施設基幹的設備改造工事費負担金事業1,251万円の状況といいますが、他市の状況も含めて提出いたします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。最後の質疑をします。3番の資源ごみ収集事業、これが8,125万2,874円という令和6年度の実績報告だと思えます。これを同じく3年分程度の推移を見せていただきたいと思えます。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。224ページ、4款2項1目、備考欄3、資源ごみ収集事業8,125万2,874円の過去3年分の実績を提出いたします。

○伊波一男 委員 よろしく願いいたします。以上、お願いします。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。では、質疑がありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく願いいたします。決算書の78ページ、2款1項1目一般管理費の説明欄16の労働安全衛生管理事業について、先ほどの我如古盛英委員が資料要求したと思うのですが、こちらの産業医と臨床心理士の受診回数を加えていただきたいなと思えます。大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 78ページ、2款1項1目の説明欄16、労働安全衛生管理事業の産業医と臨床心理士、提供してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、確認なのですが、この事業対象というのは、教育委員会は含まれないのですか。教育委員会は別で、こういう事業があるのですか。その確認をしたいのですが、逆に言うと、例えば上下水道局とか含まれているのですか。その確認をお願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 教育委員会につきましては、産業医と臨床心理士は別々になっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。次長、後で、誰が対象か、はっきり教えてもらえれば構わないのですが、関連するとか、そのまま続けようと思ったのですが、決算書281ページ、今おっしゃった教育委員会の労働安全衛生管理事業がありまして、こちらに関しても長期療養者と退職者を資料でいただきたいのですが。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 これは280ページの。

○宮城政司 委員 そうです。10款1項2目の備考欄の8と、あと9に関してもお願いいたします。9は学校職員。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらの産業医と臨床心理士の相談回数でよろしいですか。

○宮城政司 委員 こちらもなのですが、長期療養者と退職者も併せていただけると、資料で。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちら会計年度任用職員込みでということですか。

○宮城政司 委員 ごっちゃにしないで分かるように書いていただけると助かります。

○教育部次長 かしこまりました。資料を準備いたします。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。続いて、決算書の82ページの2款1項1目一般管理費の説明欄29番の自治会加入促進事業について、令和6年度はチラシを作成して配布して加入促進につなげるという動きをされる予定だったと認識していて、このチラシがあれば資料として提供していただけないかなというところですが、大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。令和6年度に行いました、決算書のページ数でいくと82ページの2款1項1目、備考欄29、自治会加入促進事業に関しまして、チラシを作成して各自治会に配布してもらっています。その資料としてチラシを提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、その関連すると思って、令和6年度、できたら令和7年度計算しているか分からないですが、加入世帯数の推移を確認したいのですが、

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。令和6年度の加入世帯数につきましては1万540世帯、令和7年9月末時点の……

○宮城政司 委員 自治会ごとの人数等は、加入率というのですか、資料でいただきたいのです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城委員の御質疑にお答えします。これは令和6年度中の自治会ごとの世帯数、加入の世帯数。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 令和6年度の成果を見るには、本来令和7年度を見るべきかなと思ったのですが、令和7年度は、まだ集計されていない、途中になってしまいますか。なので、その辺がもし分かる、速報値

とかあれば、ぜひ令和7年度まで、令和6年度と令和7年度、もしできたら令和5年度、6年度、7年度が一番分かりやすいと思うのですが、それは可能ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。自治会の加入率の推移、自治会ごとで、令和5年度、令和6年度、令和7年度は9月末の数字が把握できていますので、それを入れて提出します。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、96ページの2款1項6目企画費、説明欄の番号で13なのですけれども、91ページで、地上デジタルテレビ放送受信障害対策事業費維持管理委託料というのがあるのですが、この障害に対策した実績と、この推移を伺いたいのです。これは令和3年度から、この事業をやられて、令和2年度から、実際の工事は令和3年度からだったと思うのですけれども、可能でしたら、令和3年度から令和6年度までの予定と実績、分かる数字を資料でいただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。決算書96ページ、基地渉外事務運営費の中の地上デジタル放送受信障害対策事業費維持管理委託料の過去5年分の実績と今後の予定ですか。

○宮城政司 委員 分かるのであれば伺いたいのですけれども、出せますか。令和6年度の実績を確認したいのですけれども、私の私見ですけれども、年々減っていくはずだと思っています、こういう対策をどんどんやっていくと。母数は減っていくはずだろうと思っているのですけれども、母数というか、希望者というのは。その状況を確認したいので、今後というより、これまでの実績を知りたい。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和6年度の実績と、これまでの状況が分かるもの。

○宮城政司 委員 恐らく予算を立てるときに何件程度と想定すると思うので、それに対して実際何件実施したかというか、令和6年度が多分分かるはずなのです。これを令和3年度から令和6年度まで確認したいのです。年度で確認できたらというふうに、その数値が分かる資料をいただきたいです。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和3年度から令和6年度までの予算に対する実績を一覧で提出します。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 お願いします。ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、104ページです。2款1項6目企画費の、こちらは35番の宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業に関して実質の収支というのが出ると思うので、令和6年度。こちらもしできたら3年分ぐらいいいので、幾らの寄附があって、実際支出があって、交付金が幾らで、トータル幾らというのを、分かるような資料、以前一般質問をさせてもらって、業者を替えたりとか、いろいろ努力されていると思うので、少しずつこういうのが見えてくるといいなという思いもあって、令和6年度の結果を資料でいただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。決算書104ページ、2款1項6目企画費の宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業でございますが、令和4年度から令和6年度の過去3年分の実績を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。続いて、112ページです。2款1項9目電子計算費で備考欄の6、情報セキュリティ強化対策事業で、これって委託している中で結果がセキュリティーの監査ということであると思うのですけれども、この監査結果の資料の提供をいただければ、もし膨大になるのだったらPDFとかでも構わないのですけれども、よろしくお願ひします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。決算書112ページ、2款1項9目電子計算費の情報セキュリティ強化対策事業でございますが、資料の提出、ちょっと原課に確認させていただきます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。

最後です。続いて、116ページの2款1項12目地域公共交通対策費、すみません。ほかの方から質疑があったかもしれないのですけれども、備考欄の1の宜野湾市地域公共交通推進事業で、協議会を年2回程度予定していたと思うのですけれども、この協議会の議事録ってあれば資料としていただきたいのですが、これもページがたくさんあるよということでしたら、協議会の決定事項をまとめて、それぞれで何が議論されて、何が決定されたかというのが分かる資料をいただきたいです。よろしくお願ひします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料を提供できるものは作成して出したいと思います。

○宮城政司 委員 以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つだけ追加して。99ページです。2款1項6目、備考欄は20番、基地返還跡地転用推進事業ですけれども、この買取の進み方、資料として返還跡地の土地購入が始まったときから、これまで令和6年まで、どれくらいの面積と、それから金額で土地購入したか分かる資料を、膨大な土地の購入になっていますので、その資料をいただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。決算書99ページの基地返還跡地転用推進事業の中で行っております公共用地の取得につきまして、これまでの実績としまして金額と面積、年度ごとのということで、資料を確認しながらまとめて提出したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、端的に資料の要求だけお願ひしましょうかね。まず、決算書、歳入、市税、還付未済額、発生していますよね。その内容を資料で出していただけですか。件数とか、あるいは何年持ち越ししているのか。いいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 上地委員、確認なのですけれども、市税それぞれの項目の還付未済額の……

○上地安之 委員 収入済額、収入未済額、その内容が分かるような資料として出していただけですか。

○総務部次長 はい。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 それから、不用額、収入未済額の取りまとめた資料をお願いしたいのだけれども、これは財政課ですか。

(「はい」という者あり)

○土地安之 委員 これは出せますよね。ただ、金額を決めると、これは使用料、手数料かな、分担金、負担金、これは少ない金で全体の上限を決めると、それがちょっと見えない部分があるから、それは配慮をした上で、金額だけではなくて資料として取りまとめてもらいたいなのだけれども、大丈夫。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 収入未済額のほうなのですけれども、例えば。金額だけではなくて、どういったものがあるかという意味でしょうか。

○土地安之 委員 はい。

○財政課長 分かりました、収入未済額については。不用額についてなのですが、こちらかなり膨大な量になりますので、例えば去年は1,000万円以上ということで、お願いをしております。不用額のほうは1,000万円以上ということで、収入未済額のほうは提出してまいります。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 それから、年度末の不用額というのを皆さん方、議会に提案しますよね。ところが、年度末に処理できなくて出納整理期間、5月末日までに処理されている案件もあるわけ。処理されていないものが、こうして出てきているのですよ。

そこで、公債権と私債権を分類した中身の資料も出せますか。年度末を過ぎた出納整理期間内で徴収された割合、それは台帳のほうで管理していますか。公債権、私債権の分類もできますか。時間がかかるということですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ちょっと毎月の税の収納額ですので、4月、5月の収納額については、確認して提出まいります。

○土地安之 委員 その推移もちょっと見てみたいのですよ。そして、公債権と私債権の分類も見てみたいのですよ。というのは、去年4月1日の債権管理条例を策定してスタートしてきたわけ。そして、今回債権管理条例に基づく処理を何件か皆さん方やられているわけ。それと照らし合わせて、ちょっと確認をさせてもらいたいなと思っていますけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。原課に確認してお出ししたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 時間がかかるようであれば、それはまあいいというのか、ただしかし台帳の中で、それを明記されているはずですよ、台帳の中では。だから、もし可能であればお願いをしたいなと思います。

それから、もう一点、最初に戻るけれども、この決算書の3ページの還付未済額、これは市民税、固定資産税、軽自動車税のみになっているわけ。これは使用料、手数料、分担金、負担金、本当にそれは発生しないのか、それは予算書を見た限りにおいては、皆さん方、これは計上されていないのだけれども、そしてそれ

は、つまり過誤納金であるわけ。過誤納金の支払いの根拠は何なの。規則は何なの。規則はありますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、今の御質疑にお答えいたします。使用料等についての御答弁をさせていただきたい……

(何事かいう者あり)

○財政課長 使用料……

○上地安之 委員 いやいや、だから結論でいいですよ。

○財政課長 要綱のほうは、例えば全ての課のものは今確認ができませんが、例えばなのですが、市営住宅のほうであったり、ここら辺の還付金の要綱は作成しておりません。

還付の根拠についてなのですが、こちらは民法第703条で規定されている不当利得に当たりますので、過大徴収の場合ですね。不当利得に当たりますので、市は返還する義務を当然負っていることになりますので、こちらは当然返還されるものとして考えておりまして、今のところ、要綱のほうが作成されていない状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当然これは返還しないといけない。行政のミスだから、過剰請求というのかな、そういったケースは、やはり返還しないといけない、これは当然。しかも、これは返済期限の年月についても、それを示しておかないと、これは総務だけではないですよ、全課にまたがるわけ。それぞれの課で、それぞれで進められるような話ではないから、それがどうなっているかというのを示していただければと思います。

それから、決算カード、数年分、3年ぐらいで結構ですから、これを出していただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 決算カードについては、提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 債権管理条例に沿って今回不納欠損処理をされていますよね。債権管理条例に基づく財産放棄の内容に沿って処理をされていると思うのだけれども、上下水道局は以前から債権管理条例は策定をされていたわけ。それを一元管理されていますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今回債権管理条例第6条に基づく債権放棄の報告書を議会のほうに提出させていただいておりますが、内容といたしましては、生活保護法に基づく保護費の返還請求のもの、あと水洗便所改造資金の貸し付けした分のもの、あと水道の業務サービス課の水道料金のほうになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 中身ではなくて、条例は一元化されていますかということ。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。条例は一元化しております。

○上地安之 委員 分かりました。ちょうど12時になったので、終わります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 上地委員が請求した決算カード、A4で前ももらったりしているのですけれども、あれもう少し大きくもらえたら見やすいので、よろしくお願いします。以上です。お願いします。

○石川慶 委員長 資料請求であれば、今のうちに。宮城克委員。

○宮城克 委員 請求ではなくて、すみません。先ほど次長2人に公用車の資料を請求しましたがけれども、ちょっと休憩中に確認を取って、あれ内容は分かったのです。

あと、市民経済部のほうに請求したはごろもレディーだったり、緑化の内容を資料請求したのですけれども、あれは資料は要らないというところで。

すみません。毎回なのですが、ちょっとこれはどうなのだろうな、今回やりたかったものがあるので、2点ほど。住宅リフォームの事業の、毎回みんな資料請求を求めてきていると思うのですけれども、これが266ページの8款4項1目の備考5の資料をいただきたいです。前々年度のものを見ても、3年分ぐらい出ていますけれども、何か結局助成しても、補助しても廃業とか、そういうことが結構目立つなと思うので、そのハードルの在り方と実際の出す意義みたいなものをいま一度見直してもいいのかなと思うのです。その資料と、あと住宅リフォームと空き店舗のものを毎年いただいているのですが、その資料をいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。すみません。ちょっと失念しまして、何ページでしたっけ。

○石川慶 委員長 266ページです。

○市民経済部次長 266ページは、住宅リフォーム支援事業……

(何事かいう者あり)

○市民経済部次長 234ページは空き店舗対策事業です。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 266ページの住宅リフォーム支援事業についての実績の資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 続きまして、234ページです。7款1項2目、備考欄2番目、空き店舗対策事業の実績等を提出してまいります。

○宮城克 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかにはございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 なければ進めていきますが、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時04分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時06分)

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は11月6日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでありました。

(散会時刻 午後0時06分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年11月6日（木） 2日目

午前10時01分 開議

午後 4時30分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（34名）

総務部次長	津波古 良幸
税務課長	比嘉 洋
防災危機管理室長	宮城 真也
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
プロジェクト推進 担当技幹	望月 利晋
秘書広報課長	仲泊 嗣典
市民経済部次長	本永 貴也
環境対策課長	當山 大和
基地政策部次長	宮城 恵美
基地跡地推進課長	嶺井 実克
障がい福祉課長	禰覇 由美子
保護課管理係長	川満 大輔
認定こども園 担当主幹	又吉 時生
児童家庭担当主幹	垣花 浅枝
保育こども園課長	山城 隼人
介護長寿担当主幹	志良堂 孝
健康増進課長	池原 史真子

人事課長	上地 章弘
納税課長	金城 美千代
企画部次長	玉元 智
プロジェクト推進 室長	吉村 純
財政課長	比嘉 隼也
デジタル推進課長	宮城 竜次
市民協働課長	喜友名 和佳子
市民課長	志村 賢太郎
基地渉外課長	平良 康博
福祉推進部次長	香月 直子
保護課長	島袋 尚
こども部次長	浜里 郁子
こども家庭課長	玉代 勢桂
母子保健担当主幹	浦崎 朋子
健康推進部次長	米須 之訓
国民健康保険課長	川満 勤子
選挙管理委員会 事務局長	中村 雄高

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第1号 令和7年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年11月6日（木）第2日目

○石川慶 委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。

先ほど申し上げましたが、3款1項2目の社会福祉費、国民年金事務費も、この時間帯に質疑をお願いしたいと思います。また、税関係等の歳入、財産に関する調書についても、この時間で質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に対する質疑を許します。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。では、まず歳入のほうからお願いしたいと思います。番号10番の固定資産税の実績についてお聞きしたいと思います。

令和2年度から令和6年後の資料をいただきましたけれども、伸び率というのが1つ気になって、もちろん地価の高騰ということで、宜野湾市、特に沖縄県の地価が、皆さん御存じのとおり、高騰しているということに分かるのですが、この伸び方については、評価額等が変わってきた関係上の増額になっているのか。宜野湾市の土地というのは、面積が増えるわけではないわけですから、まだ普天間飛行場が返還されていないわけですから、現在市内の土地自体の評価額が高くなって、それから課税額が多くなったということだと思うのですが、これについて主な増額の理由、それからこれだけ増額してくると、支払いが滞ってくる滞納者もいると思うのですが、この資料にはないのですが、滞納者も増加してきているのかどうか、この2点について答弁していただければと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。資料を御覧いただければお分かりになるかと思うのですが、固定資産税については、毎年調定額も収納額も伸びてございます。これは特に令和3年度と令和6年度、3年ごとに評価替えの年になってございまして、その年に評価の見直しをします。この際は地価公示価格でありましたり、そういったものを参酌しまして計算していくのですが、全国的にも、報道等でもありますとおり、沖縄県は、この土地の評価の伸び率が全国でも上位に入っております。土地については、土地価格の上昇ですね、あと家屋につきましては、アパート等の新築件数が伸びてございます。そういったものが増の要因となっております。

あと、収納率につきましては、調定が増えると、確かに収納する額も増えますので、そこに対する努力は、これまで以上に必要になってくるのですが、本市においては、固定資産税の収納率のほうも年々上昇している状況でございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 地価が高騰しているということは、土地を所有されている方はよく御存じだと思うのですが、すけれども、あまりにも急激な土地の評価額が高くなるというか、それは世界情勢とか、あるいは日本全国の景気の状態とか、いろいろ出てくると思うのですけれども、あまりにも急というか、見方によるのですけれども、そういった課税の負担が、やはり資産を保有している市民の皆さんに負担が来ると、なかなか厳しい状況があるのではないのかなと思うのです。

特に固定資産を所有している方々は高齢者等が多くて、それなりに土地を利用して、きつとした、それに伴う収入があれば、経済状況に応じて負担感というのはないかもしれないですが、年金暮らしとか、あるいは高齢者社会で、そういった生活をしている方々に対しても、こういった形で評価額が上がったからということでは、なかなか厳しくなるのではないかなとも思うのですけれども、それに対するいろいろな特別な今補助とは言わなくても、算式の仕方とか、出し方というのはないのですか。土地は一律、宜野湾市内平均して、みんな課税のアップというのが出てくるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、固定資産税については、所有している固定資産、財産に対する課税となっておりますので、例えばその収入状況などは課税には反映されません。

では、宜野湾市一律で土地の評価が上がっていくのかというと、そうではなくて、路線価というのがございますので、そこに基づいて、やはり批准をしていってやりますので、若干の伸び率の差というのは、それぞれの地点で出てまいります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 評価替えが行われるということ、令和3年と令和4年に評価替えがされたということですが、その評価替えがされたのが令和5年、令和6年、あるいは今年の令和7年に反映されるわけですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 たしか固定資産税の評価替えについては、3年に1度評価替えします。例えば令和3年度に評価替えをしたら、その前の評価替えより、これを一気に上げると、やはり税の負担感が大きくなりますので、負担水準を平均して、3年間にわたって、3年かけて上げていく。3年目に、また評価替えをして、ここからまた3年かけて上げていく、これは激変緩和措置が取られてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 土地の評価替えというのは、期間は3年でしたっけ、5年でしたっけ。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 3年ごとに。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、3年という、このまま地価の高騰が続けば、毎年同じような実例、固定資産税が上がってくるという予測が立つのですけれども、そういうこともあり得るのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こういった年の上昇率でもって上がっていきますけれども、これは評価額の中では、その評価が7割程度に抑えられて、本来の評価額より7割の評価で評価しておりますので、この辺で、また措置も

取られています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一つ、これについては、算式があるということで、厳しいのですけれども、例えば市内は全地域が区画整理されていないという現実があるのですけれども、例えばどうしても利用できない土地を持っている、原野とかを持っている方、あるいは大山辺りの農地、田んぼですね、そういったところとか、そういったところは何かの形で特例が適用されるのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 地目ごとに補正率がありまして、また土地の大きさや、あと形ですね、そういったもので補正率が入っている、その辺の考慮はされる仕組みとなっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 最後になるのですけれども、次の評価替えの時期と、それから不納欠損額が出ているのですけれども、その不納欠損と、それから滞納者に対する固定資産税の収納に関しては、どういうふうに対応されているのですか。やはり不動産、固定資産税ですから、土地、建物があるということで、そういった場合の徴収の仕方というもの、この2点お伺いしたいのですけれども、その点です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 収納率向上のために、もちろん収納するための努力もします。財産の調査をして、財産があって納付がない方については、もちろん滞納処分、差押えですね、そういったものも行使しながら収納率向上に努めてまいります。

ただ、あらゆる調査をしても、やはり中には様々な事情で生活困窮、要は担税力がないと判断した場合には滞納処分の執行停止ですね、滞納処分をした後に不納欠損で処理をするという形で、取れないものは取れないものということで、適正に処理をして、その結果、調定額の分母を減らして、したがって収納率の向上を図るという取組を行っています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その収納率、不納欠損額、あるいは収入未済額ですけれども、この資料もいただければよかったのですけれども、その傾向としては、どういう傾向でしょうか。口頭でよろしいので、多くなっているのか、あるいは年々減少しているのか、その辺についてちょっと。特に令和6年度の場合は不納欠損が3,519万円となっているが、そういった金額で不納欠損が出てくるのかどうか、最後の質疑です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、本市については、調定額の増もございますけれども、それに伴って収納額も増えております。今回不納欠損額、こちらのほうも増えております。結果、収入未済額のほうは減っております。

○我如古盛英 委員 以上ですけれども、次、これもできますか。不動産売買の収入についても、これは一緒にできますか。歳入のほうです。

○石川慶 委員長 総務のほうだから、できますよね。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 大丈夫です。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、よろしくお願いします。資料は11番、次です。これについては、毎回いただいているのですけれども、毎年そういった形の土地の売払いが出てきているのですけれども、先ほどから言って

いるとおり、区画整理事業がスムーズに進んでいない状況があつて、そういった里道についての利用というのが、その地域に隣接する住民の皆さんが、本当にこういった道を買取ったりしているわけですが、これについて、こういった形で年々増加しているということで、増加傾向がある中で、皆さんは、そのとおり、これまでどおりの土地を、しっかり条件が整ったところに売っていると思うのですが、それは進めていきたいという考え方で進めていくのかどうか、その辺について答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。土地売払いの一覧で見てもお分かりのとおり、昨年と比べて若干額のほうが増えてございます。件数については、昨年20件に対します、令和6年度が17件となっております。里道等については、不要となったものについて売渡しはするのですが、用途廃止をして、総務課のほうで引き継いで申出人に対して売払いを行っている形となっておりますが、今後も同様な形で対応していく形になるかと思ひます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そのまま進めているということですが、まず1つは売払い金を公共施設等整備基金積立金に順次積立てしているわけですね。公共施設等整備基金積立金というのは、いろいろな市の公共施設の事業に充てられているということですが、私は、以前から、希望して、皆さんにそういう方法にできないのかなと言っているのですが、例えば里道というのは、これだけ処分の売払いをしても、まだ市内には本当に隅々まであるわけです。

先ほども言いましたように区画整理事業で整備されていない地域は、ほとんど以前からある里道があるわけですから、その整備に、一応その中でも、付近住民の皆さんの通行ができるあぜ道として使えたり、いろいろ実際に利用されているところが、なかなか売払いには出てこないと思うのですが、残っている里道が利用できる里道に、その公共施設等整備基金積立金というのが少しは利用できないかなという、利用してほしいという希望はあるのですが、それは基金の利用状況からして、それは無理なのでしょうか。それについて、ちょっとお伺いしたい。現在ある里道を少し整備すると、あるいは維持管理するという形のものには使えないのかどうかという点です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 委員の皆様、おはようございます。御質疑にお答えいたします。基本的に公共施設等整備基金の積立てに関しては、公共施設の整備というところになりますので、里道は公共施設という位置づけではなくて、道路維持管理事業などの維持管理事業で管理を行うというところで御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 里道は、公共施設ではないという今答弁がございましたけれども、市民からすると、これは私道ではないわけですね。私道でないのは、やはり国、県、あるいは市が管理しているわけですから、その認識が少し違うのではないのかな。あるいは例えば幅員というのでしょうか、その里道の幅が2メートルとか、あるいはそれ以上あるとかというところは十分に住民の皆さんが自転車の通行とか、あるいは通学とか、利用度が高いところがあるわけですから、そういったのも整備できるような方法が私はいいのではないかなと思うのですが、公共施設ではないという理由ですね、根拠というのを述べていただきたい。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。公共施設ではないとは、ちょっと言い過ぎたところはあるのですが、

も、基本的に道路事業として整備する部分に関しては、この基金を充てて整備をしております。

ただ、里道に関しては維持管理事業のほうで管理をしているというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ただいまの答弁で大体分かりましたけれども、しかしこれは、市としては、そういう方針でやっている。でも、もう少し軟らかく、広く解釈すれば、できないわけではないというふうな理解を私していますので、ぜひとも里道を整備すれば地域住民が十分利用できるぐらいの価値のある里道がありますので、それはぜひ考えていただきたい。ただ、道路整備課がやる修繕だけでは、とてもではないですけども、間に合わないと思いますので、それはぜひ今後の課題として考えていただきたいと思うのですけれども、これは答弁しにくいですね。私の希望として申し上げて、以上、終わります。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いします。宮城克委員。

○宮城克 委員 お願いします。先ほど市税関係で、資料45番を見ていただいて、不納欠損の件と収入未済の件で資料請求させていただいておりましたが、これで幾つか確認させてください。

不納欠損額が今回増加をしていて、収入未済が減少しているというところで、何なのかなと。それで、資料請求させていただいたのですが、これは下のほうに理由が書かれていますので、その理由をまた一文ずつ読み進めながら確認させていただきたいのですけれども、収入未済が減少した理由というところで、令和5年度からの取組、滞納者を増やさないために、特に現年度課税分の収納強化に努めた結果ということで、口座の振替、滞納処分の強化とあるのですけれども、滞納処分の強化というのは具体的にどのようなことを示しているのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 滞納処分の強化、滞納処分といいますと、いわゆる差押えであったり、納付要求でありましたり、あと滞納処分の執行停止、いわゆる落とすための滞納処分なのですけれども、執行停止、そういったものでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 次長、口座の振替の推奨、今の滞納処分の強化ということで、今説明があったのですけれども、これというのは、例えばここで理由というところで、これですよってしか表されていないので、例えばそれというのは、例えばどのぐらいの上昇率があったのかとか、あとこの滞納処分の強化、差押えとかってあるのですけれども、どのぐらいの実例があったのか。あと、またそれをやるためにはというところというのは、その根拠法があると思うのです。皆さんが直接やったのか、代理の、すみません。僕のうろ覚えですけれども、代理の委託を受けているところが、地方自治法の何々にのっとってというところで、どのぐらいのものがあるのかというのを、もし今答えられなかったら資料で出していただければいいのですけれども、ちょっとざっくりというか、フランク過ぎて。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 滞納処分等の数値については、毎年発行している市税概要のほうでも公表させていただいておりますけれども、令和6年度の財産差押え等の情報について記載がございます。それによりますと、差押え済みの件数が1,120件、差押えをした金額が1億770万2,000円となっております。これは基本的には市の職員のほうで対応しておりますが、県税職員とも収納業務に対する併任をして、県税の職員の力も借りながら進めているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。せっかくなので、今、市の職員のほうで対応とあるのですけれども、イメージがまだ少し湧かないのですけれども、要は職員が2人、3名、その滞納者のところにいろいろと督促であったり、通知とかをしながら、そこに例えば連絡が取れないとか、そういったもので多分強制執行という形でいくと思うのですけれども、この際普通に職員、例えば2人とか、3名でノックをして出てきてもらったところを話しするのか、それとも口座とか、何かの財産というのを強制的に没収という表現が適切なのか、ちょっと分からないのですけれども、どういう形で、例えば警察とか、何かしら、何があるか分からないという想定があるではないですか。そういうのをどういう形でいくのかなというのが全然、ドラマの世界でのものしか分からないもので、あれは、やはりフィクションですから、どんな感じなのでしょう。公的な人たちも一緒に同行して行くのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 1,120件のうち1,095件の、ほぼほぼ債権、預金の口座になってございます。これについては、市のほうから各金融機関のほうに口座の照会をさせていただいています。それであった財産について、金融機関と書面でのやり取りで押さえさせていただいて、その後納税者が窓口のほうに来て納めていただくというような流れが一般的です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 最後に、この点なのですけれども、参考までに。今の話を聞くと、残高があって、その口座の差押えですけれども、何で皆さん払わないのかというところで、皆さんどういふふうに分析されていますか。口座はあるのですよね。全くお金がないわけではなくて、今言った大半が財産を管理している。だけれども、そこが何なのかな、そもそものところがしっかり分かっているのかな。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 基本的には差押えで全額徴収できる方もおります。多額な残高があって、その中で、要は感情的に納めたくないという方もいらっしゃるでしょうし、あと残高は若干あるけれども、やはり生活に不安があってというような方も中にはいらっしゃる……

○宮城克 委員 様々。

○総務部次長 様々です。

○宮城克 委員 多額の残高がある人もいれば、低額というか。

○総務部次長 そういう方もいらっしゃいます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。すみません。では、不納欠損もせっかくなので、そのまま、そこも確認させていただきたいのですけれども、滞納者の担税力の部分について調査を行い、所在不明者やというのがあるのですけれども、その調査の方法、あとまたこの所在不明者というのは、例えばどの段階で所在不明というふうな判断をして、さらにその不在の人たちを追跡するのか、それとももう連絡が取れない、ここに住んでいないので、これはお手上げですねという不納欠損の処理なのか、この所在不明が、どの段階での判断で所在不明にしているのか。それをどう追跡しているのかというのを、もし差し支えなければ説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、文書が届かないであったり、そうした場合には戸籍の付票であったり、そういったものの調査を行います。そして、住民票を職権で消除をされた方々が基本的には執行停止の対象となっております。行方不明者についてはですね。

あと、財産については、預金照会であったり、この方が持っている固定資産の状況であったり、そういったものの調査をして、あと生活状況、こういったものもチェックをして、担税力がないと認められた場合には執行停止の対象となります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ちなみに趣旨から外れるかもしれませんが、長期にわたる滞納で、お金が払えません。でも財産も持っていない。滞納も不納欠損するかしらないかという状況で、逆に督促というか、徴収で伺ったのに、これが生活保護に切り替わるということは結構ありますか。お金を取り立てに行くのだけれども、逆に払えません。生活できません。どうしたらいいですかと。取りに行ったはずが、これは逆に助けなくてはいけないなど。生活保護に変わっていくパターンもあるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 委員御指摘のとおり、生活保護者については生活困窮ということで認められていますので、そこは執行停止の対象になります。中には納税の折衝をしている後に、そういった生活保護の認定を受けた方も、可能性としてはあるのかなと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。繰り返しになるのですが、この部分の解釈を教えてほしいのですけれども、不納欠損で増加した理由の最後のところなのですから、適宜滞納処分の執行停止を行った結果と関連とあるのですけれども、適宜滞納処分の執行停止というのは何を示すのか、いま一度説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市税については、地方税法第18条で、5年間納付がなければ消滅してしまいます。これは我々もちょっと怠慢な形になります。そのために我々としては収納する努力もしますし、あと担税力のない方については、執行停止。執行停止というのは、これに担税力がないので、3年間、執行停止は3年と1年、両方があります。執行停止というのは、滞納処分という意味での滞納処分でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。数字の部分、まだ途中なので、もう少し出てから、また質疑しますので、一旦交代しましょう。

○石川慶 委員長 では、質疑ありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。資料作成ありがとうございました。資料から進めさせていただきます。

まず、資料番号12の労働安全衛生管理委託料なのですから、教育委員会のほうもあるのですけれども、総務課のほうで伺いたいのですけれども、下のほうの表で面談件数に関して、精神、メンタル担当の産業医3名ということだと思えるのですけれども、こちらに関しては教育委員会職員対応分に含まれて、同じ産業医の方が教育委員会も含めて対応されていると思うのです。その下の内科のほうは教育委員会に別で雇われていると思うのですけれども、このお医者さんの委託の、こういうふうに分けている根拠なのですから。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御答弁申し上げます。資料にあります、下の産業医及び臨床心理士の面談研修の欄のほうで、産業医が3名、精神、それから内科のほうで1人、こちらは教育委員会を除いた対応となって、臨床心理士も同じくそういうふうになっています。

今お話のあった産業医の精神の部分の教育委員会対応分ということで。以前から精神の部分だけは本庁部局で見るというような流れでずっと来ておりまして、今年度もこのような形で対応はしております。

教育委員会のほうは、決算書の281ページのほうで内科と臨床心理士分は報酬として計上していると考えております。精神の部分だけは本庁部局で教育委員会の職員を見ております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。何かの根拠があるわけではなく、法的な根拠があるわけではなく、あくまで宜野湾市役所として、そういうふうにやってきたものを続けているという理解でいいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 気になったのは、例えば法的な根拠がある、職員の人数とかを踏まえた上で、こういった配置をしているという話だったら分かったのですが、職員の、こういった産業医との面談を受けやすくした結果、こうなっているという答えが聞きたかったのです。それもちょうど考慮されていますか。特に、あくまで通例という、これまでどおりだったので、そういうふうにしていますよということですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。少し以前の話も産業保健スタッフにも聞いてみたのですが、大分前には教育委員会には保健師も配置されていなくて、全部本庁部局で対応はしていたと。労働安全衛生法がどんどん強化されていって、その関係で体制も教育委員会のほうでも構築していくような流れで来ていて、ただ精神の産業医の対応だけは、今、本庁部局で見ているよというようにお話をありました。本庁部局で3名配置しておりますけれども、全庁的な職員を見て、先生お一人、月1回ということで、通常の本業も行いながら市の面談も対応していただいているので、お一人だけではちょっと厳しくて、今3名、それと予防的な意味で臨床心理士の先生もお一人、こちらの方については、月に3回対応していただいているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。労働基準法を細かく把握できていないところもあるのですが、一定程度の職員数である企業、自治体ではなくて企業もあるのですが、常駐の産業医の設置が必要なケースもあると思うのですが、自治体がそれに当てはまるかという、宜野湾市として、そういう常駐の産業医が必要かどうかということは分かりますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 労働安全衛生の関係から管理体制ということで、常駐ではなくて、産業医を指定して配置するというような位置づけの考えであります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の答弁は、公的に常駐させなくても大丈夫というところでいいですね。

(「はい」という者あり)

○宮城政司 委員 分かりました。この決算の数字に異論があるわけではなくて、今後職員が受けやすい、受

診しやすい環境づくりというものを鋭意努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、ちょっとたくさんあって、次の質疑をさせていただきます。資料番号4番の自治会加入促進事業について伺います。資料ありがとうございます。中原区と大山区と宜野湾区のチラシ、どうもありがとうございました。それぞれの自治会が、それぞれの個性が出ていて、とてもすばらしいなというふうに思ったのですが、このチラシを作ったのは各自治会ですか。それとも市役所のほうからフォーマットみたいなものをお渡しして、自分で作ってもいいし、これを使ってもいいよみたいな感じで、どういうふうをお願いしたのかと伺っていいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 おはようございます。宮城政司議員の御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、これは役所で作ったテンプレートと、あとはオリジナルの2パターンありまして、ここで言うと中原区さんが市で作ったテンプレート、大山区さんと宜野湾区さんはオリジナルで作ったということで、各自治会で作成しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この費用に関してなのですが、この決算の金額40万5,054円ありますけれども、デザイン費みたいなのは見込まれていますか、それとも、これはあくまで自治会でお願いしますという感じで。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。これはあくまでも自治会のほうでお願いしますということで、費用は使っておりません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この作っていただいたチラシなのですが、どこかの自治会のものにあったのですが、基本的には全戸配布された、全戸配布をお願いした感じですか。自治会に対して、自治会に加入している世帯も加入していない世帯に対して、その区的全戸に配布するようなお願いをしたのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、全戸配布をお願いしたところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 加入率の資料があつて、私の感覚で言うと、自治会には班とかもあつて、班長さんがいらっしゃるつて、自治会からの配布物というのは、各班の班長さんに届けていただいている、宜野湾区ではそうなっているのですが、加入率については5分の1ぐらいですか、20%、加入していない世帯への配布は、かなりの労働になるのですが、この辺りは自治会にお任せという感じですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、自治会のほうにお願いをしています。市報を配る際に、例えばシルバー人材センターさんが地域を回るときに一緒に配っていただける、協力をいただいた自治会中にもありまして、そういった感じで工夫をしながら全戸配布に努めたところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市報の配布と合わせてやっていただけると、自治会としても負担

が大分減って、とてもいいなと思ったのですけれども、自治会によって違いはあるのですか、みんな同じように市報と一緒に配ってやる、いいなと思ったのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。それぞれで、そういったタイミングのときにお願いしているようなところもございますし、全戸足で稼いで配布している自治会もございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この配布が完了した時点は、いつか分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 手元に資料を持合わせていないので、後ほどお答えさせていただきます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。各自治会それぞれのタイミングでやられていると思うので、いろいろあると思うのですけれども、要は令和6年度内で全て配布まで終わらせているだろうなというふうに思っていて、その結果が令和7年度の加入率の上昇につながるという期待も込めて確認したかったのです。

この資料の5番を見せていただいているのですけれども、加入世帯数が増えているところもあって、このチラシがそのまま効果として見ていいかは分からない部分もあるのですけれども、それなりに一定の成果は出ているのかなという、この資料を見て思いました。なので、毎年このチラシをやるかという分からないのですけれども、世の中的に自治会離れというのは、全国的に起きていると思っているので、とても難しいところだとは思っているのですけれども、引き続き加入率上昇に向けて頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。委員おっしゃるとおり、加入促進につきましては、これまでも議会答弁で、皆さんからの御質疑の中で、特にここの中で嘉数区は令和6年、390世帯の加入世帯数に対して令和7年5月末で410世帯に伸びているというところもございます。

伊佐哲雄議員の一般質問でもおっしゃったとおり、加入促進というか、言い続けることが大事というところもあります。我々もチラシを配布したから終わりではなくて、やはり加入率促進に向けては足で稼ぐとか、こういった定期的なアピールというのをやっていきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。次の質疑です。資料番号6番をお願いします。地上デジタルテレビ放送受信障害対策事業の維持管理委託料の実績についてお伺いします。資料ありがとうございます。今回の資料に書いていただいた実践の報告なののですけれども、資料要求したときには、予算を立てるときに、今年度これぐらいの件数だろうなという想定があって、恐らく予算を立てているのか伺いたかったのですけれども。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 御質疑にお答えいたします。まず、この資料につきましては、基地障害事務運営費の中における委託料の実績ということ維持管理ですね、これまで対策工事を行った世帯に対しての維持管理費となっております。現在、予算化しているものが、この委託料となっております。

宮城政司委員がおっしゃっていますのは、対策工事の件になるかと思います。対策工事につきまして、令和2年度から令和5年度まで実施をいたしまして、受信障害の解消が一定程度図られたということで、その対策工事業は令和5年度で終了しております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この委託料の実績が年々伸びているのですけれども、今後も伸びる見込みですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 管理委託料につきましては、対策工事を行いますと、やはり管理する世帯が増えますので、委託料を伸びていくのですが、一旦は今のところ、対策工事につきましては、令和5年度で終了しておりますので、それ以降は令和6年度の約300万円、そこが維持されるものと考えております。また、今後につきまして工事が再開するようなことがあれば、対象世帯が増えると維持管理も増えていくという考え方でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。維持管理と故障は違うかなと思ったのですけれども、故障を直すものか、すみません。うまく言えないのですけれども、令和6年度の300万円が維持されるというのは、毎年300万円程度は故障の修理だったり、維持管理に今後かかっていくだろうという意味ですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 お答えいたします。維持管理委託料につきましては、個別の世帯の故障箇所とか、ケーブルの引込みとか、個別の対策のための維持管理業務となっております。対策工事でもととのケーブルを引込みするような工事というのは一旦完了をしております、メンテナンス的なものが維持管理業務となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ケーブルの引込みとかはケーブルテレビの会社とかにお願いするものかなと思っているのですけれども、そこで何か故障があったりとか、新たな障害とかあったりした場合というのは、市のほうで対応されるということですか。ごめんなさい。市のほうで負担するということですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 この維持管理料につきましては、ケーブルテレビ会社のほうに委託をしております、メンテナンスをお願いしているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もう少し勉強して、今日ではなく、また質疑させていただきます。ありがとうございました。

ちょっと時間がないので、次の質疑をさせていただきたいと思います。資料番号7番、ふるさと納税の件でお伺いします。この令和6年度の実質収支額が、以前8月末ぐらいだったと思うのですけれども、新聞の報道でもあって、金額の増加といえますか、以前一般質問等でさせていただいたときは、令和5年度の金額でお話しさせてもらって、273万円というのがあって、令和6年度の数値というのは確認できなかったのですけれども、実際2,300万円のマイナスになっています。

今、業者を替えて、大きな変換があって、そこからV字というか、回復を想定していると思うのですけれ

ども、改めて令和6年度の2,300万円マイナスの理由というか、原因があればお伺いします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度のふるさと応援寄附額の実質収支、マイナス2,300万円、かなり大きな額となっております。

まず、この要因の一つとしまして、この資料でも御覧になっていただくと分かりますとおり、令和6年度の寄附額が4,468万円ということで、前年度の令和5年度から大きくマイナスとなっております。その大きな要因としまして、令和6年度より、このふるさと応援寄附推進事業の委託事業者、中間事業者と呼んでおりますけれども、そちらのほうが変更となっております。

中間事業者が変更となりますと、ポータルサイト、寄附の募集のためのポータルサイト、楽天ですとか、ふるさとチョイスですとか、そういったところにふるさと納税の返礼品の広告とか、写真などを掲載しておりますが、そういった権利も全て元の事業者にございますので、全て消去をしなければならない。その上で、また一からポータルサイトで、こういった広告、また写真等の掲載の作成をしなければならないというのが1つございます。

それともう一つ、この返礼品の事業者の皆様の取りまとめとして、中間事業者のほうに、それも委託をお願いしております。そうなりますと、中間事業者と返礼品事業者の皆様の間で、それぞれ個別に契約を結んでいただく、返礼品の提供に関する契約を結んでいただくことになりますので、それもまた1件1件契約を結んでいかないといけないという形になります。

もちろん私たちも、この中間事業者の変更に伴いまして、令和6年度の初頭4月に、返礼品事業者の皆様への説明会なども実施をしてきたところでございますが、やはりどうしても1件1件の処理という形になりますので、契約に時間がかかったと。これが年度前半ですね、かなり時間を要しまして、この年度前半での寄附の伸び悩みが大きく響いた結果、寄附額が落ちたものと考えております。

そして、もう一つの大きな要因としまして、全国的にもふるさと応援寄附の額は市場規模で拡大しております。それに伴いまして寄附金税額控除の額も全国的にも伸びておりまして、これは本市も例外ではなく市外へ流出する寄附金税額控除の額も大きく伸びておりますので、寄附額の落込みと寄附金税額控除の金額の増額、これが今回の2,300万円という大きな実質収支額の赤字の要因と考えております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。幾つか併せて聞きたいのですが、もともと業者を替える前に対応されたという認識、このふるさと納税の宜野湾市内の業者さんが、切り替える作業がスムーズではなかったからかもしれませんが、では業者さんってもともと何件あって、今現在、それが100%戻っているのか。どれくらい戻っているのか。令和6年度で最終的には元に戻せたというところを伺いたいです。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 返礼品事業者の中間事業者変更前の数でございますが、令和5年度末で約30事業者の方々がいらっしゃいました。これが令和6年度末では約46事業者となっております。令和7年9月現在では返礼品事業者の皆さん約50事業者の方々が登録をいただいております。また、あわせて返礼品の数につきましても、令和5年度末時点返礼品数約140商品ございましたが、現在、令和7年9月の時点では、返礼品数も約300商品まで増えておりますので、その登録に関しては、時間はかかりましたが、中間事業者変更前よりも増加しているという状況でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の数字を聞いたら、ちょっと安心はしているのですが、令和6年度に業者を切り替えるというふうに判断したのは、令和5年度とかの検討の結果だと思うのですが、その時点で業者を切り替えるときに、先ほどおっしゃった手続が必要になってくるというのが、ちょっとハードランディングだったのかなと思っています。そこをうまく事前にもっとスムーズに進められていたら、この2,300万円の赤字というのを出さないで済んだのではないかなという気もするのですが、ちょっと短絡的な考え方かもしれないのですが、そのような反省というのはありますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答え申し上げます。中間事業者の変更に至った、まず理由のほうから御説明をさせていただきますと、令和5年10月になりますが、このふるさと応援寄附の制度に係る総務省のほうが基準を出しておりますが、こちらのほうが厳格化をされております。

具体的には、ふるさと納税、ふるさと応援寄附の募集などにかかる経費が寄附額の50%以内に収めなければならない、基準が厳格化されております。以前の事業者のほうは、現在の中間事業者の委託料よりも高額となっておりまして、私たちもそれをちょっと懸念しておりまして、プロポーザルを行った上で、競争を働かせて、しっかりと中間事業者を決めていかなければならないということとなりまして、令和5年12月補正で債務負担行為を計上させていただきましたが、短期間ではございますが、プロポーザルを実施して中間事業者の変更に至った経緯がございます。

確かに宮城政司委員おっしゃるとおり、この令和5年10月の総務省基準の厳格化から我々がその後どういった対応をして、仕様書とか、あと今どういったことが想定されるのかとか、しっかり見極めた上でプロポーザルの時期なども、しっかり時間も確保してやるべきだったかなというのは大きな反省事項でございますので、これは3年間の契約ですので、今後また令和8年度に契約、プロポーザルを実施する予定がございますので、その際は、この反省を生かして、しっかりプロポーザルをしていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。新聞の報道で県内の市町村一覧を見ると、宜野湾市だけが赤字になっている、もう一件、1市町村赤字はあったのですが、額があまりにも大き過ぎて、ふるさと納税、市町村の人気投票みたいな感覚もあるのかなと思うと、すごく残念な気持ちになったのですが、今おっしゃっていただいたように業者を替えて、新たな取組をして、返礼品の業者も大幅に今アップしている状況ということなので、これからすごい期待はしているところなので、ぜひその実質収支、まずはマイナスをなくして、その後増やしていけるように、そして市民サービスにつなげていけるように続けていただくようお願いいたします。僕も少ないのですが、県外の知人、友人に、宜野湾市の返礼品を少しだけ宣伝させていただいていますので、何人か買ったよという人もいたので、市としても、ぜひ頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御答弁させていただきます。中間事業者の変更後でございますが、特に新たに取組んだこととしまして、まず税額控除のためのワンストップ特例については、オンラインでできるように設定しております。

また、寄附受付のためのポータルサイトに関しましても増やしております。また、宜野湾市の返礼品の開

発も進めておりまして、例えば県内アーティストの市内のイベントチケット、こういったものを返礼品として提供するとか、あと旅行クーポン、ホテル宿泊券などの観光型の返礼品についても新たに開発をしまして提供を続けております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり中間事業者、また返礼品の数も増やしてきておりまして、現在の状況でございますが、令和6年9月時点で寄附額が約980万円でしたが、現在、令和7年9月時点で約5,488万円ということで、大幅に伸びてきております。この数字は中間事業者変更前、令和5年9月時点で3,096万円だったので、中間事業者変更前から比較しましても約2,400万円の増額となっております。今後12月にまた駆け込みの寄附なども予想されますので、これに向けて、いろいろなPRなども打っていきながら、何とかこの赤字の解消ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○宮城政司 委員 以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、一旦休憩に入りたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時03分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時13分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、認定第1号、2款について質疑を許します。質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。では、市民経済部次長。

○市民経済部次長 先ほど宮城政司委員の御質疑の中で、自治会加入促進事業の答弁保留している部分がありましたので、そこをちょっと御回答したいと思います。

お問い合わせいただいた内容につきましては、すべてお配りしたのかということでございました。令和6年度のチラシ配布につきまして、特に期日は求めておらず、この自治会の事業としながら、時間があつたときに戸別訪問をするというところもございます。中には全て配り終えているところもございますが、まだ一部残っているところもあるというのを報告いたします。

また、令和7年度につきましても同じような感じでチラシを戸別訪問なり、シルバー人材センターに委託して配布しているというところで、継続的に加入促進に努めているところでございます。以上です。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたらお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくをお願いいたします。歳入歳出決算書、事項別明細書18ページ、歳入の1款の市税についてお伺いしてまいります。

資料のほうで、決算審査意見書の8ページから少しお伺いしてまいりたいと思います。1款市税の中の市民税について少しお伺いしていききたいと思います。市民税の令和6年度の調定額が約52億2,800万円、収入済額も約51億2,300万円となっております。

そこで、令和5年度と比較してみると、調定額が約7億7,200万円、収入済額も7億8,300万円の増額となっているのですけれども、その増額の要因について御説明いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 上里委員の御質疑にお答えいたします。市税につきましては、委員のおっしゃるとおり、収入ベースで約7.8億円ほど伸びております。令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税における定額減税が実施されました。その定額減税において約3.8億円は減収となってございますけれども、それ以上の給与所得者の所得の伸びがございましたので、それが主な要因として挙げられます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 減税の件もあるのですが、所得が伸びていって収納につながってっていると理解をしておきます。

そこで、不納欠損額、収入未済額についてもお伺いしてまいります。この不納欠損額の増額、収入未済額の減額について御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。不納欠損につきましては、滞納処分の執行停止、これは1年で時効になるものと3年時効分がございます。これプラス第18条による5年時効分がございますけれども、これまでの取組の中で、やはり担税力のないものについては、執行停止を行使して、早めに処理をするという取組を続けてきた結果、不納欠損額が増額となっております。

あと、先ほどちょっと御説明しましたが、収入額も伸びてございますので、徴収の努力プラスこういった収納できないものの整理を行った結果、収入未済額が減少しているという状況でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 不納欠損が伸びていって収入未済額が減額されていっているのは理解しています。今滞納整理の話をなさっていたのですが、停止、時効があると思うのですが、停止する根拠というのは、どちらで示されていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、5年時効でございますが、これは地方税法第18条で、地方税の徴収権は起算して5年間行使しないときは無効になるという規定となっております。

あと、3年時効でございますが、これは地方税法第15条の7第4項で、滞納処分の執行停止、3年で処分する。あと、第17条の7第5号、これについては即時、1年で処分するという形で規定がされております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この意見書の中での前年度との比較は、あくまでも市税全体に対して比較されているのですが、市民税のみの比較は、増減はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 個人市民税につきましては、収入ベースでいいまして、先ほども申し上げたとおり、定額減税がございまして、収入ベースでいうと約1億3,600万円ほど減額となっております。法人市民税も合わせた税になりますと、マイナス5,000万円ほどの減額となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 再度確認させていただきたいのですが、この前年度と比較して5,000万円の減額の理由については、主な要因というのは、定額減税の影響があつて5,000万円の減額が発生しているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そのように考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。そこで、その下、市民税の滞納繰越分も減額で提出されているのですけれども、この要因について伺いたいします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 滞納繰越分については、毎年滞納整理を進めていく中で、やはり収納できるものというのが困難な案件が残ってまいりますので、その辺が影響しているのと考えています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、次長からあった、回収するのに困難な案件について、どのような工夫をなさっていますか。なぜかと申しますと、令和5年度の滞納繰越分の収入済額が約4,100万円、収入率37%、もちろん低い数字なのです。令和6年度を見てみると約3,700万円、33%の収入率、困難な案件なので、やはり収入率も低いのは分かるのですけれども、以前から指摘もされていて、その再検討についての整理が必要ではないかという議論もあると思うのですけれども、その辺も含めて伺いたいします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 滞納処分に関する不納欠損につきましては、令和6年度は件数が合計で485件、金額が1,250万円余りとなっております。昨年と比べますと、増えております。ただ、不納欠損は今年不納欠損をしたので、直にその年に影響が出るかといいますと、3年とか、5年とかありますので、これまでの結果、行ってきた結果、今年度は不納欠損額は伸びております。

ただ、滞納分については、やはり担税力が、なかなか納付が困難な案件が残っていて、その案件については、滞納処分もします、財産があればですね。財産が不動産の差押えとか、そういったものはするのですけれども、なかなか換価には至らずに、分納とか、そういったもので対応はしているのですけれども、なかなかその辺が、分納で対応いただけるものが年々厳しくなっている状況なので、結果、収納額が滞納繰越分については、少し減っているのではないかという見解でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 滞納をしていて実際徴収というのですか、していくのが厳しくなっていく。決算書からも滞納繰越分というのが、ずっと時効が来るまでは繰り越されていく状況ですね。その繰越し分は時効を待つ以外手だてがないというような理解でよろしいですか。

要は、この滞納繰越分がありますよね。なかなか徴収するのが難しい状況がある。高齢化もしていく、これはなかなか難しくなっていく。時効が来ていたら先ほどおっしゃったように整理していくことですね。でも、滞納繰越分として計上していくからには、催促とか、督促とかやっていきますよね。その費用もかかっていきます。この整理は今、皆さんどのように行っている状況ですか、令和6年度は。難しい案件であっても徴収に取り組むわけではないですか。そこに費用もかけていくわけではないですか。それは時効を待つ一方なのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 滞納繰越分については、困難なケースは執行停止いたします。ただ、分割分納とかで対応できる分については、分納とかで対応しているのですが、分納の管理はするのですけれども、令和5年度ぐらいからの取組として全体の収納率を効率的に上げるためには新たな滞納繰越しを発生させない取組、先ほど

御説明申し上げました、現年度分の収納に注力をしてまいりました。滞納繰越分については、何もしないわけではないのですけれども、分納の管理とか、そういったものはして、あと滞納整理、滞納の差押えとか、執行停止、そういった取組はしていますけれども、取れないものにずっと徴収の努力をしているということではなくて、今はちょっとシフトを変えて、現年度のほうに力を入れて、効率的に収納率を向上するための取組を行っているところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 一般質問等でもあるのですけれども、債権の管理については、またさらなる工夫が必要だと思っております。

決算書の18ページを見てみると、市民税の中の個人の部分なのですけれども、当初予算があって補正が約3億6,800万円あるのです。調定額が46億4,000万円ありますよね。その補正の減額というのは滞納繰越分が主ということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 令和6年度の個人住民税につきましては、当初は45億9,000万円余りで計上をしておりました。令和6年度の途中に定額減税が適用されるという税制改正がございましたので、その定額減税分を約3億6,800万円と見込んで、その分補正を減いたしましたが、結果としまして、委員御指摘でございますが、調定については45億円ぐらいということは、確かにちょっとその他の給与所得者の増が当初見込んでいたよりも実績としては大きかったという結果となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 あくまで滞納繰越分だけではないよという、調定の中では、その判断ではないよという理解でいいですね。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 その補正の理由は、現年度分の定額減税のための補正減でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは収入ですので、改めて聞きたいのですけれども、個人の所得が増額したのが主な増額の理由としてお伺いしているのですけれども、納税義務者というのは令和5年度と令和6年度と伸びていますか。あくまで所得が増えているだけという理解でいいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 納税義務者数も所得もともに増加しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度と令和6年度の普通徴収の課税者の数と特別徴収の課税対象者の数というのは分かりますか、市税の概要があると思うのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ちょっと人数が今……

○上里広幸 委員 前年比でいいです。令和5年度の前年比と税額です。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 上里委員の御質疑にお答えします。普通徴収と特別徴収の納税義務者数の増減の人数ということで、よろしいでしょうか。普通徴収のほうが、令和5年度……。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。税額が、ちょっと人数の資料が手元にないものですから、人数については、後ほど答弁させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 課税されて、納税されている方が、どれぐらいいるのかなというのをちょっと確認したいわけです。後ほど、その数については提出するということであつたのですけれども、転入者、途中から、令和6年度に転入者が増えて増額する傾向もあると思うのですけれども、転入者の把握とか、転出者の把握とか、そういったのは、どのような取組をなさっていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市県民税については、毎年1月1日の市町村で年間分課税しますので、月割りがありませんけれども、例年、翌年度当初予算を見立てる予算編成の際に転入転出者の数といいますか、トータル的に、これまでの調定額から過去5年程度の推移、あと税制改正の影響、そういったものはある程度加味をして試算するのですけれども、転入者の伸び率の中に含まれているのかなということで、特段転入者数の伸び率については、考慮といいますか、特筆しての試算は行っていないところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 なぜこれを確認したかという、課税漏れとか、そういったことにどのような対策を取っているのかなということで、転入者の把握とかはどのようにやっているのかなということで、質疑させていただいたのですけれども、その課税漏れの対策とか、取組についてどのようなことを行っているのか、その辺確認させてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市民税については、まず給与所得者につきましては、事業所のほうから毎年給与支払報告書のほうが年末に送られてきます。年を明けますと、市のほうから普通徴収者については市民税の申告書ですね、まずは税務署のほうから確定申告書が必要な方については確定申告書の案内が行きます。この確定申告を除いた普通徴収の方々に対しては市のほうから市民税の申告書の案内をします。申告が終わって、当初課税が6月頃終わって夏場に、まだ未申告者に対しては申告を行うようにということで、通知をしているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 手順のほうを説明していただいたのですけれども、納税義務者の方に対しては、しっかりと徴収していかないといけないですね。その課税する際に、課税漏れがないかどうかを確認したわけですよ。今、市県民税のお話しなさっていたのですけれども、それを基に今おっしゃった手順をしていくのは分かるのです。さらに、課税が漏れないような、転入したりとか、1月1日の段階で、これは査定していくと思うのですけれども、この課税漏れが起きないような取組とかはありますか。例えばお仕事を持っていて、副業をなさっていたり、別の収入がありますよね。そういったものは市だけで把握できないと思うのです。税務署とか、県とか、そういったところと連携とかを取りながら課税漏れとか、そういったことに対しての対策は取られていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御指摘のとおり、税務署との連携という意味では、確定申告を行った方については確定申告

のデータが役所のほうにも共有されますし、逆に市民税の申告をして所得税の発生する方々については、市のほうから税務署のほうに情報共有というような連携は取っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 所得税が発生しているというのは、どのようにして理解しているのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市民税の申告を受けて、その際に、所得税が発生している方については、税務署を案内するのですが、中には、それに応じなくて、市民税のほうは申告だけで済まされる方もいらっしゃいます。その方々については、当初課税が終わった後に税務署のほうに、この方は国税の対象者でありますというような形で、資料の共有をさせていただきます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 しっかり連携も取れているという認識でお聞きました。

もう一点、ちょっと確認したいのですが、この市民税と先ほど宮城委員からあった、ふるさと納税の税額控除、市民税に与える、このふるさと納税の税額控除額について、どのような見解がありますか。どのような影響があるか、教えてください。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 ふるさと納税につきましては、ふるさと納税された方については、住民税から、所得税もそうですけれども、控除されるという仕組みになっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この制度は分かるのです。今この市税に対して与える影響について、どのような見解を持っているのか、確認したいのです。一般財源の中で、今、市税、調定額について、収入率も90%以上、高い数字で、皆さん尽力になさっていて確保しているのですが、控除額が、先ほどの資料を見ると令和6年度で約1億8,500万円、控除額が出ていくわけです。市税に対して与える影響が大きいですよね。その辺に対して、どのような見解を持っているのか、確認させていただきます。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 委員御指摘のとおり、市民に与える影響について、控除額になりますので、結果、課税する額がありますので、その分については、市の歳入にとってはマイナスになるのですが、これについては、そのような制度となっておりますので、逆にまたほかの市町村から宜野湾市のほうに納税する、逆に入ってくるものが、それが今相対すると、宜野湾市は少しというところではあるのですが、我々のほうからの見解としては、もちろん制度がそのような制度なものですから、制度に基づいて行動して適正に課税をしている状況でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 市民税を皆さんが納税していただくために、いろいろな月間を設けたり、努力しているのは分かるのです。しかし、所得の控除額が前年と比較して、ふるさと納税だけの控除額、約1億5,700万円、令和5年度が。令和6年度に対しては1億8,500万円、億単位で減額されていて、ところが収入については、何千万単位での伸び率しかないわけです。

この数字だけ見ると、市税に対して物すごい影響があると思うのです。今後ふるさと寄附額の控除額が伸び続けていった場合の何かシミュレーションみたいなものを持っていますか。令和6年度の段階では税額の

控除が1億8,500万円ある。年々伸びていっている中で、それに対して何か対策を取らないといけないということは、もちろん検討していると思うのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。御指摘のとおり、先ほどの資料番号7番のふるさと応援寄附の実質収支の状況について御説明をしたところでございますが、御指摘のとおり、流出額が令和6年度時点で1億8,500万円となっております。

この税額控除につきましては、その税額控除額の次の右隣のほうで、地方交付税措置額ということで、税収が減った分の4分の3については、基準財政収入額によって算定されます。これはあくまで理論値ということで載せておりますので、御承諾いただきたいのですが、これが約1億3,800万円、ただそれでもまだマイナスという状況でございますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、この状況を回避するためには、やはり寄附金の受入額そのものを増やしていかなければならないと考えております。そのため、今年度様々な取組を行っております。

今後の見通しでございますが、やはりこの令和4年度から令和6年度を見ていただいても分かりますとおり、税額控除額が毎年伸びてきております。これはふるさと納税の市場規模そのものが毎年伸びていることの影響が大きいと思われます。恐らく今後も、この税額控除は伸びるのではないかと、令和7年度も伸びるのではないかと考えておまして、我々としては、約2億円程度の税額控除額への伸びというのはいずれあり得るというふうに考えております。

この税額控除2億円程度ということを考えました場合に、やはり寄附の受入額の今年度の目標としましては、約1億円程度、寄附の受入を確保しなければ、なかなかこの実質収支の赤字の解消には至らないのではないかと考えておりますので、我々としては、非常にハードルとしては高いと考えておりますが、1億円以上の寄附額の確保を目指して、今年度取り組んでまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。取組について少しお伺いしたいのですが、先ほどもワンストップであったり、ポータルサイトであったり、工夫しているのは分かるのですが、今後、今おっしゃった目標に取り組んでいくのであれば、経費のほうを見ると、約2,100万円委託していると思うのですが、職員の増加とか、そういったのもどうしても必要になってくるのではないですか。

今、全体的に、どの部局においても慢性的に職員が少ない状況であるのですが、今言った目標の額まで伸ばしていくためには、どうしてもその確保等も必要になってくると思うのですが、その辺、市全体的に職員の配置について見解があればお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えをいたします。職員の配置そのものについて、ちょっと私のほうからの答弁は差し控えていただくのですが、今回の中間事業者のほうの変更に伴いまして、先ほど申し上げました、寄附金控除のためのワンストップ特例申請もオンラインによるものを始めております。これが中間事業者変更前は、全て紙での受付でございまして、この入力作業等が非常に職員の大きな負担となっておりました。これをオンラインのワンストップ特例申請を導入することで、この負担はかなり大幅に軽減をされております。

もちろん、この中間事業者に私たちも委託するだけではなくて、職員のほうも各種イベント、今年度は、

はごろも祭り、また海炎祭、様々なイベントがございますが、そういったところに職員も中間事業者とともに出向きまして、ふるさと納税のPRも行っております。

また、11月に、ふるさと納税PRのために東京有楽町のほうにも出張を予定しております、こういった負担は確かにございますが、先ほど申し上げましたとおり、中間事業者に、このふるさと納税推進業務を委託することによりまして、負担軽減も同時に図っておりますので、今の現体制でもってできる限り取り組んで、何とか寄附目標額をしっかりと確保していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上里委員、20分以上たっているんで、そろそろ。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、交替したいと思います。質疑がありましたらお願いいたします。まだやっていない方があったら、大丈夫ですか。では、手が挙がっているのが我如古委員だけですので、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 審査の予定表からすると、2款6項まで、12時まで。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 今日の午前中では、2款6項までしか質疑できませんか。確認です。

○石川慶 委員長 ちょっと理解していただきたいのは、この時間帯は2款6項までなのですが、また最終的にも追加でできなかった部分とかはできますので、それを理解しながら質疑をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきました。資料の15番、市民防災事業の内訳と実績についてということで、資料をいただきましたので、その中でお聞きしていきたいと思います。

こちら目的とか、事業内容がしっかり記されているのですが、その中でお伺いしたいと思います。災害に対する備えというのは本当に十分にやっていけないというのは重々分かります。そのために市としても地域防災計画を立てて、議会もそれに対応できるようにということで、一生懸命やっているのですが、まずお聞きしていきたいのは、そういうことではなくて、地域防災組織について、特にお聞きしたいと思います。

地域防災計画の中で地域防災組織については、どういうふうな位置づけがされているかどうか、答弁いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。自主防災組織につきましては、私たち宜野湾市の地域防災計画上においても、災害対策基本法においても、自助、共助、公助の中の共助の要として位置づけられておりまして、宜野湾市としまして、そういった自主防災活動の育成支援というものに力を入れてやっておるところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。そうですね。こういう状況ということで、市民も独自の備えをしていかなければいけないというのは、それは重々分かりますけれども、その中で質疑をしていきたいと思います。

まず、資料の中にありますけれども、この自主防災育成補助金を交付しているのですが、この交付額と、それから全体的なものを見ると、ほとんど同じ、補助金ですから、金額はそのとおりになると思うのですが、この補助金に対する交付規約というのがあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。自主防災育成補助金交付要綱がございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その要綱に沿って最高額が6万円ということで、ここに記されているとおり、その補助金の使い道というのは、その自主防災組織の中で独自で計画を立てて利用していいということになっているわけですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。各自主防災組織において、例えば防災の訓練ですとか、資機材関係、そういったものは、必要なものが様々ですので、そういったものに充てられる補助金になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 活動の一番中心になると思うのですが、予算以外の活動というのはできないのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。防災減災を目的とした活動であれば、その予算を充てることが可能でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 防災組織の育成強化ということですが、もう一つだけ、補助金を使って活動するわけですが、その中で防災組織の独自の取決め、あるいは規約等がありますか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。自主防災組織設立時に規約等を定めております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 規約等を定めて、ちゃんと活動をされていると。その中で1つあるのですが、宜野湾市のほうとしては、備蓄倉庫をどんどん進めているわけですね、増設を。その備蓄倉庫の維持管理等も自主防災組織の活動の中に入っているのでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。備蓄倉庫につきましては、13の小中学校、それからいこいの市民パークに今設置している状況でございます。その維持管理につきましては、私たち防災危機管理室について毎月点検を行って管理をしているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 各自治会に資機材も保存されていると思いますが、その資機材に関しては、どちらが維持管理するのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。市内56の公共施設、そこに公民館も含まれておりますが、そこにも避難所として開設する可能性もございますので、必要な資機材につきましては置かせていただいているところでございます。その管理につきましては、各自主防災組織のほうで管理していただくということになってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 各自治会に配備されている資機材についての維持管理については、どういう形で維持管

理しているのか。定期的な市の防災危機管理室のほうで確認をするとか、そういった形もされているのか、本当に各自主防災組織に任せっきりののか、そういったところも決まりがありますか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。資機材に関しましては、施設の管理者ですね、公民館でいえば自治会であったら自主防災会、そういったところに管理をお願いしているところがございます、中にはふだん使いもできるものもございます。例えばイベントで投光機を使っていたり、ガス発電機を使っていたりということも、各地域でふだん使いしているところもあるというふうに報告を聞いておりますので、そういった中で中身のチェック、維持管理というものをやっていただければと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ちょっと聞き漏らしたのですけれども、その維持管理については、各自治会の場合は自治会長が行うということで、さっき聞き逃しましたけれども、そうなのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。各地域によって恐らく異なるかと思うのですけれども、自治会長がまた自治防災会長も兼任しているところもございますし、単独の自主防災会の会長もいらっしゃいます。そこは地域の相談になるのかなと思うのですけれども、ふだんいらっしゃるのは自治会長ではあるので、自治会長の協力の下、管理していただけたらというふうには思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今回自主防災組織の役員のリストもいただきました。そして、その会員もおおむね何人くらいいるかなということで、合計532名ということとなっておりますけれども、自主防災組織の役員について、先ほどちゃんと規約もつくってあるということです。その規約によると、会長、副会長、あるいは会計とか、組織になると、ある程度の役職が必要になりますけれども、その役職の選出とか見えないといけないということで、きちんと規約の中で定めてあると思いますけれども、その中で会長というのは各地域の自治会長が兼ねるといふことの規約ではないのですか。自主防災ですから、全く個人として参加も可能だと思うのですけれども、役員体制について、もうちょっとお伺いしたいと思います。別に規制とかはないのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。あくまで自主防災組織は地域のボランティアからの防災減災のための団体になっておりますので、私たち市のほうから、こういうふうにしてというふうなことではなくて、地域の方々で決めていただくものになると思います。規約につきましても、その団体において決められたものでありますので、自治会長を兼ねるといふような規約になっているところもあるかと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、独自の組織で規約はつくってあるということで、これは防災危機管理室のほうで、ある程度標準なものがつくってやっているわけではなくて、あくまでも独自でつくっているということで、理解していいわけですね。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。恐らく設立時には大体標準的な規約はこういうものですよというものを参考として渡している可能性はあるかと思います。それを基に、ではそれでいこうというふうに決定する

のは、あくまで地域の組織の中での判断になるのかなと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、その次に行きたいと思えますけれども、自主防災組織は防災減災に関する啓発や訓練を行うということになっているわけですが、その訓練に際してなのですが、訓練というのも自主防災組織で計画して独自で訓練を行っていくということで、自主防災組織ですから、独自の計画でやっていくということになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。各地域で計画をしていただいて、訓練であったり、例えば防災の講演会であったりというものを企画して実施していただいているところでございます。それに対しまして私たちのほうも、またサポートできる部分はサポートしますし、例えば提供できるローリングストックのアルファ米とか、そういったものの提供など、協力させていただいているところはございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 防災組織の訓練に関しては、独自で防災訓練計画を立ててやっていくということで、その計画を立てたものに対して防災危機管理室としてはサポートしていくということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これに対して1つだけ。防災ということになると、やはり中立、公正、公平で、災害弱者とか、本当に公平に考えていかないといけないという立場であると思うのですが、これに関して、自治会で防災訓練の下で、長田区の自治会で、災害が起きたとき炊き出しが、どうしても必要になるわけですから、そのときに自衛隊の皆さんの経験を生かして、その講習をやったらどうかという意見が長田区の自治会で出まして、先ほど申し上げましたが、やはり公正、公平、中立となると、いろいろな考え方がありますから、そういったものに対する自衛隊員の参加というのが、私たちの自治会ではなじまないということで、皆さんから、それはやるべきではないという意見が出たのですけれども、そういった、その宜野湾市内の組織の中で、自主防災訓練の中で、自衛隊員が何かの形で参加したという例は何例かありますか。関知しているでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。私もちょっと聞いた話ではございますが、上大謝名の自主防災組織にて炊き出し訓練を自衛隊と一緒にやったという事例は聞いたことはございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういった訓練に関しても、やはり自主防災組織の自主的な防災訓練の中で行われているということで、防災危機管理室としては、何かのサポートとか、そういったことはしていないということなのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。そのときの主催がどうだったのかとか、一緒に共同でやったのかとか、ちょっとその辺りがすみません。ちょっと今私のほうでは分からないものですから、ちょっと確認して、また後ほど答弁させていただきます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 防災となると、私の個人的な考えですけれども、防災に関しては消防の職員、あるいは消防団員というのものもあるわけですので、しっかり訓練をして、しっかりこれまで継続してやってきているわけですから、そういった知識というのは十分あると思いますので、やはり自主防災組織の支援を受ける地域の住民の皆さんが、やはり参加しやすいような方法でやったほうが私はいいと思うのです。

ですから、先ほどの答弁からすると、後で答弁するということですが、そういったものに関しては、やはり自主防災組織であっても、地域の状況に応じて私はやっていったほうが、将来の災害に対する防災の訓練とか、対応は、そのほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その中でも、やはりひとつここで気になるのは、やはり自主防災組織の会長のリストというのがあるのですけれども、何かの形で自治会長は、副でもいいですし、責任者として設けたほうが、私はいいのではないかな。この中で見る中で、自治会長が自主防災会の会長を兼務しているのは、私が知る限りでは、そんなにたくさんはないような気がしますけれども、それについても、あくまでも自主的な防災組織だからということで、それに関しては、市としては、何も関知しないということで、いいのでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 お答えします。私たちとしては、あくまで自主防災組織の判断に委ねるところではございますが、やはり自治会長の仕事も物すごい激務だということも承知しておりますし、またいざ災害のときになると、相当の責任、避難所を運営したり、避難者を受け入れたりという、そういった責任の重さというものも私たちのほうとしても認識しているところでございます。そういった大きな責任のある役職をお一人の方でやるということが果たして大丈夫なのかなと。その辺りの負担が私たちとしては気になるころではございます。

ただ、あくまでもそれを決定するのは地域の皆さんでありますし、自治会長であることで、防災減災につながるということも、地域のこともよく分かっていますし、こういうこともあるかと思っておりますので、あくまで、そこは地域に委ねたいというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古委員、決算審査ですので、決算に関する質疑をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 決算に出ていますので、これに関しては、やはり自治会の加入率の問題とか、自治会としては、自治会に加入していない人が8割になっているということも考えながら、それでもしかし自治会長さんが長年務めているわけですから、地域のことは十分熟知しているわけですから、やはり会長職と同等なものをやったほうが、私はいろいろな意見、相違とか、出てこない方向でできるのではないかと思いますけれども、これは希望ですので、後でまた私が詳しく調べて、そういったところがなければ、次に質疑していきたいと思っておりますので、それについては調べていきたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。時間がないので、資料だけもらって最終日にしたいと思います。

個別の事業ですけれども、2款1項1目、説明欄34、野嵩3区公民館建設補助事業について、自治会補助の規則に基づいて皆さん補助しながら、公民館を建設されています。

1つだけ。この自治会補助規則は単年度でしたっけ。毎年続けて出せるものなのか。1つの事業に対して1つの補助なのか。ここだけ1点、まず教えてください。

今難しいのであれば、後で資料でいただきたいのですけれども、それを使って、皆さんは2年間にわたっ

て、この自治会補助規則で公民館建設に対して約4,700万円余りの補助をしてきている中で、今回の決算の中で、地方債3,790万円を地方債で充てているということが、この資料の中に出ているのですけれども、ここをちょっといただきたい。

地方債が使える根拠を前、予算事業のとき聞いたのですけれども、時間がなくて、しっかりとした答弁がいただけなかったのが、公共事業でない補助事業に関して地方債が使える根拠が分かる資料をいただきたい。

あと、地方債、これも総務大臣等との協議と同意が必要だと思うのですが、これは厳格な要件が定められているというふうにあったので、総務大臣等の許可、厳格な定めというのがどういったものなのかというのも分かるようにちょっと出していただきたいなと思います。この資料が出た後で、また最終的には最終日に議論したいなと思います。よろしいですか、この資料は。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 お答えいたします。地方債の件に関しては、財政課から提出いたします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひします。もう一点、80ページの自治会育成補助事業、2款1項1目は同じなのですが、説明欄22、運営費と事業費というのがあるのですが、当初予算には上がっています。多分事業費というのが、各公共施設である学習等供用施設等の修繕費等に使われているものなのかなと思っているのですが、当初予算600万円が710万円、約100万円ぐらい上がっているのですけれども、この内訳、事業費が修繕費になっている場合、この内訳を出せるのかどうか、確認したいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。決算書81ページ、2款1項1目自治会育成補助事業費でございます。おっしゃるとおり、こちらのほうは施設の補助金であったり、事務所改修等の部分でございます。内訳というか、実績の資料は提出してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、よろしくお願ひします。この資料に自治会の修繕に対するスキームというのですか、流れをどのようにしているのかも含めて説明いただける資料が欲しいなと思います。それもつけてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。修繕のスキームも含めた資料を作成いたします。

○平安座武志 委員 以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 1点目だけいいですか。決算書129ページの2款4項2日常時啓発費、選挙管理に関するものなのですが、常時啓発事業というものがどういうものかということと、そして5万円のうちの3万8,484円が不用額になっているので、その説明ができるでしょうか。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会は。

○プリティ宮城ちえ 委員 いないか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員さん、ちょっとこの辺、後ほど相談させてもらってよろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 我如古委員、資料請求ですね。

○我如古盛英 委員 資料です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 4款2項2目、225ページです。

○石川慶 委員長 我如古委員、今2款の時間ですので……

○我如古盛英 委員 資料の……

○石川慶 委員長 担当がいらないのは、ちょっと。答弁ができないですので、資料提供できる、できないということが判断できませんので。

内容をこちらで預かって、それができるかどうか、はっきりしないのだけれども、企画費で、我如古委員さん、お願いします。

企画費でしか答弁できませんので、できる、できないというのも含めて。

○我如古盛英 委員 委託料の内訳。

○石川慶 委員長 市民経済部で大丈夫。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、我如古委員さん、いいです。

○我如古盛英 委員 225ページの4款2項2目の備考欄の02です。03は伊波一男委員が要求してありますので、私は02のごみ処理委託料の内訳が分かる資料を3年分ぐらいよろしくお願いします。燃えるごみ、燃えないごみ、それからペットボトル等があったと思うのですけれども、これについて。あるいは草、木とかも入れて。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。225ページ、4款2項2目、備考欄2、ごみ処理委託事業の内訳、過去3年分です。よろしかったですか。

○我如古盛英 委員 はい。

○市民経済部次長 提出してまいります。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時12分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時14分)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時14分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号、3款民生費、4款衛生費の一部、10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

質疑の前に答弁保留がありましたので、答弁のほうからさせていただきます。防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 午前中の審議、我如古委員の質疑に対しまして答弁保留になった部分を答弁させていただきます。

自衛隊と合同防災訓練があったかという実績についての質疑でございましたが、令和5年12月3日に実績がございます。その際には、毎年宜野湾市が行っております、津波避難訓練に合わせまして、上大謝名自主防災組織におきまして、その同日に自衛隊との合同訓練、炊き出しの訓練を行っているという実績がございました。以上です。

○石川慶 委員長 続きまして、こども部次長。

○こども部次長 1日目の伊波一男委員の質疑の中で、保育士就労促進支援事業の令和7年度の予算の額ということで、答弁保留にしておりました。今年度、令和7年度に関しましては、事前調査に基づきまして48名分、480万円を当初予算について計上しております。以上です。

○石川慶 委員長 では、質疑を許します。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 歳入で少し質疑させていただきます。決算書は3ページです。3ページの市民税、固定資産税、軽自動車税、収入未済額のうち還付未済額が計上されています。その未済額は何年度の未済額ですか。これは市民に対して支払いは完了されているものなのですか。その説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。決算書3ページ目の……

（何事かいう者あり）

○石川慶 委員長 一応今3款のほうから始めてということで、歳入の税関係に関しては、冒頭午前中で質疑していただきたい旨のお願いをしてありましたので、できれば最終日に、また追加で質疑という形でよろしいでしょうか。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 よろしく申し上げます。では、ほかの部分で質疑が……

○上地安之 委員 不用額なんかも一緒かな。

○石川慶 委員長 最終日によろしく申し上げます。

○上地安之 委員 残念ですね。

○石川慶 委員長 最終日にお願いします。

○上地安之 委員 では、最終日にやる前に資料を少し、これは大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 先ほど言った各未済額に対する、市民への滞っている中身だと思っただけけれども、それは地方財政法第18条に基づいての根拠で支払いをするというふうになっていると思うのだけれども、皆さん方は独自の要綱を持っていますよね。その要綱をお願いできますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 固定資産税に関する要綱を資料として提出したいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 同じく分担金、負担金、使用料、手数料、過誤納付に係る要綱はございますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答え申し上げます。これは各部にあるかどうか、ちょっと確認しないといけないので、お時間いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 各部独自ではなくて、市全体で過誤納付に対する固定資産税と過誤納金の要綱があれば出していただけませんか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。全体を網羅したものはございません。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 では、ここで原課にもしあれば、それを出していただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 かしまりました。提出してまいります。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 それでは、歳出予算に入っていきたいと思いますが、まず、監査意見書20ページ、決算書でいきますと、扶助費についてお尋ねしたいのですが、監査意見書の20ページの中で、人件費、扶助費、これは対前年度21億円増額となっておりますね。その人件費と扶助費の増額理由、これから説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、土地委員の御質疑にお答えします。民生費の人件費の増加でございますが、監査意見書の20ページ、人件費の増加でございますが、こちらについては、令和6年度から会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給が開始になりまして、その増ということが大きな要因となっております。

また、扶助費の増でございますが、こちら主な増額の要因としましては、障害福祉サービスにおける介護給付事業の増、また児童措置費の増ということになってございます。以上です。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 さらに、詳細、扶助費に対する増額理由について担当者の御説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 土地委員の御質疑にお答えします。決算書157ページ、3款1項8目障害者福祉費、備考欄4、介護給付費等事業の中の扶助費につきましては5億2,790万7,321円増加してございます。理由としましては、障害福祉サービス利用者数の増加と令和6年度からの基本報酬の改定によるものが大きいものと考えてございます。

介護給付費には29種類の障害福祉サービスに係る費用が含まれておりますけれども、その中で大きく放課後等児童デイサービスの1億3,826万円、重度訪問介護の1億641万円、就労継続支援費の8,676万円、児童発達支援費の7,071万円などが増額しております。

利用者が伸びている理由としましては、障害福祉サービス全体として制度の周知が進んでいること、また長く住み慣れた地域で生活するという大きな流れの中で、サービスを利用して地域で生活していくための制

度の利用が進んでいること、あと児童のサービスにつきましては、療育によって一人一人の能力を伸ばして成長を促すことの重要性が周知されてきたことなどが考えられるものと見込んでおります。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当初予算で生活保護費の予算を計上して年度途中補正減をしましたよね。そして、最終的には不用額が発生しているのです。8,000万円補正減をして、最終的には不用額がまた同じく8,000万円やられている。その8000万円補正減したのは何月議会ですか。その不用額というのは3月末日で不用額を出したのか。それとも出納整理期間まで引っ張って、その後決算に出てきたものなのか、それを説明いただけますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 ちょっと確認してよろしいですか。生活保護の……

○上地安之 委員 扶助費。

○保護課長 扶助費の部分。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 御質疑にお答えします。前年度補正減した上で保護費が発生したかというところだと思います。補正減は3月にて補正減しております。令和6年なのですけれども、当初予算で44億2,000万円余りを計上しておりました。当初予算に計上する際に、令和5年の上半期の実績等を見ながら、また令和6年の伸びとか、そういった状況を確認しながらの計上ではあったのですが、実際令和6年に入りまして、思った以上に伸びがなかったものですから、令和6年3月にて8,000万円の補正減を行ったというところになっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと今、あまり理解できなかったですね。予算の流れからすると、当初予算に計上して8,000万円減額して不用額が8,000万円出ているわけ。これは予算の組み方としても、私は何がここにあったのかなと思うわけ。

それから、もう一つ、扶助費が増額された理由というのを説明いただけますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 令和5年の扶助費の決算額、令和6年の扶助費の決算額をまずお答えしたいと思います。令和5年につきましては43億4,500万円余りが決算となっております。令和6年につきましては42億700万円ということで、扶助費としましては1億3,700万円、決算としては減となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、これは皆さん方、セーフネット事業を実施していますよね。扶助に入る前の事業を実施されている。それと、扶助費に入っている方々に対する就労支援だとか、その事業も展開されていると思うのだけれども、それが功を奏されたということですか、それを説明いただけますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 令和5年、令和6年にかけて決算額が1億3,700万円減少した、その中身なのですけれども、まず大きな減額となった理由としましては、医療扶助に関する扶助費が約9,000万円減となっております。

続いて、生活扶助、これが3,700万円減となっております。今、委員がおっしゃる様々な取組によって扶助費が減ったというところにつきましては、生活扶助に係る部分については、保護受給者に対する就労支援で

あったり、年金受給がまだ進んでいない方に対する手続の説明、そういったものが形として現れたのかなと思っております。

ただし、この医療扶助約9,000万円の減につきましては、これは令和5年の決算額に比べて約9,000万円減となっておりますが、令和5年の数字というのが、すみません。令和5年の医療扶助の決算額が23億1,000万円となっていて、令和6年が22億1,300万円となっております。令和5年の数字というものが、例年に比べまして少し異常値と申しますか、高い数値が令和5年に発生しているところから、令和5年と令和6年を比較すると令和6年は9,000万円減額となったというふうに考えております。

ただし、令和4年と令和6年を比べた場合は2億円増加していますので、医療扶助につきましては、令和5年の数値が少し異常値だったのかなというふうに考えています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 生活保護というのは、国が認めた義務的経費の位置づけとして支援をされていて、それでも陥った人については、当然支援をする必要があると思うのだけれども、と同時に皆様方はセーフネット事業に陥らない、あるいはまたそこに入っている方々に対する就労支援で出していく、その事業、2つやられているわけ。それが充実することによって、それは一定の扶助費の抑制効果にもつながっていく、そのような事業を実施しているのですよ。

そこで、先ほども確認しましたがけれども、生活保護に陥った人たちに対する支援事業を実施されているのだけれども、その効果の推移について資料として出していただけませんか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 ちょっと確認よろしいですか。これは生活保護受給者に対する支援の効果ですね。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 保護課では就労支援事業であつたりとか、資産調査、扶養調査、様々な事業を行っておりますので、保護受給者に対する支援策、ここから生まれた効果というのは、数値として、データとしては管理していますので、それを提供していきたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 実際にどれくらいの効果が出ていますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 令和6年についてなのですが、1つの事例としまして、年金受給に対する支援を行った結果、令和6年は約1,800万円の効果が上がっております。この1,800万円が何かといいますと、それまで年金をもらっていなかった方々が年金をもらえるようになった金額がトータルで1,800万円余り。ということは、生活扶助の部分がそのまま1,800万円減、そういった効果の示し方になります。

あとは、扶養調査等で親族の調査をかけたりとか、生活保護を受給している方を引き取ります。一緒に生活しますというところでの保護の廃止というものがありましたので、その廃止によって得られた効果というところで、350万円余りの効果があった。1つの事例ではあるのですがけれども、年間で2,500万円余りの効果が上がっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは3年分ぐらいの推移を資料として出していただけますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 はい。3年分の推移をデータとして提供いたします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に157ページの重度訪問介護事業、対前年度比というのは、比較すると、かなり高額というのか、その要因は何ですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員の御質疑にお答えします。決算書157ページ、重度訪問介護事業につきましては、決算額、令和5年と令和6年を比較しますと、1億41万円増加してございます。その主な要因としては、延べ利用者の増加、まず実利用者としても、令和5年度が26人でしたのが、令和6年度は30人と利用者自体が増えております。これは転入であったりとか、新規に介護などを利用しておりましたけれども、重度訪問介護の要件を満たしているので、重度訪問保護に切り替えた方の増、新規利用の方もいらっしゃいます。

重度訪問介護に関しましては、1人当たり一月で多い方は160万円ぐらいになる方もいらっしゃいますので、これが4人増えて12掛けると、それだけでも7,680万円の増加になるということで、それに令和6年度は基本報酬増加、個人それぞれの利用量の増加等が要因と考えられます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 利用回数の増だとか、その対象者の増だとかというような要因だと思うのだけれども、それは国の負担金、あるいは市、県の負担金、それ比率はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員の御質疑にお答えします。決算書32ページです。決算書32ページ、15款1項1目、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費の中の15億534万7,747円が重度訪問介護事業の国庫負担金の歳入となってございます。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 もう一度、お願いします。

○障がい福祉課長 決算書32ページ、15款1項1目、障害者自立支援給付費の中に重度訪問介護利用の国庫負担金がございます。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後1時53分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時54分)

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 決算書32ページ、15款1項1目、説明欄、障害者自立支援給付費の中に重度訪問介護利用の国庫負担金がございます。この国庫負担金につきましては、国の国庫負担金に係る上限額が示されておりまして、訪問系サービスという居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護などの利用者の中で重度訪問介護利用者が何人いるとか、そういった割合であるとか、国が定めた基準によって割合が決められておりまして、通常支援給付費は国の負担が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となりますけれども、実際には満額負担金を受けられているという状況ではありません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり、その利用サービスについては、上限額があるという説明ですね。

○障がい福祉課長 はい。

○上地安之 委員 その法律はいつからですか。近年、その上限額設定の法改正がされたのか、その説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 この負担額の開始年度についても、ちょっと確認いたしますので、後ほどお答えさせていただきます。特に直近で大きな、数年前に一部改正がありましたけれども、制度はずっと以前からありますので、ちょっと開始については確認させてください。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 知りたいのは、分かりやすくで結構です。その上限額が設定されたのは、いつからなのかというのを知りたいのです。しかも、これは今後さらに利用回数が増になっていくのですよ、なっていく。そうなりますと、その利用サービスをやりなさいということではなくて、これを継続するためには、それなりのやはり予算の編成も含めて検証が必要になるわけよ。ですから、その法律というのは、いつから実施されたのか。同じくこれは他市町村も、そのような障害者の訪問事業で財源が圧迫されていると思うのだけれども、そのとおりですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 サービスの支出については、当然利用を必要とする方が申請されてくるので、扶助費、障害福祉費については増額していくのみで、確かであります。利用が増えれば増えるほど、国の国庫負担金との差額が大きくなってきているというところもあって、市の負担が増えているのは確かだと考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、これまでの推移として資料として提出していただきたいのですけれども、その上限額を超えたのがいつからなのか、その金額がどの金額になっているかというのを出していただけませんか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員の御質疑にお答えします。資料の保存年限を考えると、国庫負担金に関しては5年保存だと考えられます。なので、もし5年を超えて差額がある場合に、ちょっとそれ以前の資料としては、もしかしたら御用意できないかもしれないのですが……

○上地安之 委員 直近でいいです。

○障がい福祉課長 いつからこの上限額が定められたのかということと、5年分の差額が幾らになっていたかということの資料ということで、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よろしくお願いたします。以上で扶助費について終わりますけれども、それは義務的経費の位置づけとして国の支援、県、市の負担の割合でサービスを実施しているのだけれども、今後も上昇の傾向になると思いますから、もちろん今後の対応もそうなのだけれども、先ほど申し上げました、セーフネット事業、これを充実しないと、これだけの予算を投入した上で、あるいはまた保護費に入っている方々に対する指導等も含めて、そこから出てこられるような支援事業の実施をぜひとも併せて充実していただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 福祉保健の概要から質疑したいと思います。福祉保健の概要3-1ですが、生活困窮者自立支援制度の中にある住宅確保給付金についてなのですが、よろしいでしょうか。この資料が欲しいということで要請したところ、福祉保健の概要にありますとの答弁でしたので、その中身を少しお願いしたいと思います。

申請件数と決定件数が出ているのですけれども、年度によって、だんだん件数が少なくなっているのですけれども、この申請の仕方についてお伺いしたいと思うのですけれども、この申請は、独自で市庁舎窓口に来て申請するのか、あるいはほかの申請の方法もあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。住居確保給付金事業なのですけれども、窓口のほうに困窮者の方の相談窓口として自立相談支援の窓口を開設しております。その相談の中で必要な方に住居確保給付金の御案内をして申請をしていただいて、また給付まで行っているところです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 答弁では、窓口を設定しているということですが、では直接市庁舎の窓口に対象となる方々が来て相談しながら申請を行うということで、理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 お答えいたします。ほとんどの方は来庁されて申請から給付の支給につながっていきますけれども、中にはお電話での相談から始まって窓口に来ていただいて、申請の場合には来ていただいて、申請書を記入していただいて、こちらが決定しての支給ということになっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和2年度からの資料がありますが、一昨年、令和5年からしても半減、それから令和2年当時からすると本当に激減しているということですが、この制度の場合は離職から2年以内に住居を失った方という対象の条件があるわけですが、こういう方々の人口が増えていて、大幅に今度は減ったということは、理由としては、数が減ったということ自体は、見ると、経済的に安定していったのかなと思うのですけれども、その主な理由というのは何でしょうか。

例えば申請条件が厳しくなったとか、あるいは役所に来たくても来られない方がいるとか、そういったことに関しては、どういうふうに皆さん思っているのでしょうか、理由に関して。

○石川慶 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 お答えいたします。令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度まではコロナによる特例措置もございまして、そのため件数もかなり増えておりました。

ただ、令和5年度の5月以降、5類に変わって、通常の申請に戻りまして件数が減っているのですけれども、その特例措置の終了もございしますが、求人倍率の上昇とか、雇用の環境が改善してきたことも一つの要因かなということと、もう一つは、この制度は同じ方が2回給付金を受けることができない制度になっておりまして、その辺りも件数が伸びない一つかなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和2年、令和4年は新型コロナ感染によって大幅に離職とか、生活苦の方々がいらっしやった。しかし、これだけ減ってきたということは、雇用環境が改善したということではあるのですけれ

ども、しかし36件、環境はよくなっているのですけれども、2回は給付できないという条件があるということですが、これは1度住居確保給付の支給を受けたら、その1回きりで、その翌年とか、その次からは給付資格がなくなるということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 お答えいたします。2回目の給付はできないということになりまして、この制度自体が住宅を失った方、もしくは失うおそれのある生活困窮者の方に対しまして、賃貸住宅の家賃相当分を一定期間支給するという内容になっております。住居の確保を図るということを目的にしまして、1度受けた方で、2度目は受けられないが、住居の確保がままならない方とか、その場合は生活保護に相談をおつなぎする場合がありますし、その他の支援ができるかというところを見ていっている次第です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。しかし、期間がどれぐらいの期間になるか、細かいところは書いてないのですけれども、支給期間ですね、それによって2回目は支給できないという制約があるので、できたのかなという私の感じですが、そういったのは改善していかなければいけないと思うのです。そうであれば、市営住宅に入居できる場合は、それでいいと思うのですけれども、内容については分かりました。

それから、もう一つ、母子及び父子家庭医療費助成制度、3款2項1目、これについてなのですが、資料として同じように載っているのですけれども、これについても先ほどと同じになるのですけれども、全体として横ばいということなのですが、これについては、先ほどは令和3年、令和4年のコロナ禍が原因だということなのですが、これは件数がおおむね平均してあるのですけれども、これについては、どういう理由になるとお思いでしょうか。下に、件数は1回の申請当たりとか、そういったのがありますが、主な理由は、平均していっていることに関しては、皆さん方としては、この金額もやや増えてはいるのですけれども、この辺に関してはどういうふうにお感じになっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 こども家庭課長。

○こども家庭課長 お答え申し上げます。福祉保健の概要の5—5ページからお答え申し上げます。

概要の5—5ページの母子及び父子家庭等医療費助成制度でございますが、委員おっしゃるように、ここ3年間、令和5年度と令和6年度を比較しましても受給者の数ですとか、支給の金額等は横ばいの状況でございます。

これは、そもそも独り親として、この助成制度を申請する方の数が、そんなに増えていないという状況がございまして、子供さんの数も増えていないという状況がございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これは児童生徒を18歳未満まで延長になったというのもあるのですけれども、少子化の影響もあるのかな。本来でしたら、これに物価高、あるいは生活苦がある中で、もう少し申請する方々は、私は数が増えているのではないかなと思ってはいたのですけれども、その状況も、この数から見ると、あるいは金額から見ると、例年同じようになっているのですけれども、この助成制度に関しても、先ほど言いましたけれども、申請の方法というのは、どういうふうにやっているのですか。例えば母子父子ですから、各小学校、中学校では家庭状況というのは分かっているのですけれども、この申請の方法というのは、本人が窓口申請に行くのですが、あるいは学校から、そういった要請というのでしょうか、いろいろな資料等が添付されてくるのかどうか、そういうところをちょっと教えていただければと思います。

○石川慶 委員長 こども家庭課長。

○こども家庭課長 お答え申し上げます。母子及び父子家庭等医療費助成制度につきましては、独り親の方向けの制度ですので、まず離婚届を出されるときに、この中にチラシを入れさせてもらっています。離婚届を出した後に受けられる支援ですとか、例えば児童扶養手当ですとか、母子及び父子家庭等医療費助成制度もそうですが、児童手当なども名義が変更になりますよとか、そういうチラシを入れさせてもらって周知を図ってございます。

また、申請につきましては、窓口のみでの受付になりますが、児童扶養手当と併せて同日で申請ができるように整えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 児童扶養手当もあるわけですので、できるだけ漏れがないような形で、令和6年より養育者本人への助成対象も拡大しているということで、それなりの予算措置も私はできていると思いますので、ぜひ漏れがないように、しっかり助成制度を活用して、母子父子家庭を支援していただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 10款4項1目教育費の幼稚園費についてお尋ねいたします。決算書においては330ページから331ページにかけての備考欄が15、16となります。備考欄で、去年も同じくこの質疑をしたと思うのですが、15の子ども子育て施設型給付事業の子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金、子どものための教育・保育給付費県負担金返還金、それから16においても施設等利用給付費国庫負担金返還金、施設等利用給付費県負担金返還金が多く出ているのですが、それについての説明をしていただけますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。決算書330ページから331ページにわたる備考欄15と16の部分ですが、まず備考欄15、子ども子育て施設型給付事業（補助）というのですが、こちらは子ども・子育て支援新制度に移行した認定こども園、私立幼稚園の1号認定に対して施設を利用する子供の居住地市町村が施設型給付費を給付する事業となっております。

今、御質疑にありました、国への返還金、県への返還金につきましては、前年度の給付費の実績報告が確定した後、その差額について返還するものでございます。ですので、令和6年度に返還する金額につきましては、その前年度の給付費の実績に基づいて出た差になります。国のほうが370万1,501円、県のほうが185万750円となっております。

それから、備考欄16、子育てのための施設等利用給付事業（幼稚園）ですが、こちらは子育てのための施設等利用給付認定を受けた3歳から5歳の民間の幼稚園に通う方への保育料、また保育認定を受けて、幼稚園等で保護の預かりを利用する際の保育料に対しての補助というか、無償化に関するものになります。こちらでも同じく前年度実績を確定した後、返還金を国、県へ行うものでございまして、国に関しては771万6,856円、県の返還金が385万8,428円となっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 実際に国から受け取ったけれども、使えなかったということの理解でいいでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** その年度で、これぐらい使えますよというふうに国、県に申請するのですけれども、最終的に実績報告をした際に額が確定して、余った分を国、県に返還するという。逆に足りない場合は追加交付の申請をするというような制度になってございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。もう一つお願いします。決算書で163ページになります。3款1項1目障害者福祉費の備考欄18、医療的ケア児等支援事業になります。この中でも地域生活支援事業国庫返還金の中に医療的ケア児等支援事業の返還金がありますが、これについても説明していただけますか。

○**石川慶 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。歳出163ページ、3款1項8目の備考欄18、地域生活支援事業国庫返還金、医療的ケア児等支援事業費につきましては、この令和5年度に医療的ケア児が、この補助金の中で医療的ケア児コーディネーターに係る費用がほとんどなのですが、一時的に医療的ケア児が配置できなかった期間がございまして、その報酬に係る費用が減額になって、実際には前年度、令和5年度に補助金を受け入れていたので、その分返還金となったということになってございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** この医療的ケア児支援事業は、コーディネーター費以外にも、ほかの医療的ケア児の支援、様々なことに使用できるものでしょうか。

○**石川慶 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 御質疑にお答えいたします。もちろん、報酬以外にも事業費、消耗品であるとか、そういった全てのものに使える補助金になっております。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** コーディネーター以外のもので必要とされるものはなかったのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 御質疑にお答えいたします。令和5年度につきましては、基本的に消耗品費であるとか、この事業に関しては、大きな事業費を要する事業ではなくて、協議の場の設定であるとか、そういった大きな費用が発生しない事業でしたので、おおむね医療的ケア児のコーディネーターの費用となっていたという形になってございます。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 質疑を続けてですけれども、ではコーディネーターだけではなく、必要とされればいろいろなものに使えるという理解でよろしいですか。

○**石川慶 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 御質疑にお答えいたします。すみません。要綱が手元になくて、すぐにはお答えできないのですが、事業費に係る費用も、例えば併行通園促進事業であるとか、あとレスパイト事業といって一時的に預かる事業であるとか、そういったいろいろなメニューがありまして、幾つかのメニューに充当することができる事業になっています。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 医療的ケア児へのミキサー食とかも、いろいろな課題になっているのですけれど

も、そういうものに関しても考慮はできるということですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御質疑にお答えいたします。いろいろな補助金のメニューがあって、先ほどお答えした事業にも、いろいろ使えるメニューがあるのですが、ただ事業には上限があって、今も令和6年度で恐らく上限に達するので、今後行っていくものに関しては市の単独部分が大きくなっていくものと見込まれます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。さっきと関連で、返還金が大きくなったときに、国とか、県から見積ったのと実際の開きがあるということですが、何か国とか県から指導とか、何か入ったりするのですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。ペナルティとか、そういうものはありません。交付申請する際に、これまでの実績だったりとか、児童の人数だったりとかを基に算出して申請しますので、なるべくは差分が出ないように僕らも交付申請するのですが、やはり足りなくなってしまうように少し多めにというか、申請することがあるので、基本的にこういう感じで、少し余ることが多いです。その余った分を国の負担分と県の負担分をそれぞれ返還するという流れになっております。なので、それに対して多く取り過ぎたからペナルティがあるとか、そういうことはないです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 最後の質疑です。こういう国からのお金が国庫負担で下りてきたときに、いろいろな幼稚園とか、いろいろな施設とか、みんなに周知という、そういうのにやはり時間がかかって行き渡らないということはないですか。その内容について幼稚園とか、いろいろな利用者とかに周知は十分にされているのでしょうか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。決算書の330ページ、ちょっと戻りますけれども、備考欄15の子ども子育て施設型給付事業というものは、市から施設に対して払うという部分になります。なので、こちらは毎月、毎月施設側から児童数が何名いるよという報告があって、それに基づいて毎月、毎月お支払いするものになります。

次の331ページの備考欄16の子育てのための施設等利用給付事業、こちらは保護者の方が一旦幼稚園とか、認定こども園に保育料をお支払いしたのに対して、その後に償還払いをするものになっております。場合によっては施設側が保護者から保育料を取らずに、施設側が市に請求するパターンもあるのですが、この2種類あるのですが、基本的には一旦お支払いをしてもらって、その領収書を持って市のほうに保護者が直接償還払いの手続をするということになるのですが、こちらは保護者の方が、みんなが、全員がその都度来るわけではなくて、やはり来ない方もいらっしゃる中で、児童の数全員の分で僕ら交付申請はするのですが、実際には保護者の方が請求に来ないというパターンも、後からまとめてくるというパターンもあるのですが、そういった理由で若干やはり申請額よりも残ってしまうということになります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 承知しました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 皆さん、そろそろ休憩に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 10分間休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時30分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、3款民生費、4款衛生費の一部、10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。今、成果説明書を見ておりますが、17ページの左側、3款1項1目、沖縄子どもの貧困緊急対策事業というのがあります。これについて、この4～5年分ぐらいの資料を準備してもらいたいのですが、後でいいので、お願ひします。

それと、内容的なものですが、よく地域に子ども食堂ってありますね。これは、この中の予算を使っているということで理解していいのですか、御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 委員の御質疑にお答えいたします。成果説明書17ページ、沖縄子どもの貧困緊急対策事業のところですが、ボランティア団体等が実施する居場所への補助金も、この事業の予算の中から出ております。先ほどお話しされてました資料というのは、内容はこういったものになりますか。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の子ども食堂ってよくあるではないですか。これもそれに入っているのですかと、まず確認させてください。この中にあるのですか。団体名が16団体ありますって書いてあるので、そのことですかということをまず御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。このボランティア団体への補助金も、この中に入っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは平成28年度から始まっている事業でございますので、今、令和6年度まではありますから、令和5年から令和元年の5年程度の予算の推移をちょっと見せていただきたいので、内容的には、このような添付資料があれば一番いいかなと思います。お願ひします。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 準備して提出したいと思ひます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この事業内容の説明の中には、子ども支援員配置事業もやっています。そして、今の居場所、子ども食堂でもしっかり応援していますということで、そして拠点型居場所運営事業というのがあります。専門性のある民間団体に委託し、市内1か所に設置してありますが、これはどちらにあるのか、ちょっと分からないものですから、どういったところが専門性がある施設なのかを御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 委員の御質疑にお答えいたします。市内1か所に今委託をしております、こちらはちょっと今場所は非公開としております。理由といいますのは、地域の居場所で受入れが難しいお子さんとか、あと養育、家庭環境に課題がある子供たちを受け入れて、その施設には社会福祉士等の専門職がおりますので、こちらに保護者や学校との連携ですとか、個別の状況に応じた支援を行っている状況です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 非公開ということで理解しました。利用者はしっかりいるという形で、カウントされていると思いますので、よかったかなと。その中で、先ほどの子ども食堂の16団体に、補助金というのは、どこにあるのですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 委員の御質疑にお答えいたします。説明書17ページのほうから見ますと、主な歳出項目で負担金、補助及び交付金のところに含まれてございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは792万6,858円が、この16団体のほうに補助されていますということで、よろしいですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 分かりました。この団体の数は、足りてはいないのではないかなという形で、数が。やはり隙間なく地域にも要望が多分あると思いますから、そのときには、また団体も増やしていくのかどうか、今後の展開、本当にスーパーのかねひでさんとか、よくタコライス、皆さんのほうで市民が購入した券を、そういうパネルに貼って、それでも足りないぐらい弁当が出ていますので、地域ではもっと必要ではないかなと思っているものですから、それに対して今後の検討はあるのかどうか。16から増やす予定はないのかどうか。どんなふうに御検討していますか。多分要望はあるのではないかなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度は、補助を受けている団体は16団体でございましたけれども、市内で子どもの居場所や食堂を運営する団体は約25か所ございました。

自主運営で行いたいという意向を示すところもありますが、やはり補助を受けて運営をしたいというところも、まだございますので、こちらは補助金との関係もございますので、そういった在り方を、また今検討しているところです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひ補助をしてもらいたいという団体、そして継続したいという団体もたくさんあると思いますから、今聞いて大変うれしく思います。25団体が今運営していますよと。事業をやっていますよと。事業というか、ボランティア活動していますよとあるので、この団体が末永く継続できるように本当に支援をしていただきたいなと思います。それはぜひ予算化をしていただきたいし、多分16団体で800万円弱の予算をかけていますので、これはまたしっかり足りないのかどうか。さらにはまた、25団体まで一つ一つ実績がないと、はい、そうですでは作れないと思いますから、実績も加味していただいて、取組をしていただいた

らありがたいと思います。

それともう一つ、次は先ほどプリティ宮城ちえ委員のほうからもありましたが、医療的ケア児等支援事業についてお聞きをします。同じく3款1項8目の医療的ケア児支援事業、事業費が736万8,094円であります。これは令和4年度から始まっていますが、この中の事業内容を読ませていただいているのですけれども、その中で、この下のほうに「併行通園事業は、4月から通園予定している児童の利用に対応するため、令和7年1月に事業を開始したものの利用はなかった」とあります。この点は、もう一度御説明もらえますか。そして、今はどうなっているのかもお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。決算書163ページ、3款1項8目障害者福祉費、備考欄18、医療的ケア児等支援事業につきましては、その中の併行通園事業なのですけれども、こちら1月に要綱整備をして事業開始をいたしました。というのも、この事業が4月から進級して、新たに幼稚園に上がったり、小学校に上がったりとか、そういったお子さんが、うまく新しい学校に入れるように事前調整をするための事業として1月に要綱整備をして事業をスタートしました。

4月入学の子たちの利用を目的としていたのですけれども、その時点では、事業者さんと調整を重ねて、この時期にうまく合わせて要綱整備をしてスタートしたところではあったのですけれども、実際に利用は、申請希望はなくて、説明会等も行っているのですが、利用はなくて、4月に入って既に5人程度の支給決定を行っていて、実際に利用は3件以上の利用をされている方がいらっしゃいます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 せっかく取組がしっかりしているので、継続できたらいいなと思います。よろしくお願いします。

この中で報酬ってありますね。323万円ってあります。これはどういった方々への報酬か、お聞きしていいですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。報酬につきましては、医療的ケア児コーディネーターといって障がい福祉課にサービスの調整を行うコーディネーターを配置しておりまして、その会計年度任用職員の報酬となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 コーディネーターさんのお一人分ということで理解してよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御質疑にお答えします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この下のほうに出てくる償還金利子及び割引料、これは何ですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御質疑にお答えいたします。こちら地域生活支援事業国庫返還金でして、令和5年度に受けた補助金、令和5年度に医療的ケア児コーディネーターを配置できなくて、その分、補助金を受け取っていた分の返還分となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 了解しました。では、この資料、令和4年、令和5年、令和6年は出ていますので、この2つ分の資料をこんな形で、成果説明書のような形で資料をもらえませんか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 令和5年の成果説明書の写し、同様の成果説明書について……

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 成果説明書の18ページを見えています。一緒だと思いますが、この中で事業期間ってあります。開始した期間が令和4年度って書いてあるものですから、令和4年度の実績もあるでしょう。だから、令和5年度もある。そして、令和5年度の実績の中で返還金が出たのか、もしくは令和6年度で出たのかが分かりませんけれども、そういう令和4年度、令和5年度の医療的ケア児等支援事業の、こういう成果説明書のような資料をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 御用意してお渡ししたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 認可外保育施設一覧表の資料をいただきました。ありがとうございます。

この認可外保育施設一覧表、多くの事業所の名前が挙がっていますが、事業をしないところも今あるようです。それも併せてちょっとお聞きをしたいなと思います。資料36ページ、成果説明書19ページの3款2項2目、これを活用しながら質疑してまいりたいと思います。

まず、認可外保育施設一覧表が載っております。この中には4園が認可外へと移行されていますが、事業をやっていないという形であります。18園、大変もう相当、半分近く減ったのかなというふうに思います。施設に対しても、しっかり利用給付事業も取組をしていただきまして、大変いいなと喜んでおります。

まず、認可外保育施設への支援について確認をさせてください。19ページ、3款2項2目、左手のほうにあります、認可外保育施設保育サービス向上事業、これの御説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。成果説明書19ページの左側、認可外保育施設保育サービス向上事業、こちらは県の補助を受けて行っている事業になります。事業の目的にありますように認可外保育施設の、もともとは認可化促進であったり、保育所入所待機児童の適切な及び認可外保育施設入所児童の処遇向上を図ることを目的として事業が開始されております。ただ、この認可化促進についても、ここ最近ほとんどない状況になっておりまして、その児童の処遇向上を図ることが大きな目的と今はなっております。

内容に関しては3番のほうにありますように、認可外保育施設研修事業として上限30万円の補助がございます。備考欄にありますように負担割合としては県が10分の9の補助、市が10分の0.5、事業者負担が10分の0.5となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今見ましたら18園が登録されていますが、認可外保育施設18園のうち4園が今、休園中という形で、14園のうちの13園が、この事業を活用したという形で受けていきたいと思います。

その隣のほうに入ってもらって、同じく19ページの認可外保育施設運営補助事業（単独）とあります。

一般財源をもってしっかり支援をしています、これについても御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。資料番号36の認可外保育施設の一覧、18園あるうちの休園中が10番と11番になっておりまして、16番と18番に関しては運営しているのですけれども、定期の預かりをしていない、不定期で、一時預かりのような形態で運営は行っております。

ただ、この一覧は令和7年3月31日時点の一覧になっておりまして、ここにちょっと記載されていないのですけれども、2番の若竹保育園、それから4番のあかちゃんハウス、5番のいすの木保育園、こちらは令和7年度末で閉園しております。現在は、この3園を除いた15園が、福祉保健の概要にも本年度に関しては15園の認可外が掲載されております。

それから、成果説明書に戻っていただきまして、19ページの右側、認可外保育施設運営補助事業（単独）ということで、こちらは市の単費で行っている補助事業になります。目的としましては、認可外保育施設に入所する待機児童の適切な保護及び認可外保育施設入所児童の処遇の向上を図ることを目的とするということで、内容としては、運営費、教材費、行事費などに充てられるような補助金になってございます。簡単ではありますが、説明は以上となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。このように資料を見ますと、この時点でほぼ400名を超えている、認可外に通っている子たちが今いらっしゃるという形があるので、この運営費、教材費、さらには行事費、これは認可外保育施設の皆様からは、ちょっと拡充、もっと金額を増やせないかという御相談とかはないですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。認可外保育園の関係者からは、その補助金の拡充についての御依頼は毎年ちょこちょこ受けております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今、認可外にどうしても預けないといけない、また待機児童と言われているのが、まだ宜野湾市にありますか。今、決算なのですけれども、令和6年度はいましたね。令和7年度、今の時点で、参考までに待機児童はいらっしゃいますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 御質疑にお答えいたします。すみません。現時点で、令和8年4月時点の待機児童は、今現在のですか。

○伊波一男 委員 今現在。

○保育こども園課長 今現在の待機児童、国の定義する待機児童というものが、特定の園を希望する方を除くというふうな定義がありまして、その国の定義する待機児童に関しては4月1日時点でしか今のところ数字の算出は行っておりません。毎月、毎月認可保育園への入所希望は来るのですが、市のホームページにも掲載しておりますが、国の定義には当てはまらないのですけれども、潜在的待機児童ということで、認可保育園への入園を希望しているにもかかわらず入れないというお子さんについては、やはり一定数いらっしゃる、ちょっと解消するには、今のところ、ちょっとすぐには難しいかなというような状況になっています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今何人という数字が出せないというのがあるのかなとは思いますが。そのように多分認可外保育園に入所されているのかなとも思うし、また逆に認可外保育園に入っても、3歳から5歳は月額3万7,000円上限で、しっかり支援をしているというのがあります。それも併せて今後一つ一つの、また認可外保育園に対する運営費、教材費、行事費も拡充できないかどうか、これまた御検討が必要なかなと思って、よろしくお願いします。私は以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。決算書の179ページです。3款2項2目、備考欄の13、施設型給付等事業についてお伺いしたいのですけれども、この備考欄の認可保育園児童措置費負担金と、その下の国庫負担金返還金と県負担金返還金、簡単に説明をいただいてもよろしいですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。決算書179ページ、備考欄13、施設型給付等事業でございます。こちらは市内の認可保育施設に対する施設型給付費を給付する事業になっておりまして、その認可保育園児童措置費負担金というものが給付費に当たる部分でございます。

これについては、毎月、毎月施設側から請求書を提出していただいて、市から施設に対してお支払いするというものになります。2番目の児童措置費国庫負担金返還金、3つ目の児童措置費県負担金返還金、こちらは先ほどプリティ宮城ちえ委員の御質疑でも少し触れた内容と内容的には一緒なのですが、前年度の給付費の実績報告に基づいて出た差分について、国に対する返還金と県に対する返還金を掲載しているものでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この負担金に関しては、この園の規模とか、子供数だったり、先生の数とかを考慮して決まってくるものですね。分かりました。ありがとうございました。

この返還金についてお伺いするのですけれども、今おっしゃった、これは令和6年度の決算書で、令和5年度に決定したものが、ここで返還されるというふうに理解しました。

そうしたときに令和6年でライオンの子保育園の不正受給があったとあって、いただいた資料によると、令和3年度から令和5年度までに給付費の返還額という資料をもらっているのですけれども、そこで返還された額がある、ここで計上されていく、示されるものだという理解で合っていますか。まずは、書き方の話です。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 御質疑にお答えいたします。今、宮城委員がおっしゃるように、こちらに計上している数字については、令和5年度分の返還金になります。こちらにはライオンの子保育園関連の給付費に関する金額も含まれていると認識しております。令和5年以前の部分、過去5年分の返還金がございますので、こちらについては、また別途返還を行っていく予定になって、今年度返還を、過去5年分の返還金について行っていくような感じになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと回りくどかったのですけれども、返還はあったという理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** 御質疑にお答えいたします。今回ライオンの子関連につきましては、社会福祉法人のそらみライオンの子保育園と株式会社のライオンの子ホールディングスですね、2つの法人があったのですが、そらみライオンの子保育園に関しては3月31日の返還期日にお支払いいただいております。株式会社のブンバアのほうに関しては、3月31日の返還は、ちょっと難しいということで、一部返還、1割程度返還がございました。3月31日に返還がございまして、残りの金額につきましては、先月10月15日に残りの分の返還金、利息も含めて全て今返還いただいている状況でございます。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 不正受給があったことに関しては、全て返還いただいたということで理解しましたがけれども、先ほどの説明と併せると、今回の決算で全て計上するわけではなくて、年度で少し分けて、幾つかの方法があるということで、令和5年度の分に関しては、こちらの決算に含まれているけれども、それ以前のものは別の方法で返済されて、こちらには現れないという見方で合っていますか。

○**石川慶 委員長** 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** そうですね。今こちらに記載されている令和5年分の返還金の額には、過年度分の返還金は含まれておりません。これから返還していくものになっておりますので、今年度これから返還していく予定になっています。

○**石川慶 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 以前いただいた資料では、令和3年度から令和5年度にかけては金額、調査していただいた結果があったのですが、それ以外の年度にもあったのか。あったのであれば、幾らだったのかというのは資料で出せますか。トータルで幾ら不正があったのかというのを確認したかったのですが、もしかしら令和3年から令和5年だけで、ほかにはなかったよという結果になるかもしれないのですが、以前いろいろ説明していただいて以降の情報がなくて。

○**石川慶 委員長** 保育こども園課長。

○**保育こども園課長** 御質疑にお答えいたします。過去5年分の令和元年から令和5年分までの返還がありまして、そちらの内容に関しては後ほど資料で提出したいと思います。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑ございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 決算書の174ページ、3款2項2目児童措置費、備考4、助産施設措置事業になります。これは経済的に困難で入院とか、助産が困難な方への支援だと思うのですが、去年に比べて100万円ほど増えているのですが、その対象の人は増えているということでしょうか。

それと、妊産婦の方から、今、宜野湾市には赤ちゃんを産む場所が、助産院がないというふうな声が聞こえてくるのですが、そういう方たちは、どこの施設に案内していらっしゃるのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 児童家庭担当主幹。

○**児童家庭担当主幹** 委員の御質疑にお答えいたします。決算書174ページ、3款2項2目、備考欄4の助産施設措置事業についてでございますが、令和5年度の決算から令和6年度が約100万円近く増えているのは、その助産を受ける対象者が令和5年度は5件から令和6年度が9件に増えたことになります。

もう一つは、この助産のものに関しては、経済的理由により通常のクリニックとか、助産院で入院助産を受けることができない方を対象にしているところで、その対象施設というのが、県立病院ですとか、琉大附

属病院となっておりますので、その措置費については、そういった方々の申請を受けて実際調査とか、課税状況とかを見まして決定しております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。もう一つよろしいですか。決算書の3款2項2目児童措置費で、備考が25で保育士試験対策事業、保育士不足を補うためのものだと思いますが、実績を上げているのでしょうか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 183ページ、3款2項2目、備考欄25、保育士試験対策事業になります。こちらは委員おっしゃるように待機児童解消に向けて、市内施設における保育士不足が課題となっておりますので、その確保を目的として、保育士試験の受験希望者に対して集中講座を実施して、合格者の増加を図って、保育士確保に努めている事業になります。

こちらは5月から3月まで、1年を通して行っている試験対策になりまして、令和6年度のほうでは受講者が前期では22名、後期では24名、令和6年度に関しましては合計46名の受講者がございました。この中で合格者のほうが令和6年度は7名という形で報告を受けております。こちらのほうは業務委託をしております、事業者さんのほうに委託して、講座のほうを実施しているような形になってございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 46名受けたというのは、とてもいい結果だと思うのですが、7名合格して、残りの方もフォローして、また受験を促すとか、そういう励ましとかも続けているのでしょうか。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 そうですね。合格ができなかった受講者の方のためにも、引き続き受講を実施できるような形のほうの御案内をさせていただいております。そちらのほうで日程の御都合が合うようであれば、受講をしていただけるような形になってございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 さらに、たくさんの保育士が生まれてほしいのですが、もう一つだけ。同じ決算書184ページの3款2項2目児童措置費の備考で28、29と保育補助者雇上強化事業のほう、これも保育士の補助だと思うのですが、それについてもどのような実績を上げているか、説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 こども部次長。

○こども部次長 184ページ、備考欄28、保育補助者雇上強化事業になります。こちらの事業のほうは保育所等の保育士の負担軽減や離職防止を図るために、保育士の雇用管理の改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者さんに対して保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援している事業でございます。

こちらに関しましては、令和6年度に関しましては、市内の30施設のほうに対して合計5,700万円余りの実績で補助金を支援しているような形でございます。

続きまして、備考欄29、保育士宿舍借上支援事業になります。こちらの事業に関しましても保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部、または一部を支援することによって、保育士の就労継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境の整備に努めて、保育士の確保に努めている事業になってございます。

こちら事業者さんが保育士の宿舍を借り上げた費用の一部を補填するよう形になっておりまして、令

和6年度に関しましては13園、27名の方に支援をしているような形になっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。ぜひ保育士、まだ不足していると思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございますか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、10分間休憩いたします。その間に職員の入替えをお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時17分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時30分)

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

続きまして、4款衛生費について審査を行ってまいります。

質疑を許します。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。資料をいただきまして、ありがとうございます。

まず、先に224ページ、4款2項1目の備考の4番、倉浜衛生施設組合処理負担金事業というのがあります。資料の38番をいただきました。ありがとうございます。3年分の資料ですが、この負担金は、基本的には、これを読みますと、倉浜から指定された金額というふうにあります。これを宜野湾市、沖縄市、北谷町、これの割合とかも、その都度変わるのか、確定しているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 ただいまの倉浜衛生施設組合処理負担金の割合についての御質疑にお答えします。

御指摘のとおり、倉浜からの通知によって各2市1町の負担金額が指定されておりますが、おおむね人口割であったり、あと均等割、搬入量割といった割り方を基に計算がされるのですが、毎年大体あらあらですが、5対3対2、沖縄市が5、宜野湾市が3、北谷町が2というような大体の割合で決定しているところです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。これは、この金額を負担してくださいというものがあって、これは決定だという形で、その都度負担金として、決算によるという形は理解しました。

先ほどありましたけれども、これだけ金額が下がってきているのは、なぜなのか。逆に言えば焼却炉というのは、意外と年数がたつと、いろいろなところに劣化が出てくるなり、費用も出てくるでしょう。いろいろな面で逆に下がったというのは、搬入量が主に減ったのか、人口が減ったのか、いろいろなものがあると思うのですが、その辺どういうふうに分析されていますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えいたします。決算書224ページの4款2項1目、備考欄の4番、倉浜衛生施設組合処理負担金事業の5億7,000万円余りの金額でございますが、前年度と比べまして5,000万円ほど減少となっております。

これの主な原因ですが、まず負担金の構成ですが、ごみ処理費と、あとし尿処理費、ごみ公債費、し尿公債費の4つの項目が内訳としてございます。このうち3つの項目で負担金が前年度を下回ったというところで、その中のまずごみ処理費がマイナス1,795万7,000円、し尿処理費がマイナス433万4,000円、ごみ公債費が、これが一番大きくて、マイナス3,540万円余りというふうになって、その総計として対令和5年度比でマイナス5,000万円程度の減となっております。

その減になった主な原因ですが、まずごみの公債費が一番割合として大きいのですが、これは平成22年3月に完成しました、倉浜の新炉建設に係る借入れの償還がおおむね令和5年度で終了したということが、主として説明を受けております。それに伴う減があります。

また、ごみ処理費とし尿処理費の減の理由ですが、これは搬入量が減ったということではなくて、実は倉浜のほうも内部努力をしております。倉浜側で行財政改革等も進めている中で、効率的、計画的な施設運営が図られた結果、一定程度の負担金の減につながっていますよということでの説明を受けております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 金額が、持出しが減るというのは、特に5,000万円という、通常6億2,000万円程度来るかなと思ったら、この金額が来たというのは、倉浜の頑張り、また担当課の皆さんの、職員の頑張りもあったのかなと思います。本当に御苦労さまでした。これからも頑張ってくださいと思います。この点は、ありがとうございます。

次に、同じく225ページ、ちょっと下のほうに行きます。この備考欄3の倉浜衛生施設組合熱回収施設基幹的設備改造工事費負担金事業、そういうふうな事業名がありますが、この事業をちょっと説明してもらえますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。これは、さきに資料番号39番で皆さんのほうにはお配りしてございます。若干かいつまみながら、ちょっと御説明します。

まず、資料の中の事業の目的でございます。倉浜衛生施設組合の熱回収施設が老朽化というところで、各種機器の設備更新を進める必要があるということで、期間としては、令和5年度から令和10年度までの期間で大規模な改造工事を実施するというので、施設の延命化及び可燃ごみの安定的な適正処理を行うことを目的としております。

その下のウのほう、熱回収施設、エコトピア池原というのがございまして、それのおおむね大きな回収作業になってございます。

次ページに行ってください、工事計画につきましては、令和5年度から令和7年度以降ということで、ちょっと書かせていただいておりますが、おおむね施設の改修事業がメインでなっております。総事業費が約121億円程度かかるということで、この事業の説明としたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、この121億円の総予算で令和5年から令和10年まで事業を行うという形がありますが、今年度は1億2,000万円ということは、令和5年度は幾らなのですか、分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 令和6年度は1,251万円。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。まず、この倉浜衛生施設組合熱回収施設基幹的設備改造工事費負担金事業でございますが、令和5年度から倉浜のほうで着手をしておりますが、令和5年度については、倉浜側で国の補正予算等を活用した結果、各市に負担金は発生しないような形で事業を進めているところです。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。では、令和5年度は、スタートの年は、国の予算等を活用しているので、2市1町には負担金はなかったと、ありがとうございます。

また、今回は1,251万円、あと今後これは大きくなっていくのかなと今見ているのですけれども、相当な金額が途中でぼんぼん出てくるのかなと思うのですが、その点はどのように見えていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。委員御指摘のとおり、今、炉が3つあったうちの一つを改修しているというところで、あと2号炉、3号炉ということで、順次改修工事が始まっていくものですから、費用としては相当程度かかるのかなと思います。

ただ、そこら辺につきましても、2市1町及び倉浜衛生施設組合と、また補助金を活用しながら施設整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひいろいろな補助金を探していただいて、倉浜と2市1町で、担当者間でしっかり詰めていかないと、ごみは下がってきているのに、ここが逆に30億円持出しますよとか、後々ね。そういうのが出ると、大きな負担になるので、大変職員の皆さんも知恵を絞っているんで、とにかく補助メニューを探していただいて取り組まないと、大きな事業ですよ。これは5年間で121億円、これを5年で割っても、2市1町で割っても、すごい金額になるので、その点は取り組み方を頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、もう一つ確認させてください。224ページに入ります。これで確認させてください。備考欄の5、ごみ減量対策事業、これはいつも思うのですけれども、ごみ減量対策事業という言葉が本当に合っているかどうか、いつも思うのです。これはごみ袋を販売した事業費ですよ。どう減量したのかをちょっと説明もらえますか。どういうふうな形で減量化に取り組むのかの説明をもらえますか。

これは報償費とかあるのですが、2万4,000円でごみが減量できるのかなと思って、そういうのも、ちょっと本当に予算をかけるなら、ここにかけてもらいたいわけ。ごみ減量対策事業、毎回思うのです。ごみ袋印刷代が4,400万円ですよ。指定袋販売委託料が3,200万円ですよ。これらほぼないですよ。本当にどうにかうまくごみ減量というのを、逆に伊波洋一前市長のときに、志真志小学校に何とかボックス、生ごみを入れるやつ。何か機械で回して、2か月ぐらいで使わなくなったけれども、何100万円かけてね。結局、先生方の負担も大きくて、大変だとなって、本当に動かなくなったので、あんなものではなくて、もっとうま

く、ただ機械を設置したから減量になるのではなくて、ちょっとこの点少しお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えいたします。224ページ、備考欄5番のごみ減量対策事業関連の、具体的にどういった取組が行われているかということでございますが、順を追って、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、報償費です。こちらについては、確かに金額的な実績は少なくなっております。ただ、報償費の用途としましては、例えば今講習会、なかなかコロナ禍でできていなかったのですが、自治会であったり、いろいろな学校現場では、ちょっとできていないのですけれども、ごみの減量に対して講習会とか、具体的に言うと、段ボールコンポスト講習会とかを実施させていただいた際の報償費になっております。

あと、一番大きな印刷製本費と、あと指定袋等販売委託料ですが、こちらは皆さんも日頃からごみの有償化ということで、ごみ袋のほうを購入いただいておりますところですが、そのごみ袋の製造費用と、また販売の委託とか、手数料の徴収等を担っていただいている事業者の方への販売委託料というふうになっております。ごみの有償化を図ることで、一定のごみの減量に取り組ませていただいているということになっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この点は、話合いをもっとしっかりやっていただいて、ごみ減量対策事業なのか、ごみ袋物販事業なのかというのが分かりにくくて、ごみ減量対策事業をぜひやってもらいたい。この点も併せて、せつかく7,000万円、もう8,000万円近くかかっているの、逆にこれをもっと増やして、ごみ減量対策できるのであれば、倉浜に持っていく搬入量が減るとか、そういうことでいえば、本当に市民も、それでその分のお金を何かに回したという実績ができれば、とても説明しやすいのではないかなと思うので、その点も、またぜひ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ごみ減量対策、ごみ処理に関して関連しますので、お伺いしたいと思います。

資料は、最後のほうになりますけれども、資料番号51です。新しくいただいたものですが、ごみ処理委託料の内訳に関していただきました。対象ごみは、一般家庭ごみ、可燃、不燃、あるいはペットボトル、それから一般家庭粗大ごみということで資料をもらいましたけれども、この資料から、前回から思っていたのですけれども、ごみの搬入量がやはり減少傾向にあるということで、先ほどごみ減量に対する、あるいは処理費用の金額が削減されてきた、それはいいことですね。でも、まだ大きな金額がごみ処理にかかっていますから、さらに減ってくれば、なおいいかなと思うのです。

私は、この中で特に収集対象ごみの搬入量なのです、下の。可燃ごみも、そういった効果があつて減ってきていますね。それと同時に、処理費も委託費も減少しているわけですが、その中でひとつ考えていただきたいのは、量が多くなっているのか、ペットボトルの……

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時47分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時47分）

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ペットボトルだけはずっと増加しているわけですので、これも資源の再利用ということ

で、恐らく施設組合のほうでは再利用の方法でやっていると思うのですけれども、やはり回収はしっかりやっていたきたいということで、この件に関しては議会からも市当局に、今、隔週収集なのですけれども、毎週の収集にしてほしいということが提言として出されて、それは市民の願いでもあるのですけれども、これに関しては、どのような方向で進んでいるかどうか、これについて答弁いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えいたします。今、資料番号の51、ペットボトルのごみの搬入量が、ほかは減少傾向ではあるけれども、やはりペットボトルだけを見ると、増加しているということを受けての御質疑と理解いたしました。

現在、市民経済部環境対策課のほうでは、ペットボトルの月2回の回収で収集をさせていただいておりますが、以前議会から政策提言を受けています。また、こういったペットボトルの量が微増です。極端に増加しているわけではないですが、微増だということも把握をしてございます。

ですので、もう15年以上前に、月2回の収集というふうな収集計画を立てさせていただいて実施をしているところですが、やはり近年のこういった個別の増加傾向等も加味しながら、今、毎週収集というものに向けて庁内で審議を進めているところです。この夏、8月には一般廃棄物減量推進審議会のほうにペットボトル収集に関しての諮問のほうもさせていただいておりますので、そのような答申も受けまして、次年度の予算編成等にも臨んでいるところですので、市民の利便性の向上と、あと資源化率ですね、ペットボトルは資源になりますので、資源化率の向上と市民の利便性の向上と併せて達成できるように取り組んでいるところです。以上です。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 捕捉の御説明をちょっとさせていただきたいです。今、環境対策課長が申し上げたように、このペットボトルの収集に関しては審議会からも毎週の収集が望ましい。ただ、附帯意見としては、十分な周知期間を設けることということもございまして、このペットボトルが隔週から毎週になるということで、市民の混乱を招かないように丁寧にやっていくようにということもございます。ただ、我々も令和8年度の回収の開始に向けて鋭意準備は進めております。

ただ、令和8年に入って4月からすぐスタートかということ、また周知期間もございますので、そこら辺を少しまた御相談をさせていただきたいなというふうには思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは、ぜひ毎週の収集をしていただきたい。委員会からいろいろな資料を出している中でも、ほとんどの市が毎週収集を実施しているわけなのですけれども、これまで実施できなかった1つの要因としては、いろいろな収集の委託金の金額の件とかも、その事業者の皆さんと折り合いがつかなかった点もあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 その辺につきましては、金額の折り合いがつかなかったというところではなくて、我々の体制というか、方針を検討していく中で、しかるべきタイミングで切り替えていくことで、ちょっと時間を要したというところがございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど課長の答弁で、8月に諮問を出されたということですからけれども、その結果が出る

のと、それから今まで月2回の収集だったのが、月4回になるわけですね。4回の収集で委託料にも、やはり変化が生じるのかなとは思うのですけれども、そういったところは、やはり委託料の増加というのが出てくる可能性があるのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。我如古委員おっしゃるとおり、当然収集回数が増えるということで、この金額というか、委託料の金額が増えることは想定しておりまして、我々も今、鋭意企画部も含めて財源的なところ、予算的なものを精査している段階でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。先ほどの伊波委員からの質疑も併せて減量化も進んでいるわけですが、さらにそういったものに取り組んでいただいて、またペットボトルも毎週収集にぜひ進むように、できるといふような答弁がございましたので、これは市民にとってはありがたいことだと思いますので、ぜひ次年度から確実に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたらお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願いします。4款衛生費、お願いいたします。決算書213ページから、4款1項2目について伺ってまいります。

予算現額で約38億円、支出済額で約36億円となっています。翌年度の繰越額がゼロになっているのですね、皆減されているのですけれども、その辺について御説明いただきたいと思います。主な要因について御説明をお願いします。

（「もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか」という者あり）

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 4款衛生費です。決算書213ページ、監査意見書の23ページの予算現額と支出済額約38億円と支出済額が約36億円になっています。そして、執行率が96.27%になっているのですけれども、翌年度繰越額がゼロになっているのです。皆減されている状況なののですけれども、その内容について伺いいたします。繰越額がゼロということは、事業が全て執行されているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの上里委員の御質疑にお答えいたします。監査意見書の23ページを御覧になっているかと思いますが、4款衛生費の令和5年度、令和6年度の比較の表がございまして、令和6年度の翌年度繰越額がゼロになっているということです。繰越明許費として計上した事業はございませんので、繰越額としてはゼロというふうになってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。ゼロになっているのですけれども、不用額を見ると、4款衛生費、特に1項2目の予防費の委託料に不用額が見られるのですけれども、その不用額の内容について伺いたいです。これを見ると、健康教育事業だとか、様々な予防事業を実施していると思うのですけれども、それがしっかり実施されていなくて不用額が出たのか。なぜ不用額がこんなに出ているのかなというのを確認させてください。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。主な要因としましては、予防接種事業の部分で、

決算書で申し上げますと、216ページの備考欄の6、予防接種事業の委託料の部分で、高齢者予防接種委託料が、すみません。217ページの中頃からちょっと下の部分になります。決算額としましては7,761万2,000円ほどになっております。

不用額が、その部分で申し上げますと、約3,000万円ほど出ております。これは令和5年度までコロナワクチンの臨時接種が、令和6年度から定期接種化になりまして、予算をそちらのほうで計上しておりました。接種見込みを約30%ということで、積算をしておりましたが、実際に接種した方が14%程度ということで、約半分程度というところの不用額が、かなり大きく出てしまった要因となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 見込額で計上していると思うのですが、実際この見込みが、接種される方が少なかった、その要因というのはどう考えられていますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 令和5年度までは特例臨時接種ということで、接種者の自己負担額がゼロの状態での接種でした。令和6年度から定期接種化になりまして、自己負担のほうを3,000円というふうに設定しておりました。そういった部分も要因の一つなのかというところで思っているところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、高齢者の予防接種委託料というのがあったのですが、そのほかにも不用額の主な要因はないですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 不用額が大きく出た部分のものとしては、健康診査事業がございます。その部分の委託料と思います。決算書で申し上げますと、215ページの備考欄3の健康診査事業の委託料のほうになります。この委託料は、国保以外の健康診査の方々、生活保護の方を対象とする健康診査であったり、あとはがん検診の委託料、このがん検診は胃、肺、大腸等のがんの委託料です。あと、子宮がん、乳がんの委託料の部分で不用額が出ているところがございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、特定健診に係る委託料ということですか。今の説明だと、それで認識していいですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 特定健診は、国保に加入している方々の基本健診の部分ですので、これは国保特会で予算は計上しております。一般会計の、こちらで計上している基本健診、健康診査の部分は生活保護を受けている、保険に加入していない方々の健康診査を市町村で見っておりますので、その部分の健康診査という認識です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この事業は、前年度も行っていると思うのですが、これだけの不用額が出ているということは伸び悩んでいるということで理解して、令和5年度に比べると令和6年度は少し伸び悩んでいたという理解でよろしいですか。それとも新規の事業ですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 継続事業となっております。不用額は出ておりますが、決算額としましては、前年度より

増加傾向ということで、決算は出ております。不用額が出た要因については、皆さんに受診をしていただきたいということで、受診勧奨をしたり、あと基本健診に合わせてがん検診もセットで受けていただきたいという受診勧奨をしておりますので、多めの受診件数で少し見込んだための不用額というふうになっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。今、説明のあった事業の中身の数字というのは、福祉保健の概要に示されていますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 受診者の件数については、福祉保健の概要の9—6ページのほうからがん検診の受診者の実績数が掲載されております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。確認します。ありがとうございます。

もう一点確認させてください。令和6年度の成果説明書の22ページ、4款1項1目の妊娠・出産包括支援事業についてお伺いしたいのですが、この事業の内容についてお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 すみません。この事業については、4款1項の部分で、先ほどの時間割り振られていた、こども部の事業となります。

○上里広幸 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。では、質疑がありましたらお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 質疑は、4款衛生費のほうで再度確認させていただきたいと思います。

先ほどの予防接種事業の委託料の不用額が多いということで、コロナワクチンのお話が出ておりましたが、この予防接種事業の委託料にインフルは入っていないのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 高齢者予防接種委託料の部分では、新型コロナ接種の予防接種以外に高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の予防接種が入っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 先ほどコロナワクチンの見込み30%の実際14%ということでしたが、インフルは、この予診票を送付された方々の接種された状況、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 福祉保健の概要の9—18ページのほうに予防接種の実績値のほうに掲載されております。令和6年度を見ますと、高齢者のインフルエンザになりますが、対象者2万1,600名に対し接種者が9,034名、接種率が41.8%となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。この衛生費で予防費というのは、実際基本的には、考え方としては、市民の健康を守るためと考えてよろしいかと思うのですが、それで間違いないでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そのようになります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 であるのであれば、インフルが41%のコロナが14%ということでありましたけれども、高いほうがいいということになるわけですが、皆様方としては、多めの見込みをしていたということであるのですが、想定というか、どれだけ見込んだらいいというふうな考えで推奨をしているのか。コロナもインフルも別々で、ちょっとお伺いしたい。

この接種率の目標値というのをやっていいのか。なぜなら、これは国の国庫補助のほうも入ってくるもので、先ほど言ったとおり、市民の健康を守る事業とするのであれば、やはり実際どれだけ受けていたきたい、どれだけ推奨していくという目標値というのを持っておかないと、なかなか上がっていくことにはならないのではないかなと私は思うのですけれども、各接種事業に対して目標値というのは設定しているのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 麻疹のように免疫を皆さんが持つことで発症を予防するという種類の予防接種については、国のほうから9割接種を目標値というふうに示されているところがございしますが、コロナ予防接種であったり、インフルエンザ予防接種の種類については、本人の重症化予防を目的として実施している予防接種ですので、主に免疫が落ちてくる高齢者を中心に接種をしているというところで、若干ちょっと性質の違う予防接種の意味合いとなります。

コロナであったり、インフルエンザの予防接種の目標値というのは何%まで上げようというところでの具体的な数値は出してはいないのですが、予算要求する参考資料として、過去の接種率を数字として、母数として見ながら予算要求はしているところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 先ほど聞いたように事業をやる目的としては、要するに市民の皆さんの、要するに今言ったような健康面に関することが、この予防費の中でやっていく事業の中の目的だと私は思っていたので、確認しているのですけれども、前年度の実施件数で見込みを立てていくと、上がっていくことは、なかなかないのではないかなと私は思っているのですけれども、目標値というのは立てていくべきではないですか。どれだけの方々が受けていただけるように推奨していく、目標値というのは立てていくべきではないかなと個人的には感じていますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 予報接種を推進していくに当たっては中部の市町村といろいろ情報交換をしながら、中部地区医師会の先生方の意見も聞きながら実施しているところではあるのですが、他市町村で、そういう目標値を設定しながら取り組んでいるという情報交換が今のところございませんので、それもちょうと確認していきたいなというふうに思っているところでございます。

宜野湾市の状況で申し上げますと、令和6年度コロナの接種が特例臨時接種から定期化に移行するタイミングで、医師会の先生ともいろいろ協議する中で、他市町村のところは、接種券を個別で案内はしない市町村も結構ございまして、医療機関に予診票を設置して、申出があったら受けるというようなスタンスで実施していく市町村もあったのですけれども、宜野湾市としましては、やはり個別通知をしっかりと本人さんに届けて、接種の対象者であること、あと接種の必要性を入れた説明書も一緒に同封しておりますので、それを見ていただいて、本人さんが受けるかどうかという判断をしてもらうような工夫はしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 理解はいたしました。確かにいろいろ予防接種、インフルを含め、コロナ接種も含め、健康被害が起こるおそれ、そういったのも発生しているというニュースがいろいろ出ている中で、強制的に受けなさいということは、なかなかできないと思うのですが、皆さんが進めている事業ですので、接種率は一定程度どれだけ受けてほしいという目標値は設定してあって、そこに向かって推奨していくように対策を取っていただきたいなと思います。

同じページの予防接種健康被害負担金、こちらちょっと説明していただきたいのですが、235万円余りの健康被害負担金という名のものがあるのですが、この内容、負担額の割合をどのように出していくものなのか、ちょっと確認をしたいなと思います。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらに計上しております、予防接種健康被害負担金については、これまでの予防接種等で病院へ行くことになった医療費であったり、あるいは乳幼児の小さいお子さんで、過去に接種をすることで何かしらの障害を残してしまった方々に対して障害年金というような形で給付をしているお金、予算となります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。負担金なので、これは県かどこかに負担金として歳出しているのかなと思ったのですが、これは宜野湾市がやっているものなのですか。この負担金の額は、どのように決められるものなのかなという質問なのですが、すみません。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 すみません。今、資料をちょっと持合わせていないために少し調べて、またお答えしたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料をお願いいたします。がん検診等委託料についてなのですが、こちら福社保健の概要を見ますと、受診率が相当悪いと。いろいろな要因がありますが、胃がんが令和6年度5.2、肺がんが9.3、大腸がんが9.3、乳がんが14.1、子宮がんが14.1と、胃がんは特に受診率が悪いと感じております。

皆さんは、このがん検診についても、国の指針の変更によって、40歳以上への補助とか、2年に1度とか、いろいろ厳しくやってきている現状がございしますが、ここも私前も提言したことがあると思うのですが、皆さんは、これについても受診率をどの程度まで上げようという目標値を設定しているのか、そこやはり目標値を設定していくべきではないかと。今、がんに関して言えば、これは多分ほとんど国保加入、あと共済とか、そういったもの、ほかの保険組合の方々を抜いた方々なので、これだけ少ないというのは分かるのですが、その目標値というのをやはり持たないと、5.2%というのは、決して高い数字ではないと思います、私が思うには。胃がんに関しても、肺がんも9.3なのですが、やはりここもしっかり目標値を持ってやっていくべきだと思うのですが、御見解をお伺いさせていただきます。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 健康増進法で実施しています、がん検診については、加入している保険は関係なく、宜野湾市民の方で40歳以上の方であれば、その受診券を使つての検診ができるという状況になります。先ほど委

員おっしゃるとおり、がん検診の受診率は、やはり10%を切っているような数値ではございますので、私も基本健診、特定健診とか、あと先ほど申し上げた健康診査の基本健診と併せた抱き合わせをして受診をしていただくように電話等で勧奨をしたり、はがきでの通知を行っているところではございます。

目標値につきましては、健康増進事業の健康ぎのわん21という計画がありまして、その中でも、それぞれ項目によって違いますが、大体40%とか、50%弱の目標値というのを掲げておりますが、かなりそれには到達できない低い数字となっております。なので、高い目標値もあるのですが、直近の目の前の受診率としては、このぐらいに持っていこうというところで、少し係に持ち帰って協議をしていきたいと思っているところです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひ頑張ってください。皆さんいろいろと今ホームページ等とか、それから回覧による勧奨とか、いろいろ特定健診とのセットでという頑張りは一応見えているところですけども、一定程度やはり目標を持って、これががん検診は交付税措置もたしかあったと思います。ですよね。一般財源から出しているはずなのです。交付税措置されることになっているはずなので、しっかりこれも取り組んでいただきたいなと思います。

もう一点、問題は、これは最近の新聞等でも載っていたのですが、厚生労働省のほうでは今様々な保険組合に入っている、例えば皆さん市職員の共済組合、国保の方々の組合、そこを統合して、どれだけ受けたかというのが分からないような現状があるのだと。次年度からは、それを各市町村、努力義務で全部把握できるような体制を取りなさいという通知が次年度から多分始まると思うのですが、宜野湾市はどのようになっているか。今までやはり保険組合の壁で、事業者のもので受けた方々の情報が入ってこない。皆さん市職員の方々は人事課のほうで把握はしていましたが、本年度から。そこともあまりつながっていないかたではないですか。

だから、そここれから次年度に向けて、この国の努力義務という方向性が変わったものに向けて、どのように取り組んでいくつもりなのか。やはり全体を把握しないと、受診率がどれぐらいというのが分からないですし、難しいところだと思うのですが、どのような体制を今つくろうとしているのか、確認させていただきます。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 厚生労働省のほうから直接市町村に通知というのは、まだ届いていないところではあるのですが、いろいろな情報をキャッチしますと、やはり委員がおっしゃったとおり、保険ごとにそれぞれ把握しているがん検診の方々も、市町村で集約をして受けている方と受けていない方を把握していくという事業については把握をしているところではございます。

それをどのように具体的に宜野湾市で展開していくかについては、ちょっとまだ議論がされていないというところが正直なところではあるのですが、県外のほうでは、がん検診の受診券等を本人の申請によって発行しているということで聞いております。

本土のやり方ですと、例えばはがきか、何かで御案内をして、申請をする方と、あるいは別のところで受けているので、申請は不要というような返信をいただくことで、済んでいるというふうな、消し込みができるような流れを少し事例として見たことがございます。

しかしながら、宜野湾市のがん検診の実施状況では、対象者の方に一斉に受診券を送付しているというところ

ころがあるので、その送付から、どんなふうにこちらに情報をフィードバックしていくかという流れについて、またちょっと検討していく必要があるのかなというふうに思っているので、すぐ次年度、何か事業を展開するところまでには今至っていないのが現状となります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 努力義務だからと思うのですが、やはり全体を把握できないと、受診率の目標設定もできていけないと思いますので、まだ議論は進んでいないということなのですがけれども、今、先進地のお話も少しされていましたが、いろいろなやり方はあると思います。ぜひ全体を把握できるような、意味が分からない人が福祉保健の概要を見たら、何でこんなに低いのだと思うような数字に見えてしまうわけです。説明を聞けば分かるのですがけれども、それにしても、ちょっと低い数字なものですから、まずは全体を把握できるような知恵を絞ってやっていただいて、一定程度の目標を設定して、交付税措置もされるがん検診については、しっかり高い受診率を上げていくような方向性を努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 決算書の217ページの4款1項2目予防費、平安座委員も質疑していた予防費のほうですが、備考のところで予防接種健康被害負担金とありますが、これはどのように使われて、あとこういう被害状況があったのかということをお伺いします。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ちょっと手元に資料がございませんので、確認して、またご報告したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ここに関係する子宮頸がん、乳がん検診委託料とか、あと予防接種も出てくるのですが、HPVワクチンですね、ヒトパピローマウイルスの。健康被害が沖縄も全国でも出ているのですが、宜野湾市で、これの状況に対しては何か被害とか出ていますか。これも分からないですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ヒトパピローマウイルスの予防接種、子宮頸がん予防のワクチンの健康被害については、宜野湾市では、現時点では発生はしていないという認識でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 県内でも全国でも出ているということが報告されているので、その予防接種後のHPVワクチンのリスクなどは、いろいろ委託してやっていますが、その中でしっかり周知しているのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 対象者の方に送付しております、接種券の中にその予防接種の目的であったり、やはり副反応というの併せ持っているものですので、その説明もしっかり資料として送付をして、親御さんでしっかり子供さんとも相談をして接種をしていただくような情報は同封してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 那覇市などは市役所のホームページでリスクとか、その後の症状などとか、問題の症状とか、相談場所とか、明記しているのですが、それやっていないのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 たくさんの予防接種がございまして、これがホームページにHPVの副反応についてアップしていたかどうかというのが、今ちょっと即答できない状況ではあるのですが、基本的に市のホームページにおいても健康のリスクとか、そういう副反応の情報については掲載しているかと思いますが、すみません。ちょっとホームページを確認しないと、ちょっと即答しかまず。申し訳ないです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにありますか。進めてもよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めさせてもらいましょうね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時28分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時30分)

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時30分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年11月7日（金） 3日目

午前10時00分 開議

午後 5時43分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（38名）

総務部次長	津波古 良幸
財政課長	比嘉 隼也
産業政策課長	外間 理子
観光スポーツ課長	福本 司
観光振興係長	喜納 正人
商工振興係長	内間 穂高
雇用企業担当主査	松川 奈津子
建設部次長	比嘉 徹
都市計画担当技幹	新崎 雅也
用地課長	武島 祐文
施設管理課長	與那嶺 諭
消防次長	伊佐 隆之
警防課長	喜瀬 慎寿
教育部次長	真鳥 かおり
施設課長	我那覇 宗康
文化課長	饒平名 文治
指導部次長	津島 美智子
指導担当主幹	比嘉 祐一
はごろも学習センター所長	棚原 佳乃

企画部次長	玉元 智
市民経済部次長	本永 貴也
企業誘致担当主幹	佐久本 嘉一郎
スポーツコンベンション係長	喜納 真
農林水産係長	勝連 邦明
雇用企業係長	塩川 浩志
健康増進課長	池原 史真子
建設部参事兼建築課長	普天間 朝信
建築指導課長	大城 秀規
道路整備課長	山城 啓
市街地整備課長	高江洲 強
予防課長	早川 淳
消防署長	城間 靖
生涯学習課長	佐久原 昇
市民図書館長	金城 広郁
市立博物館長	平敷 兼哉
指導課長	与儀 健
学校給食センター所長	伊佐 英人
GIGAスクール担当主幹	比嘉 広和

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第 1 号 令和 7 年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年11月7日（金）第3日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

昨日に引き続き、款ごとの審査になりますので、10款教育費及び2款総務費一部について審査を行ってまいります。

本件に対する質疑の前に資料の差し替え、財政課より説明を求めます。財政課長。

○財政課長 おはようございます。資料の差し替えについて御報告いたします。資料番号44番、土地委員より資料要求をいただきました、決算カードの令和4年度から令和6年度の資料でございますが、知念秀明委員より御指摘いただきまして、総務省のほうで公表されている数字と違うところの指摘を受けまして確認したところ、公表データで、あと総務省への報告データ、あと監査への報告データに間違いはありませんでしたが、今回こちらに提出する資料を加工する段階で、ちょっとデータを誤って扱ってしまっていて修正という形になってございますので、大変申し訳ございません。差し替えのほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 続きまして、答弁保留がございましたので、健康増進課長より答弁を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長 おはようございます。昨日4款のほうで質疑いただいた部分の答弁保留がございましたので、今時間をいただいております。

決算資料の217ページ、4款1項2目予防費の部分でございます。備考欄の一番下から2番目の予防接種健康被害負担金235万6,560円の内容について御説明申し上げます。負担金の部分については、国や県に市が負担して納めるという部分の予算計上ではなく、健康被害を受けた方々に直接支払うものとなっております。内容としましては、医療費、あと医療手当、養育年金等がそこに含まれている状況です。

令和6年度の決算額の内訳で確認しましたところ、4名の方に支給をしてございます。お二人については、定期予防接種、子供の頃に接種した健康被害によって支給をしている部分でございます。残りのお二人については、新型コロナ予防接種、特例臨時接種の際に接種を受けたお二人の方に支給をしているものとなっております。

定期接種の部分については、金額を確認しますと、169万6,000円の支給がございました。あと、新型コロナの特例接種のお二人については、合計額で66万440円の支給ということで、合計235万6,560円の計上となっております。以上です。

（「ちょっと質疑」という者あり）

○石川慶 委員長 この時間帯は、あくまで……

(「最終日に」という者あり)

○石川慶 委員長 最終日でちょっと確認をお願いしましょうね。

では、進めてまいりましょうね。本件に対する質疑を許します。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料ありがとうございます。資料24、34になっています。10款6項1目保健体育総務費、フッ化物洗口推進事業、決算書は360ページとなっています。

この1の事業内容、3の令和6年度決算額内訳のところです。ここで報償費の中で洗口指導謝礼金というものが発生しておりますが、5万3,000円ですね。それがどのような内訳になっているのか、それと対象が複数の方なのか、それをお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 おはようございます。御質疑にお答えいたします。まず、フッ化物洗口をする際、学校の歯科医に来ていただいて、見守っていただいているところがあります。それに対しての報償費と、あとフッ化物洗口を実施するときに説明会を行いますので、その際に学校歯科医に説明をしていただくための報酬でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 御答弁の中で見守りというお話をされていらっしゃいましたが、見守りというのは、行うときに毎週いらっしゃるのか。そして、大謝名小学校と志真志小学校なのですけれども、違う先生なのかというのを。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。大謝名小学校は毎週木曜日でしたか、朝実施しております。志真志小学校は水曜日の給食後、週1回行っておりますが、それぞれの学校歯科医のほうで毎週立ち会っていただいております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。続いて、資料の裏ページになりますが、今の宜野湾市立小学校の虫歯のない者の推移というふうに出してござって、ありがとうございます。この中で普天間第二小学校が7.3%と虫歯なしの割合が飛躍的に伸びているのですが、この理由というのは分かりますでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。市内の虫歯のない子供たちの推移が年々よくなっている状況ではございます。普天間第二小学校に関しては、ちょっと特別な取組のほうの中身、なぜ増えたのかというのが、ちょっと把握できていないところなのですけれども、最近の子供たちも、やはり美意識というか、歯を大切にするという意識が高くなっていることと、あとフッ素入りの歯磨き粉は、ほぼ皆さんフッ素入りの歯磨き粉を使っているということで、虫歯のない子供たちが増えているのかなというのにも前に歯科医の先生から聞いたことがあります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 宜野湾小学校だけが、ちょっと悪くなっていますが、ほかは全部伸びているという状況で、あと嘉数小学校なども4.5%で、いい伸び率かなというふうに伸びていますので、できればどうい

う理由で伸びたかというのを把握できたらと思います。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、続きまして質疑ありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 関連して少し質疑をしたいと思います。先ほどプリティ委員よりもございましたけれども、資料、本当にありがとうございます。これは毎回、宜野湾市の虫歯のない者の推移というか、資料をいただいているので、資料について少しだけお伺いしたいと思いますけれども、基本的に、この中には虫歯なしと虫歯なし割合、受検者というのは学校の推移の数だと思うのですけれども、この2つしか出していない理由です。

例えば私たちが大謝名小学校の現場を視察させていただいたときには、虫歯治療中という児童もいらっしゃるのです。ここには虫歯のない割合ということですので、虫歯が全くない割合ということは、それ以外は虫歯があるということですよ。虫歯があるという、この児童生徒の中に治療中の方もいらっしゃるということですが、その資料というのは、教育委員会ではないのでしょうか。

例えば治療中ということは、やはり宜野湾市の場合は、18歳まで、今年からですけれども、医療費が無償化になりましたので、しっかり治療に専念できるということが言えますので、そういった方も、やはり数として知りたいというのがあったのですけれども、これについて、ちょっと資料についてですけれども、答弁いただけますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。治療中に関してなのですけれども、今提出した資料については、全く虫歯がない子たちの数になっております。委員おっしゃったように治療中、歯科検診のときに虫歯がある子は歯科医師のほうから受診勧奨ということで、用紙を渡して、虫歯の治療が終わったら、これを学校に提出してくださいということで、お渡ししているのですけれども、なかなか治療しても、この用紙を提出しない子もいたり、その把握がちょっとなかなか難しく、県がまとめた治療状況という資料はあると思うのですけれども、市で毎年把握はしていないものですから、県全体のものだったら、あったと思うのですけれども、すみません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今ないということで、答弁だったと思いますので、私たちが大謝名小学校に行ったときちゃんと資料として、クラスごとに治療中の子が何名、あるいは全く治療していない子が何名ということが、資料があったような気がしますので、できたらそういったものがあれば、なおさら今回のフッ化物洗口の件に関しては理解が得やすいのではないかなと思いますので、それと同時にずっと以前からいただいているのですけれども、全体として52.2%、前の資料からすると、県外、あるいは県内の数字もあって、全国が63%、これは令和4年までの資料ですけれども、去年の資料を参考にしながら見ているのですけれども、それから沖縄県が平均49%です。

それからすると、令和6年は少しずつ上がって、よくなっているという傾向もあるのですけれども、やはりそれについては治療を現在やっているかどうかも含めて、ちゃんと見たいというのがあったのですけれども、これは後でやりますけれども、治療中のものは、教育委員会として資料は、なかなか調べられないということでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。学校ごとに把握しているところはあると思いますので、各学校に資料を

出していただいて、取りまとめるということは可能かどうか確認させていただいてよろしいですか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、よろしくお願いいたします。こちらのほうが一番大事なポイントだと思うのです。せっかく医療制度が充実した宜野湾市の中で治療しているのか、していないのかが分からないと、これだけでは、ちょっとやるのかやらないのかという論争になってしまうような気がしますので、よろしくお願いいたします。これに関しては以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに。上地安之委員。

○上地安之 委員 決算書363ページ、小学校の給食費助成事業について何点か質疑をしたいと思います。

宜野湾市は半額の助成を7年間進めてまいりました。令和5年度は1年限りで国の交付金を活用して全額の助成事業を実施してまいりました。それは1年限りであって、その後は半額助成を実施するような流れとなっておりますけれども、ちょっと改めて少し確認させてもらいたいのですけれども、助成対象の条件をまず説明いただけますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 対象者につきましては、市内の小学校の児童となっています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 助成の対象人数というのは何名なのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 申し訳ありません。ちょっと詳しい数字は今手元に持っていないのですけれども、約6,000名程度、申し訳ありません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 対象者については、市内小学校に通われている児童というような説明がありましたけれども、宜野湾市に住んでいて、他市の小学校、あるいは私立の小学校は対象外ということですか。それが何名ぐらいおられるのか把握されていますか。把握されていなければ別に構いません。それはお答えしなくていいです。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。学籍簿からすると、私立の学校、市外の学校に通っている小学生は、この数字は令和7年4月の数字なのですから、約430名です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほど答弁にもあったように対象者については限定をされておりますが、保護者の負担軽減とか、事業効果としては非常に高いものがあるかと思います。ところが、今、半額、そして残りはどうしようかなとか、中学校はどう対応しようかとかというような課題は、まだ今後あると思うのだけれども、実は沖縄県が無償化に向けての取組を進められているのだけれども、その沖縄県の無償化の動向というのは、どのようなのですか。聞くところによると、今年度、もしくは次年度が1つの目標年度だという認識を持っているのです。ところが、まだ実施をされていないのだけれども、次年度から実施をされる予定となっておりますのか、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 今、上地委員がおっしゃったとおり、県の知事の公約として学校給食の完全無償

化ということで挙げられたもので、宜野湾市の教育委員会としても県のほうに以前から要請はしてきているところなのですけれども、令和7年度から県のほうは、中学校半額助成ということで事業を行っているところなのですけれども、現在のところ、その後の進展といいますか、そういったもののお話は特に来てるところではありません。

国のほうの取組として、今年2月に自民党、公明党、維新の会で、令和8年度から小学校の給食費を無償化するということが決定されているところなのですけれども、その辺りも具体的な制度設計等については、お話はまだないところではあるのですが、市としては、国のほうの小学校の動向であったり、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明からすると、沖縄県は中学校の半額助成は既に実施されているということですか。

○学校給食センター所長 はい。

○上地安之 委員 ということは、県内の中学校の子供たちについては半額助成が実施をされているということですね。分かりました。

それから、ちょっと戻りますけれども、半額助成を実施しておりますけれども、給食費の未納者も存在していると思うのです。この未納期間が長期間に達している方々に対しての、その給食の提供については、どのようなになっていますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 給食の提供につきましては、未納、滞納にかかわらず提供しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみにこの未納については、どなたが対応されていますか。管理をされていますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちらのほうは、基本的には各学校のほうで管理をしております、取りまとめというか、食材費については給食センターのほうでお支払いをします、学校のほうからは、私たちのほうに払っていただいて、そういった処理は給食センターのほうで行っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。子供たちには、未納があっても、それは提供をしていると、それを優先しているということですよ。それは非常によいことだと思いますけれども、しかし未納は未納として、公平公正を保つためにも、これは対応しなくてはならない課題だと思います。それも対応していただきたいと思います。

先ほどの国の方針、具体的にあったのだけれども、自民党、公明党、維新の会、国が無償化に向けて合意決定をしました。実施が来年からなのです。そうなりますと、小学校を先にやる、段階的に中学校も実施するという内容になっていると思うのだけれども、次年度国が、そのように助成を実行した際においても、宜野湾市は今、半額助成されておりますけれども、その制度はどのようなになるのですか。例えば今ずっと半額助成しているのだけれども、いよいよ宜野湾市においての次年度の予算編成の動きが始まっていると思うのだけれども、これは国の方針が4月から決定されたときには、その辺の予算の計上の在り方について、調整の今時期だと思うのだけれども、それは具体的に国の動向というのは知られていないですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 今、委員おっしゃっていましたように、決定というのはされていて、これまで骨太の方針であったりとか、最近発足した内閣のほうでも取り組まれているという認識は持っているのですけれども、具体的な制度設計というのが、範囲であったりというのも具体的に示されていないものですから、その内容を確認した上で、また市の当局のほうとも調整というふうになってくると思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひとも沖縄県の無償化に向けての方針を決定しておりますので、当然国も方針を決定しているから、沖縄県は今年度だったのではないかなと思うのだよね。国は次年度なのだけれども、いずれにしても宜野湾市は半額助成をしていく中で大きな関わりがあるから、早めに要請も含めて、その対応をして、子供たちに安定した、あるいはまた保護者の負担軽減に努められるように対応していただきたいと思います。その要請というのは、どなたがやっていますか。これは教育委員会がやっているということですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 一番大きいといえますか、市長部局のほうで県の市長会から九州であったり、全国の市長会に合わせて要請を行っていたり、教育委員会としても教育長会等で県のほうには要請をしていると思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要請をされているということですよ。ぜひとも次年度の実施に向けて、そしてその実施に入った際は、予算の在り方も今がこの時期だと思いますので、対応していただければと思います。この件については以上です。

それから、364ページ、学校給食費収納管理システム導入事業1,300万円計上、予算がありますけれども、その事業内容をちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちら令和元年7月に文部科学省より学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが作成されまして、学校給食費の公会計化を促進するという通知がございまして、宜野湾市としても徴収管理業務を効率化して、システムを入れて、学校と給食センターで共有化することで、学校給食の安定的な実施に努めているというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは改修事業が令和6年度決算で出ておりますけれども、次年度、令和8年4月1日から公会計移行を実施すると理解していいですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 システム導入事業は、今こちらのほうに載っている内容で、令和6年度でシステムを導入いたしました。今年度走らせてくるところなのですけれども、ちょっといろいろ半額助成であったり、県の半額助成であったり、市で令和7年度から取り組んでいる物価高騰に対する小学校の助成金等も、いろいろシステムに組み込むものがあって、ちょっと今まだデータを調整している段階であります。

公会計化に向けましては、今、国であったり、県であったり、無償化の動向を見極めながら、この内容を確認しつつ、取り組んでいきたいとは思っているのですけれども、なかなか今、後が見えない状況もあって他市町村の動向等も確認はしているのですけれども、今どうしようかということで、ちょっと止まっているといえますか、そういった状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 第6次の宜野湾市の行財政改革・集中改革方針2019、そこにおいても、公会計移行、徴収一元化というのは認知されているわけ。しかも、文科省が学校徴収金全体の事務の移管、これは教職員の負担軽減も含めて公会計移行の通達文書も再三にわたって要請と協力願いが出されていると思います。しかも、2019の段階においても、これは明確に公会計移行、そして徴収一元化、学校徴収金に対する以下それを目指していますよ。そのために、この改修事業をやっているわけですよ。

今は、県の動向、国の動向があって、なかなかどう見込んでいいか分からないようなところもあるかもしれませんが、皆さん方の考えとしては、学校徴収金の公会計というのは、その徴収金の位置づけというのは、どのように判断していますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 上地委員の御質疑にお答えします。給食とは別で、学校徴収金という話がございましたので、この徴収金の取組状況、市の現状をちょっと報告したいと思います。

上地委員おっしゃるように、国から学校で負担があるということで、学校職員のほうで公会計化等に取り組むようにということを示されていると認識していて、今の学校の状況を確認しています。

それと、公会計化にすると、学校の適正な予算執行の面では本当に大変有効な手段だと認識しております。また、この学校現場を何10年と私会計の部分、学校独自で保護者とか、教材費等を取って、それを購入してというような運用をしていると、この部分が、ある意味、学校からいけば速攻性というか、買いたいと思えば、先生たちで協議して、これを買うというような形で、ずっと運用しているという部分がございます。

これを公会計にすると、市が財務規則の運用にのっとって執行しないといけなと。場合によっては入札とか、そういったちょっと踏み込んだ財政の処理が必要になってくるということもあるので、その辺りを今市費事務が、会計年度任用職員1人しかおりませんので、この辺、執行状況とかも、やはり今の段階では懸念がありますので、その辺りの強化の部分、人の部分とか、そういった部分も協議しながら、人の部分と各部が一緒になって協議していかないといけないという状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これまで長年、学校現場で学校徴収金、先生が直接金を預かってきて管理をして、執行しているわけ。ところが、やはり働き方改革においても、あるいはまた教職員の処遇だとか、あるいは業務の負担増だとか言われて、国は軽減しましょうやと、させましょうやというような動きを今までの中で、システム改修についても、国の補助金を出しますから、公会計に移行しなさいと、それに沿って皆さん方は改修事業に踏み込んだわけ。

そして、改修事業に踏み込む上では、学校徴収金というのは、給食費、あるいはまた教材費、あるいはまた修学旅行等の費用等の管理も全て学校徴収金の中に位置づけされているわけ。それを公会計の中で国の考え方としては、それは公共のほうで負担したほうが、学校現場の負担軽減にもつながるよと言われているわけ。そのために改修事業を実施されてきているのですよ、皆さん方は。

ですから、まずは、これは集中改革方針2019でも徴収一元化というように示されているわけ。だから、それに沿って向き合えないと駄目ですよ。仮に給食費だけではなくて、学校徴収金そのもの、その中の一つが給食費なのですよ。

ですから、これは大変だと思うけれども、ここまで進んできて、しかも方針に沿って前に進めるべきでは

ないかなと思います。いろいろと県の動向、国の動向もありますけれども、ぜひとも頑張っていただけないかなと思います。これは大変だと思うよ、確かに。給食費だけを皆さん方は考えているか分からないけれども、学校徴収金、徴収一元化という意味で位置づけされていますよ。この集中改革方針2019においては。ぜひとも頑張って、これは非常に厳しい状況だということも分かります。県の動向、国の動向、どこまで踏み込んでいいのか、分からないところもありますけれども、しかしこれはいずれにしても前に進めないといけません。

もう一度、この学校徴収金、これは徴収一元化を公会計に移行して、そして教職員の負担軽減、あるいはまた学校業務の効率化に向けて、非常に大きな効果があると思うから、取組を進めていただきたいと思いますが、あるいはまたちょっと企画部にも聞きたいのだけれども、集中改革方針2019、それは教育委員会ではなくて、皆さん方が中心だと思うのだけれども、それが明記されていますよ。公会計移行、そして徴収一元化、それまで明記されているわけ。

ですから、現場サイドの課題というのものもあるかもしれないけれども、議論を交わして整理してくださいよ。これを絶対やりなさいということではなくて、それはやはり現場の声もありますから、それに応じた対応方針というのは改めるべきだと思うのだけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えします。現状等を把握しながら、企画部も教育委員会と一緒に調整してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 公会計移行、そして徴収一元化の予定をしていたと思うのだけれども、なかなか他市の動向等の変化等があって、なかなかうまく前に進められない。もうちょっと整理をした上で、全てとは言わないから、全ての徴収業務一元化だと言わないから、それは教育委員会サイドと、あるいは学校現場と調整の上で進めていただきたいと思います。それはもう県の動向、国の動向と言わずに、それでも前へ進めないといけませんよ。その辺に対応していただきたいと思いますけれども、次長、最後に決意表明を。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 委員おっしゃるように公会計化に向けて取り組むべきところは重々把握しております。ただ、現場も、先ほどありましたように、かなり業務の進め方が変わるものですから、この辺も現場と調整しながら、やはりできるところからやっていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に少し言いますけれども、全国の地方自治体で3割がもう実施していますよね。3割が検討で前に進んでいる。残りの3割が全く動いていないというような状況なのです。しかし、これは確実にその動きになりますから、どうしたら対応できるか、あるいは課題もたくさんあると思うのだけれども、その精査をした上で、一部を公会計へ移行するという方法もあるし、ぜひとも本システム改修まで入れていて、組み込んでいますから、頑張ってくださいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。資料作成ありがとうございました。いただいた資料から先に行きます。

資料番号2番の教育委員会の労働安全衛生事業についてですが、人事課にも昨日お伺いしたのですが、資

料の一番下のほうに、産業医（メンタル）相談は、人事課予算で対応とあります。メンタルに関しては、人事課で全庁的にやられているということで、その人事課のお答えでは、特に根拠があるわけではない、以前からそういうふうに使っていたということだったのですけれども、教育委員会としては、このやり方に関して何か、同じ回答ですか。なぜこういうふうに使っているか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 おはようございます。宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。これまでは本庁部局から労働安全衛生が移管されたのですが、その当時は教育委員会の中でもメンタルの件数がそれほど高くなくて、人事課のほうにお願いをしておりました。しかし、年々メンタル疾患の方が多くなっておりまして、次年度につきましては、こちらのほうで予算を計上して対応していきたいと考えているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もし統合できるのであれば、予算を削減できるかなという考えもあると思うのですが、一番大事なのは職員が受診できる環境づくりだと思うので、今おっしゃったように今後分けていかれるということであれば、しっかりと分けた結果も見ながら、ぜひそれを続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、次の資料番号3について、学校職員のところでお伺いしたいと思います。報道等でもあったと思うのですが、沖縄県内多くの長期療養者、特にメンタルでの療養が多いとありました。この出していた資料だけで、かつ合計の欄だけを見ると、すみません。この見方なのですが、例えば小学校の令和6年20（15）というのは、長期療養者が20名のうち15名が精神性疾患によるものという見方で合っていますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということで、小学校、中学校合わせてしまうと、令和5年度で19名、令和6年度で19名、横ばいというふうになるのかなと思いますけれども、宜野湾市の教職員の皆様に関しても、やはり全国平均と比較すると多い傾向はありますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 委員の御質疑にお答えします。宜野湾市もやはり全国より高い傾向にあります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。長期療養されている方がいらっしゃった場合というのは、例えば補充の臨時の先生を雇用していただけるのか、もしくは今いる先生方で何とかフォローし合って頑張っているのか、どちらのケースになるのか。何か決まりつてありますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 基本的には県の中頭教育事務所を通して補充の要望をしています。なかなかちょっと配置ができない場合は、学校の皆さんで助け合っているというので、原則は補充職員をお願いして処理している状況でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そのやり方を踏まえてなのですから、令和6年度に関して、先生が結果、いなかったというケースもありますか。

(「休憩をお願いします」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時42分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時43分)

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城政司委員の御質疑にお答えします。年度当初というときは、やはり足りない、配置できない場合も行動されていて、どんどん穴埋めもして、例えば7月時点で埋まったとか、ですが、また8月に欠員が出たとか、埋めても、また欠員が出るとか繰り返すので、1年を通して、ずっと埋まっているということではなくて、月によってというか、年間で新たな休職者が出たら要望1を繰り返しているというのが現状です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この状況に対して教育委員会として分析といいますか、されていますか。されていれば、要は、精神性疾患で休職される教員が継続的に出てしまっている状況に対して、その理由に関して分析されているかということと、もし分析されているなら対策まであったら伺いたいです。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城政司委員の御質疑にお答えします。精神疾患で休まれている教員の理由というのは様々でして、これということではなくて、複合的要因だったり、家庭の事情だったりとかで、私たちがこれって特定するようなことは、なかなか難しい状況がございますので、その辺りに、例えばあなたの要因はこれだから、こうというような対応の仕方というのは、なかなか難しいです。

なので、総合的にといいますか、臨床心理士だったり、産業医の面談とかを行いながらケアして、復帰を受けてケアを行って、復帰を目指して、復帰後もちゃんと定期的にケアをしていますので、この辺りで、ちょっと産業医を専任したところで、手厚くなってきているので、この辺りの効果というのは、配置したから、すぐ出るというわけではないのですけれども、長期的、短期的に見て、どんどんよくなっていくのかなと。今の状況で、私たち担当としては思っています。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 ありがとうございます。資料にあるのですけれども、令和6年度、全13校へ産業医を専任すると書いてあるのですけれども、専任という言葉の意味を確認したくて、13名の先生というか、産業医と契約されている意味なのか。例えば常駐されているという意味なのか、この説明をお願いします。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城政司委員の御質疑にお答えします。現在、市内公立の小中学校は全13校ありまして、この13校は5名の産業医を専任してメンタルケア等を行っています。この専任という言葉が、労働安全衛生法のほうで、50人以上3,000名未満の学校は専任しないといけない、配置ではなくて専任しなければならないということが示されていて、国が、文科省のほうから専任というのは、必ずしも1校への配置ではなくて、複数見ることとかも含まれているということなので、例えば那覇市とかも同じような形で、1人の産

業医が複数見るような形で、産業医の業務を行っているということになっております。

この産業医は、毎月学校に行くのではなくて、2か月に1回学校を訪問して、学校の衛生委員会へ出席して学校の業務等を把握に努めていくというふうになっております。

ちなみに労働衛生法では、月に1回学校に出向くということにはなっているのですけれども、しかしながらということで、学校と産業医がいつでも連携できる環境が整っていれば2か月に1回でもいいということになっていますので、本市は、この委託業者のシステムを通して、いつでも学校と産業医が連携できる環境があるので、そのただし書きを適用して2か月に1回の訪問ということで、産業医にお願いしているということで、御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このいただいた資料で見ると、令和5年度と令和6年度で面談、相談の件数が大きく伸びていると思っていいですか。それは令和6年度から産業医の在り方を変えたことによる影響かなと思っていて、そういう意味でいうと、職員の方々が面談を受けやすい環境になったのかなということで、とても評価させていただきたいと思います。

すみません。先ほどの説明のちょっと確認なのですが、衛生委員会と産業医の先生が連携しやすくなることも大事なのですが、この数字のように職員の皆さんと産業医との面談というのは、2か月に1回、来たときだけではなくて、いつでも受けたいときに受けられるということによろしいですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 その認識で、ただ2か月に1回出向いたときに、やはり面と向かった面談というのが、より効果的というか、支援になりますので、衛生委員会、2か月に1回の出席に合わせて面談も入れて、例えば2か月に1回のうちの来庁できないときとかはシステムを活用しながら、ウェブとかでの相談もできますので、こういった形で、個々の要望に応じてケアをしているということで、御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。ぜひ先生方に働きやすい、働き続けやすい環境づくりに支援をお願いしたいと思います。

次の質疑に移らせていただきます。予算書の282ページの10款1項2目事務局費に当たるのですが、備考欄12番の教育施設等包括管理業務委託事業について伺います。こちらの事業は令和6年度で、この委託先と締結して、令和7年度からスタートするというふうなことで理解しているのですが、今の時点で始まっていると思うのですが、この事業者はどちらの事業者だったか、伺います。事業者名は答えられますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 宮城委員の御質疑にお答えします。委員御承知のとおり前年度、令和6年度は委託業者のプロポーザルによる選定業務を行いまして、令和7年3月31日で契約を締結してございます。契約相手方につきましては、株式会社沖縄日本管財というところが受注してございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このときの公募というか、応募した業者は何業者ですか、教えてください。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 令和6年5月に公募をかけまして、その段階でエントリーのあった業者さんというのが3業者ございました。単体でのエントリーが2社、もう一社がJVでのエントリーということでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この3業者の中で、宜野湾市、もしくは沖縄県に本社のある事業者はありましたか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 この3社とも全て県内事業者でございます。ただ、今回受注しております、沖縄日本管財につきましては、沖縄のほうに事務所はございますが、本土の日本管財という会社のグループ会社になってございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もちろん、事務所を持って、沖縄の会社としてやられるやり方はあると思うのですが、100%株式が日本管財にあるので、感覚的には内地企業なのかなということもあるのですが、この契約の中で、この委託業者は直接維持管理をするわけではなくて、この管理、そこから実際発注、各メンテナンス業者に発注していくと思いますけれども、その発注先を、例えば宜野湾市優先になるような契約となっていますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 プロポーザルのときの委託条件の中で市内業者の活用ということを明記しておりまして、現在、令和6年度まで従来直営でやっていたものについて、今回から包括を行うことによって再委託という形で協力会社を決めてございます。内容としましては、ほぼ令和6年度までに受注した業者さんを活用した形での内容となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。契約の内容で、そこはしっかり決められているということですね。そのときの発注金額に関してまで契約の中で決められていますか。要は、例えばこれまでどおりの業者に発注、再委託できるようになっているけれども、そこで発注金額が物すごい下がってしまったりだと、宜野湾市内の業者さんからすると、ちょっと苦しくなるのかなというのがあって、もちろんある程度の差というのは出てくることもあると思うのですが、この辺り契約の中で何か決められているのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 契約の中では保守管理業務とマネジメント業務、修繕業務ということで、費用をお分けしてございまして、その保守管理契約についての費用はトータルでお示しはしてございます。

ただ、再委託先を決める際は、当然僕ら教育委員会施設課のほうにも報告いただいて、これまでの契約金額と今回の契約金額を確認してございます。その差につきましても、極端なダンピングがあるというわけではなくて、それなりに去年の契約実績額以上にほとんどがなっているような状況でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 金額は上がっているというふうにおっしゃったのですが、この包括の委託業務というのをやることとか、効率化で、トータルで見た場合の支出が抑えられると思ったのですが、そこは市で、教育委員会のほうでやっていたマネジメント業務に係る費用より委託したほうがよっぽど安く、減額

できるということですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今回この包括管理業務というのは5か年の債務負担を組みまして契約してございまして、それぞれの年度ごとに、これまでの保守管理だったり、維持管理にかかっている費用に、令和5年度の予算をベースに、そこから物価上昇率を5%程度加味した価格で総トータル額を決めてございます。

なので、全体の費用対効果としましては、当然これまで直営でやっていた分が、ほかのコア業務に専念できるというところもございまして、この包括を導入したことによって人件費が下がるのかという意味合いではなくて、どうしてもその分が業者さんのマネジメント費に置き換わるというイメージを持っていただけならなと思っています。基本的には、この包括導入をすることによって、その費用的なことでは、大体同等程度なのかなというふうには考えてございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 令和7年度、実際やってみないと分からない部分はあると思うのですが、以前予算審議のときに提出していただいた資料からすると、4,400万円ぐらいの効果、費用というのを提出していただいて、結構大きい費用だと感じたのですが、今の答弁では、あまり整合性が取れないように感じたのですが、その4,400万円、すみません。ちょっと記憶が合っているか、そのような感じでさせていただきますよね。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらにつきましては、これまで包括する前に細々とした、各施設ごとに、それぞれで契約業務をやっていた、その業務に携わっていた時間数を集計して人件費に置き換えた場合、どのくらいの効果かということで出した金額でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そこが丸々削減できるわけではなく、結果的に委託することで、ほぼとんとんという説明だったのでしょうか、先ほどの説明は。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 その分が、どちらかというと、ほかの本来やらないといけない各課のコア業務に専念できますよねというところで、実際その時間相当分がマネジメント費に置き換わったというイメージを持っています。なので、人を削減したという形であれば、確かにその分が効果として費用の削減につながるのかなと思うのですが、人の配置、例えば施設からしたら10人で回しているところを包括を導入したことによって8人で回せますよねってなった場合、2人減らすことができるではないですか。そういったのをほかの足りていない部署に回したりとかという組織的な話にもなってくるかなと思うのですが、トータルとしては、これまでと同等なのかなと。確かにこれまで人件費相当分の削減がというところでは、それを目的とした業務ではございませんので、大体その程度の効果がありますよねというイメージを持っていたらなと思っています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この包括業務委託に関して反対しているわけではないのですが、やり方としては、例えば今の話でいくと、職員数を増やす改善というやり方ができたのかなとちょっと考えられました。ただ、すみません。そこは脱線してしまうので、そこはいいとして、最後に聞きたかったのが、これは地元企業に

優先発注してほしいという陳情があつて、議会として全会一致で採択している記憶があります。

その中の2つの要望の中で、地元企業に優先して発注してほしいというのは、先ほど確認できたので、いいかなと思うのですけれども、応募する業者が、今回の業者は1社でやられていて、かつ県内に事業所はあるけれども、基本的には県外企業なのかなと思っていた中で、各業界、または業種につき1社以上宜野湾市内に本社または本店を置く企業を含むことというふうな陳情があつた中で、その件はプロポーザルになって何か配慮されましたか。その上で結果、沖縄日本管財になったということだと思うのですけれども、せめてその配慮があつたかどうかを確認させていただきたいです。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 そちらにつきましては、プロポーザルで応募するときに審査の配点のほうで、ちょっと色はつけさせていただいています。選考基準の中で市内業者であれば、例えば何点加点とか、そうでない場合は点数つきませんよとかという形で配慮をさせていただきました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。令和7年度から始まっているということなので、今年度ですよね。なので、1年たってみて、5年間やるので、ちょっと途中で替えることはできないとは思っているのですけれども、改善というのができる部分はあると思うので、まずは注視していきたいと思います。御説明ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、一旦休憩に入りたいと思います。再開は10分から始めます。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時01分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、10款教育費及び2款総務費の一部について審査を行ってまいります。
それでは、質疑を許します。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。決算書の288ページ、10款1項4目学校施設費についてお伺ひしたいと思います。

決算書のほうを拝見してみると、需用費の不用額が約1,100万円、不用額で出てきているのですけれども、この需用費というのは一般消耗費とか、光熱水費とか、修繕費とかが含まれていると思うのですけれども、この学校施設費の、まずは不用額が学校敷地保全対策事業から出てきているのか、公共施設維持修繕事業から出てきているのか、この辺不用額の詳細について御説明していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 上里委員の御質疑にお伺ひいたします。10款1項4目学校設費の需用費の不用額、1,188万7,122円の不用額の内容でございますが、こちらにつきましては、備考に書かれてございます、学校敷地保全対策事業の不用額というわけではなくて、2番の公共施設維持修繕事業の不用額でもなく、学校施設維持管理事業の光熱水費、電気代のほうの不用額となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは当初の予算では、この光熱水費は、どのように積算されましたか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 令和5年度予算をベースに計上してございます。国からの電気代の補助等の制度もございましたので、その制度が続くかどうかという見通しも、ちょっと立たなかったものですから、令和5年度で要求した予算を基本に積算して積み上げたところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 物価高の対策としての国からの補助があつて、その差額分が不用額につながったという理解でよろしいですか。それと、対象とする施設は小学校、中学校、幼稚園も含めてなのか、その辺ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 対象は、小中学校、幼稚園含め、全ての電気代というふうになってございます。その辺で国の補助があつたから、これだけ不用額が生じたのかということですが、結果的にそういう形になったのかなというふうに認識しているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。続いていきたいのですけれども、同じ学校施設の1番の学校敷地保全対策事業、これを対象とする施設と、どのような事業を実施しているのか、確認させてください。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 学校敷地保全対策事業でございますが、こちらは学校敷地内にございます、ブロック塀等を改修して災害等による転倒事故を防止する目的で行っている事業でございます。

令和6年度の実績ですが、令和6年度は普天間小学校、これは別にちょっとほかの普天間小学校屋外教育環境整備事業のほうで、ブロック塀を改修している部分も併せての数値になりますが、普天間小学校と普天間第二小学校、あと普天間中学校、この3校分を整備してございまして、整備延長として239メートル整備してございます。

整備率でございますが、令和6年度の完了時点で全体で67.8%、その中で通学路沿い、どうしても民有地に接する部分と道路とか、通学路に接する部分というところで、通学路を今優先的に整備してございます。通学路の整備状況でございますが、954.52メートル、整備率に置き換えますと、通学路沿いだけでございますが、約87%、整備が完了したところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは学校施設のブロックの修繕に取り組んでいるというのは確認しています。これは今、整備率が60%でしたか。

○施設課長 67.8%。

○上里広幸 委員 約70%近くあるのですけれども、事故が起きないように早急に取り組んでいる事業だと思います。これは完全に学校等からの情報も得ながら計画的に行っていると思うのですけれども、今現在の計画、何年度頃までに学校側から、地域から申請されているブロック塀の修繕というのは、いつ頃までに現在の計画を100%に持っていく予定ですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらの事業につきましては、令和8年度までは政策事業として取り組んでいく予定となつてございまして、その段階で全体の8割の整備をもって一旦は政策事業から経常事業のほうに移行したいと思っています。その際に、どうしても残る部分というのが、ほとんど民有地になります。民有地のほうで、今

事業建てとしてはブロック塀、早めに改修をかけないといけないものについて、優先順位をつけて対応している状況ではございますが、その民有地の中でも、なかなか相手の敷地から入っていかないと工事ができない部分とかがございまして、また地権者との調整とか、そういったので、大分やはり時間を要するだろうというところが、ちょっと今の現段階で見えているところがございますので、現段階では、ちょっといつまでに100%を終わらすというのが、ちょっと目標が立てられない状況ではあるのですが、引き続き、こちらとしては了解が取れたところから順次仕掛けていきたい、整備改修をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。令和6年度の決算ベースでは6,200万円かけて整備していると示されています。先ほどの説明の中で、学校敷地に面しているところと通学路のお話をなさっていたのですが、通学路の整備というのは、あくまで民有地ということで理解してよろしいですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらで定義しています通学路沿いというものにつきましては、学校敷地がございまして、その学校敷地で道路に接している部分を通学路という位置づけにしております。例えば学校から離れた部分の通学路という意味合いではございませんで、学校敷地内で通学路に面している部分のことというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 執行状況、現場等も確認させていただいてはいるので、事故等のニュースがよく報道等で報じているので、その辺また計画に遅れがないように令和7年度、令和8年度も取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、よろしくお願いします。その下の備考欄に公共施設維持修繕事業で約1億7,000万円、決算額が上がってきているのですが、この事業の内容について概要でよろしいので、御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらの事業につきましては、本事業は学校施設の経年劣化や施設の機能低下、不具合などを早期に改善し、安全で快適な教育環境の確保を図ることを目的に、日常的な点検だったり、法定点検だとか、それらの法定点検を実施したのに伴って不具合等改修をかけないといけない部分とか、修繕等を早期に行うための事業として実施してございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度の実績として、今1億7,000万円決算で上がってきているのですが、令和6年度の実績、主な箇所について御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今回、委託料につきましては、法定点検とかの保守管理の費用とかの内容となっておりますが、その中でも、特にウエートを占めているのが、やはり工事費のほうが一番ウエートを占めていまして、小規模な工事ですが、こちらで執行した件数としましては128件の工事を行ってございます。

金額については、ちょっと私の記憶が定かではございませんが、緊急的にやった工事として大山小学校の水泳プールのほうが、ちょっと漏水がございまして、それにかけた費用がかなり大きかったのかなと記憶し

てございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。修繕費のほうは、法定点検の保守管理で行っているということなのですが、この法定点検というのはどのように行っているのか、確認させてください。学校に施設の管理みたいな方、用務員みたいな方を置いてやるのか、これも委託されているのか、それとも全然違うやり方なのか、この取組状況について、ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらの委託内容につきましては、先ほど申し上げました、法定点検とかということで、まず空調の稼働に伴って電気のほうが上がり過ぎないようにデマンド監視とかというのを入れてございます。空調の維持管理業務だとか、遊具の安全点検だとか、建築基準法第12条による施設の法定点検というのもございます。それ以外にも消防点検だとか、そういったものが今回の内容として含まれてございます。

業務の進め方というか、内容につきましては、直接入札だとかを行って、委託契約として、それぞれ個別で契約しているのが実情でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございます。工事費についてお伺いしたいのですが、この工事費というのは、学校の施設の中で軽微なものを学校の管理者の方が確認した際に、これは申請主義ですかね、申請されて教育委員会が把握して、それから工事していくという流れで理解しているのですけれども、当たっていますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 修繕内容につきましては、当然突発的に起こる事項だったり、学校からの要望を受けてやる内容もございますので、一旦年度の頭に学校のほうから、こういったところを修繕してほしいとか、改善できないかというものについて、ちょっとピックアップして、その中で、ちょっと優先順位をつけていただいて、それに対応していつているという状況でございます。

それ以外にも、先ほどもちょっと申し上げましたが、急な不具合とかで対応しないといけないというところもございまして、そういったのも学校とも連携を取りながら、連絡も取りながら進めていつている状況でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。理解できました。もう一点、確認させていただきたいのですが、先ほど宮城政司委員からもあったのですが、令和7年度から公共施設包括管理を実際実施していますよね。県内で3件目だと理解しているのですが、令和6年度においてプロポーザルを実施しているのですけれども、その費用というのは、どこに示されていますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 決算書の282ページの10款1項2目事務局費の中の備考欄12番、包括管理業委託事業ということで、40万546円が決算額でございます。こちらの費用の中で選定委員会を開催したりとか、委員への報酬費用だったり、職員の時間外手当だったり、費用弁償費だったり、消耗品、通信運搬費等という内容となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 選定委員会等を実施して、プロポーザルを実施したというふうに私理解して、報道等でもあったので理解しています。

その選定委員会の内容についてお伺いしたいのですけれども、実際今、学校施設を管理している状況の中から公共施設包括業務委託することによって学校側の負担の軽減とか、そういったところのお話もなされていると思うのですけれども、この選定委員会の中での様子、こういった協議がなされていたのか。主なものでよろしいので、費用の負担の軽減、そして今実際、学校を管理している管理者の負担の減、そういった件とかも出ていると思うのですけれども、その内容について確認させてください。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 包括管理業務の委託実施に向けて、優先交渉権者を定めるための選定委員会というのを令和6年8月までの段階で3回実施しておりまして、その後、契約に向けた手続等を踏まえて、令和7年3月31日で契約をしているところでございます。

特に主立った議論の内容としまして、プロポーザルなので、企画提案書を受けて事業者を選定していったという流れではございますが、その中で実際、学校からの修繕依頼とか、こういった形で対応していくかということについても当然議論させていただいたところではございますが、今回の契約に至った業者さんにつきましては、システムによる修繕依頼等のシステム化がされてございまして、それに修繕していただきたいところとかを学校さんのほうで入力していただいて、それが各学校で、これまでの修繕した履歴も確認できますし、また施設課のほうとしては、学校施設のみならず各教育関連施設の修繕等の依頼等の対応状況等についても確認できるような内容になってございます。

最初は、今年度の頭なのですけれども、導入が始まった段階では、やはりなかなかシステムに入れにくいとか、入れ方が分からないということがございましたが、今現段階で運用している中では、かなりやりやすく運用できているという学校からの声もいただいているところではございますが、特に今のところ不具合なく、最初はやはりその執行に当たって優先順位、どういうふうにつけたらいいかというのを委託業者さんのほうとも調整させていただいたのですけれども、その辺も学校さんも交え調整して、今、うまい具合に流れてきているのかなという感触ではございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 このプロポーザルを実施する際に包括的に施設を管理するということで、令和6年度の中で学校現場のニーズを調査していると思うのですけれども、今までやっているやり方とすれば、学校側が各案件に対して、この施設について直接委託して、それから工事とか、軽微なものだったりとか、大きなものだったりとか、分けて直接できていたものが、包括することによって管理上はやりやすくなると思うのです。

この取りまとめている担当課が、この管財さんのほうに委託する。そこで、その業務を全てここで管財さんが賄うということで、効率化になると思うのですけれども、現場からすると、直接細かいもの、少し壊れた軽微なものでも今直してあげたい、用務員というのですか。施設管理員というのですか、の方々にすぐ対応してもらってできていたものが、包括して委託することで、手続上、管理者が優先順位とかも全て決めていくのではないかなと。それによって軽微なもの、早急に直したいものが、実際修繕等が少し遅れるのではないかなという懸念の声等があったのです。

そういった声とかもプロポーザルの中で反映されて契約されていったのか。先ほどの選定委員会の中で、

もちろん今の説明の内容のとおり、管理のシステム自体は簡素化していくのだけれども、実際の学校現場からすると、逆に負担が増えてくるのではないか、手続が増えてくるのではないか、そういった懸念の声も届いていると思います。その辺について御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちら2件に関しては、やはり包括をスタートした4月、5月の段階では、学校のほうとして今何とかしてほしいという声もございまして、それについてどう対応していくかということで、ちょっと手間取ったところがございましたが、基本的には包括管理業務の中で巡回点検も行いますし、当然緊急対応等の業務も含まれてございますので、学校のほうには、そういう依頼があったときに、すぐ取りかかるべきなのか、どうですかというのをちゃんと確認しながら、現段階では今対応させていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度で検討して、実際実施しているのですけれども、やはり体制が変わっていくと、今、令和7年度の始める段階で様々な声があると思いますので、また令和6年度の決算が終わって、令和7年度は始めていると思うのですけれども、その辺もニーズのほうを確認しながら、慎重にまた令和7年度の事業も進めていっていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ちょっと皆さんに確認したいのですけれども、この後、本来でしたら40分から11款から14款まで審査する予定だったのですけれども、10款に関しては、まだまだ皆さんから質疑ありそうですので、11款から14款は今日の一番最後に回すということで。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

○石川慶 委員長 では引き続き、10款教育費及び2款総務費の一部について質疑を許します。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。10款5項7目教育環境整備事業、大変大事な事業でございますが、この事業費6,950万円余り出ております。一般会計からの持ち出しが5,514万8,000円ということで、大変大きな減額が一般会計から出ております。

成果説明書の63ページをお願いします。数字を見ながら質疑します。事業の目的、事業の効果がしっかり出ていますが、確認をさせていただきたいと思います。その中の事業内容を御説明もraitたいと思います。

○石川慶 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○GIGAスクール担当主幹 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。教育環境整備事業でございます。こちら国の方針の下、GIGAスクール構想に基づく各種費用になってございます。令和2年度に国の補助の下、児童生徒、小学校1年生から中学校3年生まで、児童生徒全てに1人1台端末を整備して配布しております。また、そのときに学校の中に高速大容量の無線LAN環境も用意してございます。これらを活用して、教員が児童生徒1人1台端末を駆使して共同学習であるとか、調べもの学習をして、デジタル教材を生かした教育を行っております。こちらの費用につきまして、この教育環境整備事業で計上してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 また、主な歳出を見ているんですが、歳出の中で需用費、そして役務費、委託費、いろいろありますね。そして、使用料及び賃借料、その他とありますが、この需用費って何ですか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちら需用費の中で機器修繕費が含まれております。これまでも何度か当初予算、もしくは補正予算で計上、説明させていただきましたが、1人1台端末、日常使用するに当たって、どうしても子供たちの不測のアクシデントとか、机からちょっと落としてしまったりとか、また経年劣化を含む機器の故障などがございました。これらを含む修繕費を、こちら需用費で計上して執行してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。あと、委託費というのがありますね。この委託費、これも説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちらの委託費でございますが、学校の中に無線LAN環境を整備して、この無線LAN環境のネットワーク機器の保守管理を業者さんに委託しております。この費用になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。あと、児童生徒の端末の数ですね、配付した数、小学校が何個、中学校が何個、大体年間どの程度の修理が、多分出てきて、予備も置いていると思いますが、それを御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 令和2年度に当時の児童生徒全員、約9,600名の児童生徒に端末を配布してございます。直近2年間、修繕の実績でございます。まず、令和5年度に関しましては287台の修繕がございました。令和6年度に関しましては589台の修繕が発生しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、もうそろそろ入替えの時期が近づいているということなのですか。ということは、また令和7年度になると入替えがありますか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちらの1人1台端末ですが、国のまた補助、セカンドG I G Aとかの言い方をしていますが、令和6年度から令和10年度にかけて、県の単位で共同調達をするようにという指示が出てございます。宜野湾市のほうでは、今のところ、令和8年度に入替えを予定してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。大変重要な、今から必要な事業の環境整備だと思いますので、よろしく願います。

では、そのまま続けてまいります。同じく63ページの左側にあります、10款5項7目のICT機器活用推進事業を質疑したいと思います。この中で大きく委託料ってありますね。一般会計の財源として6,500万円、そして委託料が5,300万円あるので、その点、内容等をお聞きします。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちらICT機器活用推進事業でございますが、学校の中で使用するICT機器、電子黒板だったりとか、また教員の先生が使うパソコン、プリンターなどに必要な費用となつてござ

います。

このシステム導入委託料ですが、昨年度、令和6年度に先生たちの教員のパソコン750台とプリンター約60台、あとセキュリティー環境の構築も含めて業者さんに新規の環境の構築と提供を委託したものでございます。これらの費用でございます。

もう一つ、その保守管理費用の中に電子黒板、既に令和元年度、令和4年度などに導入した電子黒板の保守管理費用などが約1,000万円含まれてございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。新規に入替えをしたので、この大きい金額が動いたということは、また令和7年度はちょっと違う、また予算は少し減るでしょうという形は理解しています。とにかく新しい機器を教職員のほうにしっかり一人一人に届けてありますよという形ですね。ありがとうございます。

では、そのまま続けてまいります。次に、同じく成果説明書の50ページ、これの右側、10款1項3目中学校部活動指導員配置事業についてお伺いします。もう一度、内容の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 伊波一男委員の御質疑にお答えします。中学校部活動指導員配置事業ですが、中学校1人ずつ4校、部活動の指導員という形で、報酬を支払う形で配置するという事で、令和6年度については、普天間中学校のテニス部、真志喜中学校もテニス部、そして嘉数中学校は野球部、そして宜野湾中学校が女子バスケット部、こちらの部活動のほうに1人ずつの部活動指導員を配置して1年間実施しています。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 4中学校に各部活動の指導の先生方への負担軽減のために指導員を配置しているという形を取っていますが、指導員の選定の仕方は、どのようにしていますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 伊波一男委員の御質疑にお答えします。指導員の選定については、学校のほうから、校長先生のほうから毎年度、こちらのほうの指導員を配置してほしいということの要望があって配置するような形で、教育委員会のほうから選任しているということではございません。宜野湾中学校でしたり、嘉数中学校、あと真志喜中学校、テニス部というのは、近年ずっと同じような部活なのですが、普天間中学校の場合は、令和6年度はテニス部でしたが、その前年度は柔道部とか、学校によって、顧問の状況等によって、学校がこの状況を把握して指導員を配置しているということで御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 学校からの要望で、この部活に入れてもらいたい。その入る人の選定するのは、どのようにしていますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 こちらのほうなのですが、予算のほうは指導課のほうで持っていますので、まず面接と人選については、学校のほうにお任せして、面談等を行って、それで決定したら指導課のほうで手続して配置するという事で取り組んでおります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今、全てのスポーツがパワハラ、いろいろな形で、野球にも、全てのスポーツにも資格証

が必要です。認定証が必要なので、大変厳しい認定証をいただいているのですけれども、こういうふうな認定をちゃんと受けた方なのか、ちゃんと日本スポーツ協会からの免許等、しっかり研修等を受けた方が配置される。この内容が、技術を教えるというのがメインではないのですよ。子供たちが伸び伸び成長していく教え方をしなさいというのがメインなので、勝ち負けではありませんよということを訓練されるのです。

それを受講して、筆記試験とかやって、これで資格をもらうのですけれども、今の中で学校の校長先生が面接したらいい人だからと現場に入れたら、言葉が悪いとか、勝ち負けに走り過ぎるとか、そういうのがないかもしれないのだけれども、そういうふうな資格を持っている方々が、やはり現場に入ったほうが、親御さんにも話ができるし、このような状況というがあるので、これは大事ではないかなと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 伊波一男委員の質疑にお答えします。伊波委員がおっしゃったように資格等を所持している方を選任しているかというのと、そこまでの確認をして配置はしておりません。現在のところ、こういった資格を持っていない方を配置している形ではあるのですけれども、そういった今、伊波一男委員がおっしゃった懸念事項等、教育委員会のほうへ例えば相談だったり、苦情等はまだ声が来ていませんので、適正な指導ができているのかなという認識です。

ただ、今後おっしゃったようなパワハラだったり、暴言だったり、そういった部分の改善要望とかありましたら、伊波一男委員おっしゃったような資格とか、しっかりした研修を受けた方の配置というのは、ちょっと検討しないといけないかなという認識でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひこのように予算をかけて人を配置する、それにオーケーを出すのは役所ですね。学校がお金出して、学校が雇っているわけではないので、学校長のポケットマネーでもないの、その点は、やはり資格があるなしでは、やはり説得性も違うし、子供たちにはよく分かるのです。この人はできるかできないか、昔の習ったことしかできていないとか、そういうのが分かるので、今の子たちは、また情報が早いので、ネットで調べたら、すぐ出ます、資格が。そういう資格を持っている人なのかなと思いながら習っているかもしれません。そういう点を併せて、今後予算の面も本当に見合う予算かもちょっと分からないのです。

だから、これはまた予算も内容的なものもしっかり確認をしていただきたい。人の配置というのは大変重要ですね。その中学校の大事なときに、この人が教職員の代わりにお手伝いで配置されるというのは大変重要なので、この点は、またしっかり御検討をお願いしたいなと思います。

そのまま続けてよろしいでしょうか。あとは、地域移行がありましたね、部活動地域移行推進事業というのが、この令和6年度スタートしております。これは1回目の成果で、どうなっているかをお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 伊波一男委員の質疑にお答えします。部活動地域移行推進事業についてですが、令和6年度から、おっしゃるように始めた事業でございます。この部活動地域移行については、実証事業と重点事業と2つありまして、実証事業の部分については、実際の中学校の部活動を休日ですね、外部の指導者に見ていただくという取組になっております。

この実証事業については、令和6年度は宜野湾中学校のダンス部を選定して、休日の実証事業を行いました。この選定した理由としては、ダンスの経験がない顧問が担当していたということで、顧問も外部の専門の人に見てほしいという思いもあって、保護者や子供たちも、もっといいダンスの指導を受けたいというような思いがあって、その中で一致したことから、このダンス部を選定して実証事業を行いました。

この実証授業を実施するに当たっては、保護者のほうからも、ちょっと涙ぐんでうれしがるような方もいたり、実際やってみると、子供たちも日に日に、本当にうまくなっていくということで、すごい好評で、生徒たちからも、ずっと続けたいというような声も届くぐらい、実証としては本当に大成功だったなということで、令和6年度の成果については、そういったことになっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。ということは、今回は1つの部、宜野湾中学校のダンス部をメインとしてやったということで、よろしいですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 すみません。先ほどちょっと抜けていたのですがけれども、令和6年度の実証事業については宜野湾中学校ダンス部です。

重点事業というのが沖縄国際大学のテニスコートを活用して、市内の4中学校のテニス部に呼びかけて、そこでの活動を実施しております。そちらのほうも、ふだんは土のグラウンドでやっているの、きれいなクレーコートとか、バウンドの仕方が違うとか、指導者は大学生のテニス部、球の強さが違って、実際試合みたいな練習ができたとか、そういった部分も本当に好評でした。いずれも実証と重点事業、両方とも好評な事業でした。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。この宜野湾中学校のダンスが、この間、九州市議会議長のほうで、オープニングでダンスをしていただいて、大変盛大な拍手をいただいて、子供たちも大変喜んでおりました。また、保護者の皆さんも喜んでおりました。九州に宜野湾中学校という名前が、宜野湾市の中学生が頑張っている姿を見せることができ、本当に自信满满でダンスを披露していただきました。本当に素晴らしいことだなと思いました。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 決算書の343ページの10款5項4目図書館費の備考欄で、TRCMARC作成委託料ってあるのですが、図書館のデータベースだと思いますが、これは今使えているのか、使用できているのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。このTRCMARC作成委託料なのですが、図書館が本を買うときに本のタイトル、作者、金額、あと目次とか、それぞれの粗筋とか、そういった本として登録する作業がありますが、それを手打ちでするのではなくて、本を買う段階でTRCさんからデータとしていただくのです。その作成委託料が、このTRCMARC作成委託料です。

ですので、ほとんどの図書館が、そういったことをやっています。これをやらないと、本を買って、1冊1冊全部手打ちをしていくことになりますので、それをやらずにデータとしていただいている形になりますので、本を借りるとか、検索するときにシステムの検索できるような形になります。そのための作成委託

料でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 理解できました。ありがとうございます。次に、決算書では29ページになっています。14款1項6目教育使用料、資料番号は31番となっています。教育使用料の行政財産目的外使用料（学校施設駐車使用料）についてという項目です。

これを見たところ、小中学校が25万円の予算、そして幼稚園が10万円ということで、全部で330万円となっていますが、この決算書で見ると2,483万600円となっているのですが、残りはどのくらい使われているのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。行政財産目的外使用料、こちら御指摘の歳入については、学校施設の駐車場、学校の教員等が学校に駐車する使用料になっております。こちらについては、徴収をマックス月3,000円です。勤務時間によって、ちょっと減額等あるのですが、基本月3,000円を徴収するという代わりに学校の資質向上、教育の振興等に携わる事業に配分するというので、令和6年度については、この各幼稚園から中学校のほうまで、小中学校については、生徒数の規模に応じて配分して執行をしているというふうになっております。こちらにある金額という部分のほかについては、この充当以外、一般財源のほうに充当する形でなっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今出している一部で、残りの一般財源のほうに使われているということですね。では、それはどういうふうに使われているかは分からないですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 まず、この徴収については、原則、令和5年度のほうは、一般財源とはいえ、システムの導入だったりとか、この学校のほうに大部分は充当する形で使用させていただきました。令和6年度については、先ほどの繰り返しになりますが、こちらのインセンティブの部分、学校の部分以外については、市の歳入として、一般的な財源としての受入れで対応しています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 つまり、教育というか、一般財源全体の中ということですね。分かりました。その資料番号31の中で、大山小学校の委託料、トイレ尿石除去とか、そういうものは、委託というのは、個別で委託しているのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。この資料31にある各項目については、例えば学校のトイレについて、年度途中で、どうしても除去をしたいとか、当初の予算に計上できなくても、これを私たちは絶対優先したいとか、そういった部分に対応するというので、この25番の使途については、学校のほうで、校長先生をはじめ、こういったものに使えば執務向上だったり、教育の振興につながるかというのを考慮して執行しているということで、それで大山小学校のほうは、どうしてもトイレをきれいにしたいということで、令和6年度、25万円のうちから執行したということで、御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 こういうものは各学校に施設管理員という方が、いない学校もあるのですけれども、そういう方が現場の声を拾っているのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 施設管理員がいる学校については、恐らくもしかすると、すみません。こちらは各学校に、どのような形で吸い上げているかは確認していないのですが、学校長に、施設管理員が気づいて、こちらは私の力ではどうしても落とせないとか、そういった部分は協議して執行しているとは思いますが。

ただ、令和7年度は、いる学校、いない学校ありますが、この辺は学校長はじめ管理職ですね、教頭先生等が管理して、その辺は、こちらをやろうということで協議して、私たちのほうに報告が上がっているということで、学校のほうが理解した上で、もちろん必要性を感じて執行しているという認識でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。この施設管理員からは、ちょっと離れるかもしれないのですけれども、現場のほうからいろいろな声が、施設管理員がいなくて困っているというところもあるのですけれども、今、何校か、長田小学校、はごろも小学校、普天間中学校とか、施設管理員がいらないのですが、これはさっき教育施設包括管理業務委託との関連もありますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の質疑にお答えします。令和6年度については、13校全て直接管理であった上でのこちらの決算でなっていて、令和7年度から、今言った部分ですね、いる学校とない学校が出ていて、この辺は包括業務だったり、SSSとか、あとはまた学校の職員と皆さんで、この施設管理の業務のほうを、行っていた業務というのを執行して運用しているということで、そういった認識で、いろいろ要望があるのは把握しています。これについては、また教育委員会として、どのような対応が必要なのかというのを今協議して対応していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 うまく連携して現場の声を拾ってほしいと思います。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の学校施設駐車使用料の使い道というところで、ちょっと補足させていただきたいのですが、先ほどちょっと一般財源ということで発言がありましたが、正しくは、この幼、小、中の事務運営費に全額を充当しているというような形になります。歳入は、予算としては事務運営費、幼、小、中の事務運営費に全額充当をさせていただいて予算をつくっている形になります。その中から歳出として資料番号31のように各学校で予算額として小学校、中学校は25万円、幼稚園は10万円という形で活用していただいているというような形になってございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 確認です。ということは、これ以外のお金は、全部幼、小、中の運営事務、全てそこに吸収されているということですか。

○財政課長 そのような形でございます。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいですか。お昼時間過ぎていますけれども。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後0時05分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後0時07分）

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時07分）

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号、8款土木費、9款消防費、2款総務費の一部について審査を行ってまいります。

それでは、質疑を許します。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料番号33、8款3項5目、決算書は263ページ、わかたけ公園水質改善機器の概要についてです。資料ありがとうございます。このわかたけ児童公園とていーちが一公園、両方説明してくださってありがとうございます。この維持費が、これからかかっていくと思いますが、どこが負担するのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料番号33についてお答えいたします。現在、公園整備でやっている水質改善施設については、防衛補助で事業は行っております。今後の維持管理費に関しては、現時点で市の負担という形で進め方をしているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今のていーちが一公園、わかたけ児童公園なのですけれども、これからさらにほかのところもやっていく予定はあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現在検討中というか、今後の進め方なのですけれども、西普天間住宅地区の総合公園を計画予定しているエリアがあります。そちらのまた湧水を活用して、喜友名泉の湯水を活用した設計計画を今検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 市内にはたくさんの公園がありますし、湧水もたくさんあるので、これから増えていくということが予想されますでしょうか、西普天間以外にも。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点では湧水が湧いている公園、施設等については、今、喜友名泉のエリアのみになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、オゾンを使つての水質改善だと思いますけれども、このエビデンスという
か、実証実験して、こういう結果という資料とかはあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ちょっと確認です。資料というのは、実際この機器等を採用する際には、実績を基に業者さ
んのものを活用して選定して利用している状況であります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 もしできたら、どういう計算式で、こういうふうな形で数字が、その実証実験の
結果を見て採用されているわけですよね、こういうふうな。それはないでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 実質、今回取り入れている機器はP F O Sを除去する機種としての選定を行って、そういつ
た施設を使えばP F O Sの除去、50ナノグラム以下の数値が出ますよということの下で調査をして行ってい
る状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 もしできたら、その資料はいただけますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料というのは、この機器の資料という形ですか。実質、水質改善は、その除去した水を環
境分析センターに出して検査を受けて、その結果を見てのことをおっしゃっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 活性炭とオゾンでやっているというのですが、その計算式とかやっていると思う
のですが。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 計算式の前に、その機器を浸透させながら通していく工程の中での除去された水を検査して、
その水の結果が1ナノグラム以下ないし50以下の数値が出ますよという機器の仕組みになっていまして、こ
の機器についての中身の計算式というのは、ちょっとうちのほうでも把握はできていない状況になっていま
す。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 幾つかの契約のときに何社かあったと思うのですけれども、そのときに環境エン
지니어リングさんでしたか、作っている、その資料みたいなものはないですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この使用した機器の図柄等々は一応あります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 できたら、その資料が欲しいです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 わかたけ公園での図面の提供をしたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 関連してなのですから、今のところ、西普天間では予定しているということ
ですよね。そうしたら造るのに対しては補助金が防衛省から出っていて、その維持管理は全部市の負担になっ

ているということですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点では、その補助金等の活用が見込めない状況でありますので、実質補助で造ったものは今後の管理は市の負担で管理していく、現時点ですね、管理していく方向というのは認識しているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 維持管理費が、かなり将来的に負担になっていくのではないかなと思うので、県と一緒に、国に要求したほうがいいのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑ありましたら、宮城克委員。

○宮城克 委員 お願いします。決算書266ページ、8款4項1目備考欄5、住宅リフォーム支援事業、資料をいただいております。資料番号47、幾つか確認させてください。

前々から住宅リフォーム事業というのを、皆さんのほうでやられているというのは把握しております。今回は過去3年分ということで、数字を挙げていただきましたが、まずその前にちょっと順を追っていきましょうね。

まず、この事業内容は下に書かれているので、そこは問いません。概要が書かれています。いわゆる住宅のバリアフリーであったり、子育て支援とか、いろいろ書かれていますけれども、すみません。バリアフリー、省エネ、耐久性、子育て、テレワークというのが何を指しているのかがよく分からないのです。なので、その工事内容、いわゆるリフォームに対するバリアフリーだったり、省エネ、耐久性、子育てということだと思えるのですが、この項目の内容、例えばバリアフリーというのは、例えばこういうものを示します。子育て支援というのは、こういったものを示しますというのが、ちょっとぼやけているものですから、そこをちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの宮城克委員の御質疑ですが、住宅リフォーム支援事業の改修工事に関してということで、まずバリアフリー改修工事に関しましては、例えば浴室等におきまして、通常の浴室に入るに至る際の段差がある部分に関して、その段差を解消してフラットにするといったようなバリアフリー工事であったり、もともと手すりがついていない部分に関して手すりを設けるといった工事、もしくはもともと開き戸だった扉を引き戸に改修するというものが主なバリアフリー改修工事としての事例でございます。

次に、子育て支援に関しましての工事については、子育て支援なので、小さなお子様ということでして、子供が例えば住宅内であれば、調理室、火を使う場所に出入りできないように柵を設置したりであったりとか、あともしくは子供部屋が設けられなくて、居間の部分の一面に子供を囲い預けて、親の目が届く部分で行えるような部屋も対象工事となっております。

また、耐久性の改修工事につきましては、例えばもともと屋根のほうは単なる防水工事であったものを遮熱性ですね、そういった防水工事にやり替える、そういった耐久性の工事、こういったものが対象工事となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ちなみにこれは賃貸のアパートでも可能なのですか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○**建築指導課長** 賃貸につきましては、対象外となっております。

○**石川慶 委員長** 宮城克委員。

○**宮城克 委員** これが総工費の20%、補助限度額20万円、この根拠は何でしょうか。

○**石川慶 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 委員御質疑の対象工事の20万円及び工事20%、こちらについて現時点では、当時決定した部分に関して、すみません。詳しい資料はないのですが、ただ当時、平成30年から実施するに当たって、既に実施している自治体がございましたので、そちらのほうを参考にしたという部分は確認ができております。

○**石川慶 委員長** 宮城克委員。

○**宮城克 委員** 了解。これは後で確認が取れたらいいと思います。

あと、よく聞かれるのが、いつから申込みがあるのと。確認を取ったら、申込みは終わっていたよというのが多いのです。申込み期間の設定、それから申込み終了というのが、多分上限額というのがあると思うのですが、例えば申込みの段階で先着順なのか、それとも申込み受付をした上で精査をして、例えば抽せんなり、ここを選定されるものなのかというのを確認させてください。

○**石川慶 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** こちらの事業につきましては、先ほども申し上げましたが、平成30年から実施しております、平成30年度から昨年の令和6年度までは先着順という形で申込みをさせていただいております。申込み期間につきましては、8月から12月の申込み期間を設けております。昨年の決算委員会のほうで、当時宮城克委員のほうからも、昨年度は例年に比較すると8月1日の申込みで、5日でも既に予算の上限の申込みに達したものですから、それ以降に関しては、ちょっとお断りという形を取っております、それを踏まえて、今年度は事前申込みという形で申込み期間をある程度設けまして、その期間に来た方の中から抽せんで我々が予算枠、例えば15件分の抽せんで選んだ方を本申請させていただいて、決定という形を取らせていただいております。

○**石川慶 委員長** 宮城克委員。

○**宮城克 委員** 了解。再度これに関しては、もう一点だけ。空き店舗なんかもそうなのだけれども、この手の質疑をするときに、例えばその後、例えば事業申込みをして選定して抽せんして選んでいく、ではこれを補助しましょうねというふうにして実施をして、多分その内容も確認をしていくと思うのですが、その後というのは、一旦終わったら、もうそのまま結局、今言ったみたいバリアフリーとか、今の子育てのものだったり、例えば先ほどの説明の中で、特に先ほどの説明は、例えば賃貸のアパートとかだと子供部屋とかの設定ができていなくて、そういった柵とか何かあって、よくユーチューブとかでも、子育てのユーチューブなんか見ていると、あのようなものだと思うのですが、ああいうものというのは、一旦補助をしたら、その後は任せっ放しなのか。例えばそういった改修とか、いろいろな工事のやり方があると思うのです。深い意味はないのですが、一旦完了したら、例えば竣工とか、完了の写真とかを確認するのかな、行って確認するのか。そうしたら、もうそれで終わりなのか。実際どうですか。

○**石川慶 委員長** 建築指導課長。

○**建築指導課長** ただいまの質疑ですが、まず交付申請を受理して交付決定をして工事が確定された後、その後実績報告ということで、工事が完了したという報告を受けることになっております。その工事の実績報告の中で、施工前、施工中、施工後の工事写真のほうを書類として要求しております、その中で工事のほ

うを確認して完了という形を取っております。

○宮城克 委員 では、完了したら、それは終わりですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、最後。金額設定もしかり、件数もしかりで、いろいろと予算があるなら、確かに上限も上げて、いろいろな方々に、それをやってほしいというのはあると思うのですけれども、それはどこかで線引きを設定してということだと思えるのですけれども、最後にどんなですか。これは今後も続けていく、要するに長期的に続けていく、皆さんが自信を持っていい事業だと思っている事業なのか。今後いわゆる金額設定とかも上げていくような、そのような考え方が実際あるのか、ちょっと今アバウトな質疑になるのですけれども、というのは、僕もすごい、いい事業だと思っています。

でも、やはり中には、結局採用されなかったとか、申込みに間に合わなかったとか、多かったものですから、再三去年もやっていますよね。説明しているけれども、なかなか周知というか、いつこれがというものを皆さんホームページとか、多分市報とかでも載せているとは思えるのですけれども、なかなかそれを見過ごしてしまったというような人たちからの、いわゆる文句というか、クレームというか、要望が結構来るのですけれども、やはり長期的にやっていける事業なのか。そして、これを今後上げていくという検討とかというのは、例えば過去にされたのか、これだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 当該事業を今後も長期的に継続するかということと、あとは補助金の額、事業費の増額等に関しての御意見だったと思うのですけれども、まずこの事業につきまして、まず事業を行うに当たってのきっかけが、これは住生活基本計画というもののの中で、1つの目標の中に建て替えやリフォームにより安全で質のよい住宅ストックの更新という目標がありまして、そういった形で、皆さんの建てた住宅を長く使ってもらいたい、そういったものに少しでも寄与できる事業になりますので、かつこの事業をスタートして、令和4年度ですね、3年前に1度補助を受けた方、申請者、事業者に対してアンケートのほうも実施しております、やはり事業者のほうも、この事業は、ぜひほかの方にも使用してほしいというお声もありました。それで、我々としても、やはり住宅リフォームに関しては、繰り返しになりますが、建物を長く使っていただきたいという意味でも継続していきたい。

あと、事業費の増額に関しましては、確かに20万円に関して、申請者からは少ないという御意見をいただくこともございました。ただ、やはりこの住宅リフォーム事業は、住宅、持家を持たれている市民の方に幅広く利用していただきたいというのもございまして、今やはり財源も伴うものですから、ちょっとなかなか事業費の増額は難しいのですが、ただ次年度は、今回の事業を増やす方向で財政当局とも調整してまいりたいと考えております。

○宮城克 委員 了解です。オーケー、いいです。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほどプリティ宮城ちえ委員から質疑がありました件に関してお願いしたいと思っております。

わかたけ公園水質改善機器の概要についてですけれども、資料ありがとうございました。もう既に完成しているということで、現場を見させてもらいましたけれども、設備は若竹保育園の東側でしょうか、片隅に

トイレもきれいに整備されて、大分進んでいるのですけれども、現場を見ると、まだ工事は終わって、引渡しは済んでも、わかたけ公園は水が流れて、水と接して遊ぶような公園になっているのですけれども、水が流れていない感じがするのですけれども、引渡しはしっかりと終わっているのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 工事自体は完成しています。設置後1年間は、この請負業者のほうでモニタリングをしながらの管理になります。次年度以降が、また管理引継ぎという形になる方向性です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1年間というのは、来年、令和8年3月31日ということ、いつ頃ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 令和8年6月いっぱい管理費という形になっています。この1年で機器の水質の調査をしながら、その年間維持費等の収支が、こういった形で出ていくのかというのをモニタリングしながらの一応計画となっています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、令和7年度の維持費というのではない、もちろん令和6年度の決算に関わるものにも維持費はないのですけれども、令和7年度もないということで、そのモニタリングが終わった後の維持費を試算していくということになるのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今年度、令和7年度で、そういった維持費の試算を行って、令和8年度からは市の維持管理予算で運営していくという形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 わかたけ児童公園の水質管理の整備事業のときに、ある程度の試算で維持費がどれくらいかかるかというのも多分資料として出たとは思っているのですけれども、今回のプリティ宮城ちえ委員が質疑した、今回水質管理の施設が別のところに替わったという今答弁があったという気がしますけれども、その替わった点で維持費が多くなったり、少なくなったりという点もあるのですか。そういった維持費の試算というのは全然当局はしていないのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 実質この機器を採用する際に年間の維持コストというのが大体立てられます。地域によって水の汚れ水とか、濁水があって、その濁水処理をしながら、活性炭に吸着させながらやっていきます。この吸着させるために1か月間で大丈夫なのか、2か月間で大丈夫なのかというのをモニタリングしながら、ある程度の基準は年間幾らという想定はあるのですけれども、実際1年をかけて、そしてこの地域の湧水を活用した際にどれだけの年間維持費が出るのかということを試算して、それを次年度の市の管理予算に一応充てていくという形になっております。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の答弁からすると、私たちは、その維持管理が年間200万円から300万円くらいかかるのではないかなという。前のていーちが一公園のP F O S低減装置の件がありましたので、そういったことを参考に質疑をしたり、その維持費についても補助金で賄うことができるのかも含めて考えていたのですけれども、その維持費に関しては、こういった資金が用いられるのでしょうか。完全に維持費については、一般

会計の市独自の予算でしか賄えないということになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点では市の持ち出しということで、公園の維持管理費で積み上げていく形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、これはどこかの資金、あるいは補助金とか、助成金とかも来ない、一般会計からの持ち出しということで。

もう一つ例を言いますと、ていーちがー公園が既に開放していると思うのですけれども、そこに関しては今の低減装置というのは動いていて、実際P F A Sが除去された水が今流れているのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そういった装置を使って実施工事しているものですから、今おっしゃった50ナノグラム以下のものに設定しつつ、水を放流しているという形です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、ていーちがー公園のP F A S軽減装置の維持費というのは、どれくらいかかっているか、今答弁できますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 約300万円ほどかかっている状況です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ていーちがー公園は300万円かかっているということで、答弁がありましたけれども、今回のわかたけ児童公園水質管理で処理した水も、その維持管理費は、それぐらいかかるというふうに考えてもいいのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点で一応300万円程度を想定している形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一つだけお聞きしますけれども、1年間はモニタリングで水質の調査とか、あるいは維持費がどれぐらいかかるかということですので、令和8年6月までは、この装置から、公園の構造にある水の流れができるようになっているのをを使って、水を流していくということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについては、大体の聞きたいことが終わりましたので、これで私は終わりますけれども、先ほどプリティ宮城ちえ委員さんが要求いたしました資料、装置のカタログ等を提出していただきたいと思います。これについては、これでいいです。

次に、公園施設管理運営事業の委託費についてです。資料番号が19番、259ページ、備考2、2億9,000万円余の委託料が出ているのですけれども、それを資料としていただいたのですけれども、その委託料の主なところは、宜野湾海浜公園の指定管理業務委託の中のトロピカルビーチとか、そういったものが主になっていると思うのですけれども、この中で私が欲しかった資料は来ていないのですけれども、この指定管理は今年は2年目に入ったのでしょうか。答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現段階では、令和5年から令和9年までの委託期間、5か年の期間となっています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この中で各公園とか、あるいは球場とか、いろいろなところの指定管理、今、市内にある公園を維持管理しているわけですが、1つ伺いたいのは、トロピカルビーチの運営等に関わる件なのですが、海浜公園指定管理の名称はどういう名称でしたっけ、会社の名称は。伺えますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 指定管理者名でしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○建設部次長 はごろもPMパートナーズとの契約になっているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つだけお聞きしたいのが、協定書の中に、はごろもPMパートナーズがトロピカルビーチの運営、あるいは売店の運営によっては、いろいろ必要などころには要件を決めて、しっかり誘客して運営していくというふうなことがあると思うのですが、そこら辺の収支に関しては、市のほうとして、しっかりとした資料をはごろもPMパートナーズさんからいただいているのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書等々を提出していただいて、そのチェック体制を取っている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 特に球場とか、あるいはほかのいこいの市民パークとか、そういった公園は、宜野湾市民、あるいは市に関係する団体等は無料でお借りできるのですが、市外の皆さんとか、有料でお借りする方々とか、あるいはトロピカルビーチの場合は特に入場料があるし、それから売店がある、あるいはいろいろな商品のシャワーとか、皆さんが工夫をして、しっかり利用する皆さんが楽しめるようなことをやっていると思うのですが、その中で入園料とか、その収入でしっかりトロピカルビーチの運営ができるかどうかというのを知りたいものですから、その決算書の中で、そういった細かい運営の方法、それは市としても、しっかり指定管理しているわけですから、きちっと指定管理者がやっていけるかどうかを見るためには、そういった資料というのがあると思うのですが、それについては、しっかり年間を通じて皆さんが指導監督というのでしょうか、見てはいるのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書の提出を含めて、また2年に1度はモニタリングということでの審査を行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういった決算書をいただき、それからモニタリングということは、市民の意見とか、状況が良好なのか、あるいは市民の不満が何かあるのかという、そういった意見を聞いているということでもいいのですか。それについて2年間になるのですが、最近、直近のモニタリング等もありますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現在、モニタリングで調整を行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、これからということですので、委員長、1つだけ資料をお願いしたいのがあるのですけれども、先ほど指定管理の決算書があるということですので、その決算書を提出していただければと思いますけれども、できないでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この決算資料に関しては、ちょっと精査して、確認して、提供できるのであれば提供していきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ぜひお願いしたいと思います。そうすれば、はごろもPMパートナーズの運営の仕方、あるいはどれぐらいの方々が、それぞれビーチ等を中心にした、宜野湾市の公共施設を利用しているかがよく分かるのではないかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

○我如古盛英 委員 大丈夫ですか、時間は。交代してもいいですよ。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。資料をいただきましたので、資料番号は37番、それと決算書は259ページから入ります。

備考3の野嵩第一公園整備事業についてスケジュールをいただきました。ありがとうございます。図面も分かりやすくあるので、よかったなと思います。補助事業で用地購入と物件補償、そして明線野嵩第一公園整備事業の公園工事とありますが、今回の令和6年度では、こういったところを工事しましたか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今年度、公共投資交付金の補助金が野嵩第一公園と比屋良川公園で遊具の安全安心の事業で、一応3事業で補助金を一応回しているところです。昨今の交付決定額、内示額が低いために現時点、今年度も比屋良川公園を集中的に、用地補償等を含めて執行している状況で、野嵩第一公園に関しては、まだ補助金がついていない状況であります。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 決算書のほうで260ページの備考4番がありまして、公園工事というのは、これはもうやらなかったことなのか、もう一度確認します。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今年度の補助金はないなくて、26年度の予算に関して工事は進んでいる状況でございます。

(何事かいう者あり)

○建設部次長 令和6年度事業です。すみません。失礼しました。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 もうちょっと確認していいですか。令和6年度の決算書の審査をしているのに、この審査の中には公園工事というのがあるのだけれども、どこを工事したのですかと聞いたら、これは何ですかというところで、もうちょっと説明できない。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 失礼しました。令和6年度の整備エリアに関しては資料37の後ろに図面がついている、3の

エリア部分を整備している状況であります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 3のエリアといいますと、これを見ますと、多目的広場というところがね。なぜこれを聞いたかという、結構きれいに整備されていて、地域からも大変喜んでいただいております。完成を皆さん待ち遠しく思っているのですが、今回のこれを見ますと、事業期間が昭和63年、37年ぐらい前ですか、36年前の事業ですよ。これは2年後完了予定とあるのですが、事業完了できない場合はって書いてありますよね。これはどういった説明なのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点で認可を受けているのが昭和63年から令和9年3月31日までの認可事業期間となっています。こういった形で施設整備が完全に、補助金の活用がままならないために進捗が遅れている状況なものですから、今後またこの期間が決まりますと、次年度には、また認可変更、事業期間の変更という手順を見つつ、また継続して補助金要求しながら整備を進めていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 予算のしっかりした使い方、ちょっとこんなに長い時間、期間がかかっているという中で市民の皆さんには、なかなか分かりにくいというのがあるので、せっかくあれだけの広大な公園をずっと放置している、ずっと完成しないというのが、本当に40年ぐらいかかるということは、これでいいのかなという。利用者がではなくて、議会としても、こんなの、はい、いいですよ、いいですよで延ばしてきて、本当にいいのかなと思って、これはなぜこうなるのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回資料提供しています、進捗状況の中に物件補償がございます。その中で大半を占める墳墓等々が、もともと野嵩第一公園は相当の基数、200余りあります。現時点でもそうなのですけれども、その当時から墳墓に対する協力体制というのですか、市民への理解が得られない時期等々もありまして、そこでの事業化が延びている状況となっています。昨今90%まで墳墓補償をやってきた経緯で、今度施設整備に展開していこうとなっている状況ではあるのですが、補助金の活用が得られない、補助金を要求しても内示額が低いために進捗が図られない状況という形になりまして、施設整備するにも2年度の予算を一括して大きな施設整備をやっていく形で進捗を図られるような形で工面している状況でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 当初から墳墓があるために、よくここまで、90%まで墳墓、工作物を取得できたかなと、移設してもらったかなとは思います。ありがとうございます。

今回スケジュール表を出しなさいと前回言いましたけれども、図面も添付していただきましたけれども、このように広大な公園が、本当に周りはとても自然豊かです。

もう一つ、この公園の駐車場、今、部落の中から入っていく公園の駐車場しか今ありません。これを見ますと、7番の駐車場に関しては、まだ準備ができていないという形があるのですが、早めに順番を工夫してもらって、こっちが入れば、利用者がたくさん増えるのと、ここ利用価値が高いということで、予算もしっかり申請しやすいのではないかなと思うのです。もう本当にちょっとずつしか工事が進んでいないという形で見えて、常に行くたびに駐車場に人はいないのですけれども、満車、いい場所です。どっかにコインパーキングでもあるかなと思ったりするのですが、何もありませんずっときれいに止まっていますね。利用者から

は、ちょっと不満が出る。だから、本当に今の状態、あれは地域に利用提供していることで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公園施設は公園利用者を限定として、本来目的として設置している状況で、市民に止めなさいという、近隣の方々が利活用している可能性はあるのですが、公園を利用する方々が本来なら優先に利用すべき駐車場でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。本当にいい公園です。駐車場が空かないのです。ほとんど行ったことはないと思うのですが、分かる人は、いい公園だなという、広場が大きいので利用したいのです。でも、地域の方々の専用駐車場になって、コインパーキングでも置いたほうがいいのではないかなと思うぐらい、本当に日常的に満車という形で、そのために次回からは、ちょっと工夫して、地域の協力がなくてできませんから、7番の駐車場とか、そこを先に設置するとか、工夫していくということも、ぜひとも皆さんでしっかり確認をしていただきながら、これも取組をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御提言ありがとうございます。補助金等を含めて、また地域の環境整備等を念頭に入れつつ、整備の優先箇所をちょっと選定しながら整備を進めていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 もう一つ、この工事自体は、その都度入札ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 基本入札での発注となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。では、終わります。交替したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 決算書262ページ、備考欄10で宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業がありますけれども、この事業については、令和6年度の当初予算に計上して入札を実施したわけ。予定価格を上回り、4回とも不落が続いたのですよ。時間経過しましたね。予定価格の見直しをした後に、その見積り合わせをして事業化になった。それで、かなりの時間が、ここに要されてきたのです。

当時から、これは補助金ですから、令和7年度は繰越し手続きをしました。令和7年度の当初予算、令和6年度の3月末日においての議会の承認手続きをやったのだけれども、いよいよ今年度で予算は終了なのです。これ繰越しはもうできませんよ、予算の性質。これは皆さん方からいろいろ指摘をされてきて、心配もされてきたのだけれども、その進捗は一体どうなっているのかということをもまず確認させてください。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 上地委員の御質疑にお答えします。繰越し事業なのですが、先ほどおっしゃられたように令和5年に入札を4回行って不調ということで、令和5年度予算を令和6年度に繰り越して、令和5年度予算は繰り越した分は全部執行済みです。

今度、令和6年度予算も今、令和7年度に繰り越して事業をしている最中でございます。市のホームペー

ジのほうに進捗状況というのを毎月初めに進捗状況というのを outs させてもらっています。その中で建築の2工区のほうが今74.4%の執行率、建築3工区のほうが2.2%……

○上地安之 委員 今のちょっとゆっくり説明していただけますか。

○施設管理課長 建築2工区のほうが74.4%、建築3工区のほうが2.2%、電気のほうが54.2%、機械のほうが60.2%という進捗となっております。令和6年度予算を令和7年度に繰り越して現在執行中ではございますが、来年3月末には完成する予定で、現場のほうは今進めている最中でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明からすると安心してよろしいですね。いろいろと冷や冷やしましたけれども、これは現場のいる方々も、その意識を持って、恐らく対応されたと思います。かなりの人員がここに投入されて、ここまで進んできたと思うのですが、再度確認します。令和6年度の補助額は幾らだったのですか。そして、執行額が幾らなのか。そして、残りの期間でどれだけの消化をしていく予定なのか、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 令和6年度の繰越しの事業費として20億円ちょっとです。補助として10億円、これは令和6年4月の臨時議会で8億8,000万円の起債をプラスアルファさせてもらって承認を受けました。その分で補助額が50%程度ぐらいにしかなくなっているのですが、内閣府のほうからお金がもらえないということで、10億円と20億円という形になっております。現在の進捗が74%ぐらいなのですが、75%と見た場合、20億なのなのですが、現在15億円執行しているという計算上ではありますけれども、状況かなというふうに見ております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても、残りの僅かな時間において、あと25%の完了を構築しないといけない。説明からすると、どうにか3月末日には完了を見込まれるというので、ちょっと安心しました。今年は台風だとか、そういった災害がなかったから、まだよかったなと思っていますよ。ですけれども、これの予算の性質上、2か年の繰越しはできませんよ。過去にも宜野湾市は、私が知る限りのうち2件の事故繰越し、国庫返納金を出しましたよ。国庫返納金も単費を準備して出しますから、これは二重の支払いになるから、非常に危惧していましたが、ぜひとも最後まで緩めずに頑張りたいと思います。

それから、設計変更を大幅にやりましたよね。設計変更を大幅にやったのですよ。その1工区も支柱の補助金を活用しましたよね。そして、これは支柱については、やはり2工区との整合性なのです。そこで、キールアーチがあったけれども、あの箇所の対応方については進んでいますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 当初設計していたキールアーチという形で足が4本ございまして、その場所に杭が1か所あたり9本、9本、9本、9本という形で打たれています。海側の9本、9本の2か所については、その代わりにピンスポットといってアーチ状のライトで照らしたり、音響とか抜けたりする部分で活用させてもらっています。

陸側の基礎2か所については、現在無駄にならないような形で、何かしらこの基礎を使って、大きいのはできないのですが、工事費がかかるので。何かしらパーゴラとか、そういったテントを張ったような休憩所みたいな形のやつができないかなというようなことで検討して、もしそれができようだったら土木

外構工事の中でやっていきたいなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 方針については構築されているのですか、あと僅かですよ。これは言うまでもなく、1工区と2工区、つまり1工区の過重な支出に値しますよ、整備しないと。これは完了期間との、繰越しとの問題ではなくて整合性がないわけよ。これはしっかり対応して、あと僅かな期間で方針も明らかにして、そしてこの工事を施すように準備をしないと、これも非常に心配する箇所ですよ。次長、これは早急に方針を固めて、そのままでは、これは整合性、国の会計監査で指摘されますよ。ぜひとも残りの時間、みんなで知恵を絞って、一定の形ができていますから、それをしっかりと構築できるように整えていただきますようお願いしたいと思いますが、どうですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 委員御指摘のとおり利活用する形で、今後上物に対して公園と一応併設しているものですから、そこら辺はまだ休憩施設とか、そういったものを活用しながら選定しつつ、整備をしていきたいと思っています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほどの繰越しの件、そして1工区と2工区の整合性、キールアーチの削除に伴う新たな施設、構築、ぜひとも頑張ってくださいようお願いをいたします。その件については以上です。もう一点、よろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 265ページ、備考欄、市営住宅管理人謝礼金、報償費で計上されております。その謝礼金内容について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 こちらの謝礼金の支出につきましては、市営住宅のほうで、小さな住戸はお一人管理人を設けています。伊原市営住宅のA棟、B棟、C棟については、大きな住宅ですので、A棟とC棟は3名、B棟は4名、管理人を選任しております。その管理人に対する毎月2,500円の謝礼金による支出となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 業務内容は何ですか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 業務内容につきましては、市営住宅に関する入退去時の部屋の確認であったり、あと維持管理全般に関する管理について管理者のほうでお任せしております。その維持管理全般というのが、その管理に関する共益費の徴収であったり、あと年に何回か清掃していますので、その掃除の案内、現場の指揮、そういった総合管理を選任者でやっているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基本的に業務内容については、それぞれの住居を訪問して共益費を徴収していく、その共益費をとというふうに認識してよろしいですか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 おっしゃるとおり、共益費の徴収及びその管理運営について当たっていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 伊利原の説明はありましたけれども、愛知はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 愛知のほうは1号棟、2号棟、3号棟、4号棟の4棟ございまして、それぞれ戸数にして24戸となっていますので、少数な住戸になっていますので、1号棟、2号棟、3号棟、4号棟、それぞれお一人管理人を選任しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 愛知市営住宅と伊利原市営住宅の管理人の謝礼金の人数が14人で対応をされているということですね。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 伊利原については、残りE、F、G棟がございまして、それぞれお一人で、先ほどのA、B、Cの10名とE、F、Gの3名で、伊利原については13名、愛知で4名で計17名になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。もう一つ、参考までに。県営住宅の対応はどうなっていますか、共益費は。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 ちょっと確認は取れていないのですが、これまでの情報を基になのですが、県営住宅の規模になりますと、各団地で自治会組織で運営しているとお聞きしております。その自治会の中で自治会費として徴収されて、先ほど申し上げた共同施設の運用、共益費の徴収と敷地内の維持保全について当たっているというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 県営住宅について説明からすると、基本的には自治会のほうで徴収管理をされているというような説明ですね。分かりました。これは宜野湾市の場合はいつから実施されていますか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 いつからかは、すみません。今確認は取れていないのですけれども、少なくとも私の知る限りでは、平成19年以降は、こういった管理人制度はもう既に取りられていたと認識しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その前の管理者は。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 すみません。その前は、ちょっと確認は取れていない。ちょっと確認を取ります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今、県営住宅では自治会組織があつて、市のほうも以前はある程度団地内の自治活動が盛んだったというふうにお聞きしています。自治会で祭りをやったり、スポーツ大会をやったり、そういった活動が以前は多く見られたというふうにお聞きしていますので、以前は、そういった管理人とは別で自治会のほうも、ちょっと運営されていた、もちろん推測なのですが、ここ平成19年以降は管理人制度の中で共益費の徴収に当たっているという状況です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっとこれは提言になるのだけれども、家賃の徴収については、市が直接やられていますよね。共益費については、その管理人に依頼をして、どのような契約をしているか分かりませんが、

謝礼金を支出してお願いしているのです。住宅の家賃と共益費を一体としての徴収一元化したらどうかと思うのだけれども、実は、これは徴収する側も大変なのです。年齢はいつている。それと、1回行っただけでの徴収はできないのですよ、数回通うわけ。さらには、個人が、その資金を管理していくのですよ、個人が。それもやはり心配なのです。また、管理する側も大変。そして、入居している人たちからすると、家賃と共益費、一緒にどうかなという意見も多々あるのです。これを検討したことはございませんか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これは私が来てからは検討したことはございません。その一つ、共益費を管理人、入居者が徴収しているとしましては、やはり先ほど申し上げた地域のコミュニケーションですね、その団地ごとのコミュニケーションは、どうしても団地住民同士で行う必要がありますので、そういった顔を合わせることで、先ほど申し上げた定期的な清掃であったり、イベントであったり、そういった交流を通して、やはり活性化していくものと考えておりますので、継続してやっていきたいというふうには考えておりますが、ただ委員おっしゃるとおり、管理人のほうから私たち現場のほうに、ある世帯が、なかなかお会いできないというお話は昨年度も今年度もお聞きしていますので、この辺、管理人が実際管理をする上で課題とか、問題点がないのかというのを、昨年、管理人の集まりを持ちまして、いろいろ意見交換した経緯もございます。今年度以降も継続して、そういった管理人の意見も聞きながら、本来の徴収の在り方というのは、他市町村の事例も基に今後検証しながら対応策の在り方については検討してまいります。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 那覇市は、既に一括ですよ。しかも、これは指定管理が全て徴収、そして目的財源、共益の部分については使用料、それに対応するような対応方をされているわけ。ですから、これは決して先進ではないですよ。普通に実施をされていますから、徴収する側も非常に大変なのです。

そして、何よりも大変なのが、金を管理するのがもっと大変。これは、ぜひとも検討をしていただいて、そして共益費であり、あるいはまた使用料そのものというのは目的財源でしょう。目的財源ですよ。一般財源で出したら、それに関わる事業に充てているのですよ。ですから、そういったものも効率のいいように検討してみたらどうかと思います。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 御指摘のとおり、那覇市では指定管理制度で共益費のほうは指定管理が一括して徴収しているというのは僕らもお聞きしています。宜野湾市のほうも今現在、直営で管理運営しておりますが、将来的には指定管理に向けて動き出しているところですので、そういった将来的な管理手法も含めて、今後調査研究してまいります。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 既に実施をされているところを参考にしながら、何が市民にとって利便性があるのか、何が行政が関与する上での安心感があるのかというような視点から検討したらいいと思います。もう既にほかはやっていますよ、やっている。だから、市民からも、それがまた喜ばれると思いますので、検討をひとつお願いしたいと思います。

最後に、先ほどもちょっと触れたのだけれども、これは目的財源なのです。基金に積み立てる財源根拠についても原資は使用料なのです。あるいはまた、長寿命化の歳出事業に充てるものについても、これも使用料が充てられているわけ。例えば歳入で使用料、住宅、駐車場使用料、これが幾らだったのかな。住宅使

用料が収入済額1億1,500万円、住宅使用料が900万円余りの計上をされていますけれども、それ以外の歳出もいろいろとあるのだけれども、それは一般財源が充てられているのですか。あるいはまた、その謝礼金についても、その使用料から充てられているのですか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 市営住宅の歳出事業費については、全て使用料のほうから賄っておりまして、当該年度で使用料で積み立てしているという状況で、全て使用料での支出となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そういった観点からすると、何が利便がいいのかというのは、一括管理をして、そして支出に対しても明確にできるような手法というのは、これは選択の余地は十分あると思いますので、まずは検討していただければと思います。

最後の最後に、住宅使用料、あるいは駐車場使用料、今回収入未済額が発生しております。そして、不納欠損について債権管理条例に基づく処理がされていないわけ。これはどのように検証されたのか。例えば市営住宅の家賃滞納でも、かなりの人数がいますよ。かなりの累計滞納額が存在していますよ。あるいは以前住んでいた人を、滞納者を追いかけているケースもあるわけ。それが行方不明になったとか、なかなかうまくいかない。それは債権管理条例に基づいて不納欠損できるようなシステムが去年4月から構築されているのだけれども、今回不納欠損の債務負担行為の不納欠損処理しているのは3件なのです。

上下水道局と保護課と水洗便所改造等資金、その3つなのです。市営住宅の使用料等の処理がされていないけれども、それに該当するものがなかったのか、あるいはどのように検証されたのか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 令和6年3月31日で債権管理条例が施行されまして、令和6年度中と令和7年度のこれまでは、その債権者ごとの、それぞれの事情を確認して債権管理台帳の整備に努めております。委員御指摘のとおり、亡くなられた方と行方不明者が数名いらっしゃいますので、そういった方は、なかなか債権回収がちょっと難しいかと思っておりますので、今年度、そういった明らかに債権回収が難しいと思われる方々については、ぜひ何件かは年度内で不納欠損処理していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そのとおりだと思うよ。よく検証したらいいのではないの。何人該当者がいて、ある意味皆様方が債権管理条例に基づいて業務の整理をしてくれるのかなと思ったら、これが出ていないから、なぜ存在するにもかかわらず、次長、これ該当者はたくさんいます。検証した上で整理をして、そして業務の負担軽減をして、いつまでも徴収見込みのないものを管理するというのもよくない。だから、新たな事業に集中していく、それは職員の事業の集中と負担軽減にもつながりますよ。

そこで、次長、これは覚えておいて。不納欠損に債権管理条例に基づいて処理はしたものの、行方が現れた、あるいはまた資金が回復をした。払いたいといったら払えるのですよ。それは間違いありません。支払うことができますよね。

それは今後、この債権管理条例に伴う、そこまで条例改正するか、要綱改正するか。全ての原課の方々は、そういう認識がないから、ちゅうちょするわけ。そうではないですか。これが資金の回復があって、支払いしますよといったら、それはできるのですよ。ですから、それは要綱の改正なんかも視野に入れて、これは全ての課にまたがってくるから、私債権で。ぜひとも情報を一元化して、事業が進みやすいように企画部が

間に入って対応していただければと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。ただいま委員御指摘の部分については、ちょっと精査させていただいて検証させていただきたいと思います。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ちょうど時間にはなっていますが、ほかに質疑はありますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料29番で都市計画費の翌年度繰越額の内訳についての資料ありがとうございました。

この中で質疑したいのは、4番の比屋良川公園整備事業です。これで21節補償金に使われていますが、369万4,000円、この補償金は何に対してのものでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 比屋良川公園の補償金に関しては、物件補償の借家人の補償に充てている状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 全てということですか。

○建設部次長 そうです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。今度は、令和6年度の成果説明書の42ページの左側です。42ページの8款3項5目比屋良川公園整備事業となります。決算書では260ページになっています。

この成果説明書の事業の目的の中で、比屋良川公園の自然が豊かだというのと、その最後のほうに災害時の避難場所としての公園整備を目的とするというのが明記されています。ここですね、比屋良川公園沿いの遊歩道の希望があって、嘉数ハイツ、それから大謝名団地の自治会長も含めて、県の土木事務所に要望書を出したり、中部土木事務所に何回か行ったりしました、遊歩道を造りたいという希望があって。

そしたら、そのときは実地も視察も一緒にやったのですけれども、市の担当課も県の土木事務所も。そのときに、ここは砂防地域で危険なところになっているのと、溺れた事故があって、フェンスをして鍵をしているということだったのですけれども、今でも若者たちが釣りしたりしている、市民はよく歩いたりしているところなのですけれども、地震、津波が来たときの川の遡上が、とても危険なところだというふうになっているのですけれども、その辺で比屋良川公園の整備をすると同時に、今、避難場所としても指定しているのですけれども、その砂防地域にあるということで、防災後のことも配慮しながら公園整備をしているかどうか、ちょっと教えてください。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現時点で比屋良川公園のエリアは、今おっしゃったように県が管理する河川敷をまたいでの両側を公園区域として一部を整備しているところでございます。委員おっしゃるように、このエリアは高低差も激しい部分がありまして、公園で整備する際には基本バリアフリー整備を念頭にという形で、一応施設整備を入れている状況で、現時点では、この下流から上流に向けて河川沿いの縦断の歩道というのは、整備計画はございません。横断をする部分に関しては東側から階段で降りて、この河川の橋をまたいで嘉数方面へという園路整備等は、一応施設整備で行う予定となっています。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 地元の人もよく心配しているのですけれども、ぽんっとあの塀は越えられるような塀でありますし、そして実際に釣りをしたりしている若者などもありますので、比屋良川公園の整備もですが、県とタイアップして、そこもやらないと、とても危険を感じているが、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 実質、県の河川敷の管理の方向性もございます。昼間明るいうちは確かにそういう視認性を持てるのですけれども、夜になると、どうしても照明等々もないままでは危険なエリアになっている状況でございます。そういった観点から、県の管理の基準を含めて、公園は公園の管理基準を含めた形で、現時点では、そのエリアに園路を造っていくという計画は今ない状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 それは聞いたのですけれども、だから避難場所にもなりますし、県が出している砂防災害警戒地域の中にも大謝名から嘉数にかけての比屋良川公園の、大謝名も嘉数も入っていますので、そのところを避難場所とするなら考慮して県と力を合わせてやってほしいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 まだの方が2人いるので、一旦休憩しましょうか。本来45分までで計画していたのですよ。それで、次のところもまた調整したいのですが、今見ると、あと5～6名いそうな感じがするのですけれども、皆さん大丈夫ですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 あと、5名ぐらいいいそうなので、そのまま今日やったほうがいいですか、時間、ちょっとオーバーしていますけれども、月曜日にまたみんなを呼ぶよりは。どうですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 いずれにしても、できなかったものは月曜日、担当を呼ぶことにはなっているので、調整はできることになっているので、後ろも待っているので、ちょっと確認しましょうね。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 一旦休憩を入れて、ちょうど3時から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時55分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

○石川慶 委員長 引き続き、8款土木費、9款消防費、2款総務費の一部について審査を行ってまいります。質疑を許します。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。決算書250ページ、成果説明書の37ページ、8款2項2目の宜野湾11号・国道330号接続道路整備事業についてお伺ひしてまいります。

この事業は、令和6年度から新規事業としてスタートしているのですけれども、まずこの事業の概要について改めて説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 上里委員の御質疑にお答えします。令和6年度に実施しました、宜野湾11号・国道330号接続道路整備事業の中で費用便益業務というものを行っています。これは国道330号と宜野湾11号の接続道路を

どのような費用対効果が見込めるのかというところを検討するために進めている業務でして、7路線接続道路がございますので、その中で宜野湾小学校のところを代表路線として、まず費用対効果を検証してみようという事業です。そういった業務をやっております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今この事業の中の令和6年度の決算にかかった部分の説明だと思うのですが、改めて確認したいのですけれども、これは令和6年度から令和15年度までにかけてする事業だと成果説明書のほうであります。まず、その概要を確認させていただきたいということです。令和6年度から令和15年度にかけて当該整備事業を進めていく、その中で令和6年度の説明だと思うのですが、令和15年度までにどういったことを整備していくのか、まず概要について改めて説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この事業については、事業目的としまして、令和3年に供用開始した市道宜野湾11号と国道330号に挟まれた区域が密集市街地でございますので、その区域内の道路は狭小で道路の整備もされていない道路だと、そういう状況になっております。

そのため、密集地内の道路は宜野湾11号の幹線に接続された箇所もあり、交通量の増加も見られることから、区域内の交通環境及び住環境の悪化が懸念される状況と思われま。本事業では平成25年度に実施した宜野湾11号関連道路概略検討業務の成果を基に、区域内道路の整備の必要性や優先順位などの検討、課題の整備などを行い、必要な道路整備の事業化を令和15年までにやっていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。令和3年度に市道宜野湾11号が供用を開始されて、その国道330号と宜野湾11号の間ある7つの市道を整備していくと、これは施政方針のほうでもありました。それを進めていくために令和6年度の事業について、改めて確認させていただきたいのですけれども、費用便益分析という業務を委託していると思うのですけれども、改めて費用便益分析というものはどういったものなのか、確認したい。

なぜかという、この費用便益分析というのは、近年から入ってきていると思うのです。もちろん、費用対効果とか、そういったものは以前からやっているとは思いますが、そういったことで、ちょっとよく分からない部分があるものですから、端的に御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 言葉としては、費用便益費という言葉を使っているのですけれども、以前から言われる費用対効果と同じ検討内容となっております。どの程度の投資効果があるのか。整備するに当たって用地補償であったりとか、物件補償であったりとか、そこに道を通すことはどうですか、メリットが出てくるのかというところから、数値化して検証していくという業務になっております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この7つの市道を整備していく中で優先順位とか、そういったものを決めていく中で必要な業務だと認識しています。

先ほど課長から答弁があったのですが、平成25年度に宜野湾11号関連道路概略検討業務を基に、今回この業務を委託されていると思うのですが、今、令和6年度の決算ですよね、令和6年度時点で、

平成25年と環境が大分変わってきていると思うのです。

例えば中原から宜野湾区にかけての工事だと思うので、中原の保育園、分園が増えてきている環境もありますよね。そういった中で、環境が変わっていく中で、この平成25年度に実施した検討業務をどう精査したのか、その当時の検討業務から、また改めて改善した部分があるのかどうか、その辺をちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 平成25年度の概略については、位置的なところ、国道330号と宜野湾11号の間に、こういった路線があるよという箇所図の整備、あとは概算費用とか、そういったものが検討されているもので、この令和6年のものに具体的に生かせる内容かという、ちょっとそういった内容には正直なっていないのかなと。改めて令和6年になって、もちろん地域の状況も変わっておりますので、そこら辺を踏まえて、代表路線通じて宜野湾小学校のところの費用対効果の調査を入れさせていただいたというところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今実際、この費用対効果等を図るためにやっていって、この7路線をどの事業から採択していこうかなということで、検討するために必要な業務だというふうに認識しています。

令和7年度においては、宜野湾11号と国道330号接続道路の整備の検討業務というのも実際に入札を行われていたと思うのです。令和6年度の費用便益分析業務を基に、この入札が行われているのかということをやっと確認させてください。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 費用便益の調査結果、そういったもの以外に測れない効果とか、そこら辺が地域の声だったりとか、事故情報とか、渋滞情報とか、交通に係るデータを収集して、ちょっと定性的な分析結果を加えないと、令和6年度は1路線しか入れていないものですから、ここら辺で判断するのは難しいので、令和7年度は定性的なところを今検討しているところでございます。それを踏まえて、どの路線からが投資効果があるのかということで進めてまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和7年度の検討業務を踏まえて、この7路線のどこか優先をしていくのかを、さらに令和7年度を含めてですか、以降に優先順を決定して進めていくという認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 先ほど申し上げたとおり、令和7年度は定性的な部分、令和8年度は定量的なところも実際は確認していきたいと思えます。実際にそういった事象が起こっているのかというところもあるのですが、併せて令和7年度の結果から、早急にこういう状況からやっていかないといけないというところが見えるのであれば、令和8年度の委託と併行して予備設計といったものの路線を決めて進めていきたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度、令和7年度から必要があれば令和8年度にかけて調査業務を進めていって、実際工事がスタートしていく時期という、そういった計画等も、もちろん含まれていると思うのですが、いつ頃から整備していきたいと。先に優先順を決めて、いつ頃から工事に入っていきたいという計画等

もあると思うのですが、これは今の段階でお答えできますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まだ計画段階ではありますが、どの路線をどのように整備するかというのが見えてはございませんが、計画としては、工事委託が終わって設計を入れて、それから場合によっては物件補償、用地取得、そこら辺がどうしても折衝が出てまいりますので、それによって長期化する可能性もございますが、そこら辺計画の中では令和13年から工事に着手できたらと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この宜野湾11号が令和3年3月から供用開始して、目に見える形で交通安全対策、この関連する7つの路線に対しても整備しているのは目に見えて向上しているので、改めて感謝申し上げます。基地返還した後のことも踏まえての道路の整備だと思います。

そこで、先ほどやり取りの中であるのですが、平成25年に実施した道路概略検討業務から、また時間が経過してきておりますので、市民のニーズのほうも、もちろん聞き取りしていくと思います。今後の手法も皆さん改めて検討して、市民のニーズを、地域住民のニーズを拾いながら、地域の御理解を求めながら計画が遅れないように、また令和7年度以降も事業を進めていっていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、続きまして質疑のある方、平安座武志委員。

○平安座武志 委員 真栄原の道路事業、主要施策の成果説明書の34、35ページ、8款2項2目の真栄原54号、55号道路整備事業をまとめて質疑をさせていただきたいと思います。

当初予算と比べて決算額が低い、まずはその理由をお伺いしたいなと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 平安座委員の御質疑にお答えします。今の状況に関しては、喜友名23号の事業がございました。そちらのほうに3・4・71号普天間線、真栄原54号、真栄原55号の道路3事業から予算を動かすというか、そういった手続を踏みましてという部分があるものですから、その部分で決算額も必然的に減っているという認識でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 そうですね。令和6年度予算を組んだ後、3事業の予算を喜友名23号に回していたという経緯があって、決算額が真栄原54号に関しては、当初予算2億8,500万円余りが決算額が3,700万円、真栄原55号に関していえば9,900万円の当初予算に対して948万5,000円と、これだけ相当低い決算の額になっていると、これは先ほど説明があったとおりのことだと思います。

このことによって事業がなくなったものを、こうやって調整をしながら年度末までに補正を組んで、抜いた部分を入れてきたという認識なのでございますが、それでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。これは年度末の補正増になったものですから、令和6年度の予算ではあるのですが、令和7年で繰越額が結構な額になっているものが2事業で見えます。これは先ほどの宜野湾市西海岸地域音楽活性化事業と一緒に、繰り越した予算になるわけで、令和7年度末までの執行が決められている。

先ほどのものは、要するに事業者の皆さんが頑張れば、年度内でどうにかいけるという流れになってくるものだと思うのですが、こちらの場合は用地取得、物件補償等が主なものになっているものを、これだけ大きな額、令和7年度へ繰り越したわけでございますけれども、今もう半年、残り少なく年度末までになってきましたけれども、この繰り越したものに対しての今の現状、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 お答えします。まず、真栄原54号の予算でございますが、本年度に繰り越した予算については、昨年度末、3月末に契約は済んでおります。ですので、契約済みの繰り越しということになっております。大きな建物がございまして、建物の物件補償と用地取得の契約をしておりますので、こちらに関しては9月には全て取壊し、また土地の所有権移転も終わっておりますので、契約は履行済みとなっております。

一方、真栄原55号についてですけれども、こちらは予算を繰り越した後に交渉を行う中で、任意契約に結びつけるものなのですけれども、こちらについても、今大半は契約のめどが立っております。既に契約が始まっているところもございますので、この予算についても、既に繰越し予算でなっておりますが、今年度内で全て完了できるというふうに整理しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。安心いたしました。この3事業の予算を移すときの前提として、我々総務常任委員会で附帯決議をつけて、この令和6年度についた3事業の予算をしっかりと取ってくる、それを事業が遅れないようにやってくるという皆さんとの提言をいたしながら進めた形がございましたので、ここはしっかり確認しておきたいなと思ったのですけれども、今の話でいけば、年度末に入ってきて、繰越しはしたが、しっかりと今年度の分の繰越しは進められて、事業にあまり影響はないと理解をいたしたいと思います。

こちらは前々から言っているとおり、まちづくり事業とセットの形になってきますので、進入路と外周路ということでもありますから、まちづくり事業は令和10年度の供用開始を目指して、今しっかりと取り組んでいる、順調に進んでいるというお話がございました。

この真栄原54号、55号、これはまちづくり事業よりは1年早く、令和9年度の完成予定というふうに皆さんは事業期間をうたっているのですけれども、そこも順調だと考えてよろしいのでしょうか、確認したいなと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 我々としては、今、平安座委員おっしゃっている、令和8年度、令和9年度、この事業を進め切れるように用地の補償についても任意計画できるように用地課と進めているところです。工事としても、令和8年、9年で今考えております。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。令和9年度末であれば、令和8年度ぐらいから工事に入っていないといけないものだろうなと思いますので、これは国の8条予算を使っているものなので、しっかり国は出してくるものは出してくると思いますので、用地交渉等いろいろ難しい側面もございますが、まちづくり事業と一緒にしっかりと進められるように進めていただければなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。決算書の250ページです。8款2項2目道路新設改良費の備考欄17の番宜野湾11号・国道330号接続道路整備事業、先ほど上里委員が丁寧に聞いていただいたので、僕からは別の観点で幾つか伺ひます。

予算審議のときにいただいた資料って事業スケジュールの案だったのですけれども、令和6年度に整備計画をして令和7年度に事業計画の作成、そして令和8年度に実施計画という案だったのですけれども、そのような流れであったと思うのですけれども、このスケジュール案よりももっと細かな説明がさっきあったのですけれども、この3年間、計画を立てていくというスケジュールは予定どおりというか、そのままですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。今、委員がお持ちの資料というのが、ちょっとあれなのですけれども、一旦前年度、令和6年のほうも実際費用便益という調査上、多分計画はなかったのかなと認識してございます。

ただ、やはり事業を進める上で、先ほど上里委員からもありましたけれども、本当に必要なのか、あとはニーズ確認だったりとか、そういったところが少し我々としては足りないのかなというところもあって少し事業計画自体を見直している部分がございます。

ただ、当初の案ですと、令和13年からの工事というものは、多分当時と変わっていないのかなと。その中で、こういった業務を組むかというところは少し見直しているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。なぜ聞いたかという、この決算書の金額が予算時より約100万円ぐらい下がっているのです。それが今お話あった、当初予定していた整備事業期間、今後の計画作成を想定して、この予算を立てていたけれども、実際に改めてしっかり検討したら、本当に必要性だったり、先ほどの費用便益分析とかから、もっとしっかりやっていこうというふうな、やり方を少し見直した結果、この100万円の減というふうになったのか、そこが合っているかどうか、その理由をお伺ひします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委託の内容というものが、もちろん変わってきたものですから、そこにももちろん金額の差というのは出てきているのかなと思うのですけれども、我々としては、いずれにしてもこの事業を進める上で、必要な委託って、こういったものかというところを改めて確認した上で事業費の支出を行ったところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 委託の内容が変わったから減額があったという理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そのような認識でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。気になったのは、令和13年に工事が始まるような大きなスケジュールなのですけれども、初年度から予定どおりいかなくて、100万円分ができなかったとか、遅れが発生していないかなという懸念があったのですけれども、そうではなくて、あくまで改めて、この大きな事業をやっていく上でスケジュールとかやらないといけないことというのを、しっかり見直すために計画を立てるため

に委託内容が変わって減額になったという理解で合っていますよね。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 おっしゃるとおりです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。減額の理由が確認できたので、以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。消防のほうでよろしいでしょうか。決算書の272ページの備考11のほうに消防通信指令施設運営協議会負担金とあります。これについて御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。決算書272ページ、9款1項1目、備考欄の11、消防指令センター関連事業のうちの消防通信指令施設運営協議会負担金になりますが、こちらにつきましては、指令センター及びデジタル無線の運営、また協議会の運営に係る負担金をにらい消防本部に支払っているものでございます。

また、金額的に令和6年度、大きい部分があるのですが、そこにつきましては、令和8年度からうるま市消防本部に指令センターを今設置する準備をいたしておりまして、その新設のための機器移設負担金のほうも含まれているところです。これにつきましては、令和6年度、令和7年度の支出になっておりまして、令和6年度につきましては、宜野湾市が負担する金額が1億2,519万円余りになっていますが、4割のほうを支払いまして、残りについては、今年度の支出になっておりまして、令和8年度からうるま市のほうに移設という形になっております。その現在の指令センターの運用に関するものと、次年度の新しい移設に係るものの負担金の支出になっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の説明では、負担金は令和6年、それと令和7年も負担金はあるということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。指令センター運用に係る負担金は毎年度支出しているところでございます。また、新設に伴うものについては、令和6年度、令和7年度というところで、機器の更新費用というところで主な支出となっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 負担金というか、この指令センターに入っている各市町村のほうのトータルの負担額というのは幾らですか、新しい施設を造るための。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。当該新施設に係る機器の負担金になりますが、これにつきましては、宜野湾市が負担する金額については、トータルで約3億1,300万円です。全体の総額としましては38億6,000万円になってございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、宜野湾市の負担は3億1,300万円の負担でということですね。これは令和6年度と令和7年度が一番は金額が大きいと。通常はどのぐらいなのですか、負担がない場合。令和4年が

負担ないのか、令和3年が負担ないのか分かりませんが。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。毎年度新しい事業が出てきたりして、前後するところではあるのですが、大体1,800万円前後が負担金として支出しているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは相当な金額の負担金になっていますということですね。理解しました。令和8年は何月から開始される予定で今準備はされているのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 うるま市での新しい機器での運用につきましては、令和8年4月1日から正式な運用開始となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今何名の職員が配置されておりますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 指令センターに配置されている職員につきましては、各消防本部から派遣された職員29名が通信指令員として配置されておりまして、そこにプラス7名の職員が新しい指令施設に移設するための準備事務局として派遣されております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 宜野湾市からは何名派遣されているのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 通信指令員として3名、準備室に1名、合計4名派遣されております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。予算を理解しました。ありがとうございます。

それと、269ページの備考3に予防事務運営費ってありますね。この内容は、どんな内容ですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。時間外勤務手当が多いのですが、そのほかにも住宅用火災警報器のPR、広報、そういったものを生かすためのグッズ、そういったものの購入ですとか、それから我々は違反対象ですね、消防法に違反しているような建物について指導する立場にありますので、そういったところの指導文書の発送、そういったものに金額が割かれております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今なぜ聞いたかという、今日の新聞等で火災報知機の設置が沖縄県で一番最低だという形があって、半分近くの方々がまだ設置していないという形でしたかね。そんな感じで載っていましたが、啓発の活動の予算がないのかなと思ったものですから、予算的な面がちゃんと手当てされていないのかなと思ったものですから、今確認をさせていただきました。啓発活動に対する予算というのは、どれが予算なのかが分からなくて、ごめんなさい。その点御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。特別に事業として組み立てているわけではないのですが、主に消耗品費の中から、そういったグッズの購入をしたりしております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 何か言葉もちょっと分かりにくくて、消耗品というのは消耗品費、それに付け加えるというよりも、逆に予防啓発活動費みたいな言葉が一番分かりやすいのかなと思って、それがあったものですから確認をさせていただきました。この宜野湾市の火災報知機の設置状況というのは、把握はされているのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。令和6年に発表された数字ですけれども、宜野湾市の場合は約70%になっています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、沖縄県の今日の紙面にあるようなものよりは高いですよということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 県平均よりは、やや上回っている状況でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひ啓発活動を続けていただいて、少しでもパーセントが上がるような取組をしていただくために、しっかりまた予算組みが明確に出るようなやり方が、こちらとしても、多いのか、少ないのか、消耗品費が少ないか、多いかも分からない。ぜひ皆さん方、せっかく全てのところに火災予防の啓発活動と、いろいろなまた支援を指摘されているので、この点もしっかりまた取り組むように今後ぜひ御検討いただきたいと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、皆さん進めてもよろしいでしょうか。

(「委員長、1つだけ」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 地域公共交通推進事業の件は、今できるのか、今日。

○石川慶 委員長 何款ですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 はい、どうぞ。

○我如古盛英 委員 資料9番と16番です。資料をいただきました。宜野湾市地域公共交通推進事業、これは決算書の116ページです。2款1項12目です。これもずっと以前から皆さんの要望で、一日も早く、9つある公共交通空白地域の解消のためということで、その進捗状況を気にしながら見守っているのですが、この資料で、令和6年度第3回目の推進協議会が開かれて、いろいろ取決めされているのですけれども、新たな交通サービス導入に向けた検討状況とか、それから議事概要については、8月に実証実験を行うということで、これまでちょっと皆さんが答弁なされているのですけれども、このA I デマンド交通の実証運転というのが、令和8年度実証実験が始まるということ、ここには書かれているのですけれども、その実証実験を踏まえて、宜野湾市はコミュニティバスにするのか、あるいは9地域の空白地域を、こういった形で進めるのか、そういうのが決まってくるのでしょうか。この実証実験の意義というか、これをどういうふうに生かしていくかという最終的な取決めが、ここで結果として出てくるのでしょうか。答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 それでは、我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。まず、今回の実証実験を予定しているオンデマンド交通につきましては、令和8年度の実証を目標としております。次年度の実証を目標として今取組を進めているところです。

現在、バス事業者の皆様との調整とか、そういった様々な事業計画の検討を行っているところでございます。今御質疑にありましたのは実証運行の意義というところだと認識してございます。やはり実証運行の意義でございますが、現在公共交通空白地域がある中で、今後高齢者の方や交通弱者と呼ばれている方々の移動ニーズを把握するとともに、どのような交通移動サービスがふさわしいのかというのを検証していく、またこういったサービスをすることで、どのような効果があるのかというのを検証していくことを目的として実施していきたいと考えておりまして、今のところ、実証の分析を踏まえながら、今後対応についても検討していくものと認識してございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 いろいろな公共交通のやり方があると思うのですが、市内のコミュニティバスの運行とか、あるいはタクシーをしっかりと配置できるような状況とか、いろいろな方法があると思うのですが、このA I デマンド交通という、どういう形の実証実験、1種類なのでしょうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 それでは、御質疑にお答えいたします。デマンド交通は、利用者の予約に応じて運行する公共サービスのことでございます。バスのように時刻表や決められたルートがあるわけではございません。利用者のニーズに、予約に応じて柔軟に対応することが特徴であるということ、あとデマンド交通は複数の利用者が同じ車両に乗り合わせて運行することが可能でございます。そういったところが特徴でございます。

あと、車両的には、一般的には、よくジャパントクシーと呼ばれる少し背の高いタクシーですとか、ハイエース型のワンボックス系の車両とかを使っている事例が多く見られます。ただし、まだ現在、車両とか、そういったものは決まっているわけではございませんので、今、運行計画を検討する中で、こういった詳細につきましても検討中でございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 公共交通推進協議会でA I のデマンド交通、今、タクシーを利用者が必要なときに連絡を取って自宅まで送迎に来るといった形になると思うのですが、これに関しては、宜野湾市内にはタクシー業者、それから路線バスを運行するバス業者等もあるのですが、そういった皆さんが交通推進協議会の中に構成員として入っていますので、それは全体の総意として、この実証実験は進めてもいいという形のものになっているということで、理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。提出させていただいた資料にも記載しておりますように昨年度第3回の地域公共交通推進協議会におきまして、協議会の皆様の同意をいただきましたので、御理解はいただいていると考えております。

ただし、バス事業者の皆様からは、個別に様々な意見をいただいている状況はございますので、特にやはり既存バス路線との競合とか、そういったところは、やはりいろいろ御意見をいただいておりますので、同意はいただいておりますが、引き続き調整しながら、しっかり理解を得られるような形で実証運行を進めてい

きたいと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういう形で、しっかり協議し、今回皆さん、この実証運行ということですからコミュニティバスでやるのか、あるいはそのほかの方法でやるのかということで、本当に関心がある状況だったのですが、こういう形の実証実験をするということは、将来宜野湾市の公共交通の在り方、空白地の解消に関しては実証実験をして、その結果が思わしくなければ、ほかの方法もあるかもしれないですが、ある一定の方向性が出たということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。今回オンデマンド交通を実証する予定でございますが、やはり現在、私たちの業務の中で、市民の皆様のニーズとか、そういったものを勘案したときに、このサービスがいいのではないかとというふうに考えてございますが、ただしやはり実証の成果だったり、分析を踏まえて、今後の望ましい在り方というのは検討していくものと認識してございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それに関しては、一步でも二歩でも進めていかななくてはいけないので、これで理解しましたので、私のほうは、これで終わらせていただきます。

○石川慶 委員長 それでは、皆さん、進めさせてもらってもよろしいですか。

(「すみません。ごめんなさい」という者あり)

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 消防のところで、ちょっといろいろ探したけれども、見つからないのですが、AEDの講習とか、消防がやっていると思うのですが、これはどの辺に、費用としたらありますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑でございます。AEDの講習等に係る予算ということですが、これにつきましては、決算書269ページ、9款1項2目常備消防費の備考欄の4、消防署事務運営費の中になりますが、特に普通救命講習等に係るものにつきましては、消防職員の救急救命士等の人件費等によるものになっておりますので、こちらのほうの時間外勤務手当等で職員を派遣して、普通救命講習等を行っているところでございますので、消防署事務費のほうでの予算となっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 令和6年は何件ぐらい行ったのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。令和6年度中の件数になりますが、普通救命講習自体は116件、救命入門コースにつきましては37件、上級救命コースにつきましては1件となっております、全体的な件数は154件になってございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 学校ではやっていないですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 お答えします。すみません。手元に学校でやっている回数自体は、ちょっとないのですが、主

に救命入門コース等で行っているのが多いので、30回ぐらいはやっているものと思われます。ちょっと詳細なデータはないので、30回程度ということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。学校では事故が多いので、とてもいいと思います。ありがとうございます。探せなかったのも、ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、進めさせていただきますよね。この後、また次の説明者の交替がありますので、その間休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時50分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時55分）

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

続きまして、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

それでは、質疑を許します。質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。決算書の230ページの6款1項3目農業振興費の備考が5になります。農業次世代人材投資事業補助です。397万円ほどですが、何人を支援しているのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。令和6年度につきましては、3名支援してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この農業次世代人材投資事業を始めて何年間かになると思うのですが、その中で支援した方々が継続して農業を続けているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えします。これまで交付実績のほうで、平成24年度から令和6年度まで7名の方に対して交付しておりますが、交付対象者の方、現在も営農を継続していらっしゃるということを確認しております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。では、終わります。

○石川慶 委員長 では、替わります。質疑ありましたらお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料番号18、決算書227ページのシルバー人材センター事業の公共施設管理業務委託料の推移について、よろしくお願いいたします。

委託料については、毎年度補助金を出しているのですけれども、もう少し言いますと、今回公共施設の委託管理作業の内容について資料出されて、3,800万円余の委託料があるのですけれども、これ以外にもシルバ

一人材センターは資源ごみ回収で市のほうから委託されていますよね。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。この公共施設管理業務委託料以外にも課ごとで契約している事業はございます。資源ごみ回収業務も行っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これは資源ごみ回収業務も委託ではないのですか。1つの事業として委託契約をなされているということなのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この金額は分かります。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。こちらのほうは資源ごみ回収ということで、環境対策課の衛生費、決算書の224ページの備考欄3、資源ごみ収集業務、こちらのほうでシルバー人材センターのほうに委託している部分、8,125万2,874円がシルバー人材センターに委託している費用になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この8,125万円の委託料については、申し訳ないですけども、前年度の金額、あるいは前々年度の金額に比べてどういった変化があるかどうかとも答弁いただけますでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 先日お配りした資料番号40番、伊波一男委員から要求された資料を御覧いただければと思います。こちらのほうは資源ごみ収集事業の推移ということで、令和4年から令和6年度の委託事業の決算額を載せてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資源ごみ収集事業に関しては、例えば収集する量とか、それにもかかわらず1年間の収集の事業費として委託なされているということで、理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後4時02分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後4時02分）

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。今お話のあった資源ごみ収集業務は年間の決算額になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それ以外にシルバー人材センター、私も資料を調べるのが不足していたのですが、この番号18番に出された以外には、宜野湾市から委託されているというものは、例えばさっきの40番の資源ごみ回収以外にはないということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。その他の事業についても数本ございまして、例えば市報の配布業務、これは秘書広報課がシルバー人材センターに委託しているものなのですが、あとはうちの産業政策課のほうでミバエトラップの調査とか、防除作業、あと選挙管理委員会で選挙があるときには選挙時の駐車場車両案内等を行ってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それ以外の委託事業というのは、今答弁がされたよう市報配布とか、ミバエトラップの調査、薬剤の散布というのでしょうか、これはその時々発生する事業としてやっている。1年を通じて、あるいは数年を通じて委託事業というのは、今18番のほうに載せられている項目で理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。例えば資源ごみ回収業務であったら毎年やっていたり、基本的には毎年委託している事業になります。例えば選挙のときは隔年とか、選挙のシーズンによってやったりするというのはございます。それは業務内容によって委託する期間を決めてございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、最後になるのですが、毎年度シルバー人材センターのほうから陳情等が出てくるのですよね。もう少しシルバー人材センターの皆さん、高齢者の皆さんができる仕事を多くしてほしいという陳情等が出てくるのですけれども、これも議会では全会一致で、当局のほうにお知らせするのですけれども、その辺について、これまでさらにできる仕事がないかなということで、委託業務ができないかなということで、担当部署で検討したことがあるかどうか、お伺いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。シルバー人材センターからは毎年要請書をいただいております。例えば地域にある児童公園の除草作業ができないとか、あとはふんしんせせらぎ通りの除草作業とか、あとは市民広場の清掃作業の増員など来ております。当然どの項目も、やはり予算も含めて、現在指定管理をしている事業者との調整もございまして、そこら辺は鋭意協議を重ねながら、できるところがないかというのは庁内で検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 検討しているということですが、いろいろやって、そういったところ、例えばどなたかからもありましたけれども、児童生徒の朝の通学の交通指導とか、いろいろできるものがあると思いますので、ぜひともそういった業務を増やしていければと思います。65歳以上が宜野湾市も20%、超高齢化社会になっていることは皆さんも御存じだと思いますので、ぜひともそういったものも入れて新たな委託事業ができるかどうか、部内で検討していただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 決算書の231ページ、6款2項1目、備考の2、森林環境譲与税基金積立事業、そして資料も出していただきまして、ありがとうございます。資料番号は32です。森林環境譲与税基金積立事業ということで、令和2年度からの実績、細やかに写真入りで、よく分かりました。いろいろなところで、産業まつりでも見ましたし、活用されているなということが分かりました。

宜野湾市の中で、今、緑というのは、かなり少なくなっているのですが、この活用の仕方なのではな

も、緑を増やすための活動にも使われているでしょうか、これ以外に。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。森林環境譲与税の使途としましては、森林の有する公益的機能の維持増進というところがありまして、要は木を切る作業をする人が人材不足というところもあって、そこら辺をターゲットに森林環境譲与税で人材育成をしていこうとか、要は人工林をつくっていこうということがメインで行っている事業です。

ただ、宜野湾市のように都市化された地域につきましては、この木材の有効利用といいますか、緑を増やすというところではなくて、木材を有効利用して、木材のぬくもりとか、温かみを皆さんに周知していきましょう、普及していきましょうというような取組がメインでございますので、国内の木材を利用して、こういった取組をしていこうというのが主になります。なので、宜野湾市で緑地を増やすとかというのには使われてはございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 地元の大謝名のほうですけれども、そこは川の周りが森みたいになっているのですけれども、そこは宜野湾市に残された自然の森かなと思っているのですけれども、その活用などは考えていないですか、これから先の森林環境譲与税基金積立事業では。

(「休憩してください」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時12分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時12分)

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。こちらのほうで植樹というよりかは、こういった森林を整備するとか、そういったところには、こういった森林環境譲与税が活用できるということです。申し上げてみれば、この資料の32番の絵でいくと、右から2番目、急傾斜地樹木伐採につきましても、これは普天間のスイミングスクール跡地のところ、北中城村の近くなのですけれども、あそこもすごい草木が生い茂っていて、崖地に生い茂っているために瓦礫とか落ちていたという状況があって、そういったのを整備するために伐採をしたという事例はございますので、そういったのに活用できると。

ただ、これも急傾斜地ということで、本当は一定の基準が満たされれば県が事業はするのです。例えば真志喜中学校の裏通りの消防の真志喜出張所のところの崖地は県がやったのですけれども、あそこ、このスイミングスクール跡地は、少し基準を満たさなかったものですから、宜野湾市で森林環境譲与税を使って事業を行ったというところなんです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。実際こういう形で使われてはいるのですね。

もう一点だけ。この土地を活用して市民向けの市民農園みたいな形には、用途が全然違いますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。プリティ宮城ちえ委員がおっしゃるとおり、これはまた用途が別となります。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑がありましたらお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 言葉の確認なのですが、決算書の239ページ、7款1項4目消費行政推進費の備考欄1、消費生活事務運営費というのは、どういった業務をされているのか。内訳が会計年度任用職員報酬、全て100%になっていますけれども、具体的な内容の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 こちらのほうは生活安全課のほうで行っている事業でございます。消費生活相談員というのが2名いまして、消費者被害の救済、例えばインターネットで物を買って、それでちょっとトラブルになっているとか、そういったところの御相談を受けて、そこで消費生活センターというところが、我々ございますので、それで事業者と市民の間に入って、こういった交渉を行っていくような事業になります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。大切な事業だと思うのですが、令和6年度は何件ぐらい相談があったのかということをお伺いいたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。インターネット通販、電話による勧誘、加入後の解約とか、ワンクリック詐欺、もろもろございますが、令和6年度でいくと357件です。ちなみに昨年度は326件、要はオレオレ詐欺とか、そういったところも増えてきている状況もありまして、年々増加している傾向です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この事務運営というのは、そういう相談を受ける窓口だと理解したのですが、相談を受けるのもすごい大切なのですが、それ以前の啓発というのですか、市民に対して、そういった詐欺とかに気をつけましょうみたいな、そういう啓発は、この中ではないのですか。あくまでここは相談を受ける窓口の機能ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。当然この消費生活事務運営費の所掌の中には、被害の拡大、未然防止も含まれてございます。このうちの消費生活相談員の方が年に2～3回、例えば社協のほうに出向いたり、あとは公民館とかで出前講座は行っています。

ただ、なかなか回数がこなせないものですから、普及啓発にはなかなか至っていない。インターネット等で、LINEとかで周知は行っているのですが、そういった取組までしかできていない状況です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど次長もおっしゃったように、こういった被害がどんどん増えている状況なので、すごく大切なところになるかなと思いますので、そういった啓発も含めて、ぜひよろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ちょっと説明だけいただきたいなど。7款商工費の令和6年度の不用額が、結構大きな額の不用額が出てきて、その御説明をいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 これは審査意見書の25ページになります。7款商工費です。一番下段ですが、主な不用

額は商工振興費の委託料5,776万4,589円ということです。こちらは令和5年から繰り越しました中小・小規模事業者等エネルギー高騰対策支援事業を行っているのですが、その不用額となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 令和5年度から繰り越した事業の不用額、これは中小企業エネルギー高騰対策という、物価高騰対策の交付金を活用して市内の企業に、これは水道費の減額でしたっけ、光熱水費、ガスの減額でしたっけ。その辺をもう一回確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 こちらのほうは水道光熱費というよりは、市内の法人や個人事業者に物価高騰に対する経費負担の軽減を図るために法人は5万円、個人が3万円支給している事業でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 これは令和5年度に物価対策として市独自でやられた事業でしたよね。令和6年度まで繰り越したということは、令和5年度に申込み、多分支援の申請か何かをしての補助だったと思うのですが、申込み件数が少なかったから、令和6年度まで事業を繰り越してやったという認識でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。こちらの中小・小規模事業者エネルギー物価高騰対策につきましては、国からの補助ですね、重点支援地方交付金の国からの支援というか、補助が下りるのが令和5年の年末だったというところもありまして、受付自体は令和6年3月頃からやるのですが、やはりこれは事業期間が少し短かったものですから、令和5年度は全額繰越しをして令和6年度からやったということです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 全額繰越ししたということですね。では、令和6年度に繰り越して事業を継続したのですけれども、5,700万円余りの不用額が出たと。皆さんは、どの程度を見込んでいて、どの程度の申請件数があったのですか、令和6年度の決算は。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。我々のほうとしましては、令和3年度の経済センサスの事業所数がございまして、これを参考に事業者を申し上げますと、法人が1,650、個人が1,704という数字がございましたので、これの9割は申請するだろうという見込みで、法人でいくと1,485です。個人でいくと1,534の申請があるという見込みで予算は計上したところです。ただ、交付の実績を見ますと、法人が635、個人事業者が985ということで、なかなか思ったほどの申請には至らなかったというのが実情でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 9割を見込んで、これだけの数字となっておりますが、皆さんとしては、要因はどのようなお考えでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 やはりこの募集期間も3回ほど延長して、1回目は9月末まで、2回目は11月末までやりはしたのですが、この申請する方のお声を聞きますと、手続の煩雑さといいますか、手続の難しさに対して助成額がちょっと少ないのではないかと。5万円だったり、3万円だったりということだったので、

そういった意見もございました。そういったところから、周知には努めていたのですけれども、実績には至らなかったというのが要因の一つかなというふうに分析しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確かにこれは周知されていたのだらうなと。私のところにも何件か当時連絡が来て、どうやってやればいいのかと事業の確認をしたのですけれども、手続きが難しい、それに見合わない額だったのではないかという今お答えですけれども、これだけ不用額を出してしまうと、皆さんの立場上というのですか。見込み違いというのですか、重点支援地方交付金は、ほかのものにも使えたわけですよね、これに使わないで、予算を組まなくて。そういったものを考えると、これだけの不用額を出したというのは、やはり今後は考えていただきたいなと思うのですけれども、この不用額の5,700万円余り、こちらは他の事業に回ったのですか、この不用額は。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えします。整理した資料が手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 他の事業に回したのも多分あると思うのですが、もし回せなかった部分は、これは返還になりますか、国のほうに

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 繰越し予算でございますので、確かにそういったことはあるかと思います。ちょっとこちら整理させていただきます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。後で回答いただいて、ちょっとまた聞きたいなと思うのですけれども、国への返還金が出ているのであれば、これはまた皆さん、もっと反省しないといけないのだらうなと私は思っております、重点支援交付金は物価高に苦しむ方々へ、皆さん、各市町村へ支援してくださいねという臨時的に交付されたものでございますので、これに不用額が出ているというのは、ちょっといかがなものかなと思いますけれども、あとはどのように使ったかという回答をお伺いして質疑したいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑はございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 成果説明書の32ページをお願いいたします。32ページの左側です。7款1項3目、ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業についてお聞きいたします。事業の内容実績で、サンゴの苗300株植樹とあります。令和4年、令和5年、令和6年と行っていると思うのですが、その植樹した後の生育、成功率というか、どういう状態か把握していらっしゃるでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。今、サンゴ植樹の成功率というお話なのですけれども、成功率については、どんなことが成功率なのか、成功しているのかというのは、ちょっと今、資料がなくてはお答えできないのですけれども、ただこれまで令和6年度は300株、令和5年は100株、サンゴの移植をしております。

令和6年度については、効率化を図るためにプロのダイバーによる植樹をしております、宜野湾市の謝

名瀬という環境保全、県と結んでいる地域がありますけれども、そのサンゴ移植を中心にやっております。御存じのとおり、昨今、白化現象が深刻化しておりますが、宜野湾市の謝名瀬地域もコーラルガーデンというダイビングポイントは浅瀬のサンゴの死滅が進むということで、8月に沖縄タイムスとか、琉球新報も取り上げているのですが、これについては、ぎのわんマリン協会の会員でもあります、エコツー沖縄代表の方が記事を書かれているのですが、そこでは宜野湾コーラルガーデンも白化現象が深刻ということがあるのですが、それ以外のダイビングポイントについては、比較的そういった白化現象は、ほかよりは軽いという報告が出ていますので、それがこれまでのサンゴの植樹の効果と言えるのではないかと考えております。

ただ、成功率とか、それをマリン協会が特に別の資料で何か持っているのかというのは、ちょっと確認して、あれば後日提供したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 大学のサンゴの専門の先生が、とても成功率が低いよという話を聞いたことがあったものですから、3年続けていますので、どうなっているかなと思いました。

それと2つ目は、植樹も大切ですが、本当に都市部で、これだけのサンゴがあるというのは奇跡だとマリン支援センターの方が言っていたのですが、その保全のためには何かしていращやるのですか。植樹以外に、サンゴに対して何かやっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。サンゴの保全事業については、この美ら海クリーン活動というのは、ぎのわんマリン協会が行っているのですが、海洋保全であったり、リーフのチェック、調査事業、あとサンゴを食す生物の駆除、食害生物の駆除ですね、そういったものと、あと海域の清掃活動、港湾の清掃であったり、今言ったサンゴの植樹事業を行っております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当に宜野湾市の宝だと思うので、こういう植樹とか、サンゴの専門家、琉大とかにもいますし、OIST（オイスト）にもいるので、そういう研究で、しっかり保全についてやっていくのも大切ではないかなと思います。もう一ついいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○プリティ宮城ちえ 委員 その事業の目的の中で認知度が低いというふうに書いてありますが、本当に私も周りでいつも自慢するのですが、えって驚く人が多くて、広報はどのような形で、すばらしいサンゴについて広報をしていращやるのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。認知度が低いということで、PR活動もぎのわんマリン協会が行っておりまして、例えばVRの動画作成を行っております。実際にダイバーが潜った動画をVRを使って実際に体験できるような動画作成もしていますし、これを昨年は岩国市の岩国祭に持って行って、そこでブースでPR活動をしています。

あと、宜野湾市のダイビングポイントマップ、そういったのも作成して、無料で配布して、そういった宜野湾市にもまちに近いところに、そういったダイビングポイントがあるよというPR活動も行っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解しました。実績の中で、令和6年度はダイビング客数が減っているので、理由も書いてはあるのですが、修学旅行生とか、いろいろなところにもっとPRしていったらどうかと思うのですが、その辺の修学旅行生への売り込みもなさっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。修学旅行生の受入れについては、この美ら海クリーン活動ではなくて、マリン支援センターのほうで、令和6年度は4校の修学旅行生を受け入れしていきまして、248名の修学旅行生を受け入れしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑がありましたらお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。決算書236ページ、7款1項3目観光費について少し質疑させていただきたいと思います。

はごろも祭り・カチャーシー大会について少し教えていただきたいのですが、決算書では約1,700万円、大会負担金として支出しているのですが、令和5年度の負担金の額と令和6年度の負担金の額にどれぐらいの差があるのか、ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 上里委員の御質疑にお答えします。はごろも祭り・カチャーシー大会の負担金なのですが、令和5年度が1,765万3,000円、令和6年度が1,730万9,532円で、令和6年度は令和5年度に比べて34万3,468円の減ということになっています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。実行委員会のはごろも祭りの最終的な決算額というのはお幾らになっていますか。令和6年度のものと令和5年度のものを比較して説明いただきたいです。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 宜野湾のはごろも祭りの収支決算書によりますと、令和6年度のはごろも祭りの決算は収入決算額が3,285万8,220円、支出決算額が3,275万1,923円となっております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度もお願いします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 令和5年度の収入決算額が3,114万2,379円です。支出決算額が2,865万2,397円になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度のもので3,114万円ですね。支出決算額が2,865万円ですか。

○観光スポーツ課長 はい。

○上里広幸 委員 この差額というのは、次期に繰り越していくのですか。繰越額の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 令和5年度から令和6年度の差額248万9,982円は令和6年度に繰り越しております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年の残額は令和6年度に繰り越していて、令和6年度の事業でどこに収入しているのですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。令和6年度の繰越金として収入として入っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度の市の負担金が、少ない額ではあるのですが、減額しているのは、そういった残額とかが多くて負担金が減っていつているのですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。令和5年から令和6年度にかけては繰越金で収入しておりますが、令和6年からは、こういった繰越金ではなくて、精算時に市に返還するという形になっておりますので、それに伴って負担金も減額という形になっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 例年1,700万円近い支出をしているので、この差額がどこに扱われているのかなというのが、なかなか見えなかったのです、決算額を見ても。市の収入として入ってきていないものですから、令和7年度に入っていくのですよね。令和5年度の繰越額というのは、令和6年度の宜野湾市の一般会計に、違いますよね。繰り越されているのですよね。はごろも祭りの決算で繰り越されているではないですか。この返還額というのは、令和6年度のものに返還されるのですか。この令和6年度の決算額に反映されるべきではないのですか。それとも令和7年度のものに反映されてくるのですか。収入にないものですから、もしあるのであれば教えてほしいのですが、この辺御説明をお願いします。

○観光スポーツ課長 すみません。ちょっとお待ちください。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後4時42分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後4時43分）

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 上里委員の御質疑にお答えします。産業まつりのほうも同じような仕組みを取らせていただいております、確かに令和5年から令和6年度にかけては繰越金として扱っていたのですが、財政課からの指導もありますし、実行委員会、祭りが次年度行われるかどうかというところもございますので、令和6年度は繰越し、執行残が残った分を市の一般会計にそのまま返還する形、精算時、歳出に返すというか、歳入で受けるではなくて、歳出に返すという形になるのです、同じ年度であれば。これが次年度に返すとなると、歳入として市は受けるのですが、令和6年度中であれば、補助金の交付確定額に応じて、その差額をもらい過ぎていた分の、市に出していただいた歳出の負担金に返すという作業になりますので、歳入として見えるわけではなくて、歳出の負担金が減額になっているという形になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 同年度で返金しているので、受入れ口がないので、歳出の負担金に減額になって数字が出てきているということですね。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 おしゃるとおりです。歳出から出た、同じ財布にそのままお返ししているのです、そこが減額になっているという表示になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 どこで現れているのか、ちょっと分からなかったものですから、確認させていただきました。これは財政上、やはり残金は繰り越していくのではなくて、返還して次年度新しくまた予算組みをして、その年度内で執行していく事業だと思うのですね、祭り事というのは。特別会計を持っているわけではないので、その辺整理が令和6年度から行っているという理解でよろしいですか。答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 はごろも祭り及び産業まつりにつきましては、令和6年度から、そのような精算を行っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 答弁ありがとうございます。市民に説明しやすいような予算の執行状況でもありますし、また適正に努めていっていただきたいと思います。

もう一点、よろしいですか。はごろも祭りの令和5年度と令和6年度の予算と決算を確認したのですけれども、実際その費用を使って、令和5年度、令和6年度、はごろも祭りの集客数を教えていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 令和6年度は9月28日と9月29日に開催したのですけれども、実は28日大雨で、いろいろ子供たちの演舞とかができなかったものですから、28日は約5,000人、29日は約5万5,000人が令和6年度です。令和5年度につきましては、両日合わせて延べ9万5,000人というような報告をしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年は9.5万人ということだったのですけれども、目標としている人数というのは、約10万人ぐらいの規模を目標にしているのか、目標の設定について、ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。目標人数については10万人ということで、目標設定しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以前から10万人の設定で、はごろも祭りをやってきていると思うのですけれども、今回は天候で約5.5万人になっているのは、理由については分かります。やはり祭りは、これだけの約1,700万円、負担金をもって市民のイベントとして以前から、宜野湾まつりの頃から続けてきて、発展していくべきだと思うのです。令和5年と令和6年のはごろも祭りを比べて、何か工夫した点はありますか、集客に対して。それとイベントについても、併せて御答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 御質疑にお答えします。今、宜野湾市の公式アカウントでぎのわんだふるというSNSもあります。あと、公式LINEとか、そういったものでも周知するように強化しております。令和6年については、それに合わせて、昨今熱中症がちょっと問題になっていますので、ミストのシャワーを設置し

たりとか、熱中症対策で安心して来られますということで、来場者増を図るような取組を行っています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。指摘というか、皆さん御尽力なされて、祭りを盛り上げるために一生懸命なされていると思います。今言ったのは、広報の工夫と熱中症対策の周知だと思うのです。今、私、比較させていただいたとおり、予算も減額になっている理由は、ある程度確認させていただきました。

令和6年度が5.5万人に集客が減ってきている理由も分かるのです。ところが、10万人を目標としている。この宜野湾市の一大イベントでありますので、実行委員会のほうで、また総括していくと思うのですが、集客を増やすような取組を、また宜野湾市側からも強く提案していただきたい。駐車場も整備して、海辺公園からビーチに向けていく歩道等も整備されてきていて、環境がだんだん変わってきているわけです。

それに追いつくように、はごろも祭りをマンネリ化させないような取組をぜひしていただきたい。もちろん、御尽力しているのは分かります。広報等に力を入れているのも分かるのです。内容をまた変化させていく、様々な角度からアイデアをいただいて、宜野湾市を盛り上げるような祭りにしていただきたいと思います。

最後に、もう一点確認させていただきたいのですが、花火について市民の方から、令和7年度なのですが、以前の宜野湾市の祭りは花火がとても売りだったと。ところが、今年はごろも祭りに参加すると、日曜日にしか花火を上げていないわけです。これは、いつから日曜日だけ花火を打ち上げるようになったのですか。その辺ちょっと御説明いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 お答えいたします。花火が以前は土、日に上がっていたのですが、今は日曜日だけになっています。これが令和5年度から日曜日だけの開催というふうになっております。理由としては、物価高騰等で、こういった祭りの運営費が、かなり見直しとか、縮減する必要があるまして、日曜日に集中して華やかな花火を上げようということで、今は日曜日だけの開催になっているようです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 その費用というのは、令和5年度、令和6年度、どれぐらい効果が現れているのですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 お答えします。花火にかかる費用なのですが、令和5年度は300万円かかっております。令和6年度は450万円の費用がかかっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1日開催になったので、その分増額しているというわけではないですね。物価高騰分が含まれているということですね。分かりました。

市民からは、やはり今、皆様方も長く関わってきて分かると思うのです。市民の声もよく分かると思います。宜野湾市のはごろも祭りといったら花火は全県で有名で、皆さん方も自信を持っていると思うのです。そういった観点からも見て、実行委員会において、この費用と効果、集客等も今から整理していくと思うのですが、またより一層盛り上げていけるような実行委員会の中で協議していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 今のはごろも祭りの件で少しだけ質疑をさせていただきます。企画の在り方というのは、やはり見直すべきだと思うのです。踏襲もいいけれども、新たに社会変化に応じたイベントの在り方というのは、ぜひとも今の提言にあったように検討してください。しかし、売り物としては、カチャーシーかもしれない。しかし、この売り物を踏襲しながら新たに進化させるような企画をやらないことには、それもぜひとも今の提言のとおり検討していただきたいと思います。

そして、ささやかなことだけれども、実は宜野湾市のはごろも祭りと北谷町の祭りが同日なのですよ、開催されているわけ。分散するわけ。これは市民から、かなりそういった声がありました。ですから、そういったのも配慮するだけでも、それは改善の一つにつながると思いますから、それもどうぞひとつ検討していただきたいと思います。その件については以上です。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 上地委員の御質疑にお答えします。私も平成12年に役所に採用いただいて、その当時観光畑で、そこから今はもう役所に勤務して26年ぐらい過ぎるのですが、やはりをずっとはごろも祭りに関わってきた身としては、おっしゃるとおりマンネリと言いましたらあれですけども、ちょっと変換の時期が多分来ているというか、新たな集客を呼ぶための祭りの在り方というのは、ぜひとも実行委員会のほうでも検討するべきだなと思います。

花火につきましても、やはり土曜日8時過ぎぐらいですか、もう終わりますといっても皆さん帰らないのです、花火があると思って。そういったところの期待を裏切ってしまったなというふうにはとても感じましたので、そこら辺は費用の面もございますが、例えば花火の時間を短くするとか、土、日に分けるのだったら、玉数を少なく、2日で全部いけるような感じでいうところも、ちょっと提案をしたいと思います。

あとは、日程につきましても、ほかの祭りとかぶるというのは、どうしても我々も8月よりか9月の、少しは台風の確率が下がったシーズンにやりたいというところもあって、後ろに変更したというのもございます。ほかの祭りとバッティングしないようなところも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** よろしくお願ひします。それでは、231ページの、先ほども少し触れておりましたけれども、森林環境譲与税、決算については積立て事業ですよ。これが当時スタートした際には、国の補助金が全額入って積立てをした。そして、これは時限的なもので、そして今は市民から徴収されて積立てをされていると思うのだけれども、市民の税金を徴収したのはいつからですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 市民のほうから徴収をスタートさせていただいたのは令和6年度からになります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** それで、積立て事業というのは、その前から国の補助金を活用して実施をしておりませんでしたよね。積立額は幾らなのですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。令和6年度末の基金残高が3,402万4,348円になります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 市民から徴収されている、1,100万円内外が徴収されているわけですよ。そして、今積立額が、もう一度お願いできますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 3,402万4,348円になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。3,000万円余りが積立で残高だというような説明なのですけれども、歳出事業についての計画はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上地委員の御質疑にお答えをします。令和6年度の実績につきましては、産業まつりにおける木工体験でございますとか、こちらのプリティ宮城ちえ委員の資料番号32番でございますとおり、産業まつりにおける木工体験、あとは横浜DeNAベイスターズ事業として飲食用ベンチ、これが右下の青いベンチですね。これはキャンプの際に来場者が飲食できるようなベンチを作ったり、あとは令和7年度の予定としては、今回も産業まつりの木工体験、あとは今後陳列館を整備しますので、その棚をこれで利用したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これまでも歳出事業に計画をして大変有効な計画も構築してもらって活用していただきたいと思います。その件は以上です。

最後に238ページです。備考欄8番、宜野湾マリン支援センター管理運営事業、令和6年度決算においては、多くの事業が、ここに手がけられていると思います。その事業の中身は置いておきましょう、今回は。いろいろと今検討されていることについて、方針はどうかという確認させていただきたいと思います。これも同じく宜野湾市の行財政改革・集中改革方針2019が原点ですよ。そこでは財産処分になっている。ところが、この直近において財産処分をするに当たっては国庫の返納金が発生していく、さらに財源の有効活用する意味において、財産譲渡ではなく、新たな手法もいろいろと検討されているみたいですが、それはどのように今進められているのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上地委員の御質疑にお答えします。宜野湾マリン支援センターの件につきましては、令和7年度において1年間期間を延長して検討するということで鋭意取り組んでいるところです。今おっしゃったように土地を有償賃貸する場合でも、やはり国への返納金が多額に発生するというのがございまして、そうした際にどういった方法がいいのかというのを企画も含めて検討しているところでございます。

我々の方針としましては、今回、今年度はPPP／PFIのアドバイザー等も御助言もいただきながら、指定管理料ゼロなどの運営を含めて検討しているところでございます。現状この内容につきまして、市長等も含めて内容を検討しましたところ、今回グランドデザインということで、西海岸一帯の整備の可能性調査を図っている段階がありまして、宜野湾マリン支援センター単体を売却するよりかは、このグランドデザインで西海岸一帯の整備を含めた手法の検討をしたらどうかということで、今、我々の方針としましては、またこの扱いについて、これは土地利用について改めて、もっと経済効果があるような、事業が展開できるような事業者を探そうということで、今取り組んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 原課としては、それは利活用、そして今言われるように西海岸一帯の効果をつくっていかうという感じ方なのだけれども、行財政改革・集中改革方針2019を担当している者としてはどうなのですか。

それを話し合いは、協議はされているのか。そして、その方針がいつまでに決定をしていくのか。そうこうしているうちに、ある意味、時間もかかった施設ですから、いろいろな老朽化だとか、また整備資金も投入しなくてはならないし、それと合わせるタイミングというのがあるから、それも早急に恐らく決定をしないといけないと思うのだけれども、その時期がいつなのか。企画部の協議がどうなっているのかというのを説明いただけますか、市民経済部との協議ね。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。企画部としても市民経済部と調整を図りながら、市長、副市長も含めて調整を図っているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 時期はいつですか、最終的な。1年間延ばしましたでしょう。1年間の猶予期間というのか、協議を要するための1年間延長したのですよ。それは1年が間もなく来るわけよ。ですから、年度末には、これは方針を決定するのかということを聞いているわけ。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。年度内に方針は決めたいとは思っています。ただ、これが売却になるのか、ゼロ円指定管理になるのかということころは、この年度内で決めて、それからまたちょっと動いていくので、もしかしたら指定管理の延長が出てくる可能性は否定できないのかなと思っております、今の段階では。それはちょっと否定できないのかなと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 では、再延長の手続がまたあるかもしれないということですね。確かに時系列からすると、それも間もなく方針を決めないことには、それは対応できませんよ。それは方針が出ないから、これはいろいろとまた再延長手続をして、予算の計上をして、これは最後の負担ですよ。しかも、年度内に予算計上されているのですか。年度内に契約もしないといけないはずですよ。そうすると、今の話からすると、これはもう延長ですよ。ということにならないですか。

企画次長、それは延長をされましたけれども、予算は債務負担行為ですか、そうですね。そうなりますと、この債務負担の予算というのは、令和7年度に計上されていますか。しかも、契約は年度内で実施しないといけないですよ。もし仮に予算が計上されていなければ、12月議会の債務負担予算を計上しないと間に合わないですよ。だから、もしそうするのだったら、その方向でも準備しないといけないですよということを行っているわけ。全て飛ばすよ、これは。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。今、御指摘のとおりだと思います。予算計上については、検討中でございますので、どのような方向に持っていくかというところで、今、予算の措置については、集中的に早めに決めたいと思っています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 方針については、年度内をめどに、しかし年度内をめどにしたとしても、再延長した場合の予算の計上というのは12月議会でやらないと年度内契約が履行できない。よって、これは次年度に予算をまたぐことはできないから、そういったものもあるから、ぜひとも集中的に、協議をした上で、あるいはまとまらないというのであれば、それに対する対応策も準備をしておいてくださいというようなお話でありま

すから、ぜひとも十分協議して、原課は原課で西海岸一帯の活性化も含めて、企画サイドに持っていったほうがいいですよ。頑張ってください。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めてもよろしいでしょうか。いいですか。

(「はい」という者あり)

○上地安之 委員 では、進めていきます。この後、説明員の入替えがありますので、一旦休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時10分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時20分)

○石川慶 委員長 続きまして、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 14款予備費について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、令和6年度において当初予算、それから補正は第8号……

(「令和6年度は8号まで」という者あり)

○上里広幸 委員 予備費のほうを令和6年度内で支出していると思うのですけれども、充当というのですか、やっている事業について主なものを説明していただきたいです。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度の予備費の主な充用先ということでございますが、一番大きなものが、充用総額が4,700万円というところになってございますが、そのうちの2,700万円余りが衆議院の解散に伴う衆議院選挙執行のためということで、こちらどうしても解散宣言が発せられないと、こちらとしても予算立てができないような状況で、補正予算を組むには、とてもではないですが、いとまがなかったということで、予備費のほうで対応をさせていただいたところが2,700万円、そのほかの充用につきましては、例えば令和6年4月3日に発生しました、台湾東部沖地震に対する救援金という形で100万円を執行してございます。また、その他令和6年6月12日から18日にかけての大雨警報の対応に係る時間外勤務手当ということで、こちら対応された方々の時間外勤務手当のほうを予備費から支出しているという形でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これはあくまで令和6年度の緊急時に必要なものに対して支出しているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、表立って大きな金額のものがあつたのですけれども、100万円以下のものに対しても補正とか組んでいると思うのですけれども、その事業の内容についても、充当先は緊急性があるもののみに支出しているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 いずれもそのような形で支出しているということの認識でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 予備費の当初予算額、確認させてください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの質疑にお答えいたします。当初予算額は6,000万円でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度の決算のときにも少し確認させていただいたのですが、決算書のほうは大体500億円以上の予算で、今、宜野湾市はやっているのですけれども、この予備費がずっとこの6,000万円を当初予算で計上しているのですけれども、その理由についてお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。当初予算のほうが年々伸びていっているという形の中で6,000万円という設定が、なかなか変わっていかないというところの判断についてなのですが、6,000万円あることで、今まで不足したという事態、6,000万円以上を超えていたという事態が市の中では今のところないということと、あと宜野湾市の一般会計当初予算が伸びていっているところについては、主な要因としては、駐留軍の用地を先行取得する基金への積立て事業、こういったところが結構大きなものでありますので、それに連動して予備費を増やすという必要はないのかなというところを感じているところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 私も今、財政課長からあったとおり、そのとおりだと思うのです。予備費を増額していくよりも、他部局でしっかりと精査した予算組みができれば、予備費を支出しないような状況をつくるように心がけて、他の予算組みに関しても、ぜひ今後も精査していただきたいと思います。

大きく予備費を取っていくと、なかなか見えない。予備費から支出していったら、他の事業がどこに増額しているのかとか、それを当てにすると、あまりよろしくないの、その辺予備費の執行については、今後とも注視していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑はございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 11款の決算書364ページ、災害復旧費です。目を通していきますと、当初予算に計上して費目存置で設定をして、1,000円ずつ費目存置で設定をしまして、そっくり不用額になっているのです。これは私の浅はかな理解というか、災害がなかったというような認識でいいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらの災害復旧費に関しましては、御指摘のとおり、災害が生じたときに使う費目になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは災害がないことにこしたことはありませんので、今回の費目存置3,000円、委託費、工事請負費、原材料費、つまり災害が発生していないから、そっくりその金額が不用額に収納されているというようなことだと思うのだけれども、それはそれで発生しないほうがいいから、そのように理解をいたしました。

そこで、予備費の不用額2,000万円も、その災害復旧との関わりが非常にあるものだと思っているのです。そのとおりですか。6,000万円、予備費を計上して、緊急時の災害支援に対する予備費の充用というのは、ず

っと今日まで続けていたのだけれども、今回2,000万円、不用額に処理されていますよね。ですから、2,000万円の不用額の処理というのは、災害復旧が費目存置で、そのまま不用額に落ちているから、その関わりだというふうに認識していいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 確認なのですが、予備費の2,000万円の不用額が出ているものと災害復旧費、ごめんなさい。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 不用額が2,000万円出ているではないですか。

○財政課長 予備費の。

○上地安之 委員 予備費ね。当初予算では6,000万円計上しているではないですか。災害復旧事業というのは費目存置を掲げて、全ての不用額を用いているではないですか。その災害復旧の内容を確認すると、これは災害が今回発生していないのです。ですから、費目存置がそっくり不用額に陥っている。もう一方は、災害が発生したときに予備費の取り崩しをして、そこで復旧事業に充ててきているではないですか。今回2,000万円の減額というのは、その災害復旧との関わりがあったのですかということ。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予備費の2,000万円の不用額については、今回の予備費の執行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、衆院選のものでございまして、たしか令和5年度は台風被害による修繕費というのは、かなり出たところではございますが、令和6年度については、台風の被害による修繕はございませんでした。ここは6月12日から大雨警報に当たった職員の時間外手当、これのみとなっておりますので、災害に関して大きなものが、費用がかかったということはございませんでした。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いわゆるこれは決算において見えてくるではないですか。災害復旧が全く費目存置で、全額不用額に落としていて、そして6,000万円の予備費が、従来は災害等の予備費を崩して、それに緊急時に充ててきたやつが、今回6,000万円のやつが2,000万円、不用額になっているから、つまり対応がなかった、災害復旧費事業に予備費が充てられなかったということですよ。それは、それで災害がなくて、予備費が2,000万円、不用額に陥った要因というのは十分理解をしました。これは以上で終わります。

それから、13款のたばこ税の県交付金、6億5,000万円、支出をしておられますよね。これはたばこ税収が増額になったということは税収アップにつながったと思うのですが、その一定の範囲に来ると、県に交付をしないで、支出をしないという仕組みだと思うのだけれども、それは金額ですか。それとも、どういった基準の下で6億5,000万円が県に支出をしなくてはならないのか、その説明をいただけませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 基準額についてでございますが、成人人口1人当たりに対するたばこ卸売額が全国平均の2倍を超えていた場合には、その2倍以上の額を県に納めないといけないというような状況になってございまして、総務省のほうで算定された宜野湾市の金額というのが約13億5,000万円という形になっております。13億5,000万円を超えた分については、県のほうに交付金として納めているような形になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 立派な答弁だと思いますけれども、もう少し理解が深まるような説明をいただけませんか。要するに税収が2倍増になって、もう一度、ごめんなさい。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 その市の成人人口1人当たりに対するたばこの売渡し本数、これが宜野湾市のほうが、その数が算定されまして、その成人人口を基本にして、そのたばこの売渡し本数、それを1人当たりに割っていくというような形、この本数が全国の平均の2倍を超えた本数分は全て県の方に納付するという形で、その2倍までは妥当だろうということで、総務省のほうではあり得る数字なのかなということで、規定をしている。それ以上になると、ちょっと異常値だということで、県のほうに交付しなさいというような仕組みが取られているということです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、宜野湾市民も沖縄県民もたばこ消費税に貢献しているということですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらあくまでも間接的にという形で、卸業者が宜野湾市内の小売店に卸した本数というのが対象になってきますので、そこで宜野湾市の方々がどれぐらい吸っているかというところは、あくまでも間接的な形になろうかと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。いずれにしても、たばこ税収というのは一般財源ですから、有効活用な財源として効果がありますので、これはあれですか、納税者はどなたになるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 たばこ税の納税義務者につきましては、特定たばこの卸業者ということで、宜野湾市のほうは7社ございます。この7社のほうから申告を受けて納税をいただいている状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは急激にアップ半分というのか、総務省が示している基準をがっとな税収が伸びたものになっているのだけれども、直近においては、納税者は7事業者というのだけれども、これは企業誘致か何かされたのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 たばこ事業者の誘致という形のものは行っていないのですが、この7社というのは、特定事業所であって、その下にはたくさんいろいろな卸会社がいるのですが、その卸会社の一部が宜野湾市のほうに令和5年度に新たに移転してきておりますので、この辺は影響があると思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、その事業者の立地はどちらですか。その宜野湾市に入ってこられた事業者は、どこで立地されていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 真志喜のほうに。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そこは市有地ですね、宜野湾市の総合グラウンド、真志喜出張所、その近隣の土地活用して、そこに立地しておりますよね、今の事業者というのは。その事業者がここに来たおかげでがんってたばこ消費税が向上されているのは事実だと思うのです。これ向こうは市有地ではなかったですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そこにあった会社と系列が一緒なのか、そこは多分平成27年頃から立地している事業者だと思うのですが、その関連事業者が新たに令和5年度に本市のほうに移転してきた。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 その市有地というのは、民間処分されたのですか。それとも借地で立地をしているのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そこは賃借で立地をしております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 ある意味、市の方針としては戦略的な誘致ですよ。市有地を、市の土地を借地させて、ここに立地をしてもらっているのだから、これはある意味戦略的ですよ。そして、たばこ消費税の税収向上を目指しながら措置をされていると思うのだけれども、それはある意味、企業誘致の部類に入っていくとするならば、ここでは税制の優遇制度なんかも適用されていますか、その事業者に対して。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 企業の誘致とか、その辺のところ、我々総務部としては、まずあちらの市有地については、民間企業のほうに賃貸をして賃借料を得ているということ、あとたばこ税については、我々の部署としては、結果として、今新たな事業者が令和5年から入ってきたことに伴って、たばこ税が増額となっているところまでは把握しているのですが、誘致する部署ではないので誘致関係とか、その辺はちょっと答弁は難しいです。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 これは市有地だから、市有地を借地して、そして立地したおかげで一気に税収が上がってきているのは事実なのです。そうであれば、税制の減免の適用も視野に入れるべきではないかなと思っているわけ。

例えば固定資産税の減免措置だとか、あるいは情報通信の振興エリアであれば通信費の減免だとか、これは西海岸でもやられているではないですか。宜野湾市は今一円、全てが情報通信の振興エリアですよ。その通費の減免なんかも対象ですよ。ですから、そういったのがされているのかということを確認したかったわけ。実施されていなければ、これはある意味貢献されていますから、そのために市有地まで借地をしているということであれば、十分支援していいのかなと思ったりしますので、それも後日またいろいろと調べた上で対応してください。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。進めてもよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時42分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時43分)

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は10日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦労さまでありました。

(散会時刻 午後5時43分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和7年11月10日（月） 4日目

午前10時01分 開議

午後 3時51分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石 川 慶
委員	宮 城 克
委員	宮 城 政 司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上 里 広 幸

副委員長	知 念 秀 明
委員	平 安 座 武 志
委員	伊 波 一 男
委員	我 如 古 盛 英
委員	上 地 安 之

○欠席委員（0名）

○説明員（32名）

総 務 部 次 長	津 波 古 良 幸
納 税 課 長	金 城 美 千 代
企画政策担当主幹	小 橋 川 陽 介
デジタル推進課長	宮 城 竜 次
行政経営担当主査	喜 舎 場 健 次
市民経済部次長	本 永 貴 也
産業政策課長	外 間 理 子
福祉担当次長	香 月 直 子
保護課管理係長	川 満 大 輔
認定こども園担当主幹	又 吉 時 生
児童家庭担当主幹	垣 花 浅 枝
建 設 部 次 長	比 嘉 徹
水 道 局 次 長	城 間 勝 也
教 育 部 次 長	真 鳥 か お り
指 導 部 次 長	津 島 美 智 子
指導課担当主幹	比 嘉 祐 一

税 務 課 長	比 嘉 洋
企 画 部 次 長	玉 元 智
財 政 課 長	比 嘉 隼 也
プロジェクト推進室長	吉 村 純
行政経営担当主査	生 田 智 也
市民協働課長	喜 友 名 和 佳 子
商 工 振 興 係 長	内 間 穂 高
保 護 課 長	島 袋 尚
こども政策担当次長	浜 里 郁 子
保育こども園課長	山 城 隼 人
母子保健担当主幹	浦 崎 朋 子
建設部参事兼建築課長	普 天 間 朝 信
給排水設備係長	照 喜 名 一 史
生涯学習課長	佐 久 原 昇
指 導 課 長	与 儀 健
選挙管理委員会事務局長	中 村 雄 高

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第 1 号 令和 7 年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年11月10日（月）第4日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和6年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 提出資料が今朝出てきているので、これをちょっと確認して質疑したいと思いますので、先にどなたか、お願いします。

○石川慶 委員長 では、次は2番目、宮城克委員になっていますけれども、よろしいでしょうか。お願いします。宮城克委員。

○宮城克 委員 よろしく申し上げます。今通告してあるやつは、学習支援員活用事業と、あと特別支援教育支援員派遣事業の2つなのですが、そのうち学習支援員は、ちょっと戻って、いろいろ調べて、以前にもいただいている資料など、改めて確認して、これに関してはよろしいです。

特別支援教育支援員派遣事業を幾つか確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。10款1項3目、これが予算書の286ページ、説明欄08を確認させてください。1億6,710万8,150円、前年度比で約5,000万円ほど増額になっていると思います。前年度1億1,615万8,926円ということで、再度内容を、まず確認させてください。簡潔でいいので、いいですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 おはようございます。宮城克委員の御質疑、特別支援教育支援員派遣事業、主な概要を私のほうを説明いたします。

この事業については、障害等で支援が必要な子を特別支援教育支援員を派遣して学習支援等を行うということの事業になっております。令和6年度については、支援員72名です、予算で。72名を配置して、子の程度に応じて、基準がありますので、その基準に沿って72名の中で分配するような形で13校及び公立の幼稚園のほうに配置している事業です。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解。72名の内訳は、どんな感じなのですか。これは前、資料には幼稚園が10名と小学生46名、72名いて、程度があると思うのですがけれども、例えばちょっとした生活環境の支援とか、加配であったり、医療的ケア児であったりというのがあるのですけれども、その辺の内訳はどんな感じになっていますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 まず、特別支援教育支援員が72名ということを私のほうからちょっと言ったのですがけれども、さらにこの事業の中には看護師、今、宮城克委員がおっしゃった医療的ケア児に支援を行う看護

師、さらに肢体不自由とか、そういったお子さんを支援する介助者の予算も含まれて、その部分で令和6年度、特別支援は72名の配置です。そして、令和6年度の看護師については6名の配置、そして介助者は3名配置しております。

(何事かいう者あり)

○指導課指導担当主幹 看護師が6名、介助者が3名。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明で看護師が6名、介助者が3名ということですが、この配置の内訳、これは幼、小、中でいうと、その配置状況というのはどうなっていますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城克委員の御質疑にお答えします。申し訳ございません。6名と言いましたが、令和6年度については5名です。予算要求では6名でした。5名の配置で、お一人が宜野湾幼稚園に看護師1名です。そして、普天間第二小学校に1名、そして志真志小学校に2名です。これとは別に令和6年度から統括看護師という、この4名の看護師を統括する看護師を1名配置していますので、この5名になっています。そして、介助者までよろしいですか。

○宮城克 委員 お願いします。

○指導課指導担当主幹 介助者の配置先で大謝名幼稚園が1名、そして大山小学校が1名、そして志真志小学校が1名です。以上の3名です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 確認なのですが、これを見ると、看護師と介助者はセットだと思っていたのです。今の配置状況で確認すると、同じところもあるのだけれども、別のもの、介助だけとあるのですけれども、改めて介助者と看護師の違いは何ですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 先ほどのもう一度確認ですが、看護師は医療的ケア児、バギーとかに乗っている子ですね、そういった子の支援を専属で行うのが看護師です。

介助者は、肢体不自由、そういった部分とかを支援するということで、学校によっては、同じような、例えば助け合いながら派遣している場合もあると思うのですけれども、基本的には、この専属と肢体不自由児の世話です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。これ今確認を終えてということなのですが、ちょっと以前にも確認させていただいた部分があるので、それを踏まえて、現在と次年度の部分も踏まえて、やはり予算の在り方というのを確認する意味で幾つかお聞きするのですけれども、この看護師と介助者というのは、募集をかけて配置をしたものだとは認識をしています。

ただ、それ以前に医療的ケア児の子が、いわゆる認可の保育園、もしくは小中学校に入学、そこで就学を希望する場合に、その審査会を受けて、それが決まれば、そこに看護師が配置されないといけないよねというところのものだと思います。だから、両方がそろっていないと、この内容というのが成立しない。例えば公立の学校で就学を希望する子がいなければ看護師の配置も必要ない。逆にそれを希望する子がいれば看護師は不可欠であるというところの組み合わせだと思っています。

そこで、再度確認させてください。この医療的ケア児の看護師の配置に対する、いわゆる手当の在り方、それからこの看護師たちというのが通年で配置を、前回確認したときには配置がされていなかったのです。だから、その勤務体系と予算の配分というのをいま一度確認させてもらいますか。ちょっと難しいですか。ちょっと休憩お願いします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時12分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時13分）

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城克委員の御質疑にお答えします。まず、看護師の勤務の時間なのですが、やはり宮城克委員おっしゃるように、この児童が学校に基本的にいる時間、例えば9時から3時半とか、そういう形で、やはりこの時間、その子がいるという時間に合わせた勤務になっております。

さらに、夏休みのほうは勤務は要しないというふうになっていて、この辺りは確かに看護師のほうが所得、収入がないということで、いろいろそういった部分も把握はしているのですが、今現在においても同じような形で、児童が在籍している時間に合わせる勤務を取らせていただいております。

これについては、実は看護師のほうで、なかなか近年、こういった勤務形態もあるので、なかなか探せない状況というのもよくあったりするので、他市とかも参考にすると、看護師の配置を委託、こういった介護施設とかに委託をして、状況に応じた配置をするというようなこともありますので、その辺りもちょっと調査研究をして、私たちのほうでも、ちょっと状況に応じた委託という部分をちょっと考えていかないとけないのかなというふうには思っています。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 双方の相互理解が必要だと思うのです。別に学校側も教育委員会も、その予算をけちるとか、抑えるという考えではないと思います。だけれども、そこに応募してくる看護師の皆さんも、やはり慈善事業でもないですし、ボランティアだけではどうしても、なかなか特殊な仕事になりますよね。看護師の資格を持っていて、従来であれば看護師として、例えば病院とか、医療施設とか、そういった介護施設でお勤めをして、例えば月給制であったり、通年でというお仕事ができる中に、医療的ケア児というのは、正直お話を聞かせてもらったのですが、確かにリスクはあります。何かあったら怖いというふうに言っていました。

だけれども、彼ら彼女たちというのは、そこをしっかりと支えていけたらなというところで、応募して来ているのです。ただ、やはりすごい深刻な相談というか、話を聞かせてもらったのですが、やはり生活ができない。9時から4時まで、それから夏休み、土、日は休んでください。夏休み期間も来なくていいです。冬休みも春休みも来なくていいですとなったときに、年間を通したときに、その方々のいわゆるお給料、年収というのは相当低いと思うのです。生活できない。まして、これが独身だからとか、子どもが手が離れた、いわゆる潜在的看護師の方で、少し足しになればとやる人たちとは違う方々が実際は配置されましたから、正直1人辞めて沖縄市に移動しているはずなのです。

なので、そこは今後多少の部分も、調査研究というふうにありますけれども、正直これはもっと早急に進めていただきたいというのは、例えばどうですか。次年度、これは令和6年度の決算の委員会ではありま

すけれども、そこは一部分だけ関わる部分で確認させてほしいのが、例えば次年度に向けて、その医療的ケア児とされる子たちの親御さんから、また小学校であったり、幼稚園、ジャンルは違いますけれども、保育のところで応募が実際あるのかなど。今回ちょっと確認したのは、先の定例会で一般質問をやっていませんから、確認は取れていないのですけれども、実際に次年度に向けて、医療的ケア児の応募というか、審査に望まれる子はいるのですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 宮城克委員の御質疑にお答えします。もちろん、次年度の医療的ケア児が在籍するというのは、今の時点で確定ではないのですけれども、来年の把握はしている状況です。この配置の可能性があるという情報を、私たちは今、当初予算の計上の時期ですので、決定の前に予算の措置はして、やはり配置決定して予算が足りないというのは一番やっただけいけないことですので、この情報は幼稚園だったり、保育所のほうから医療的ケア児が入園、入学しようという逐一情報を連携して、それに応じた予算の要求をしております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解しました。ぜひ本当にいま一度考えていただきたいのが、医療的ケア児支援法というのは、医療的ケア児とその家族を支援する法律というのが成立されて、いわゆる努力から義務に変わっているわけですよ。これは法的に義務です。そこにやはり当事者の家族や親御さんとかの気持ちというのは、なかなかそこに寄り添いたい気持ち、自分たちなりの寄り添い方はあっても、その気持ちには絶対なれないと思うのです。

だから、向こうが必死になって、子供のためにというところで訴えてくる、絶対あつてはいけないのが、看護師の応募がなかったから看護師の配置ができないとなったときには、例えば入学を認めたときに、そこに負担が来るのは、やはり親御さんだと思うのです。どうしても親御さんが、そこに寄り添わないといけないう状態になる。だから、それは絶対避けないといけない。

ましてや、例えばさっき言った、お給付金の面等で、やはりこの方々って、みんなネットワークがあつて、県内そういう人たちって、結構LINEのグループを持っていたり、いろいろな情報の交換をしているらしいのです。そうしたら、宜野湾市は安いから沖縄市がいいよ、うるま市がいいよとか、これは保育士なんかでもよくある話ではないですか。だから、そういうふうになってほしくないなって、そもそもの目的と使命というのは、しっかり果たしてほしいと思いますので、この辺でとどめますし、別に12月の一般質問で今回は出しませんが、ぜひいま一度寄り添うという部分、しっかり予算措置をしていただいて、安心安全に親御さんたちの負担にならないように、この子たちというのが、安心して通常の教育を受けられるという環境をどうしてもつくっていききたいというふうに自分も思っていますので、ぜひこの予算の在り方、いま一度また見直していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、進めていきたいと思います。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。歳入の1款市民税についてお伺ひいたします。決算書18ページです。よろしくお願ひします。

さきの委員会の中で、ある程度確認させてはいただいているのですけれども、市民税について少し確認したいのですけれども、現在の非課税世帯の皆さんというのは何世帯ぐらいいらっしゃるのですか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時22分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時23分）

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 非課税世帯の数を知りたいというのは、例えば納税していたのだけれども、事情があって生活保護を受けているとかして課税されない方々もいらっしゃると思うのです。そういった方々というのは令和6年度に何世帯ぐらいいらっしゃいますか。

（「休憩よろしいですか」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時23分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時24分）

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。まず、1月1日時点の課税をします。一旦課税をしたら、生活保護になったら課税になるということではなくて、課税は課税で調定は残りますけれども、生活保護になった場合は滞納処分、執行停止という処分をしてということで、税の徴収を資力回復するまではやめるというような措置を取っているということです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 そういった世帯というのは、令和5年度と令和6年度で何世帯ぐらいありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。執行停止を打った数は押さえているのですけれども、生活保護のために打った数というと、ちょっとまた確認が必要になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 執行停止の数、時効も含めて、前回答弁をさせていただいているのですけれども、執行停止の数、令和5年と令和6年度の執行停止の数でいいので、御答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。執行停止、不納欠損の数と金額でよろしいでしょう。

○上里広幸 委員 はい。

○総務部次長 お答えいたします。令和5年度が15条のものと18条のものとがありますけれども、いわゆる3年と即時がありますけれども、トータルで402件ございます。令和5年度ですね。金額が788万9,414円となっております。令和6年度が485件、額にしますと1,253万5,560円となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度に比べると、件数も80件近く増えて、額のほうも約400万円近く執行停止の額があるのですけれども、その要因について、どのように分析しているのか、お伺いいたします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 やはり資力、財産調査などを進めていく中で、担税力がないというところで判断したものが大きな要因だと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今の執行停止のものは、あくまで市税のものなので、次長がさきの委員会でおっしゃった、根拠の地方自治法に基づいて、3年、5年の根拠のほうも確認させていただきました。

令和6年度においては、債権管理条例のほうを4月1日から施行していると思います。その中で強制徴収債権をしっかりと整理しているのか。そういった台帳の中で、そういったことが整理されているのかをちょっと確認させてください。債権管理条例を制定した後に強制徴収公債権、市税も含めて、どのように台帳とかを整理なさっているのですか。

○石川慶 委員長 納税課長。

○納税課長 債権管理条例に基づいての台帳等の整理ということで、御質疑の内容でよろしいでしょうか。

○上里広幸 委員 はい。

○納税課長 もともと市税につきましては、法に基づいた地方税法、あと国税徴収法等に基づいて税金の収入とか、管理については行っていますので、債権管理条例というのは、基本的には非強制徴収公債権等の管理については載せていますので、もともと市税についての管理というのとは少し内容が異なってきます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 市税と国保税とかは地方自治法に基づいて処理していったら、この条例には、もちろんこの目的のとおり整理のあれでは該当していないということですね。確認させていただきました。

この14款の手数料とか、そういったところに現れてくると思うのですが、まずこの条例を制定して、今現在市税の債権をどのように分類していったら、どのように管理していつているのか、令和6年度においてですよ。条例を制定したことで、この債権管理をどのように分類して、この条例を行っているのかというのを確認させてください。

（「休憩をお願いします」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時29分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時30分）

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年4月1日に債権管理条例が施行されてスタートしていると思うのですが、この条例に基づいて非強制徴収公債権と私債権がどのように整理をされていて、決算書のどこで反映されていて示されているのか、御説明いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。今、条例に基づいて債権の種類、区分等が、どういった整理で、決算書のほうにあるのかということですが、決算書の中身というか、性質上、そういった公債権であったり、私債権のほうの種類が、ここへ現れるような仕組みではございません。

条例のほうで整理させていただきました、債権放棄の要件に達したものについては、債権についての放棄といったものを整理して、債権放棄したかというところについては、一覧表の資料として報告させていただいたところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 報告させていただいたということは、令和6年度の決算の段階で資料として提出されたということですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。9月定例会のほうで決算の認定、認定第1号の議案の中で資料として一覧表を提出させていただいてございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。また、再度確認いたしますので、また質疑してまいりたいと思います。

再度ちょっと確認していきたいのですが、この債権条例の中で非強制徴収債権の放棄を行って、令和5年度と令和6年度に対して、どのような影響が来ているのか、その辺お答えください。数字として金額的にどれぐらいになっているのか、全体的なものでいいですので、御確認させてください。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。債権条例が、令和5年度には債権条例が、放棄できなかったというところで、令和6年度から放棄をしているというところでございます。放棄した件数でございますが、件数でいうと101件、金額にしますと102万5,484円となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今は、あくまで債権放棄した数であるのですが、あくまで徴収に対して高い推移で皆さんが徴収しているのですが、放棄する前にさらに力を入れて徴収しようとした努力とか、工夫とか、そういったことがあればお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。これにつきましては、所管している各部署において徴収の努力はしているものと認識しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 最後に、これは確認させていただきたいのですが、令和5年度までは各担当課において債権徴収したと思うのですが、それは今現在、令和6年度においては、一元化されて、この債権管理を行っているという理解でよろしいですか。それとも令和5年度同様、各担当課で行っている段階ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。現在一元化に向けては、各担当レベルで調整を図っているところではございますが、今現在は各担当において徴収事務を行っているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和6年度の状況は分かったのですが、令和7年度、令和8年度、計画していると思うのですが、一元化していくという方向性での認識なのだと思いますが、それはいつ頃まで達成できそうですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。一元化に向けて、いろいろ課題が出ているようでございます。担当レベ

ルでは一元化したいというところで動いてはいるようなのですが、ほかの市町村の動向等も含めながら、ちょっと研究させていただきたい。今動いてはいます。動いてはいるのですが、ちょっと課題が出ていると、その辺の整理をさせていただきたいというところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 我々総務委員会の所管事務調査でも様々な場所を研究していて、相当な技術というか、知識も必要になってきて、担当課で1つにするのは非常にハードルが高いとは分かっているのですけれども、一元化していくのが、この条例の目的であると思うので、それに対して、また進めていくようにしていただきたいということと、債権条例を制定したからといって、徴収努力が低下しないような取組のほうも、もちろん尽力なされていると思うのですけれども、その辺もしっかり取り組んでいていただきたいと思います。

14款使用料について、市民会館の使用料について、ちょっと確認させてください。令和5年度の決算書においては、市民会館を利用していなかったから収入がなくて、令和6年度に対しては改修工事が終わったから収入しているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 おはようございます。上里委員おっしゃるとおり、令和5年度は改修工事のため、令和6年度も改修工事がありました。令和7年3月より開館していきまして、その収入でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 年度末の収入が入ってきていると思うのですけれども、以前の改修前の使用料の料金と改修後の使用料金の差額というか、主なものでよろしいので、使用料が上がったのか、このまま据置きなのか、その辺説明をお願いします。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 市民会館の料金については、変更はございません。以前も、令和5年、令和6年、令和7年も料金的には一緒です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは空調とか、そういった利用料、使用料に関しても料金の増額は4年、5年、6年はないという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 なぜこの質疑をしたかという、高齢者の皆さん方がサークル等で利用していると思うのですけれども、なかなか物価の高騰もして、使用料が少し高くないかという、こういった御意見等もあるものですから、利用料とか、施設の使用に関する料金の徴収については、その辺も鑑みながら設定については、あまり増額していかないような取組にさせていただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。ただいまの御質疑でございますが、市民会館の大型空調等の改修等が終わった時点で、新たな料金設定をするというのが本来の方針ではございましたが、やはりこの物価高騰の状況の中、ちょっと今すぐ値上げというところをやっていくのが厳しいのではないかという意見も、もちろん市長含めてございまして、一旦見送って、取りあえず令和6年度、令和7年度については、

ちょっと線引きをさせていただいたというところでございますが、ただ令和8年度については、実は全庁的な使用料、手数料の見直しの時期に当たってございまして、5年に1度、そういった見直しをする時期がありまして、令和8年度がその作業の時期に当たります。

なので、その中で市民会館の使用料、手数料のほうを一緒に見直しのほう、検討には含めていく形になりますが、その中で、やはりこの物価高騰の影響のほうも全庁的に考慮しながら料金設定をしてまいりたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 答弁ありがとうございます。利用なされているニーズ、利用者の方から、そういった声がありますので、もちろん行革や方針を拝見していますけれども、その辺については、現在の状況を見ながら検討していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、替わっていききたいと思います。続いて、プリティ宮城ちえ委員、4番と5番、7番ですね。お願いしたいと思います。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく申し上げます。4番になります。決算書の212ページ、4款1項1目保健衛生総務費、備考が16番となっています。妊娠・出産包括支援事業についてです。まず1つ目の質疑は、この対象者は、どの程度いたのでしょうか。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度の見込みとして、まず産婦健診、この妊娠・出産包括支援事業は産婦健診と産後ケア事業が2つありますので、その見込みとして産婦健診は960人の2回分で述べ1,920人分、産後ケアのほうは、令和6年度の産後ケアのほうは、見込人数は、産後ケアというのは宿泊型、デイサービス型の6時間、3時間、訪問型というふうに少し細かく分かれていますので、その見込人数は今のところ持ってはいないのですが、総額の費用で、こちらのほうは押さえています。こちらの総額費用の見込額が2,872万7,200円という形で押さえております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。2つ目なのですが、この中で、妊産婦さんで、若年層はどのぐらいの割合で。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 確認なのですが、産婦健診、産後ケア、どちらのほうでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 どちらも。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 こちらのほうも年齢別では出していないので、数値としては持ち合わせておりません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 県のほうで若年妊婦支援事業というのがあるのですけれども、これとリンクしていますか、全然別ですか。包括して沖縄県は、若年層の妊産婦の問題が大きいということで、若年妊産婦支援事業というのを打ち出しているのですけれども、それは特に宜野湾市はやっていないですか。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 今現在は、若年妊産婦支援事業という形ではやっておりません。ただ、通常の保健事業の中で保健師が若年妊産婦を支援するというふうに内部規定というか、保健師のほうでフォローはしてお

ります。支援はしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。3つ目ですけれども、民間のほうからの情報でも、宜野湾市は、困っていると相談に来る妊産婦さんが1年20人ぐらいいると聞いたのですけれども、民間との連携とかも、この事業の中ではしているのでしょうか。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 確認なのですが、この若年妊産婦に関しての民間の支援ということでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 今の質疑は、ひっくるめて妊娠・出産包括支援事業の中で、寄り添い支援、全体として。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 例えば産婦健診は医療機関で受診しますので、医療機関のほうから気になる産婦さんに関しては情報提供があります。また、産後ケアに関しても報告書を全部提出していただいていますし、産後ケアを利用した産婦さんに関しては全員報告が来ますし、気になる方については電話等で報告が来る場合もありますので、そういった形で連携はしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 213ページに関連して、国庫支出金等精算返納金1,787万円の御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 すみません。確認なのですが、この国庫支出金のほうは親子伴走型相談経済的支援事業なのですが、そこのほうの確認でしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 213ページ、4款1項1目、備考欄17、親子伴走型相談経済的支援事業の中の国庫支出金等精算返納金1,787万円に関しては、こちらのほうは伴走型支援及び出産準備ギフト、子育て応援ギフトという事業内容の中で、伴走型相談支援事業と出産・子育て応援給付金に関する申請額と実績額の差額分の返納額となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。すみません。ちょっと先に質疑するのを飛ばしてしまつたので、すみません。混乱させてすみません。

今の17番の御説明は理解できました。すみません。212ページの16、妊娠・出産包括支援事業の国庫支出金等精算返納金の御説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 母子保健担当主幹。

○母子保健担当主幹 こちらのほうの国庫支出金等精算返納金に関しては、令和5年度に申請しまして、受入額1,681万円に対し令和6年度に入りまして、令和5年度の実績額を令和6年度に報告しています。そちらのほうで1,175万円ということで、差額分の50万6,000円が返納金という形になっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 御丁寧にありがとうございました。理解できました。

続きまして、5番目の決算書169ページの3款2項1目児童福祉総務費の備考が11番のDV・女性保護対策事業です。これは何人の対象者がいたのでしょうか。支援した対象者です。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。決算書169ページ、備考欄11、DV・女性保護対策事業についてでございますが、対象者は宜野湾市福祉保健の概要等にも掲載されております、女性相談件数ということで申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○児童家庭担当主幹 令和6年度は、女性相談の相談件数が全体で275件ございまして、そのうちDV被害に関する相談は206件と全体の75%を占めております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。どのような支援をしたのでしょうか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。DV被害に限らず女性相談の内容は、本当に多岐にわたりますけれども、例えばDV被害でしたら、相談を受けて実際に緊急性が高くて一時保護を希望する場合には県の女性保護所等と連携、警察と連携しながら避難につなげたり、あとは実際、離婚問題に向けて動きたいという場合には、そういった法律関係も含めて、いろいろな助言をしている状況です。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。その中で、私の周りでは米兵との結婚で、その後の経済的な問題からDV関係はよく相談があるのですけれども、そのような支援はありましたか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。今はっきりとした数字は、すみません。持ち合わせていないのですが、全体の中で占める外国籍絡みの相談は、多くはないのですけれども、その内容に応じて、こちらで対応が難しい場合には国際福祉相談所とか、そういうところにおつなぎしたりとかして対応してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 そこは国際福祉相談所につないでいくという形ですか。

○児童家庭担当主幹 はい。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。この170ページにあります、DV・女性保護対策事業と困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金というのは関連していますよね。この返還金の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。これは令和5年度の実績報告によるもので、交付申請のときと差額が生じたものを返還しているものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 承知しました。ありがとうございます。

では、最後に7番目の決算書129ページです。129ページの2款4項2目常時啓発費というものがありますが、この事業の目的と成果についてお願いいたします。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。常時啓発事業で行っている事業といたしましては、市内の小学生、中学生、高校生を対象にした、県選挙管理委員会が実施するポスターコンクールの受付と審査及び県選管へ提出を行っております。それに伴いまして、応募していただいた児童生徒の皆さんに参加賞や入賞者につきましては特別賞などをお贈りしております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 以前に学校に対しての投票スタンドを貸し出したことはなかったですか。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 御質疑にお答えいたします。選挙啓発の一環として市内の小中学校、中学校、高校に対して投票箱等の貸出しを行っておりますが、費用を伴うものではありませんので、こちら決算のほうには反映されておられません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。では、2つ目ですが、5万円の中で支出総額が1万1,000円、不用額が3万8,000円と出ているのですけれども、その説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。不用額のうち報償費と通信運搬費につきましては、当初予算で計上した分の執行残となっております。費用弁償につきましては、明るい選挙推進協議会というボランティアの皆さんで構成する団体がありまして、この明るい選挙推進協議会の集まりがあった際に、委員の皆さんに費用弁償を支払えるようにということで用意してありましたが、令和6年度は明るい選挙推進協議会の集まり自体がなかったもので、今回は執行がありません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今、投票率の低下もあって、とても盛り上げていくのは大切だと思うのですけれども、どういう理由で開かれなかったのでしょうか。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 御質疑にお答えいたします。明るい選挙推進協議会は、以前は成人式でビラ配布などを行っていたところではありますが、近年では明確で具体的な活動計画が立てられずに、実際には活動が休止している状態であります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 令和6年度の市長選は10%投票率が低下していますし、啓発事業というのは、とても大切だと思うのですが、今回の事業、ポスターコンクールをやったり、その明るい選挙とかを見て、どういことを選挙管理委員会としては、方向性というか、これから投票率を上げていくための方向性は。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 御質疑にお答えいたします。各選挙における投票率の向上につきましては、選挙ごとに状況も変わり、方法も異なるため、容易なことではございませんが、選挙管理委員会としましては、全ての有権者の皆様に選挙権を行使していただけるように働きかけていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ポスターとか、スタンドを貸すとか、とてもいい活動だと思うので、明るい選挙というのは、方向性が今出ていないと言うのですけれども、出前授業とか、またいろいろな形で、令和5年

より令和6年度は常時啓発費も3倍になって、とてもいいことだと思うので、また頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、一旦休憩に入りたいと思いますが、よろしいですね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時02分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

○石川慶 委員長 引き続き、認定第1号について審査を行ってまいります。では、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。それでは、4款1項3目の火葬場建設等検討調査事業についてお伺ひします。主要施策の成果説明書においては、26ページ、決算書は222ページになっています。

この事業は、令和5年からの繰越明許で、令和6年に予算が執行されているのですけれども、この火葬場建設等検討調査事業が行われて、主に委託費になるのかな。この委託費というのは2市1町1村の合計した事業のための委託費なのか。あるいはこの委託費というのは、宜野湾市だけの委託費として使ったのかどうか、答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今回、令和6年度決算に表れている委託料につきましては、令和5年9月議会に補正をしたわけなのですけれども、その補正の段階では宜野湾市内、あと北中城村内、1市1村の範囲内で火葬場建設ができる土地がないかというところの業務委託をしたところでございます。これは火葬場の基礎調査と基本構想の策定業務でございまして、宜野湾市と北中城村の市域内で候補地を探したというところでの委託でございまして。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その結果、沖縄市のほうに令和7年度からは、しっかりと説明していただいたのですけれども、そういう沖縄市のほうに用地として決まったということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。令和6年途中でしたか、2市1町1村で事業をしていくというところで、昨年12月議会でしたか、事務委託の議決も得たところでございまして、要は方向転換があったというところで、4市町村で火葬場を整備していくということになりました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 明繰で940万円の委託料というのがあるのですけれども、これは宜野湾市の2市1町1村の割合の負担分というふうに理解していいのですか、決算書にもあるのですけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。先ほども御答弁申し上げたとおり、これにつきましては宜野湾市域内で当初火葬場を建設するというところで、動いた事業でございまして、その途中で北中城村、宜野湾市ではどうしても土地が、候補地がなかなか探せないというところもございましたので、北中城村域内も含めて検討するという業務になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。ありがとうございます。それで、本年度の令和6年度の予算としては、

26万2,000円ということで、本当に職員の手数料しか出ていないのですけれども、その広域火葬場の建設に関して事業は着々と進んでいるわけですね、沖縄市のほうで。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今現在、4市町村で実施しております広域火葬場につきましては、沖縄市のほうへ委託しておりますので、沖縄市のほうで頑張らせていただいているというところで、早い供用開始を目指しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その件に関しては、お聞きするしかないのですけれども、現在の状況をもし答弁できれば、あるマスコミ報道によると、沖縄市のほうで予定していた用地が、なかなか取得が厳しい状況があるというふうなニュースもあって、ちょっと心配したのですけれども、その用地取得の状況というのは、今はどういう状況なのか、お願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。沖縄市のほうから得ている情報によりますと、地元は特段、新聞報道では反対しているというところの報道がございますが、沖縄市のほうに実際届いているかといったら、そうではないようでございます。なので、事業については、今のところは滞りなく進んでいるものと解釈しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 皆さんが予定したスケジュールどおり進むということで、またこういう施設は市民だけではなくて、中部の皆さんで本当に困っている方がいらっしゃいますので、ぜひ予定どおり、あるいは予定より早く完成していただきたい。

もう一つだけ。一番肝腎なのは、用地もそうですけれども、資金面のほうも、宜野湾市は、これから事業費というのが厳しい状況にあるのですけれども、その資金面に関しては、これからになるのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 確認させてもらってよろしいですか。僕らがお支払いする負担金ということで、よろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 そうです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。確かに安い費用ではございませんので、起債等も含めながら検討してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについては、ではこれからということで、火葬場建設については以上でございます。ありがとうございます。

引き続き、資料番号が26番です。地方債の残高推移について資料をいただいたのですけれども、ここに載っている資料は、一般会計の歳入歳出の決算だけになっていると思うのですけれども、特別会計等を含めた地方債の残高というのは、私は、そのつもりで資料をいただいておりますけれども、これ以外にもありますよね、特別会計は。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑にお答えいたします。特別会計のほうは特別会計決算として別で、また数字はございまして、今回は一般会計の歳入歳出決算のほうでしたので、一般会計だけ私のほうは認識してございまして、それでこのような資料を作らせていただきました。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** では、特別会計も入れた合計額は、監査委員の意見書にあるのですけれども、金額としては291億1,435万4,000円でいいのでしょうか。令和6年度です。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの数字なのですが、監査意見書の68ページの地方債現在高の状況で、一般会計から土地地区画整理事業特別会計まで含めた金額ということで、291億1,435万4,104円という形です。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 一般会計の歳入歳出決算と地方債の残高といっても、これは宜野湾市の純然たる借金ですよね。後年度に返していかないといけない借金ですけれども、273億円、あるいは特別会計を入れて291億円ということで、推移としては、そんなに大きく伸びたとか、大きく減ったということはないと思うのですけれども、しかしこれと同時に、やはり歳入の面があって、その後ろの宜野湾市の財政の柔軟性というのでしょうか、市の仕事が、市民からの要望があってやらないといけない事業ができるかできないかというのを表すのが経常収支比率ですが、これが95.7%、あるいは96.0%というところまでいっているということは、やはり財政が少し硬直しているのかなということもあるのですけれども、その件については、どういうふうな考え方で今事業を運営しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(何事かいう者あり)

○**石川慶 委員長** 休憩いたします。(午前11時28分)

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午前11時28分)

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 資料でいただいた決算表があるのですけれども、決算表の中で、ただいま先ほど特別会計の地方債の残高も入れて、皆さんに言いましたけれども、その決算書の中の地方債残高が288億6,600万円ということになっているのですけれども、この数字は、私の考えからすると、少し数字の違いがあるのではないかなと。これは丸がついているから、合っているのですよね。これでいいのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** こちらの数字につきましては、普通会計といいまして、特別会計全てを入れているわけではなくて、土地地区画整理事業の保留地処分金で行う事業とそれ以外で行う事業というのは分かれておりまして、こちらの普通会計事業については、保留地処分金で行う事業は除かれておりますので、特別会計分が丸々のつかっていくというわけではなくて、若干の数字のずれはございます。一般会計と特別会計を全て足した額というのとは若干違っています。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 今の説明からすると、区画整理事業の保留地処分関係のものが反映されていないということになるのですけれども、もう少し説明をしていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古委員、お願いがあるのですが、一般会計の決算で、今日の質疑は積立金についてということで通告していたので、一般会計というのをちょっと理解して……

○我如古盛英 委員 積立金と地方債の合計ですよ。

○石川慶 委員長 金曜日の時点で確認したときには積立金ということであって、あとは一般会計の決算の認定ですので、その辺も配慮しながら質疑をお願いしたいと思います。

○我如古盛英 委員 積立金ではないはずですよ。

○石川慶 委員長 こちら総括質疑ということで、我々金曜日に確認した際、そういったことで、2人一緒に確認していますので。

○我如古盛英 委員 ですから、質疑していないのをやる、積立金……

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時31分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時31分）

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど積立金ということですが、純然たる積立金もそうですけれども、資料25番の場合は地方債の残高、両方資料がありますから、それに基づいて質疑を行っていますので、地方債の残高が一般会計の総額と、それから特別会計を入れたものについて数字が出てきていますので、それを伺えたら全体としては291億円という数字が、今答弁からもありましたけれども、どうして違うのかなというこの説明が、土地区画整理事業の保留地処分等の会計の仕方が違うということなののでしょうか。それをちょっと説明してほしいということで質疑しましたので。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。資料番号44番を御覧になっていただいていますでしょうか。こちらについては決算カードとなっております。こちらの内容は一般会計と特別会計の合計を足したのではなくて、普通会計といいまして、普通会計という部分でございまして、土地区画整理事業の保留地処分金事業を除いた会計という形になりますので、普通会計の数字としては、地方債、現在の288億6,005万5,000円ということで、間違いのない数字となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今の答弁で間違いはないですね。では、この答弁からすると、監査委員の意見書と、それから決算カードと、その金額の差というのがあるのですよね。それはそれでいいと言っているのですか。従来どおり、そういう方式で、そういう形で出されているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。監査委員のほうに報告しております数字については、一般会計と特別会計という形で分けて数字を出しているものでございまして、普通会計については、総務省で指定されている区分に基づいて統計を出しているものでございますので、こちらは例年どおりということで、間違いはないです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この決算カードというのは、これは皆さん方が出しているのですか、財政課のほうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 財政課のほうで作成をして取りまとめて、総務省のほうに報告している数字でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、あと1つだけ説明していただきたいと思います。これは監査意見書の中では、地方債の現在高というのが合計で291億1,400万円余あるのですけれども、この数字と、それから皆さんが、企画部が出した地方債の現在高というのと数字が異なるということについて、その差が違う部分は、先ほどの説明からすると、土地区画整理事業の特別会計の保留地処分等があるということなのですから、そこら辺をもうちょっと整理を、もう一度答弁をお願いできませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。先ほどと同じ答弁にはなるとは思いますが、決算カードのほうは普通会計で整理してございますので、一般会計に加えて土地区画整理事業の保留地処分金を用いた事業に、それに対して地方債のほうは除かれているような形になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 普通会計の地方債の残高だと273億円余の数字にはならないのかなと思うのですけれども、その保留地処分が行われていない中で、保留地処分というのは、土地区画整理事業を行って、特別会計の収入として、これから事業費に生かしていこうという保留地処分の予定なのですよ。保留地処分が、まだ行われていなければ、どこからか資金を持ってきて、事業をやっていけないという保留地処分の性格があるのですけれども、今、保留地処分の関係というのは、保留地処分が契約できなかったということですか。そのままの状態が続いて、収入として入っていないということになるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらの特別会計の事業内容については、ちょっと財政課のほうでは詳細まで把握してございませんので、今答弁はしかねます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その数字に関しては分からないと。しかし、決算カードというのは、最終的には経常収支比率等の指標に影響することですので、そこら辺は、企画財政は全体的な把握をしないと行けないと思うのですけれども、それでいいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 詳細などはこちらで答弁いたしかねます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、最後の質疑になりますけれども、先ほどの数字の打ち間違い、違うというのがあるのは確認しているのかどうか。それから、これは土地区画整理事業の担当次長が言いましたが、保留地処分の件で保留地が未処分のためにということを理解しているのですけれども、それはあるということで確認していいですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時40分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時43分)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほどの決算カードの地方債現在高の288億6,000万円と、それから監査委員が提出されました、令和6年度現在高の91億1,000万円、それから資料としていただいた地方債残高の推移、一般会計だけは273億4,000万円ということは、これは理解いたしております。先ほど2つ提示した数字に関して、改めて企画部のほうからの説明をいただきたいと思いますので、後でまたよろしくお願いします。

あと、1つだけお願いします。経常収支比率というのがありまして、経常収支比率が、これは指数として、私もあまり詳しくは分かりませんが、従来の宜野湾市の財政の柔軟性とか、指標、これからどのぐらいの事業ができるかなということで、自主財源と、それから交付税を入れたものが、いかに義務的経費についているかという指標だと思うのですが、95.7%ということは、残り4から5%ぐらいしか、その予算が、市の政策事業等に、1年間の事業に使えるものにはなっていないかなと。600億円の5%ですから、金額としては少ないですね。

そういった状況は、これからも続いていくのかどうか。こういう95.7%の経常収支比率、もちろん財政的には不足はないと思うのですが、次の市民のいろいろな事業、あるいはこれから裁判所跡地のリフォームというのでしょうか、それからコミュニティ防災施設もこれからやろうとしているし、いろいろな事業、公共交通とか、いろいろ先ほど言いました、火葬場の建設にも資金が必要ですが、こういったことで少し心配なことがあるのですが、皆さんは経常収支比率が、私としては、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、ぎりぎり厳しいところに来ているなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。経常収支比率、御指摘のとおりかなり高い水準に来ている状況でございます。こちらについては、人件費の大幅な増、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給開始であったり、人事院勧告等による計年度任用職員の給与、報酬の増、こちらのほうが大幅増になっている。また、障害福祉サービス、児童措置費、こういったところの扶助費のほうも、かなり伸びてきているという状況がございますが、こちらについては、ルール上の一定程度、地方交付税、普通交付税措置のほうもされますので、ここが一気に上がるというところについては、少し疑問が残ると思います。

昨年から御説明を差し上げておりますとおり、普通交付税のほうなのですが、たばこ税の大幅増によって一時的に令和6年、令和7年と大きな減額の影響を受けている状況でございますので、通常であれば、人件費分、扶助費分の増があると、こういったところについて、人件費のほうは全国のお話ではございますので、こういったところは交付税措置が一定程度されるべきなので、増額もされていくところ、我々の段階においては、普通交付税の減額の影響が大きい、令和6年、令和7年という形になってございますので、ここが経常収支比率のほうには、かなり影響しているのではないかなと分析しているところでございます。

なので、令和6年交付税、大幅減しましたので、95.7%、上がっているという状況で、また令和7年度は、さらに普通交付税の減額影響が最大化している状況でございますので、令和7年度の決算については、経常収支比率のほうは、やはりかなり高い水準になるのかなと想定はしてございますが、令和8年度から普通交付税の減額影響のほうを最小化されて、令和9年度あたりからは、この影響というのはなくなる見込みでございますので、この辺から経常収支比率のほうは一定程度低下していくのかなと想定しているところでござ

います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 人件費、扶助費等が増加傾向にあると。それと同時に、たばこ税の件が返還金と言っていましたかね、県に返還する。そういう影響があつて、こういう状況になったという説明がありましたけれども、市民の要望というのはいろいろあるわけですので、それから市政としても、やっていくというふうな市民との約束もありますから、ぜひそれが実施できるような財政運営をしっかりとやっていただきたい。委員長、これで私は……

○石川慶 委員長 我如古委員さん、時間はありますので、基金のほうまでやりましょうか。20番。資料番号が27ですね。

○我如古盛英 委員 基金については、後で大丈夫です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。では、ちょっと早いのですけれども……

(「すみません。今の件で」という者あり)

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 決算カードをいただいたのですけれども、令和4年、令和5年、令和6年、その中の基準財政収入額、基準財政需要額、これが令和6年度、230億円余りと194億円余りで、足りていない部分が地方交付税で戻ってきていると思うのですけれども、55億円、この数字はぴったり合っているのですけれども、令和4年度も合っています。地方交付税で61億7,700万円交付されているのですけれども、この令和5年度が基準財政収入額から基準財政需要額を引いた数字で63億7,319万円余りになっているという数字が出るのですけれども、交付された額が64億円になっているのです。なぜこの数字が違うのか、それをちょっとお聞きします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 知念秀明委員の御質疑にお答えします。普通交付税の算定額については、御指摘のとおり基準財政収入額と基準財政需要額の差額ということになります。令和4年と令和6年は数字が一致していると思います。

ただし、令和5年について3,437万5,000円、ちょっと差額が出ていることにはなりますが、こちらについては、毎年度普通交付税の算定に当たって、市のほうから総務省のほうに様々な数値のほうを報告してございます。その数値の報告の中で、ある一定の基準がありますので、その後移動する数字等が、どうしても出てくることになります。保護の利用者数とか、障害福祉サービスの利用者数、そういったところが精算で利用者数等、若干ずれが出てくることもございます。

もしくは、間違いの報告があつたりかということは、各係のほうで上がってきますので、こういったものを偶数の年度で県のほうが、普通交付税の検査のほうが参りますので、この検査を偶数の年度で受け受けて、その次の年度で精算をするという形になります。

この令和4年度に受けた交付税検査の内容で基準財政収入額のほうが1,500万円程度多かった、これはマイナスのほうに、普通交付税としてはマイナスの方向に働く、収入額のほうが1,500万円、本当はもう少し多かったと。逆に需要額のほうも約5,000万円多かったと。こちらプラスのほうに働きますので、相殺をして3,437万5,000円は追加交付という形で、令和5年度に追加交付を受けているものでございます。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。偶数の年に、そういったものを総務省が、その財政を見て間違っている部分はそこに反映していく、それがプラスの年もあるし、マイナスの部分もあるということで、理解しました。

あと、令和6年度の決算委員会だけでも、すみません。そうすると令和3年度とかが違っていたり、令和2年が3,000万円余り上がっていったりということも理解しましたので、ありがとうございます。

先ほど我如古盛英委員がおっしゃっていたのですけれども、経常収支比率、家庭でいえば年収1,000万円の収入があったときに960万円は何らかの支払いがあるのですよ。残り使える予算が40万円ですよというのが、今のことだと思っているのですけれども、先ほど説明があったとおり、令和6年度、令和7年度、そこが経常収支比率は上がっていきますと。それは国からの交付金が少なくなっていくからですよという理由を聞きました。

ただ、令和5年度の県内11市の経常収支比率を見ても、やはり宜野湾市は悪いのです。8番目になっていると思うのですけれども、そこはそこで、やはり97%とかいかにしないといけないのも分かっていますし、ただ分母が上がった分、要は1,000万円の年収、収入だけでも、2,000万円になったら、96%が97%になったとしても、自由度が60万円になっていくとかというのも分かっていますから、ただ経常収支比率は抑えていかないといけないということは、これを理解していただきたいと思っています。その辺について答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。御指摘のとおり経常収支比率は90%を上回っていると、かなり硬直化というような状況になっていますので、こちらの低減のほうは、しっかりと図っていききたいと思っております。

また、令和5年度について、ちょっと数字のほうも触れていましたので、令和5年度は、実は国民健康保険特別会計の累積赤字のほうに、かなりの額を投入して累積赤字の解消を図るということで、かなりの額を投入しましたので、ここも計算の中に入ってございまして、令和5年度は悪化して、令和6年度以降は先ほど御説明申し上げましたとおり、交付税の減のほうが関連してきているのかなというような状況と分析をしておりますので、また令和8年度のほうも経常収支比率も注視しながら、財政健全化のほうを目指していきたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。財政力指数もいいですし、実質公債費比率、これも借金に対してどれぐらいの負担があるかという比率なののですけれども、これでいいのですよね。

ただ、気になるのは、やはり経常収支比率が気になったものですから、この質疑をしました。今から令和8年度から、それをなるべく上げていかないうな、そういう取組をお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時56分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後１時３０分）

それでは、これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第１号について審査を行ってまいります。質疑を許します。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひします。まずは、７款商工費の委託料不用額について、前回も確認したと思うのですが、委託料５,７７６万円余りの不用額について、改めて御説明をいただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。こちら令和６年度宜野湾市一般会計及び歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書のほうです。こちらの２５ページにございます、７款商工費、商工費の部分の３段落目、また不用額の主なものとはというところで、去る金曜日に御説明しましたとおり、中小・小規模事業者等エネルギー高騰対策支援事業の不用額としまして５,７７６万４,５８９円計上してございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この不用額、これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なのですが、その不用額がどのようになったのか、返還額の説明をいただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。この件につきましては、国の令和５年度の補正予算が１１月２９日に成立したところで、地方公共団体における重点支援地方交付金を活用した支援策の年内の予算化について国から通知をされたので、令和５年１２月議会中に追加議案の補正予算として計上させていただきました。

その後、３月補正で繰越しを行ったところでございます。その際、低所得者であったり、子育て世帯支援などの分野にも交付金を配分するために、この中小・小規模事業者等エネルギー高騰対策支援事業のほうには、この事業費自体がまず１億２,３５１万円という事業費でございます。

その中で、交付金の充当というのは、７,８００万円ということで、全額の交付金を充てることなく、ほかの分野にも振り分けるために交付金の充当額は、７,８００万円に抑えて、残り４,５５１万円は一般財源対応として予算化をしているところでございます。

その後、令和６年度に、先ほども御説明しましたが、約５,７００万円程度の不用額を生じましたので、事業費の決算額として約６,７００万円となっておりますので、交付金のほうは、６,７００万円を充当して、予算では、７,８００万円充当しておりましたが、必要な交付金は、６,７００万円となりましたので、交付金の不用額としては、差額の１,１００万円程度の不用額となりました。

そのうち約１,０００万円については、同じ繰越しを行った交付金の事業のほうに振り分けることができましたので、中小・小規模事業者等エネルギー高騰対策支援事業としての交付金の不用額は含まれている、具体的には１３４万４,０００円まで圧縮してございます。また、交付金については、精算前に請求して追加のほうを受けておりますので、国庫の返還金というものは生じてございません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。これは全部交付金を充てた事業ではなくて、一般財源を交えながらやっていたと。不用額は出たけれども、他の繰越しの事業に充当していたということで、残りは１３４万７,０００円で

したっけ。これは返還金というか、使い切れなかったという認識でいいわけですね、交付金は。

そこで、ちょっと聞きたいのですけれども、交付金はなるべく全額使うべきだと私は思うのですけれども、この使い切れなかった、要するに請求しなかった部分が出たということで、今後の重点支援地方交付金がまた再度行われるときに、そういった問題は出てこないですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑に私のほうからお答えをさせていただきます。交付金のいただけなかった分が生じたことによって、今後仮にまた国の補正予算等による重点支援交付金の補正予算、そういったものがあつた際に本市への交付額が影響を受けるかどうかということですが、この交付金の算定式としては、人口ですとか、客観的な数字、係数を用いて算定をされますので、今現在のスキームがもし維持されると分かれば、不用額による影響というのは生じないのではないかなというふうには考えているところでございます。

ただ、また新たな交付金が制度化された場合は、しっかりそのスキームを確認しながら、ちょっと見極めてまいりたいと考えています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 次の交付金には影響しないのではないかとということで安心はいたしましたけれども、このエネルギー価格の事業というのは、これは本市が行った事業ですよ。要するに国の推奨メニューの中から本市が選んでやっていたというメニューということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。平安座委員おっしゃるとおり、これは国の重点支援のメニューの中にありまして、それを我々のほうで選択して行ったというところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 選択して行って、この間の説明では、9割は見込んでいたと。ですが、そこまで全然至らなかったのではという話がございましたが、やはりこの重点支援地方交付金等は、この間も言いましたけれども、やはり低所得者、あと物価高騰対策等で苦しんでいる方々への支援として国が配分していくわけですので、しっかりこの取り込みの段階から、しっかり精査をしていただいて、今回申し込んだ方々と皆さんが見込んでいた数が相当離れていたのですが、その辺は今後しっかり精査をしながら、不用額、今回は圧縮をして134万円まで抑えてはいるみたいなのですけれども、こども全部使い切れるような事業をしっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。平安座委員がおっしゃるとおり、我々も精査の段階で、もう少し申請率、交付率というのでしょうか、そこら辺をしっかりと見極めながら事業を執行していこうというふうに、これは反省材料でございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしく申し上げます。この件は以上です。

次の質疑に行きます。引き続いて資料番号49、事業名は野嵩3区公民館建設補助事業について、これは事業が終わったものでありますので、この事業に対してどうのこうのというわけではなくて、この野嵩3区公民館建設に当たって、皆さんは地方債を充当して補助しているといった流れがありましたので、資料をいただいて、民間の団体の建築物に地方債を充てる、この法的根拠を示していただきたいということで資料をい

ただきましたけれども、資料をしっかりと読むと、できないことはないのだなというのは、ちょっと理解できますが、ただ何点かちょっと質疑させていただきましても、そもそも地方財政法上では地方債を除いた歳入をもって地方自治体は事業をやっていくという原則になっていると思います。

改めて地方債を使う理由、なぜ地方債を使うのかという理由を、これは公民館建設事業ではなくて、一般的に地方債を使う理由としてはどのようなものがあるのか、確認させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。先ほど御指摘のとおり、基本的には地方債以外の歳入を財源としなければならないということなのですが、ただし書きで地方債をもって財源とすることができるということで、地方債を使う理由については、単年度において多額の歳出が伴う場合、地方債を借入れして、それを償還金という形で平準化していくということを考えますと、この地方債というのは非常に有効だと思っております。また、これが将来にわたって返済をすることで、将来的にこの建物を利用する方の負担、そういった方々の利益にもつながっていきますので、そういった意味で歳出を平準化していくことが良いのではないかとということで、地方債の制度があると考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。返済を平準化していくものと、もう一つは、公共施設等であれば、今住んでいる方々以降の方々も、この公共施設を使っているいろいろと利益を受けていくわけですから、こういった流れの中で、地方債を組んで、将来の方々にも、要するに償還の配分の平等化というのですか、そのようにしていく使われ方が地方債というものなので、そこでちょっとお伺いをしたいのですけれども、今の考え方で地方債の使われ方だとしますと、学習等供用施設でない公民館は、ある意味、公民館の自治会の所有の建物になるわけでございますよね。

この資料等を見ますと、公益団体等が設置するものに使えるというふうに特例で書いてはあるのですが、地方債を使ったということであれば、公益的に使われる施設でないといけないということが、やはり大前提になってくると思うのですが、先ほどの考え方からしますと、この野嵩3区公民館は、そういったものを担保としてしっかりと取って地方債を充てて補助をしていったのかどうなのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。野嵩3区公民館建設に際しまして、野嵩3区の自治会のほうも施設及び備品の管理と使用に関する規定というのがございます。その中にも、この自治公民館であることが前提ではございますが、区民以外も使えるように使用料金等を設定して、広くどなたでも使えるような規定となっておりますので、運用もそのようになってございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 自治公民館なので、多分住民の方々は広く使えるものになるものではあろうかと思うのですけれども、ですからそこはこの資料にもあるように、その担保を取っておかないと私はいけないというものだと思っているのです。学習等供用施設の場合は、皆さんは条例をもって管理をしている、設置管理する条例をもって、しっかりと担保ができるわけです。これは公共施設なので、皆さんの施設なので、当たり前前に条例でしっかりと管理されているのですけれども、自治公民館というのは、そこは今お話がありましたけれども、皆さんとしては、地方債を使っていく、しっかりとした担保、書類上でも何でもいいです。住民が

しっかりと使えるような施設という担保を取らないといけないのではないかなと私は思っているのですけれども、そういった書類の提出等、そういったのもあるのかどうなのか。ただ、口約束というか、公民館の中で決めた規則の中でうたわれているだけなのか、説明をちょっといただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。こちらのほうは野嵩3区自治会のほうで取決めのあった規定に準じて、我々も特に書類でのやり取りとかはなくて、その規定をもって、自治会以外の方も使えるという認識で考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。しっかり地方債を使って建設していったものなので、公共施設に準ずるという認識の中であれば、皆さんが条例で確認している学習等供用施設というのが、しっかりとした使われ方をされていくものだと思えますけれども、そこでもう一点、疑問があるので確認させていただきたいのですが、このやり方は、補助をしていくやり方なのか、寄附をもらって建設していく公共施設、学習等供用施設なのか、この区別というのはどのようにやっているのか。本当であれば、私は野嵩3区公民館建設補助事業も公共施設として、皆様側が、これだけ地方債を充てて事業をしていくには、学習等供用施設を造るとき、言葉は寄附と補助で違うのですけれども、流れは一緒なのです。宜野湾市が負担している割合も大体似たような感じになっているのです。

そこで、だからそれが公共施設として造っていくのと、野嵩3区公民館建設補助事業は公共施設ではないですね、該当しないですね。

(「はい」という者あり)

○平安座武志 委員 その分け方というのは、そこがちょっとよく分からないのです。どのような形で分けていっているのか。本当は1つにまとめたほうがいいと私は思うのですけれども、公共施設、これだけつぎ込んでいくのですから、税金を、地方債も含めて。1つにまとめて公共施設を造っていくべきではないかなという思いがあるのですが、その分け方はどのようになっているのか、ちょっと確認させていただけますか。

(「ちょっと休憩を」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後1時47分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時48分)

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 失礼しました。平安座武志委員の御質疑にお答えします。建て替える際に自治公民館であるのか、学習等供用施設でやるのかというところの判断につきましては、当然対象となる自治会の意向を踏まえて、野嵩3区自治会の場合は自治公民館でいくという判断がされましたので、そのスキームで事業を実施したというところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 それで間違いはないですか。皆さん方が区別しているのではないですか。話合いは確かに行われるかもしれないけれども、皆さん方が主導して、今回公民館事業を建設で行きましょうね。いや、違います。防衛補助が入りますので、公共施設とでしか補助が適用できない。だから、学習等供用施設とし

て公共施設でやっていきましょうね。皆さんのさじ加減ではないのか、私はそのように認識していたのですけれども、違いますか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後1時48分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時49分）

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 失礼いたしました。平安座武志委員の御質疑にお答えします。特に書面でのやり取りとかというのは、確認しましたところ、ないようですが、先ほどからも御答弁していますとおり、各自治会の要望を踏まえて、その方針で建設をしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 先ほども言いました。これは一本化していくべきではないですか。要するに今回の地方債を約4,000万円、5,000万円余り地方債を充てていくわけですよね。ですけれども、公共施設にはなっていない、所有は自治公民館で自治会である。学習等供用施設は逆で、公共財産になっていて、指定管理者として自治会を置いて、これは一本化していかないといけない、分かりにくくないですか。これは多分皆さんのさじ加減でできると思うのです。

今までは、防衛補助を使わないまでの金額であれば、自治公民館として建てましょうという。そして、防衛補助を使うのであれば、学習等供用施設を建てましょうと、皆さんラインを線引きしているはずなのですが、そこはだから皆さんの私はさじ加減なのかなと思っていて、今回これから始まる野嵩1区ですか、あちらは公民館から今度学習等供用施設に替えるわけですよね。だから、それも多分皆さんのさじ加減、防衛補助を使う予定になっているので、学習等供用施設になりますけれども、公共財産として。

だから、さじ加減だと思うのですが、そこは一本化していかないと、ちょっと分かりにくくなっていくとは思いませんか、管理するとしても。一方は、しっかりとした条例で管理をされていると。もう一方は、宜野湾市は、要するに条例等で管理ができない。自治会側が管理をしているという流れになっているので、ただ補助を充てていくのは一緒ですので、分かりにくいのですよ、これは。ちょっとその辺一本化できるのかどうなのか、分かりませんが、やはり検討していくべきではないかなと。私は、そこを前から指摘していますが、やっていくべきだと思うのですけれども、できないことはないですよね、多分一本化は。ちょっと回答をいただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。昨年度の決算審査のほうでも平安座委員からは、御質疑、御指摘がございまして、我々としても、管理する側からしましても、やはり自治公民館だったり、学習等供用施設だったりというので、おっしゃるとおり管理の仕方とか、補助の在り方とか、要綱も規則も全部ばらばらでというのは、部内のほうでも、そこら辺は、やはりどうにか整理する方法がないのかなというのは、ちょっと検討をしていくべきだなというふうには感じております。

今後のことではございますが、このような自治公民館、自治会も含めて、やはり自治会の担う役割というのは福祉的なサービスも含めて、宜野湾市にとっては、ちょっと欠かせない存在でもありますから、そこら辺は少し検討というか、時間をかけて調査をしていきたいなというふうには感じております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 しっかり調査していただきたいなど。前から言っていますけれども、分かりにくい、同じような名前が、要するに補助と寄附金という形で、名前は変わりますけれども、同じような形で造っているもので、それで公共施設になるものとならないもの、条例で管理するものと条例で管理しないもの、分かりにくいので、ぜひ何かいい方法をやって、分かりやすいようにしていただきたいので、よろしくお願いします。いたしたいなと思います。

もう一点、質疑させていただきます。自治会育成補助事業、これは2款1項1目です。事業費分の実績等の資料をいただきましたけれども、広報施設費補助金と事務所改修補助金というのがありますけれども、こちらの説明をちょっといただきたいなと思います。この資金等が書かれておりますが、ちょっと説明いただけますか。どのようにして学習等供用施設も含め、改修工事を行っていつているのか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。こちら自治会育成補助事業（事業費）でございしますが、事業費の中に広報施設費補助金と事務所改修補助金の2つがございします。どちらも補助金の交付までの流れは同じとなっております。

まず、下のほうの2番の自治会育成補助金交付までの流れということで、簡単に御説明申し上げます。まず、①、事業予定報告書と見積書等とございしますが、こちらは前年度の10月末日までに私どものほうに自治会のほうから修繕が必要な箇所があった場合に予定として見積書等が上がってまいります。

それを受けまして、各自治会から要望が上がってきたものを我々のほうで取りまとめて予算要求をいたします。予算が成立しましたら、③、事業費補助金を自治会から交付申請ということで申請を受けます。その申請を受けたら、④で補助支援書を交付いたしまして、自治会のほうが予定していた修繕を行うという流れになってございます。

また、工事や修繕が完了いたしましたら、こちらのほう、我々の行政のほうに事業報告書を提出していただきまして、事業報告書をもって現場確認と写真等を確認して検査を行います。それできちんと修繕ということが確認できましたら、⑧、事業費補助金の確定通知書を交付いたします。それをもって、また自治会のほうから補助金の交付請求書が上がってまいります。それを受けて、自治会のほうへ補助金を交付していく流れとなっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 流れは、よく分かりました。ちょっと資料の見方なのですけれども、事務所改修補助金、色をつけられているのが、先ほど言ったスキームのとおり、前年度で要望して予算が可決して行ったものという考えでいいのですか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 そのとおりでございします。グレーの色になっているものが当初自治会のほうから予算要求が上がってきた内容となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この塗られていない、令和6年度決算では9件の改修事業を行っているみたいで、3件がスキームのとおり要請があつて、予算を要望してやった工事、残りの6件は急遽この年度内に入ってきたものだというふうに認識をしますけれども、これだけいろいろと入ってくると、多分前も言いましたけれど

も、今、自治会って大変厳しい財政状況の中で指摘はしましたがけれども、30万円以下の補助については、自治会が出さないといけない、市の補助がないという流れの中で、多分これ以上に不備がある、学習等供用施設も含め、あると私は思っております。

この予算も当初予算で460万円ぐらいしか組まれていないのですよ。これ私は、もうちょっとやっていくべきではないかなと。決算額は、やはり当初予算よりずっと伸びてしまっている現状があるので、私こは、やはり学習等供用施設、これは公共施設等に入る公民館も多分含まれての流れなのですけれども、公共施設等ということであれば、やはり不備があってはいけないわけです、安全性の問題からして。住民がいつでも使える施設という形でなっているわけですからね。やはりこはもうちょっと予算を、今回の当初予算に上がっていることを考えれば、今後はやはりもうちょっと予算をしっかりとつけていく。自治会側にもしっかり説明して、危ないものは、予算取りができないから待つのではなくて、しっかり報告してくださいと。どうか予算は我々がつけますのでという体制を私は取っていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり、緊急性が高いものにつきまして、今回前年度予算、見積りをもらった以上に費用が出てきている部分が事務所改修の補助金でございます。例えば真栄原区の公民館フェンス修繕もそうですし、長田区の空調関係も、夏場でしたので、そこが止まると、やはり人命に関わるというところで、その辺については、人命に関わる緊急性を要するものについては、財政当局とも相談をしながら予備費等で対応できるように調整をさせていただきます。

おっしゃるとおり、公民館も老朽化しているところもあり、指定管理しているとはいえ、それぞれの指定管理、自治公民館の皆さんも事業費予算も少ない中なので、その辺は適宜相談を受けるような体制を取ってございます。

一般質問等でもありますとおり、公民館指定管理者といえども、ほかの公共施設とは違って、なかなか自主財源で賄え得るような施設運営ができていところが多いかということ、そうでもないところはありますので、そこら辺は、また自治会の指定管理者としての皆さんの意見も聞きながら、ちょっと少し調整というか、その辺はちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今の皆さんの流れが決められている流れでは、それをぜひやっていただきたいのですが、1つ提案というか、考え方としては、これも一般質問でもやりましたけれども、皆さんは公共施設には個別計画をつくっているのですよ、学習等供用施設に関しては。事前整備というのですか、どこか壊れて直すのではなくて、個別施設計画をつくっていますよね、令和4年度でしたっけ。

あれに基づいて、やはり公共施設であるのであれば、計画もつくられているので、やはり皆さん方が予算をつけていって改修していくという流れにしていかないと、本来計画をつくれば計画どおり進めるのが皆さんのあれですよ。そこは今進んでいないではないですか。ここも私は整理していただきたいなと。計画どおり改修していくには、予算が難しいということもあるかもしれないですが、それで長寿命化を図っていけば、将来的にはライフサイクルコストは圧縮されるわけですから、相当。そこも考えれば、やはり計画どおり進めていくべきだと思うので、もう一つ、公共施設等整備基金、皆さん12億円ぐらい持っているのです、12億円余りの基金を。残高から見れば、毎年、毎年。公共施設等整備基金、学習等供用施設の改修には、これは

使えますよね。補修や改修には使えますよね。まず、そこだけ確認させていただいていいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。改修についても充てられるものと認識をしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ほかに使っていると思うのですが、流れを見ますと、皆さん大体12億円程度の基金残高があるような状況もあるので、これは里道等も全部ここに入ってきますよね。年々積み増しされていくものなので、皆さんがつくった個別施設計画を進めていくには、やはりそういった基金の運用等もしながら皆さん方の施設でございますので、皆様方が計画性を持って整備をしていく、そのような流れにぜひしていただきたいなと思います。

これは何回も言っていますが、ぜひそのように整備をしていく、姿だけではないのですが、分かりにくいので整理してほしいのです。いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり学習等供用施設の個別計画というのでしょうか、その個別施設計画もございます。ただ、一般質問でも御答弁いたしましたとおり、なかなか計画どおりに進んでいないというのが現状です。その辺も部内で持ち帰って、今後その計画にのっとった事業の執行というのですか、そこら辺はしっかり行うことで、長寿命化も図られるというところもあるものですから、そこら辺は企画サイドとも、また協議を重ねながら、とにかく前に進めるように努力してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。そこがまとまるまでは自治会育成補助事業費として、不備が出ているのを待たせるようなことがないように、ちょっと予算がないからと待たすようなことがないように、事業資金の枠はしっかりと持ってやっていただきたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 交替しましょうね。それでは、質疑ありましたらお願いいたします。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。決算書の28ページです。資料番号35、この中の14款1項5目、その中に住宅使用料というのがあります。決算書では収入未済額とか、そういうのが載っているのですが、それを確認させていただきたいと思います。市営住宅は、基本的には入居希望の受付は、今年度はやりましたか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。今年度は、例年行っております、空き家待ち募集という募集を6月に実施しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 愛知、また伊利原の各市営住宅の申込み状況はどのくらいなのでしょう。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 御質疑にお答えいたします。ちょっと団地ごとの集計は取っておりませんで、伊利原と伊佐で合わせた数字は236件の募集をお受けしております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 236件の方から申込みがあったという形でよろしいですか。このように多くの方々が市営

住宅の入居を希望しているというのが今の現状なのですね。前の市営住宅と違って、施設環境もよくなって、また住居も広々として、大変住みやすいというのがあるものですから、入居募集したら、こんなに申し込みが来たと思うのですが、令和6年度の入居はありますか。令和5年度の募集で令和6年度入居なのか、そこが分からないので、お願いします。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 昨年度の実績でご報告させてください。令和6年度の実績でいいますと、226件の全体で応募が、愛知と伊利原を合わせて226件の応募がありまして、空き家待ち募集ですので、その中で抽せんでくじを引いて当選された方が1番、2番、3番、4番、順位づけをしまして、空き家が生じた場合、上位の方から入居案内をするという形で抽せん会を開いております。

抽せん会のほうで、例年の入居状況を見て、愛知、伊利原、それぞれの住戸の募集戸数を算定しております。昨年度は空き家待ち募集として30戸の当選者を出しまして、実際入居できた方は、そのうち12名の方が入居に至っております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これ番号は30番まで決めたということですか。そして、そのうち1番から12番まで、もしくは途中でやめられる方もいますよね。12世帯が埋まりましたということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 抽せんについては、詳細なのですが、タイプの的に単身世帯であったり、2世帯だったり、一般世帯であったりありますので、それぞれ住戸のタイプごとに当選者を決めまして、その総数が30名という形となっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 了解しました。ありがとうございます。では次に、この使用料に関して少し入っていきたいと思います。資料の35番のほうに市営住宅使用料収納状況というのがありますね。また、これを見ますと、決算書のほうを見ますと、同じなのですが、令和6年度の収入未済額がはっきり大きく載っている。金額があまりにも大きいものですから、それは累計なのですか。御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 こちらの数値は、現年度とそれ以前の滞納分を合わせた累計値となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、今資料も見ますが、後ろのほうの前年度分も一応見えています。収納率もいいのでしょうか、収入未済が発生していますが、過年度分というのがありますね。その分の中のほうを見ますと、毎年500万円、600万円、700万円の、特に愛知市営、また伊利原市営って新しいのかなと思ったのですが、それでも昨年度、令和6年度の決算では1,100万円超えの収入未済がある。これは大変大きいですが、これはどういうふうな皆さんは考え方を持っているのですか。どんなふうに対応方を今考えていますか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 お答えいたします。家賃の徴収につきましては、令和6年度は新たな滞納を増やさないという形で、令和6年度の現年度分の家賃について徴収するように強化しておりました。数値でいいますと、若干ではあるのですが、令和6年度分は以前の令和4年度分に比べて若干ですが、徴収率が上がっている状況

となっております。

一方、過年度分につきましては、裏面ですね。やはり徴収率が上がらないという現状となっております。過年度分についても、大分高額な方がいらっしゃるものですから、役所に来ていただいて、過年度分についての徴収についても行えないのかという形で、滞納の相談をしながら適宜対応しているのですが、なかなか徴収率の過年度分については、徴収率が上がっていないという状況となっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 参考まででいいのですが、分かる範囲で。滞納分というのは、どんなふうにカウントされますか。2か月分滞納したらカウントなのか、1か月滞納したらカウントなのか、これは少し説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 滞納の集計としては、年度ごとの決算に基づいた支払いがなければ、現年度の滞納、過年度分も当該年度で支払いがなければ翌年度に繰り越すと、持ち越すという形で、年度ごとでの集計を取っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 すみません。聞き方が多分悪かったのかなと思って、通常滞納といたら何か月から滞納なのですか。失礼しました。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 厳密に言いますと、その月の家賃というのは、その当該月の10日までに支払わなければならないとなっておりますので、支払日を過ぎたら、厳密に言いますと、その月の家賃の滞納という形で解釈しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変苦労されてはいると思います。特に愛知も伊利原も長期の滞納額が大き過ぎて、また納める能力というのが、バランスが相当、家賃はこれだけ、納めるのは毎回これだけだったら、どうしても滞納額は増えていくというのかな、そういうのがあるのですが、今一番滞納額で多く残している方というのはどの程度、分かる範囲内で、逆に言えば18か月分、3年分とか分かりませんが、どのような感じで、何か月分でもいいし、そういう滞納があるのか。滞納しながらでも、逆に先ほど窓口に来ていただいて、家賃を超える金額を納め切れないということですよね。それについて本当にそれでいいのか、その点もお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 現在把握しているのは、高額で、個人で最大の方が200万円を超える滞納を抱えている方がいらっしゃいます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは最初の審査の中で出ていたのですが、私、回収の仕方、というのは、皆さんも市民の本当に困った顔を見ながらお話しするというのも大変だと思います。あと、回収の仕方を、今後本当に指定管理とかなんかありましたよね。これはいつ頃から明確にしていくのか。そうでないと、滞納してもいいですよみたいな形になってくのではないかなという状況だったら、普通は2か月滞納したら退去通告が来ます。

でも、退去通告なので、命令ではないので、通告が来て、その後命令、そしたらまた裁判問題とか、いろいろな面で撤去してもらおうとかあるのですが、200万円という金額が何か月後か、僕も分からない、こういうようにして滞納シイン、ヌーガ、インジランティシムンドオミみたいな風潮になったら、市民の公平公正の点からも、ちょっと後々大きな御指摘を市民から受けるのではないかなと。議会でもこれだけ問題だなと思っているのに、その点、今後のやはり滞納に関するものは、ちょっと今、全ての不動産屋さんとかも大変厳しいので、今後どういうふうに考えているのか、お聞きします。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 おっしゃるとおり債権については、支払い能力の有無、能力があるのかを見極めて徴収するのが役所の義務だと思っております。

一方、先ほどお話しした、本人に支払い能力があるのかというのは、本人の就労状況だったり、健康状態というのもヒアリングしながら、そのヒアリングの結果、支払い能力がないという判断をされた方については、債権管理条例に沿った形で、場合によっては不納欠損の手続きを取っていくという形で、昨年度からそういった各個人の方々の能力があるのかというのを調査しておりますので、この辺引き続きそれぞれの方の状況を踏まえながら適切に判断していきたいというふうに考えております。

その徴収についても、これまで督促状を書面で送っていたのですが、そうではなくて、訪問したり、お電話をしたり、そういった形で支払いについて、どうにかならないのかという形で、今後も引き続きそういった電話なり、訪問なりでの徴収についても当たっていききたいというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 本当にそういうような滞納が続くと、今、本当に民間との違いも相当あるのだろうなという、入居のときも、それもまた今、保証人はつけなくてくれということで、議会はしっかり申し出てはいますが、滞納をしなさいとは申出はしていないのです。滞納を見逃せとも伝えていません。

ですから、今言うように逆に言えば、不納欠損で落とすという言葉も使わないほうがいい。これは食い逃げですよ。学校の給食費も食い逃げできないですよ。前にありましたよ。学校に聞かれたときに、給食費を納めていなかったら卒業式は出さない。校長室で卒業証書を渡すと言ったら、親はお金を探してくるので。そういうふうな形の件は、そう言われた方からお伺いしました。本当に大変ですよ。ちゃんと払わないと、あと大変ですよというお話がありましたけれども、今の不納欠損は、そういったことを認めるという段階ではないので、これは簡単にその言葉は使わないでいただきたい。

それともう一つ、今後本当にずっと皆さんがやるの、継続するの、それとも外部委託するの。これは本当のことを考えると、皆さん難儀しますよ。これは、ちょっとまだまとまっていなければ、まとまっていなくていいのだけれども、一応ほかの提案がありましたよね、いろいろなところの市営住宅は指定管理が入っていますよとか、それも大事だと思いますよ。厳しいですよ、指定管理。すぐ催促ですよ。その点も、ちょっと今後の件、それともう少し詰めて説明いただければありがたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 まず、徴収に関しては、すぐ不納欠損ということではなく、再度なのですが、その方々の実際の状況をヒアリングしながら適切に判断していきたいというふうに考えております。

将来的な管理手法なのですが、宜野湾市以外の市レベルでは、ほとんどの市が指定管理制度で運用しておりますので、宜野湾市のほうでも早急に指定管理に移行するという形で、今その準備に取りかかっていると

ころでございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最後に、ぜひ皆さんも難儀しないように、そして市民も催促されたら払うのですよ。あまりにも大きくなると払い切れないのです。そういうのがあって、やはり先ほども窓口に来てお支払いしているというのだけれども、月々2万5,000円だったら、これに上乗せして3万円を毎月払って滞納額を減らしていくというのなら分かるのだけれども、2万5,000円の月々の家賃に毎月2万円ずつ持ってきますでは、ずっと残っていくのですね。これは当たり前のことなのことなので、これをみんなもっと考えていかないと、これだけの方々、本人も大変なのですよ、入居している本人も。後々大変なので、この点はもう少し各部協力して整理したほうがいいのではないかなと思うのです。

その点も併せて、これは毎年出て、収納率が伸びていないのですよね、いつも。滞納は増えて、ずっと残っている。毎年200万円ずつぐらいプラスされている。来年度は、令和7年度は、さらに伊利原で1,300万円超えるかもしれない。もしくは愛知で逆に800万円超え、毎年増えていく。どうにかしないといけないということをしかり知恵も出して、他の市町村のやり方、いいところは、ぜひ使っていただいて、御検討していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、ちょっと時間が早いのですけれども、職員の入替えもありますので、一旦休憩を入れて再開後に進めていきたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時25分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時35分）

○石川慶 委員長 引き続き、認定第1号についての質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。決算書の112ページの2款1項9目電子計算費の備考欄6の総合設備強化対策事業に関して、資料と併せてお伺ひしていきます。資料作成ありがとうございました。

監査結果を資料でいただきたいということで、お願ひした結果なのですけれども、監査で提言があったのが、この2件だけだったということでいいのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。情報セキュリティの運用、または管理の在り方について、外部の専門家から宜野湾市の情報セキュリティの脆弱性というのを評価してもらう中で、ここはこうだということで、高いセキュリティが保たれているかとか、この点は脆弱性がありますねというようなことは幾つも出たのですが、この資料を提出しました、このポツで示す4点が、特にセキュリティ上、脆弱性がありますねという、この4点が主な内容でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ポツの4点が主なということで、もっと細かな指摘というのはあったという御説明ですよ。この監査というのは年に何回行いますか。年に1回ですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 年に1回行っております、委託事業としてやりますので、年に1回のみでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この監査で指摘される事項というのは様々あると思うのですが、職員からすると、何をどう守っていけばいいのかというルールが明確になっていると、すごくやりやすいと思いますけれども、そのルールみたいなのは職員にありますかということで、そこが職員にちゃんと周知されていますかということを伺いたいです。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 デジタル推進課が所管している情報資産、それに係る宜野湾市情報セキュリティポリシーというものを策定しておりまして、新たな脅威が出現するや、情報システムの変更に対応するためということで、定期的に見直しは行われていて、これを職員が見やすいように職員のポータルに掲示はしております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、ここで監査から出てきた指摘というのは、職員からすると、そんなこと知らなかったよとかではなくて、あ、そうか。できていなかったなと思えるような環境づくりに努められているという感じですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 デジタル推進課で管理している情報セキュリティポリシー、もちろん何10ページにもわたってありますから、例えば各原課でも様々な計画であったりとか、実施の要綱とかというのは各原課でも様々な業務を持っていますと思うのですが、もちろん情報セキュリティポリシーというのは、全庁的、そして市民の利便性の向上であったりとか、または職員の業務の効率化のためにということでも設定しているポリシーではあるのですが、中にも、やはりこういった規定があるということを知らなかったという職員も、やはりおりました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 多分デジタル推進課としては、そういった基準であったり、ルールをつくって、ちゃんと展開しているのであれば、それ以上は、多分できることは、なかなかないのかなと。もちろん、何回も繰り返して啓発していくのも必要かもしれないのですが、あとはやはり職員の意識かなと思います。

このセキュリティ強化対策事業の中では研修も含まれていると思ってまして、その中で、そういった意識啓発みたいなこともやられているのですよね。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 情報セキュリティポリシーに関しましては、昨今のサイバー攻撃というものに対しましては、情報資産を盗まれるだけではなくて、システムを止められたり、そういった個人情報何万件と流出するというような大きな脅威がありますので、宜野湾市のセキュリティポリシーにも定めているのですが、年に1回は必ず情報セキュリティコースという総務省の研修を会計年度任用職員含む全職員にリモートラーニングということで、受講をさせております。100%の受講率で毎年やっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この委託されている業者の責任範囲というのは、こういった監査の結果、指摘事項があったことに対する対応というのは、この業者ではなくて、あくまでデジタル推進課がやっているという戦略ですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 あくまでも外部の専門家からのアドバイスであったり、指摘であったりということですので、その後はデジタル推進課が全庁で注意喚起を行うと。特に外部監査の後には、今回担当課の管理職まで集めて結果報告会とか、こういった対策を今後行っていくべきですというような情報共有を持つような説明会を行っているところです。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。このような対策事業をやっているのですけれども、実際情報漏えいの事故といたしますか、この令和6年度はありましたか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 ございません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。すごく大変だと思います。デジタル推進課の皆さんの気持ちが少しは分かったので、継続して頑張ってくださいとしか言えないのですけれども、先ほど課長もおっしゃったように常に新しいリスクってずっと増え続けるものなので、しっかり職員の皆様に分かってもらえるように頑張ってくださいという応援だけさせていただきます。この意見に関しては、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、決算書の179ページで、3款2項2目児童措置費の備考欄13の施設型給付等事業で、資料を作っていて、ありがとうございます。この件に関して幾つか伺います。

先日も質疑したのかもしれないのですが、ちょっと確認のためになのですが、この返還金、そらみライオンの子保育園とブンバァで返還金があるのですけれども、令和6年度はありましたか、なかったですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度分に関しては、その年度内で加算の間違いだったりとかというものを精査したり、その当該年度で処理しているので、還付とかは発生しておりません。

すみません。先日の委員会場で、令和5年度分に関しては、この決算書の数字に含まれているという説明をしたのですけれども、すみません。僕の説明が間違っていて、この決算書に表れている数字は、通常の精算、他の園を含めた精算に関わる返還金であって、そらみライオンの子保育園の分については含まれていないということでした。

資料番号56に今回のそらみライオンの子保育園とブンバァの分の返還金を載せているのですけれども、この部分に関しては資料にも書いてありますように、今年度12月補正予算に国、県への返還金については計上予定にしております。実際には3月頃に国、県から納付書が届いて、年度内で返還という流れになっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこが実は聞きたかったところで、年度によって対応が変わるのかなというところだったので、今のお話でいくと、全て同じように対応して、この12月の補正予算で計上予定ということですよ。分かりました。ありがとうございます。

もう一点、この資料で1番の返還金一覧というところの利息等という欄があります。この利息というのは、

返還金には含まれていないと思うのですけれども、この金額というのは誰に対する利息とか、どのように扱われるか、お伺いします。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 御質疑にお答えいたします。この利息等に関しては、今回市に対して返還していただく分に対しての利息になりますので、その利息等については、市の予算に入ってくる予定になっていて、その分に関しては国、県への支払いには含まれていないです。完全に市に入ってくるお金になります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この利息に関しては何か根拠、この期間で、この金額だったら、こういう率があつて、この金額になるという、計算の結果、こういう表に書いた数字をつくられていると思うのですけれども、国、県からの補助に対しては、こういう利息というのはないのですか。

○石川慶 委員長 保育こども園課長。

○保育こども園課長 おっしゃるとおりで、国、県に対しての利息等は発生しておりません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。新聞報道とかでも、いろいろ市民の皆様に不安を与えたりとか、実際ここに通わせている保護者の皆さん、そしてその子供たちに対して、とても大きな影響があったことなので、私たちもしっかり注視していかななくてはいけないかなという一方で、この決算に関しては、ここで一旦整理はできるのかなというふうに考えてはいるのですけれども、これは個人的に僕が一議員としてお願いしていいか分からないのですけれども、できたら議会に以前説明していただいた後にフォローという感じで、議会に対して結果、どうなりましたよというのを1度報告していただけるといいなと思うのですけれども、これはすみません。答弁を求めたらおかしいです。思っていますということで、以上です。

すみません。もう一点です。再発防止策ということで、今後このようなことは起こらないようにいろいろ考えられていらっしゃると思うのですけれども、それはもう対応はできていますか。それともまだ継続して検討、対応中ですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 対応策につきましては、県と協議を進めておりまして、監査の在り方というところの、また監査の内容を含めて実際県が監査に入る、また中部広域が入る際に、より細かく実施できる方法を今検討中であります。実際ほかの点も含めて今年度も監査をしているのですが、その中で調査研究している状況であります。

ただ、今回の事案は、他市でもあるのですけれども、そういったことが新聞報道で出ることによって抑止力が方々に出てきているのではないかなと思いますし、そこは踏まえて、しっかり園運営をされていると考えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。抑止力の部分は、確かにそうかなとは思っているのですけれども、やはり行政側としては、そういった抑止力以前に、ちゃんと制度として、こういったことが起きないようにことを考えていただきたい。今、県としても検討されているということなのだと思いますけれども、いつ頃までにとかありますか。まだ未定ですか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 まだ明確なガイドライン的なものは発表されていないのですけれども、基本的には実際監査の中で、どこまで施設側に求めていくのかというところは、まだ調査研究の段階であるというふうに考えています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ぜひ二度と、このようなことが起きないように頑張ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、替わりましょう。では、続きまして、上地安之委員。

○上地安之 委員 よろしくをお願いします。まず初めに、不用額及び収入未済額に関して、その中の不用額について、今回質疑をさせていただきたいと思います。

不用額の対前年度比、決算意見書の中でもあるように増の傾向になっておりますよね。毎回、決算審査をするに当たって収入未済額とか、不用額については、多くの議員から提言等もあります。それで、改めて不用額について確認したいと思います。

まず、不用額の見込みというのが、年度末の不用額、3月最終補正で落としますよね。そういうのを落とさなくて、出納整理期間まで引っ張っていく、そしてそこでも執行できなければ、こうして決算が出てくる。ところが、3月末日に不用額を落とさず出納整理期間内にこれは執行がされた場合は、前年度の予算の位置づけになりますよね。

それからすると、3月末日で不用額に落とす。そして今回は、決算ですから、そして決算資料として1,000万円の不用額の内容についても出してもらいました。

そこで、これは個別の話は今日はやりませんが、今回1,000万円の内容を出してもらったのですけれども、例えば1億円の中の1,000万円、それなりにやはり見えてくる。ところが、1,000万円以下の事業で500万円の不用額は、ここには出てきていない。ですから、1,000万円ということではなくて、不用額全般をどのように意識しているのかということを知りたいのです。しかも、例年その相当額が不用額とされていますよ。

確かに3月末日で事業が完了した。例えば委託費、工事費、入札執行残、それはある意味、予算の執行残として、それはよしあし、いろいろとあると思うのだけれども、その見方ができると。

ところが、事業をいろいろと組むに当たって職員の配置、今回も相当職員の配置を予定していたものの、不用額、つまり未設置というのがたくさんあるわけ。そうすると、市民のサービスの低下につながりますよ。さらには、予算化する際に皆さん方がどういった認識で予算を計上しているのか。ここでも言われているように、まず初めに見込み違いだとかあるわけ、見込み違い。あるいはまた、建設部においては、用地交渉に時間を要したというような説明があるわけ。これはあくまでも1,000万円以上ですよ、1,000万円。100万円、200万円ってざらにあるわけ。これは、これ以上の話は、今日はしませんけれども、その認識と今後の改善をどのように取り組むのかなということを確認させていただきたいと思います。まず初めに、見込額に対する皆さん方の認識等をどのように考えているのか、説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。まず、見込額に対してなのですが、これは当初予算編成の段階で各課からの資料等の推計を基に金額があがってきます。これにつきましては、前年度からの伸び率の推計であったり、実際に利用している方々のサービスの状況を総合的に判断しまして、当初予算として見込額を立てて、要求されてきたものに査定を入れたりという形で予算計上している状況で

ございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財政課長、特に見込みについては、扶助費だとか、福祉費というのは、これはやはりなかなかうまく見込めないところも理解しています。理解はする。しかし、それが恒常化になったら駄目ですよ、恒常化。

これは、また後で質疑しますけれども、建設部のほうで、用地交渉に時間を要したとあるが、これは事前に、その計画で履行できるものということで、予算を計上して予算がついたはずなのだけれども、いざ交渉したら時間を要した。よって、工事に入れないわけよ。そして、繰越しになっていくわけ。今までもたくさんあるじゃない。しかも、工事の繰越しなんかいくと、これまた事故繰越しの心配をしなくてはならない。この繰越し事業費と年度にも事業を組む、なかなか前に進まないというのが実態ですよ。その考え方はどうなのだろう。それをお答えいただけますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 上地委員の御質疑にお答えします。建設部といたしましては、補助金請求に基づいて要望額、そして内示額で一応進んでいく状況になっています。その時点で補償物件であれば単価の入替えをして提示を実質やっていきます。実質提示をやっていくにつれて、この権利者、人それぞれ応じる場合と、そこはまだちょっと納得いかないという交渉がスタートします。

今回の補助金に関しては、提示をして契約で完了が見込めないので、不測の日数を要しているという理由を基に繰り越しを行っている状況でございます。その後、次年度繰り越した後に、早期に完了する形で完了払いという形に一応進めているのが現在の状況でございます。相手方が応じない場合には、次の人という展開を持ちながら、契約を締結して進めている状況であります。

そういった形で見込みながら、用地補償が長引く場合は、ほかのエリアの工事を進めていくと。そういったので各部署、課のほうで検討しながら、一応予算要求して進捗を図っている状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いろいろと事情があって、なかなか進まない。よって、せっかく計上した予算を落としていく、あるいは決算で現れてくる、これはやはり恒常的なものはよくないですよ。限られた予算、これは予算が限られて、そこに選択をされたのですよ。まだまだたくさんあるわけ、需用費、必要な予算というのは。ですから、そういった意味からすると、予算計上する以上は、安易な不用額にならないようなものの計画をつくっていただきたいなと思います。

それから、先ほど職員の配置、未配置の件について、これは総務部でいいですか。総務部でいいですね。実際に配置状況というのは、どのように皆さん方はチェックされていますか。

総務部次長、これは個別の話はいいです。どの部署が何名予定したか。それは今回問いません。全体的なものとして、かなりあるわけ。次長、実際に、そういった未配置で不用額が落とされている予算というのはありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 会計年度任用職員などの予算をつけていて、採用ができなくて未配置になっているという状況はございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは会計年度任用職員だけではないでしょう。会計年度任用職員というような表現していますけれども、会計年度任用職員だけではないですよ。これは特別職というのかな、専門職、それも幾つもあるわけ。それもサービス低下にしかつながらないから、そこら辺はやはりしっかり対応していく。これは先ほど答弁があったのだけれども、どなたが答弁したのか分からないけれども、これは委託も考えたほうがいいですよ。配置だけではなくて、民間に委託をかけながら、この業務を担ってもらおうという手法も、これは検討すべきですよ。

要するに市民サービスを低下させない、向上させるために、その職員が必要なことから、それが何らかの理由で配置できない、未配置、これは先ほどどなただったかな、答弁があったのだけれども、そういった手法も検討すべきだと思いますね。これはいかがですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 総務部の中でというか、税の確定申告の時期に会計年度任用職員が必要なのですけれども、近年なかなか任用ができない状況がございましたので、財政のほうと令和7年度になりますけれども、そういったところとの派遣契約もしていますので、全庁的にどういった業務が、委託が可能なのかについては検討させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 非常にいい案ですよ。単なる配置を予定して、未配置で不用額で落とすのではなくて、サービス低下ですよ、市民の。ですから、民間の活用、そしてまた専門職、今少し触れましたけれども、それも視野に入れて、サービス低下をさせないような有効手段を整えていただきたいと思います。大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。上地委員おっしゃるとおり、民間を利活用するということは、我々、人が足りないというところもございますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 もう一点だけ。不用額を決算で引きずるのではなくて、それは事業の見込みが立てられない、はっきりした場合には、直近の議会で不用処理するというのは基本だと思いますよ。それも認識を深めたほうがいいですよ。執行できないにもかかわらず引っ張ったら、これは予算をロックしていくのですよ。新たな事業に振り向くことができない。それも全庁的に企画部財政課で深掘りしてもらいたいと思うのだけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、今の御質疑にお答えいたします。この件については、令和7年3月議会の総務常任委員会の中で、補正予算の審査で上地委員から御指摘をいただいたところでございます。この件については、当時私が答弁を申し上げました、担当課のほうと補正減について調整したところでございますが、保育園の補助金、各種団体への補助金関係、どうにか3月末まで執行できないか様子を見たいとの相談もございましたので、この件に関しては、こちらとしても最後までやっていただければ、制限しなかった点も幾つかございますが、そういった点もしっかり実現できるのかどうかというところは、しっかり見極めて補正減の対応の調査、調整はしっかり行っていきたいと考えてございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 決算審査でその議論をされているということは、次年度の予算に、これは反映してもらいたいということでありますから、ぜひとも改めて次年度の予算編成に向けて、その認識をやはり下ろしてもらいたい。そして、さらに実行してもらいたいというようなことでありますから、頑張ってくださいと思います。

基本的には不用額というのは、やはり都度出てくるというのは理解しますよ。しかし、これは恒常化してはならないですよ。そういった認識を持たれると、限られた予算の中で事業を進める上で、新たな事業に影響が出るということは、市民サービスを低下させるということですから、お願いしたいと思います。不用額については以上で終わります。

続いて、債権管理条例、新たに令和6年度4月施行の債権管理条例を制定した後に、新たに今回何件か債権管理条例に基づく欠損処理に対応されております。せっかくだから、その点についてお聞きいたします。

まず初めに、当時の都市計画課における水洗便所の貸付基金についてお尋ねしたいと思います。報告書から見ても債権管理条例の第6条第6項の消滅事項の完成、4件、701万5,500円とありますよね。まずは債権管理条例に沿って対応されていて、そして恐らくそれは明らかに返済が見通せない判断の下で、債権管理条例に基づいて処理をされていると思うのだけれども、その内容についてお尋ねいたします。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 上地安之委員の御質疑にお答えします。まず、水洗便所改造等資金貸付金につきましては、令和6年度の滞納繰越金については7人おりました。金額にしまして101万5,000円を計上しておりましたけれども、その後、今年度内に納付があったことから、令和6年4月には94万8,100円の調定を行ってございます。

内容としましては、このうち2名の方は完済しておりまして、令和6年度の収入済額は13万4,000円となっております。また、4名の方につきましては、先ほど土地委員からございました、本市の債権管理条例第6条に基づきまして、消滅時効の成立により71万5,500円の不納欠損処理を行ってございます。その結果、残りの1名につきましては、滞納は9万8,600円でございますけれども、この方につきましては、分納で支払いするという意思が確認できましたので、現在、分納による返済で調整しているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに何名の方が不納欠損処理されたのですか。これは時効の完成というのは、いつでしたか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 御質疑にお答えします。4名、債権を放棄した方がおりまして、1人の方を申し上げますと、一番古い方で平成9年からありまして、償還が40回ということがありましたけれども、平成9年3月から平成9年9月分までは7回までは納めております。

最終納付日が平成29年12月27日、償還済額のほうが7万8,000円、貸付残額のほうが35万3,100円となっておりますけれども、7回から40回の33回分が未納となっております。これまでの経緯としては、まず平成9年5月から平成21年4月までは消息不明でございました。平成21年4月に本人が来庁しておりまして、支払いの約束をしております。

平成21年8月に督促状を送付しておりまして、平成23年2月に2回目の督促状を送付しております。平成

23年3月には、今度は電話にて来庁の約束をしております、平成26年1月及び8月に最後の督促状を送送しております。平成26年10月には連帯保証人のほうにも債務履行協力書の送送をしております。

次に、平成29年2月から平成29年12月まで支払いを再開しておりました。今度は平成30年11月から令和2年3月までに今度は3回目の督促状をやりまして、これが最後の送送となっております、今後も支払いを見込むことは不可能であると判断しまして債権放棄してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ここでちょっと確認させてもらいたいものだけでも、時効というのがあるでしょう。時効というのは、もちろんありますよね。5年、債務者が時効の完成に基づいて援用を求めた際の徴収方法というのが違うわけ。私は債務者で援用しますという表明をすると、これはもう徴収できなくなるよ。できなくなるのですよ。例えば時効の5年については、皆さん方が督促、催促を出したから、向こう5年の時効になるわけよ。

ですから、ちょっと心配なのは、そういった統一した皆さん方、各部署で共通しているかなと思っていて、これは債権管理条例に基づいて、これを整理していくというのは、これはやはり必要だと思う。これは支払いが明らかに移行できないと分かれば、例えば亡くなった人から徴収するわけにはいかないでしょう。あるいはまた、連帯保証人も存在しなければ、これはどこに請求しますかと。そういったときの、やはりこれは整理しないといけない、そのため債権管理条例があるのですよ。あるいは全く支払いが不可能と判断したときに、これは改めて企画部に確認します。ちゃんと各部署に、いろいろな手法については、統一したものをちゃんと構築されていますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。各関連部署には通知をしているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 だから、通知をしたところで、十分理解できないわけよ。それをもう一度、債権管理課というのはないから、私債権を扱っている担当部署の担当の皆さん方に、文書だけではなくて、当事者が認識を深めるようなものを、話し合いを持ってもらいたいものだけでも、これは通知文だけではなかなか分からないですよ。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。確かに文書だけではというところはございますので、関係部署が集まって共通認識を持ちたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 もう一度確認します。これは個別のことは、詳細については触れません。いろいろな手法があるから、統一的なものを皆さんが私債権の中でも処理の方法、時効は5年、しかしこの時効というのは催告をしてから向こう5年ですよ。あるいはまた、分納したら、それは支払いをしていくということだから、それを待つ意外ない。

だから、そういった細かいものがいろいろとありますので、皆さん方は十分理解しているかもしれないけれども、それに関係する部署に改めて勉強会というか、それを実施していただきますようお願い申し上げます。これはよろしいです。

生活保護費に関係しても、それは結構です。それはよろしいです。申し上げたかったことは、それに対す

る処理の方法についても、統一的なもので対応してもらいたい。私債権の使用料に対しても、昨日、おととい少し確認したときに、既に死亡者、行方不明者、そういった方々が存在するという説明もありましたよね。それらもいつまでも追いかけられないものについては、やはり処理すべきです。

ですから、企画部次長、そういったところに該当していながらも、処理ができていないものもあるわけ。それを統一して下ろしてください。そうすることで何がいいかというと、取れないものに対して、いつまでも管理するというのは非常に忍びないですよ。新たな業務に集中させたほうが事務の効率化にもつながるのではないですか。いつまでも管理するというのも、これ責任は大変ですよ。

そしてまた、次の担当者がまた担わなくてはならないというのもよくないから、改めて該当するにもかかわらず、処理がされていないというケースもあるということも忘れないで、各部もう一度検証して対応していただきますようお願いいたします。

最後に、今回皆さん方の配慮をもって9月定例議会中に決算書、監査の意見書と併せて今回報告の資料として添付してもらった、このことはありがたく思っております。そこで、今後は、義務化に向けてだとか、あるいはその条例の中に、附則の中にそれを挿入するのか、それはお任せしたいと思いますけれども、それもやはり実施をしたほうがいいのかと思います。

今回渡してもらったのだけれども、また担当者が替われば、それは別に義務化でもない。だから、我々議会サイドとしては、これが出ないと、なかなか分かりづらい。一つ一つここで引っ張る以外ないから、今後そのように対応していただきたいと思いますが、どうですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。今、土地委員から御指摘のございましたところにつきましては、ちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 最後に、使用料、手数料、分担金、負担金、そして今回税における還付未済が金額も出ておりますよね。それは皆さん方、税の取扱いについては、固定資産税の要綱をつくられておりますよね。これはあくまでも固定資産税でしょう。ほかの税の対応方については、その要綱で実行できるということですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。宜野湾市固定資産税過誤納付金支払要綱については、固定資産税に関する現行の5年を超えた分に関する要綱ですね、他の税は含まれてございません。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 固定資産税以外の税の対応方についてはどうするのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 固定資産税以外の税につきましては、地方税法において5年までの還付という形での対応をさせていただいております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 地方自治法に基づく還付、これは管理規程というか、に依拠していると思うのだけれども、その要綱については、従来においては20年というふうに期間が示されておられますよね。それと同じように固定資産税だけではなくて、ほかの税金についても、これは何らかの要綱を準備しておかないとい

けないのではないか。では、何で固定資産税については、地方自治法は確かに5年ですよ。しかし、要綱の中で20年という期間を設定しましたでしょう。していますよね。それも固定資産税以外の税についての対応方についても、これは還付未済額というのが発生するのだから、過誤納というのがあるのだから、その対応方についても、併せて処理ができるようにしておいたほうがいいのか。特に市民に寄り添った期間というのがあると思うから、それも検討してみたいかがですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 市県民税等につきましては、基本的には本人の申告でありまして、会社からの、給与支払い報告書に基づく課税、そこにつきましては扶養漏れなど所得の更生、そういったものは税法で5年で対応しておりまして、そのまま運営をさせていただきます。

一方、固定資産税につきましては、賦課課税方式と毎年7月1日時点の資産の状況を市のほうで評価をして課税する仕組みとなっております。固定資産税についても基本5年なのですけれども、固定資産税には住宅特例という制度が創設されまして、それに基づいて結構この土地の上に建てている住宅、住宅1棟につき60平米までは土地の評価は6分の1に軽減するという制度なのですけれども、これがなかなか全国的に適用されていないということがございまして、それで5年だと、納税者の理解を得ることが難しいというところで、個別に、そういった要綱で市民の信頼を回復するという目的、意味合いを込めまして、20年対応させていただいている状況でございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 同じくそれは固定資産税で税の話をしたけれども、使用料、手数料、分担金、負担金、ほかの自治体は、そこまで視野に入れていますよ、固定資産税等になっているわけ。宜野湾市は固定資産税が単独なのです。それも検討したらどうかなと思うのだけれども、これは住宅使用料以外の使用料の話ですよ。その辺も検討に値するのではないかなと思いますが、どうですか。要綱の整備ですよ。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 お答えいたします。2日目でしたか、土地委員からの御質疑でもお答えしたのですけれども、いろいろ課題はあると思いますが、検討はさせていただきたいなと思っております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 いろいろと課題はあると思うと。市民に不利益がないように、市民に寄り添った制度、要綱の下で、こうして過誤納だとか、未済額が発生した際の寄り添った制度を構築していったほうがいいのか。検討をぜひともしてください。これで終わります。

最後に財政課長、もう一度、不用額、未済額も含めて、それらぜひともいろいろな方が中心となって予算編成についての、今回決算審査の中で常態化しては駄目だから、ぜひとも次の予算編成についての対応方として、皆さん方が中心となって進めていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、次に交替したいと思います。最後ですね。プリティ宮城ちえ委員。21番、お願いします。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく申し上げます。決算書の24ページで、歳入、11款1項1目特別交付税についてです。6億6,750万5,000円についてですが、資料作成ありがとうございました。ちょっとこの説明をまたしていただけますか。例として、どのように使われたかということで、埋蔵文化財や医療的ケア児に出ているのですか。説明をお願いいたします。

(「資料番号」という者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 資料番号30番です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。資料番号30で提出をさせていただいた地方税の中の特別交付税についてでございますが、特別交付税については、地方交付税では補足されなかった特別の財政需要や災害等の特別の財政需要等を考慮して交付されるものになっております。

これも総務省の省令で算定される対象の費目が多岐にわたって決まっております。その中で、今回宜野湾市における令和6年度の特別交付税対象となりました、この費用例の3点、主なものというか、こちらのほうに記載させていただきまして、埋蔵文化財の調査にかかった費用で、一般財源でこれぐらいの対応がありましたということで、本省のほうに報告をさせていただいてございます。

また、次、医療的ケア児保育支援事業の実施に要する経費ということで、こういった必要な専門職を雇って、一般財源で対応しますという形で報告をしております。

あとは、老人ホーム被措置者数ということで、緊急的な避難で、老人ホームに被措置させていただいた方々に要した経費の一般財源分を総務省のほうに報告させていただいて、こういったものの積み上げ、一般財源で、こういった特殊な財政需要がございますということで、総務省のほうに報告をさせていただいて、総務省のほうで算定をされて、交付額が計上されているというような形でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。では、等と書いてあるので、まだ様々な多岐にわたる費用があるのですが、特に大きいのが、この埋蔵文化財と医療的ケア児と老人ホームの分というふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 金額のほうについては、これが一番大きいかというと、またちょっとごめんなさい。そういうことではなくて、ほかに防衛関係の事業の裏負担というか、一般財源対応分、こういった項目も結構大きな額、あとは一括交付金事業で地方債が充てられない一般財源対応分、こういったところも結構金額が大きくなってございまして、これについては、このほかに特殊な財政需要がある場合ということで、総務省のほうに報告をして、12月とか、3月に交付金が決定されているというような流れでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。例えば成果説明書の18ページの左側に医療的ケア児等支援事業とありますよね。医療的ケア児等支援事業に対して使用する財源として、またその特別交付税を補完したという形でしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。財源としてということでございますが、交付税のほうは一般財源になりますので、充当というような形は取っておらず、あくまでもこういった形で医療的ケア児に係る理由として一般財源で、これだけ活用していますということで、総務省のほうに報告をして特別交付税という形でいただいて、これはあくまで一般財源という形でいただいております。なので、事業に充当したということではございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。令和6年度の特別交付税についてということで、令和7年3月に総務省財政局から出ているのを見たら、本当に80ページにわたって、様々多岐にわたっていて、災害が主かと思ったら、災害だけではなくて、本当に全てに当てはまるという形なのですけれども、それはもともとそういうふうにいるいろいろこれまでも使ってきたのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 確認してもよろしいでしょうか。これを使ってきたというのは総務省のほうかという。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 いろいろ多岐にわたって災害だけでなく、私は災害が多いかなと思っていたら、いろいろな事業に対して、そういう特別交付税というのは、そういう形で一般財源として使ってきたのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。多岐にわたる事業というか、費目については、総務省令のほうで全て記載がされてございまして、かなり多岐にわたるという項目で、省令に基づいてやっているものなので、それは時代に合わせて項目が増えていたりしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、皆様、本日1番から21番まで進めてきましたが、そのまま進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時34分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時35分)

○石川慶 委員長 お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時35分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時49分)

○石川慶 委員長 本件に対する討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

(「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 退場します。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後３時４９分）
（２人退場）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後３時５０分）

○石川慶 委員長 これより認定第１号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後３時５０分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後３時５１分）

○石川慶 委員長 以上をもちまして案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後３時５１分）